

史跡中頭方西海道及び普天満参詣道 整備基本計画書



令和5（2023）年3月
浦添市教育委員会

序 文

沖縄本島の南側に位置する浦添市は、かつて舜天・英祖・察度王統の王城「浦添城跡」を拠点に沖縄本島中部一帯を統治していました。政権拠点が首里へ移ると、琉球王国時代には首里城を起点に宿道が整備され、本市には今もなお古^{いにしえ}の面影が残る中頭方^{なかがみほう}西海道^{せいかいどう}と普天満^{ふてん}参詣道^{まさんけいみち}が存在しています。中頭方西海道は琉球王国時代に首里と浦添を結び、沖縄本島中部の読谷まで続く当時の幹線道路で、地元では公事道とも呼ばれていました。普天満参詣道は中頭方西海道から分岐して宜野湾の普天満宮へ向かう道で、どちらも国王の行幸や参詣の道として王府と深い関係がありました。

1916年の新聞では中頭方西海道沿いについて「悪路なれど変化極まり無き沿道の風光と翠緑滴る並松は・・・吾人の心目を楽しましむるものあり」と報じており、豊かな自然環境と先人達の努力によって守られてきたかつての美しい街道沿いの風景を感じとることができます。

沖縄戦とその後の復興や都市化でその多くが失われてしまいましたが、旅情あふれる琉球石灰岩の石畳道と石橋、琉球松が続く沖縄らしい街道風景を再生させるため、平成7年度より文化庁と沖縄県の補助を受けて調査と復元整備を実施し、平成8年度には中頭方西海道が文化庁「歴史の道百選」に選出され、平成24年9月には「中頭方西海道及び普天満参詣道」として国の史跡に指定されました。また、令和元年度には周辺の文化財とともに沖縄県の日本遺産ストーリーの構成文化財に認定され、日々の生活道路としての利用はもとより、ウォーキングイベントなどで多くの皆さまに歩いて頂いております。

この整備基本計画書は、令和2年度に策定した保存活用計画の内容を踏まえつつ、今後の整備の基本的な考え方と方向性を示すために策定しました。今後は保存活用計画及び本計画を指針として整備・活用を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご支援、ご協力をいただいた関係機関並びに関係者各位に深く感謝申し上げます。

令和5年3月

浦添市教育委員会

教育長 當間 正和

例 言

- 1 本書は、沖縄県浦添市字安波茶、字経塚、字当山に所在する国指定史跡「中頭方西海道及び普天満参詣道」の整備基本計画書（以下、「本計画」）である。
- 2 本計画の策定事業は、浦添市教育委員会教育部文化財課が主体となり、令和3年度から令和4年度の2ヵ年にかけて国庫補助事業を受け実施した。
- 3 本計画の策定にあたっては「史跡中頭方西海道及び普天満参詣道整備委員会」（以下、「整備委員会」）における各専門的見地からの指導・助言を基本に、文化庁文化資源活用課及び沖縄県教育庁文化財課の指導を受けて実施した。
- 4 本計画の策定にあたっては、『史跡等整備のてびき』（平成16年 文化庁文化財部記念物課 監修）及び『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成27年 文化庁文化財部記念物課）により内容を検討した。
- 5 本計画の執筆並びに編集は整備委員会事務局である浦添市教育委員会文化財課と調査業務受託者である㈱国建が行った。

目次

第1章 計画策定の経緯と目的

1. 整備基本計画の策定の背景・経緯.....	1
2. 整備基本計画の目的	2
3. 委員会等の検討経緯	3
4. 関連計画との関係.....	5

第2章 計画地の現状

1. 自然的環境.....	23
2. 歴史的環境.....	28
3. 社会的環境.....	45

第3章 史跡等の概要及び現状と課題

1. 指定の状況.....	53
2. 史跡等の概要.....	55
3. 史跡及び周辺の課題	78
4. 広域関連整備計画	105

第4章 基本方針

1. 基本理念.....	107
2. 基本方針.....	108
3. 地区区分.....	110
4. 地区区分別整備の方向性.....	117

第5章 整備基本計画

1. 中頭方西海道

(1) 遺構保存・修復等に関する計画	119
(2) 動線計画.....	121
(3) 赤皿ガー周辺整備計画.....	123
(4) 修景・植栽に関する計画	134
(5) 案内・解説施設に関する計画.....	135
(6) 管理施設・便益施設に関する計画	142

2. 普天満参詣道

(1) 遺構保存・修復等に関する計画	146
(2) 動線計画.....	148
(3) 歴史的風致景観の創出に関する計画	150
(4) 災害対策計画	156
(5) 案内・解説施設に関する計画.....	159
(6) 管理施設・便益施設に関する計画	166

3. 地域全体における関連文化財との有機的な連携に関する計画

(1) 歴史の道としての連続性の確保のための計画	170
(2) 浦添城跡、浦添大公園、その他隣接施設との有機的な連携	172

(3) 市内関連文化財等との有機的な活用に関する計画.....	172
4. 整備事業に必要となる調査等の計画.....	173
5. 公開・活用に関する計画.....	174
6. 管理運営計画.....	180

第6章 事業計画

1. 事業計画.....	183
--------------	-----

附図

整備イメージ.....	184
-------------	-----

資料編

委員会議事録.....	186
-------------	-----

第1章 計画策定の経緯と目的

1. 整備基本計画の策定の背景・経緯

「中頭方西海道」は、首里城を起点に浦添を経て沖縄本島西側を北上し、読谷村喜名（旧番所）につながる宿道（琉球王国時代の幹線道）である。中頭方西海道のうち首里と浦添を結ぶ道は、尚寧王の命により石畳道に改修されたことが1597年建立の「浦添城の前の碑」に記されており、ルート上にある安波茶橋もこのときに木橋から石橋へ架け替えられたと考えられている。

「普天満参詣道」は、「中頭方西海道」から分岐し、宜野湾市普天間へ向かう道である。1644年に尚賢王の普天満参詣が始められたことから、この頃にはすでにこの道は存在し、1671年の宜野湾間切の新設以降は宿道としても使用されたと考えられている。現在でも当山の石畳道に往時の面影を偲ぶことができる。昭和59年には「当山の石畳道」として市の文化財に指定された。

浦添市教育委員会では、平成7年度より13年度まで、文化庁と沖縄県の補助を受け、「歴史の道」整備事業を実施し、発掘調査による遺構の確認を経て、安波茶橋（北橋）や当山の石畳道の修復工事等を実施した。また平成14年度から18年度においては、内閣府の「世界遺産周辺整備事業」により、首里城跡と浦添を結ぶ歴史の道「中頭方西海道」のうち、安波茶橋（南橋）及び石畳道の復元整備と周辺環境整備を実施した。その後、平成17年10月7日に、安波茶橋一帯が「中頭方西海道」として市の史跡に指定された。

平成24年9月19日、市指定史跡「中頭方西海道」と「当山の石畳道」は、それぞれの一部地域を広げて国指定史跡「中頭方西海道及び普天満参詣道」に指定された。

国史跡指定を踏まえ、浦添市では平成25年度より「歴史の道環境整備事業」（文化庁・県補助）により、土地の公有化事業等を実施しており、令和2年度には、「史跡中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画」を策定した。

中頭方西海道及び普天満参詣道の史跡指定や整備の経緯

年度	事業概要
昭和 58 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「当山の石畳道」が市史跡に指定（昭和 59 年 3 月 1 日）。
昭和 61～63 年度	<ul style="list-style-type: none"> 当山の石畳道の補修を実施。
平成 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> 安波茶橋及び周辺の道の遺構確認調査を実施（石橋の桁部分の石積みやその周辺部分の石畳道を確認）。 歴史の道を対象とする箇所の写真測量と安波茶橋及び周辺の地形測量及び基準点測量、水準測量等の実施。
平成 8 年度	<ul style="list-style-type: none"> 安波茶橋と当山の石畳道の遺構確認のための発掘調査を実施。 『歴史の道整備基本計画』及び『サイン計画～浦添街道・普天満街道・番所道～』を策定。 国頭・中頭方西海道が文化庁「歴史の道百選」に選出。
平成 9～13 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史の道整備活用事業」により安波茶橋（北橋）と取り付け石畳道及び当山の石畳道の修復工事。説明板等の設置工事等を実施。
平成 13 年度	<ul style="list-style-type: none"> 『浦添グスク首里城を結ぶ歴史回廊整備基本計画報告書』を策定。
平成 14～18 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「世界遺産周辺整備事業」により安波茶橋（南橋）と取り付け石畳道、導水トンネル等の整備を実施。 「中頭方西海道」が市史跡に指定（平成 17 年 10 月 7 日）。
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> 安波茶橋一帯と当山の石畳道が「中頭方西海道及び普天満参詣道」として国の史跡に指定（平成 24 年 9 月 19 日）。
平成 25 年度～	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史の道環境整備事業」にて土地の公有化事業等を実施。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県のストーリー「琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な『琉球料理』と『泡盛』、そして『芸能』」として、中頭方西海道（尚寧王の道）を含む構成文化財が文化庁の日本遺産に認定（令和元年 5 月 20 日）。
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「史跡中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画」策定。（令和 3 年 3 月）

2. 整備基本計画の目的

本史跡は、昭和 59 年に「当山の石畳道」が市文化財に指定されて以降、平成 7 年度から 13 年度までの「歴史の道整備活用事業」や平成 14 年度から 18 年度の「世界遺産周辺整備事業」など、着実に整備事業を進めてきており、その整備は一定程度完了している。

その後、今日に至るまでの間に指定地を取り巻く諸条件や地域情勢は変化し、今後の整備の方向性について改めて検討すべき点が生じてきている。また、本史跡の保存管理及び公開・活用の指針を示した「史跡中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画」が令和 2 年度に策定された。

本整備計画は、「史跡中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画」に基づき、史跡の保存や公開活用に向け、将来の整備の指針となる新たな基本計画を策定するものである。

3. 委員会等の検討経緯

(1) 委員名簿

浦添市教育委員会では、令和3年6月18日付けで市の附属機関として「史跡中頭方西海道及び普天満参詣道整備委員会」を設置し、当該史跡に係る整備基本計画を策定するため、第1回目の整備委員会を令和3年12月8日に開催した。委員は、考古学や歴史学、土木、植生の専門家及び歴史ガイドとして活動し、地域の史跡や文化財に精通した方へ依頼した。更に指導助言として、文化庁文化財調査官及び沖縄県教育庁文化財課担当職員にもご参加いただいた。

整備委員会 委員

区分	氏名	所属	専門等
会長	上原 静	沖縄国際大学名誉教授	考古学
副会長	上里 隆史	内閣府地域活性化伝道師	歴史学
委員	友寄 孝	沖縄しまたて協会技術環境研究所技術環境部長	土木
委員	比嘉 正一	県営中城公園所長	植生
委員	仲間 孝藏	NPOうらおそい歴史ガイド友の会	歴史ガイド

整備委員会 指導助言

氏名	所属
市原 富士夫	文化庁文化資源活用課 文化財調査官（令和3年度）
小野 友記子	文化庁文化資源活用課 文化財調査官（令和4年度）
宮城 仁	沖縄県教育庁文化財課 指導主事（令和3年度）
新垣 力	沖縄県教育庁文化財課 記念物班主任専門員（令和4年度）
上地 博	沖縄県教育庁文化財課 記念物班主幹（令和4年度）

整備委員会 事務局

氏名	所属
當間 正和	市教育委員会教育長
比嘉 さつき	市教育委員会教育部長（令和3年度）
高江洲 幸子	市教育委員会教育部長（令和4年度）
島袋 友木治	市教育委員会教育部文化財課長（令和3年度）
慶田 朗	市教育委員会教育部文化財課長（令和4年度）
安和 吉則	市教育委員会教育部文化財課史跡整備係長
比嘉 徹	市教育委員会教育部文化財課史跡整備係技査
仁王 浩司	市教育委員会教育部文化財課史跡整備係主任
我喜屋 優真	市教育委員会教育部文化財課史跡整備係主事

(2) 委員会開催経緯

本計画の策定にあたっては、次表のとおり全4回の委員会を開催し、内容について議論した

委員会開催経緯と今後の予定

回	開催日	内容
第1回	令和3年 12月8日(水)	①委員会設置 ②「保存活用計画」の確認 ③整備に関する課題の把握 ④現地視察
第2回	令和4年 2月25日(金)	①整備計画方針の検討 ②保存に関する整備計画の検討
第3回	令和4年 10月14日(金)	①令和3年度中間報告(第2回委員会)の確認 ②整備に関する各項目の検討
第4回	令和5年 1月19日(木)	①第3回委員会の修正箇所の確認 ②整備活用計画書(案)の確認

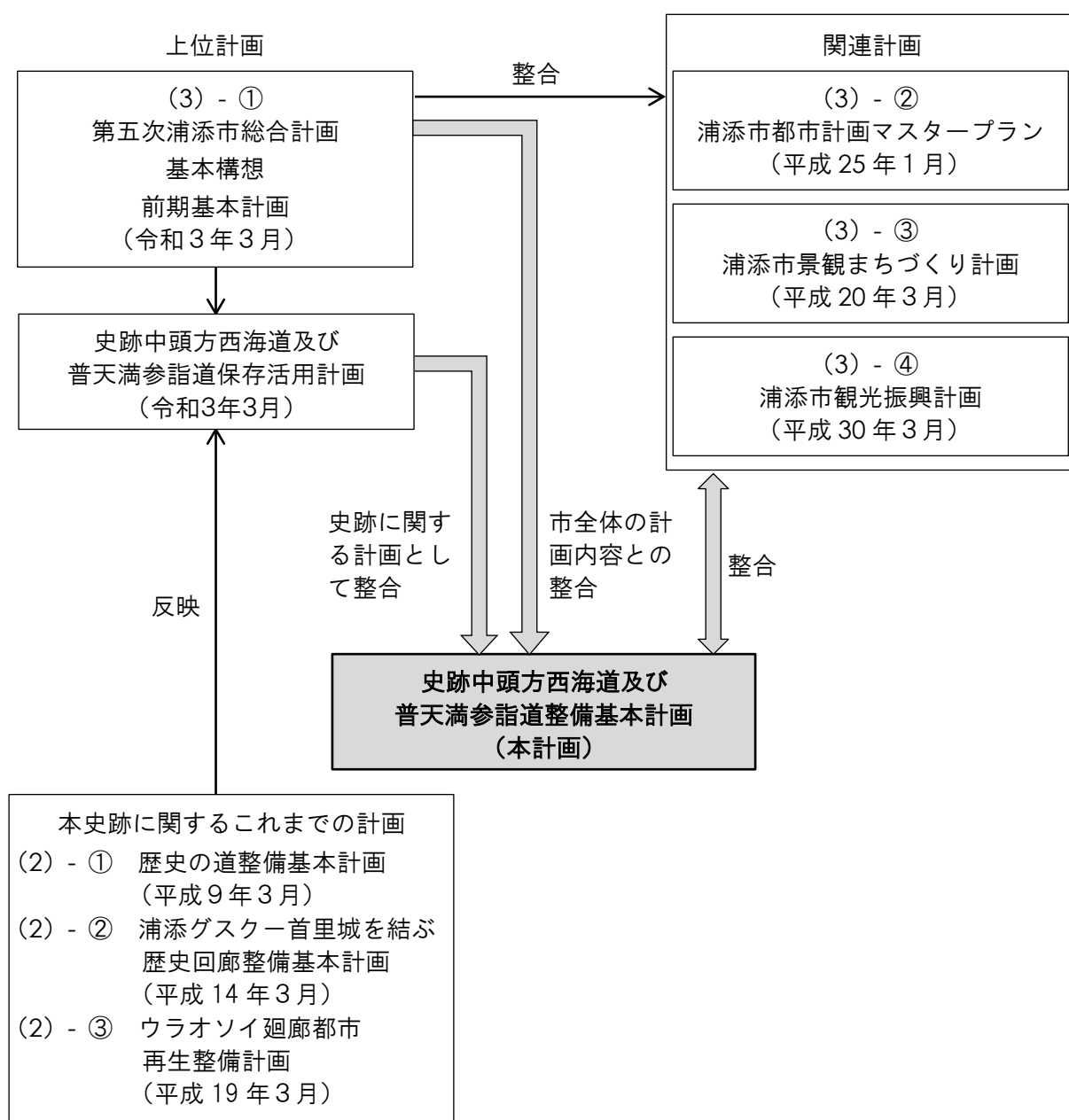
4. 関連計画との関係

(1) 計画の位置付け

本計画は、史跡等の整備基本計画であることから、『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』（平成 16 年 3 月／文化庁文化財部記念物課）、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年 3 月／文化庁文化財部記念物課）を参考とする。

また、浦添市における関連する計画としては、『第五次浦添市総合計画』をはじめ、都市計画や景観、観光まちづくり計画等との連携・整合を図ると共に、本史跡における既往の整備計画を参照するものとする。

本計画の位置づけ



(2)「中頭方西海道及び普天満参詣道」に関するこれまでの計画

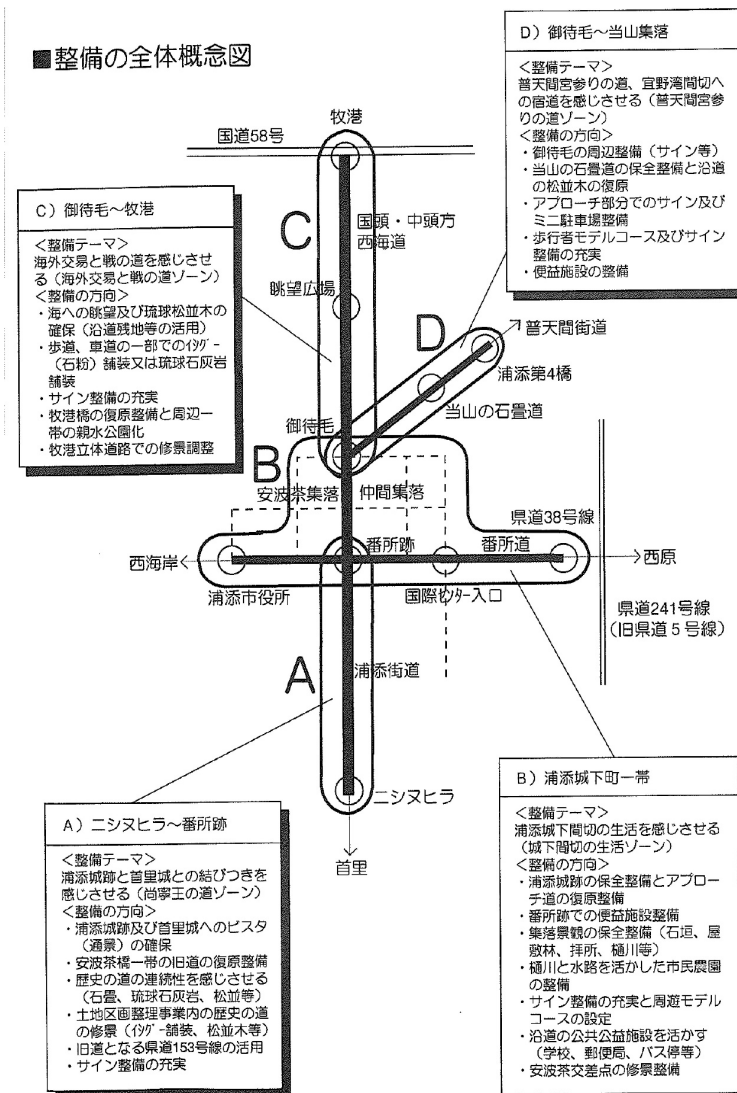
①『歴史の道整備基本計画』(平成9年3月、市教育委員会)

本計画は、失われつつあるかつての古道と周辺の歴史的遺産に着目し、これを市民や来訪者にとってわかりやすく親しみのあるまちづくりに活かすよう文化庁「史跡等保存整備費国庫補助金」を得て策定した広域整備計画である。

市内にある6つの旧道のうち、浦添街道（中頭方西海道ルート）、普天間街道（普天満参詣道ルート）、番所道を対象としている。

全体の方針としては、歴史の道の連続性を感じさせるような道の修景、石畳道や石橋等の復元整備とともに、周辺に分布する歴史的遺産の保全整備、標識、説明板等の整備、トイレ、水飲み場、休憩所などの便益施設整備などをあげている。本計画に基づき、平成9年以降、安波茶橋と当山の石畳道の修復整備やサイン整備、中頭方西海道ルートの石畳風舗装、字仲間、字安波茶の集落内にあるクバサーヌ御嶽、仲間樋川、安波茶樋川、火ヌ神の復元整備を実施した。

整備の全体概念図 [p.53]

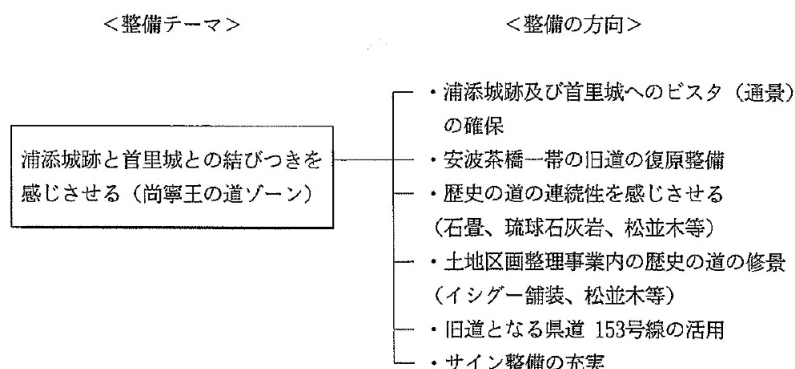


各ゾーンの具体的な整備の方向

A) ニシヌヒラ～番所跡（尚寧王の道ゾーン） [p.47]

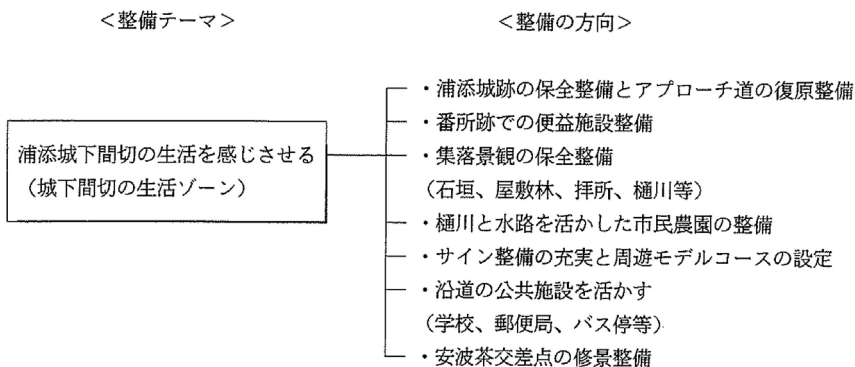
浦添城跡へのビスタ（通景）の確保と首里城方面へのビスタ（通景）の確保は大切であり、また尚寧王が休憩し赤い皿で水を飲んだと伝わる赤皿ガー並びに石畳道と石橋の一部が残る安波茶橋一帯の復原整備が重要なポイントである。

さらに、この区間の一部が土地区画整理事業「浦添南第二地区」と重なっており、30m幅員の都市計画道路が歴史の道を横断する形で計画されている。【中略】この部分については歴史性を与えるような設計上の工夫が必要で事前調整が大切な要件となる。また、経塚の碑から安波茶交差点までの間の県道153号線が線形変更されるため、旧道としての現153号線の活用も考慮する必要があり、ここでは車線の一部を路上駐車場として利用できないか提案を行う。歴史の道の連続性については、歩道部の石畳等による修景や沿道での琉球松並木の創出、周辺の歴史遺産を含めて情報を提供できるサイン整備等を行う。



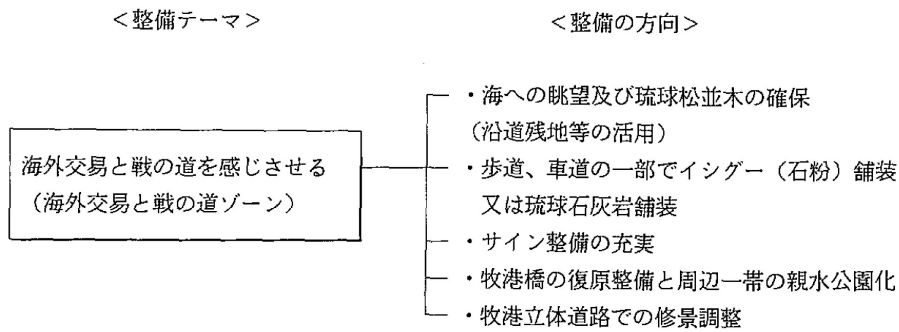
B) 浦添城下町一帯（城下間切の生活ゾーン） [p.49]

浦添市のシンボルでもある浦添城跡の保全整備を推進するとともに、そのアプローチ道の復原整備を併せて行う。現在浦添中学校敷地となっている番所跡には、歴史の道利用者の便益施設（休憩所、トイレ、水飲み場など）を設ける。安波茶交差点については将来的に本市のメイン交差点として、歩行者の通行にも配慮した修景整備が必要である。県道から一皮内側の仲間、安波茶集落は優れた集落景観の形成を目指し、石垣や生け垣、屋敷林等の修景緑化を行うとともに集落内に分布する歴史資産等の保全整備を推進する。また、樋川から導かれる水路や周辺農地等に着目し、これを市民農園として位置づけ、かつての集落の畑を再現する。県道沿線は市役所をはじめ小・中学校、郵便局、バス停などの公共公益施設が多く立地していることから、情報案内の場や休憩拠点等としての活用を図る。また、これらの歴史遺産に容易に接することができるよう、サイン整備を充実させ多様なモデルコースの設定を併せて行う。



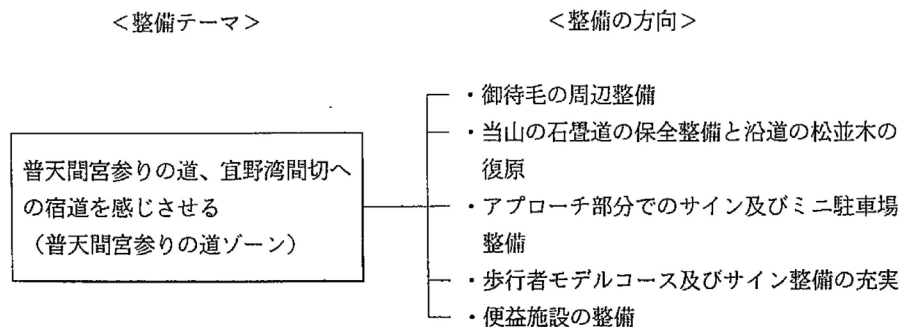
C) 御待毛～牧港（海外交易と戦の道ゾーン） [p.50]

沿道残地等を活用して海への眺望を確保するため眺望広場の整備や琉球松並木の植栽を行うとともに、歩道・車道の一部でのイシグー（石粉）舗装又は琉球石灰岩舗装、さらに周辺に分布する樋川や井戸、テラブのガマ等の歴史遺産を案内、誘導するためのサイン整備などを行う。牧港橋跡については将来的に石橋の復原整備とあわせて周辺一帯の親水公園化を検討する。



D) 御待毛～当山集落（普天間宮参りの道ゾーン） [p.51]

御待毛の周辺整備（サイン類の充実させるなど）を行うこと、また当山の石畳道については、石畳道を保全整備するとともに沿道に松並木を植栽し普天間宮参りの道のイメージづくりを行う。石畳道へのアプローチ部分には分かりやすいサイン整備とミニ駐車場整備を行う。当山集落においては普天間街道沿線の住宅を生垣にするなど、住民の歴史の道に対する理解と協力も大切になる。また利用者が当山の石畳道から浦添大公園や浦添ようどれなどへ歩行者ネットワークで周遊ができるようサイン整備や便益施設整備、モデルコースの充実等を行う。



②『浦添グスクー首里城を結ぶ歴史回廊整備基本計画』(平成 14 年3月、市教育委員会)

本計画は、『歴史の道整備基本計画』を発展させ、「歴史が息づく薫り高いまちづくり」を実現するため、浦添グスクから首里城を結ぶルートを経路として位置づけ、周辺に所在する文化財を重点的に整備するための整備基本計画を策定したものである。対象となる文化財は、当山の石畳道、安波茶樋川、仲間樋川、安波茶橋、中頭方西海道、玉城朝薫の墓、浦添御殿の墓の7か所である。

整備基本計画では、全体の基本方針及び対象文化財ごとの具体的な整備の方針、概要、課題を定めている。本計画に基づき、平成 14 年以降に世界遺産周辺整備事業により、安波茶橋(南橋)及び南側石畳の整備をはじめ、中頭方西海道ルートを示す石畳風舗装敷設等の環境整備事業を実施した。

整備の基本方針 [p.53]

1) 浦添グスクー首里城を結ぶ歴史回廊に所在する文化財の整備

琉球王国時代、浦添グスクと首里城は「歴史の道」で結ばれていた。本計画はこの歴史の道に所在している文化財を、首里城との連携を図りながら重点的に整備することを目的としている。

2) 各地域の歴史・文化の拠点として魅力ある施設整備

本業務の計画地にある文化財は、それぞれの地域にとってかけがえのない財産であり、心の拠り所として今に存在している。先人が築いたこれらの遺産とその周辺を整備するにあたっては、このような背景を視野に入れつつ、それぞれの特性を生かした歴史・文化の拠点づくりを進め、より魅力度の高い施設整備を図る。

3) 周辺も含めた歴史的風致景観に配慮した計画

近年、都市の市街化が進み、かつてあった歴史的景観が徐々に失われてきており、計画地周辺も同様の経緯を辿っている。このような現状の中で、各文化財の保護はもちろんのこと、可能な範囲でかつての空間を再現し、落ち着いた景観を蘇らせることを目標とする。

4) 周辺の文化財施設等との連携

各計画地は浦添市内の広い範囲にわたっている。各計画地を結ぶ道路は、かつて、いくつかの街道として人々の移動に利用されていた。これらの歴史的街道を認識した上で、現状の道路を基本とした各文化財を結ぶネットワーク作りが重要と考える。

5) 利用者や地域住民の視点に立った安全面に配慮した計画

各計画地は歴史的背景や現況に違いがあり、そのため具体的にはそれぞれ実情に配慮した計画方針が策定されることになる。そこで、特に初めての利用者や弱者、さらに地域住民の利用に対して安全に配慮した計画を行う。

6) アプローチ動線、誘導サイン等の計画

計画地のほとんどは主要道路上に点在していないことから、その所在がわかりづらいのが現状である。そこで、所在地までのアプローチ道路の整備の促進と、誘導サインや説明板などの充実を図ることは重要と考える。

7) 整備を促進するための関係機関・部署との連携

各計画地の整備のみならず、まちづくりの視点で魅力ある施設づくりを促進するためには、関連する機関・部署との積極的な連携を図ることは必須の条件である。整備スケジュール計画に基づいて、実現可能な方向で、それぞれの機関・部署と連携を図ることとする。

各計画地の整備内容

(2) 各計画地の整備内容

1. 当山の石畳道 [p.54]

<整備方針>

「当山の石畳道」周辺景観の保全及び修復を図り、当山の石畳道と周辺の文化財と連携のとれた魅力ある歴史の道として歴史的風致景観の再生を図る。

<整備概要>

- 周辺雑木林を整理し歴史の道沿いにリュウキュウマツを植栽し当山の石畳道と一体となった歴史風致景観の再生を図る。
- 石畳道南北両アプローチ附近の導入部に誘導サインと周辺文化財の案内板を設置し、周辺文化財との連携を図る。
- 隣接する古墓及び当山ガ－を復元整備し、当山の石畳道からのアプローチ道を整備する。
- 既存電柱は電線地中化により歴史景観の向上を図る。
- 既存照明（保安灯）はフットライトとして歴史的景観を再現する。

<整備課題>

当山橋の下を流れる牧港川は近年の宅地開発等による河川水の増水に対応すべく河川整備が予定されているが、当山橋は橋長が短く上流の河川整備で予定される排水量を流下する能力は皆無と思われ、豪雨による水量の増大は当山橋を越流もしくは破壊する可能性があると思慮される。当山橋を保全する目的にバイパス水路を整備する必要がある。

4. 安波茶橋 [p.57]

<整備方針>

首里城と浦添グスクをつなぐ歴史の道と安波茶橋、石畳道を結ぶアプローチ動線の充実を図り、地域の魅力ある憩いの場として展望広場等の付帯施設を整備する。

<整備概要>

- 隣接・周辺地域と一体化した整備として、隣接する赤皿ガ－を保存すると共に新旧様々な施設との連携を図るルートの確保と、誘導案内サイン板を設置する。
- 往時の景観を再現・保存するとともに、水質の環境浄化を促進し治水機能の向上を図るために小湾川改修・バイパス整備を行う。
- 歴史の道である中頭方西海道を復元整備し、歴史の道と安波茶橋、石畳道を結ぶアプローチ道路は、歴史の道のルートを示す石粉舗装を行い、誘導案内サイン板を設置する。

5. 中頭方西海道 [p.58]

<整備方針>

往時の中頭方西海道をたどり、安波茶橋と経塚の碑を結ぶ道筋を整備する。

<整備概要>

- 発掘調査後、石畳道の復元を図る。
- 石畳道から経塚までの区画道路内に、往時の中頭方西海道を映した道路修景整備を行う。

<整備課題>

- 中頭方西海道を復元する上で、キリスト教会の敷地となった部分を買戻す必要がある。

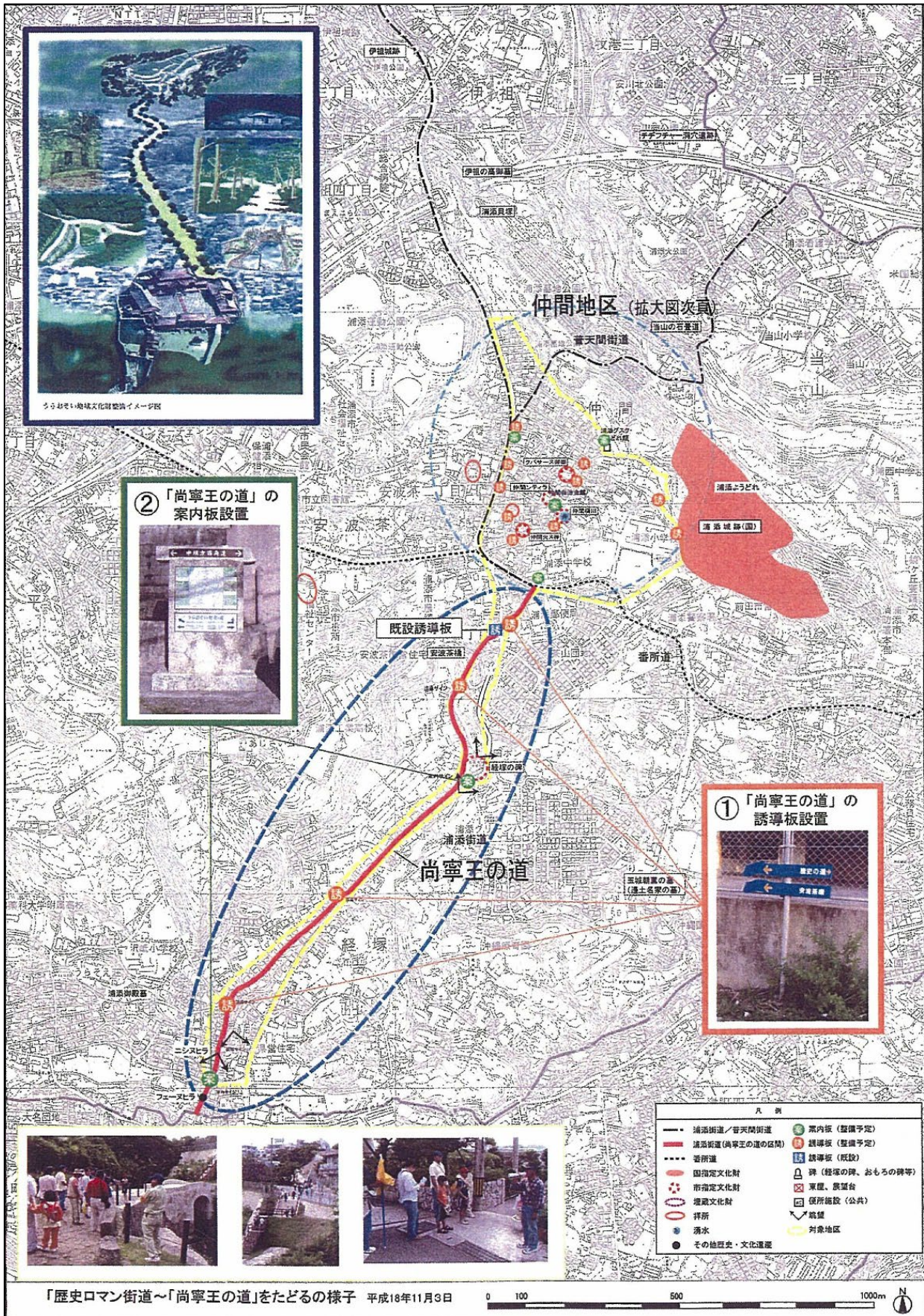
③『ウラオソイ廻廊都市再生整備計画』(平成19年3月、浦添市)

ウラオソイ廻廊都市再生整備計画は、仲間地区及び浦添グスクと首里城を結ぶ歴史廻廊周辺地域において、地区の有する歴史性や文化性等に配慮した実効性ある景観まちづくりを推進するため、平成19年に策定した計画である。本計画では、大目標とそれに基づいた3つの小目標をまちづくり目標として設定し、さらに具体的な方策として整備方針を定めている。本計画に基づき、仲間樋川の修復整備や尚寧王の道（中頭方西海道沢岬～安波茶部分）のサインの充実が図られた。

まちづくりの整備方針 [p.58]

大目標	小目標	整備方針
ウラオソイ廻廊プラン・歴史・文化の廻廊づくり	「浦添グスクのグスクまちにふさわしい歴史的なまち並み景観の形成」	①まち並み景観整備 <ul style="list-style-type: none"> 住民による民地の垣、柵等の緑化等に係る景観形成の取り組みへの助成制度を創設し、地区全体のまち並みの景観づくりを推進する ②仲間樋川及び周辺整備 <ul style="list-style-type: none"> 地区の歴史資源である仲間樋川の親水性を高め、仲間樋川に隣接する広場、交差点を一体的に整備することにより、まち並みの景観づくりを推進する ③散策路整備 <ul style="list-style-type: none"> 地区に存する歴史資源等をつなぐような散策路を整備し、住民が取り組む民地整備との相乗効果を高め、地区全体のまち並み景観整備を推進する ④浦添中学校前の整備 <ul style="list-style-type: none"> 浦添中学校の塀と道路の間に存する空地を広場整備することにより、住民が取り組む民地整備、散策路整備との相乗効果を高め、地区全体のまち並みの景観づくりを推進する
	「浦添グスクと首里城を結ぶ「尚寧王の道」の連続性の確保」	①「尚寧王の道」の誘導版設置 <ul style="list-style-type: none"> 主要交差点への誘導表示板設置 ②「尚寧王の道」の案内版設置 <ul style="list-style-type: none"> 主要な場所への誘導表示板設置 ③仲間地区内の誘導版設置 <ul style="list-style-type: none"> 主要交差点への誘導表示板設置 ④仲間地区内の案内版設置 <ul style="list-style-type: none"> 主要な場所への誘導表示板設置
	「地域への愛着を高めるための歴史的資源の利活用の促進」	①「尚寧王の道」の説明版設置 <ul style="list-style-type: none"> 「尚寧王の道」沿いの主要歴史資源への説明版設置 ②仲間地区の歴史資源の説明版設置 <ul style="list-style-type: none"> 仲間地区の主要歴史資源への説明版設置 ③歴史普及・広報資料等の作成 <ul style="list-style-type: none"> 浦添グスク～首里城間にまつわる歴史に関する広報の充実 浦添グスクの歴史にまつわる広報等の充実 等

「浦添グスクと首里城を結ぶ「尚寧王の道」の連続性の確保」[p.60]



(3) 上位・関連計画

①『第五次浦添市総合計画 基本構想・前期基本計画』(令和3年3月、浦添市)

第五次浦添市総合計画は、本市の将来を展望するまちづくりの基本となる計画で、長期的、総合的なまちづくりの目標を示すものとして、令和3年度に10年計画で策定した計画である。基本構想の中では、浦添市の都市像を「てだこの都市(まち)・浦添」、まちづくりの目標を「太陽と緑にあふれた 国際性豊かな文化都市」と設定し、前半5年間の前期基本計画では、その実現に向けて、5つの政策とそれに基づいた施策がとりまとめられている。文化財に関する施策の中では、「歴史と文化を日常的に感じられるまちづくり」と、「市民が歴史と文化に親しむ機会の充実」がめざす方向として位置付けられている。

政策・施策の体系 [p.9]



施策2-7 文化財

施策のめざす方向

- 国指定史跡浦添城跡をはじめ、市内に所在する文化財の保護・継承と整備・活用に努め、歴史と文化を日常的に感じることができるまちづくりを進めます。
- 文化財や民俗芸能、歴史的資料などに関する情報を積極的に提供し、市民が歴史と文化に親しむ機会の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

文化財の状況

- 本市には、浦添城跡(国指定)や浦添貝塚(県指定)などの史跡や、地域に根差した民俗芸能として貴重な獅子舞や棒術など、80件の国、県、市の指定文化財があります。
- 2019(令和元)年に、「琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な『琉球料理』と『泡盛』、そして『芸能』」をストーリーとして、浦添市や那覇市の文化財が日本遺産に認定されています。構成する文化財は、那覇市14件、浦添市10件、共同5件の計29件となっています。
- 市内に残された数多くの歴史・文化遺産を後世に伝えるため、文化財の調査と整備を継続して実施するとともに、獅子舞、棒術等の民俗芸能の保存・継承活動を支援するなど、文化財の適切な保護・継承と整備・活用が求められています。
- 「浦添市史」及び「琉球王国評定所文書」、「浦添市移民史」の普及や、その成果を活かして字誌づくりへの協力を行うなど、歴史と文化を感じるまちづくりに努める必要があります。

浦添城跡

- 国指定史跡「浦添城跡」は、復元整備基本計画に基づき、四期にわけて復元整備を進めています。復元整備は発掘調査で検出された遺構等を根拠として、浦添城跡整備委員会において審議・検討し、文化庁及び沖縄県教育庁の指導のもとに進めています。

中頭方西海道・ 普天満参詣道

- 中頭方西海道(なかがみほうせいかいどう)及び普天満参詣道(ふてんまんけいみち)は、保存活用計画及び整備基本計画を踏まえ、琉球王国時代の「歴史の道」として整備し、併せて、その周辺に残る文化財の整備を推進していく必要があります。

浦添グスク・ ようどれ館/ 浦添市歴史に ふれる館

- 「浦添グスク・ようどれ館」や「浦添市歴史にふれる館」において、市内の遺跡発掘調査で得られた出土遺物や市民から寄贈された民具などの歴史・考古・民俗資料等を活用した学習の場を提供するとともに、「うらおそい歴史ガイド」とも連携して歴史・文化の情報を発信するなど、多くの人が浦添市の歴史・文化、自然等に親しみ、学ぶことのできる環境づくりを推進することが求められています。

図表・写真等

文化財指定件数(令和2年4月現在)

指定区分	種別	件数	区分計
国指定	史跡	2	5
	名勝	1	
	天然記念物(動物)	1	
	重要無形文化財(芸能)	1	
国選択	無形民俗文化財	1	1
県指定	史跡	2	12
	天然記念物(動物)	2	
	有形文化財(彫刻)	1	
	〃(建造物)	1	
	〃(工芸品)	5	
	無形文化財(芸能)	1	
市指定	史跡	9	62
	天然記念物(植物)	3	
	有形文化財(工芸品)	39	
	〃(絵画)	5	
	〃(古文書)	1	
	無形民俗文化財	5	
	合計		

(資料)文化財課

歴史ガイド活動状況

(尚寧王の道を尋ねる:安波茶橋にて)



(資料)文化財課

姿を表した浦添グスクの城壁



(資料)文化財課

クバサーヌ御嶽(平成29年度整備)



(資料)文化財課

当山東原遺跡発掘調査の様子



(資料)文化財課

安波茶樋川

(平成28年度整備)



(資料)文化財課

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

2-7-1 文化財の保護・継承と活用

2-7-1-①	市内の貴重な文化財を保護し、数多く後世に残し伝えることに努めます。そのために、文化財指定に向けた取り組みを積極的に推進します。
2-7-1-②	浦添城跡の第II期整備事業の継続により、遺構確認調査の成果に基づき、城壁等の復元整備を推進し、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」への追加登録をめざします。
2-7-1-③	埋蔵文化財の保護に努めます。そのために、各種開発事業と埋蔵文化財保護の調整を行い、文化財保護法に基づく遺跡の適切な保存を図ります。
2-7-1-④	市内の遺跡・貝塚の出土品や収集・寄贈された考古・歴史・民俗資料等の文化財を積極的に公開します。そのためには「浦添市歴史にふれる館」の活用推進を図ると同時に、文化財の適切な保存・活用のために施設の拡充をめざします。
2-7-1-⑤	牧港補給地区及び返還地の文化財保護に努めます。そのために、国や県との連携のもと、牧港補給地区内の開発計画や返還計画等について情報収集し、埋蔵文化財保護の調整を円滑に進めます。
2-7-1-⑥	日本遺産を構成する文化財について、県内外への広報活動を推進し、活用に努めていきます。
2-7-1-⑦	浦添城跡や中頭方西海道及び普天満参詣道などの市内文化財と「浦添グスク・ようどれ館」の活用を推進します。
2-7-1-⑧	浦添市史や琉球王国評定所文書、浦添市移民史を広く市民へ普及します。そのために、関係資料については字誌づくりなどへの活用を促進します。

2-7-2 歴史と文化のいきづまづくり

2-7-2-①	浦添の歴史を日常に感じられる、「まちなみ」を創出します。そのために、歴史の道「中頭方西海道及び普天満参詣道」と沿線に残された文化財の整備を推進します。
2-7-2-②	市民・県民・観光客に対して、浦添の文化財をわかりやすく案内し、また本市の歴史・文化に関する情報を発信する人材を養成・育成します。そのために、定期的に「うらおそい歴史ガイド養成講座」を開講します。
2-7-2-③	地域の民俗文化を活かしたまちづくりを推進します。そのために、組踊や獅子舞、棒術などの無形民俗文化財の保存・継承活動を積極的に支援します。
2-7-2-④	市民の沖縄学に対する、新たなニーズに対応した講座を開設します。

● 国指定名勝誕生!「アマミクヌムイ(伊祖グスク)」

英祖王父祖代々の居城と伝わる伊祖グスクが、平成30年10月15日「アマミクヌムイ」として、国の名勝に指定されました。アマミク(アマミキヨ)とは、琉球の神話に登場する国土創生神のことで、伊祖グスクはアマミキヨが造ったグスクと琉球の古謡「おもろ」に謡われています。伊祖グスクのもつ歴史と良好な風致景観をいかした新たな観光資源としての活用が期待されます。



重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
文化財指定件数	79件(令和元年度)	82件(令和7年度)
図書館沖縄学研究室所蔵写真等資料のデジタル化	2,800点(令和元年度)	4,120点(令和7年度)
浦添グスク・ようどれ館の入館者数	10,560人(令和元年度)	13,000人(令和7年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市教育振興基本計画 ●史跡浦添城跡整備基本計画 ●史跡中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画

関連するSDGs



②『浦添市都市計画マスタープラン』（平成 25 年1月改定、浦添市）

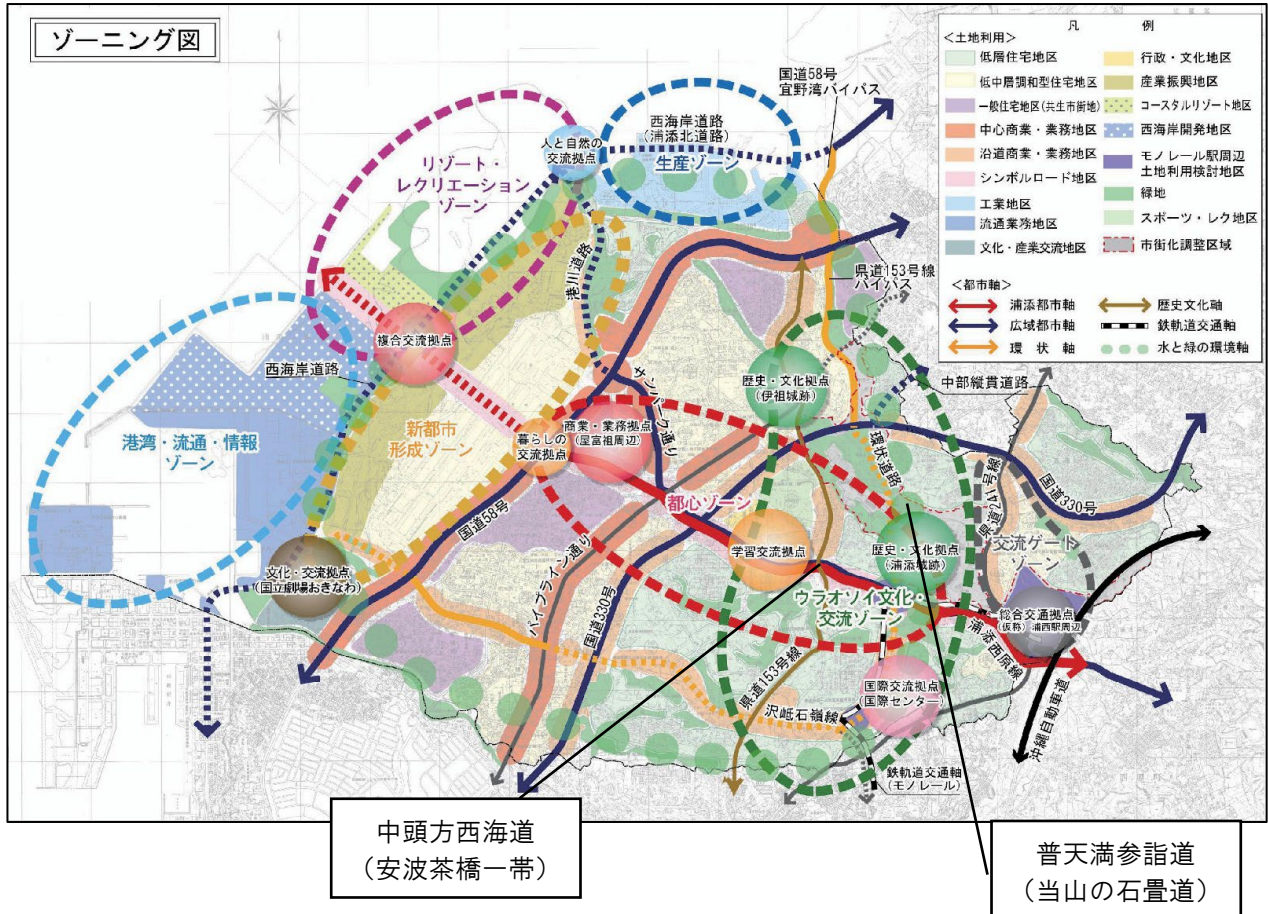
浦添市都市計画マスタープランは、20年後の都市の目標や将来像、都市計画の基本的な方針を、住民の意見を反映させつつ定めるもので、本市における今後20年間の市街地整備や道路整備、景観形成など都市計画の基本となる計画として策定されたものである。

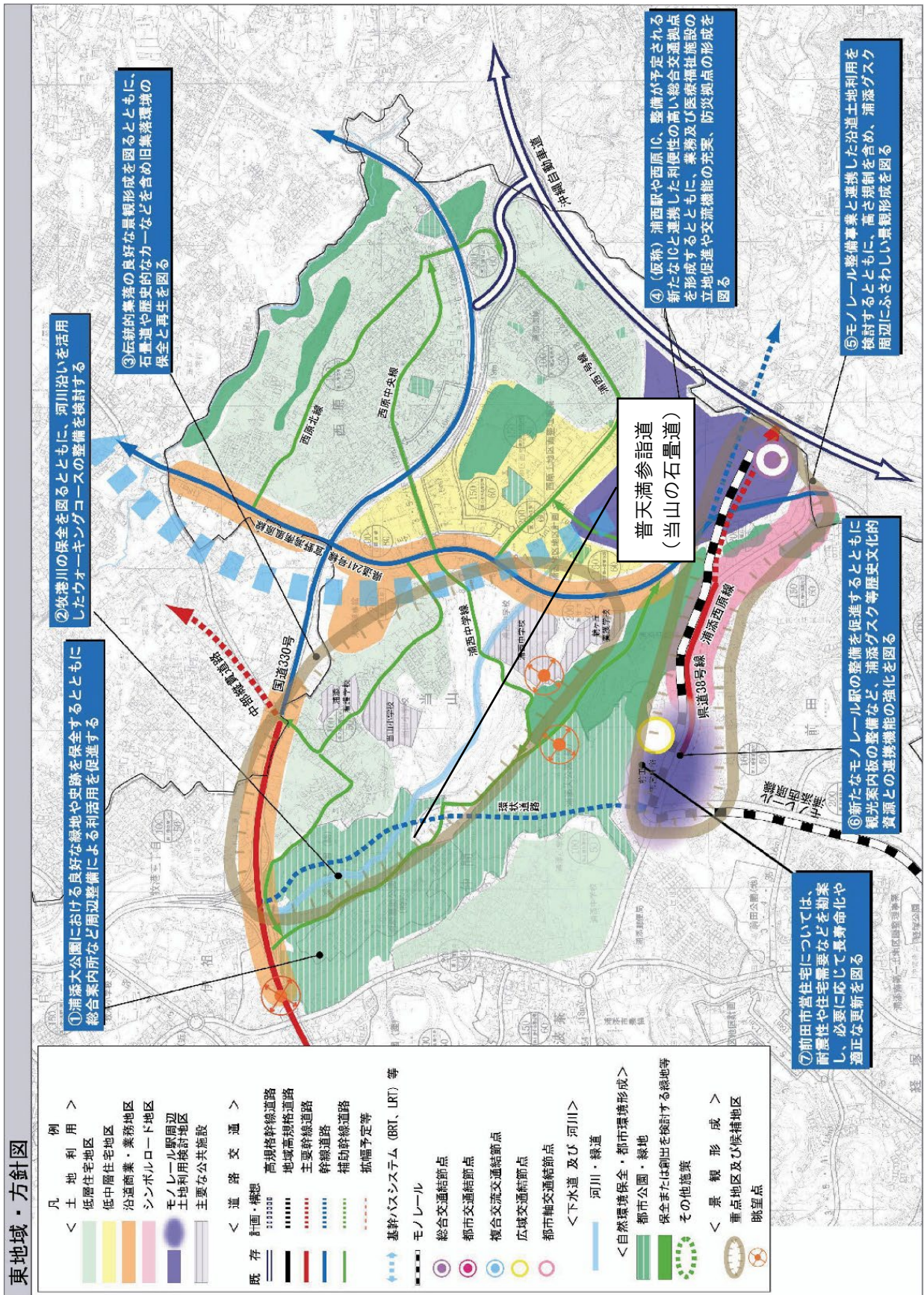
本計画の将来都市構造においては、県道153号（中頭方西海道）を市の都市活動を位置付ける都市軸のうち、「歴史文化軸」と位置付け、「良好な景観形成や、国指定史跡中頭方西海道など歴史文化資源等を活用した連絡機能の強化を図り、歴史文化とのふれあいや地域間交流を促進する琉球歴史回廊を形成する」としている。

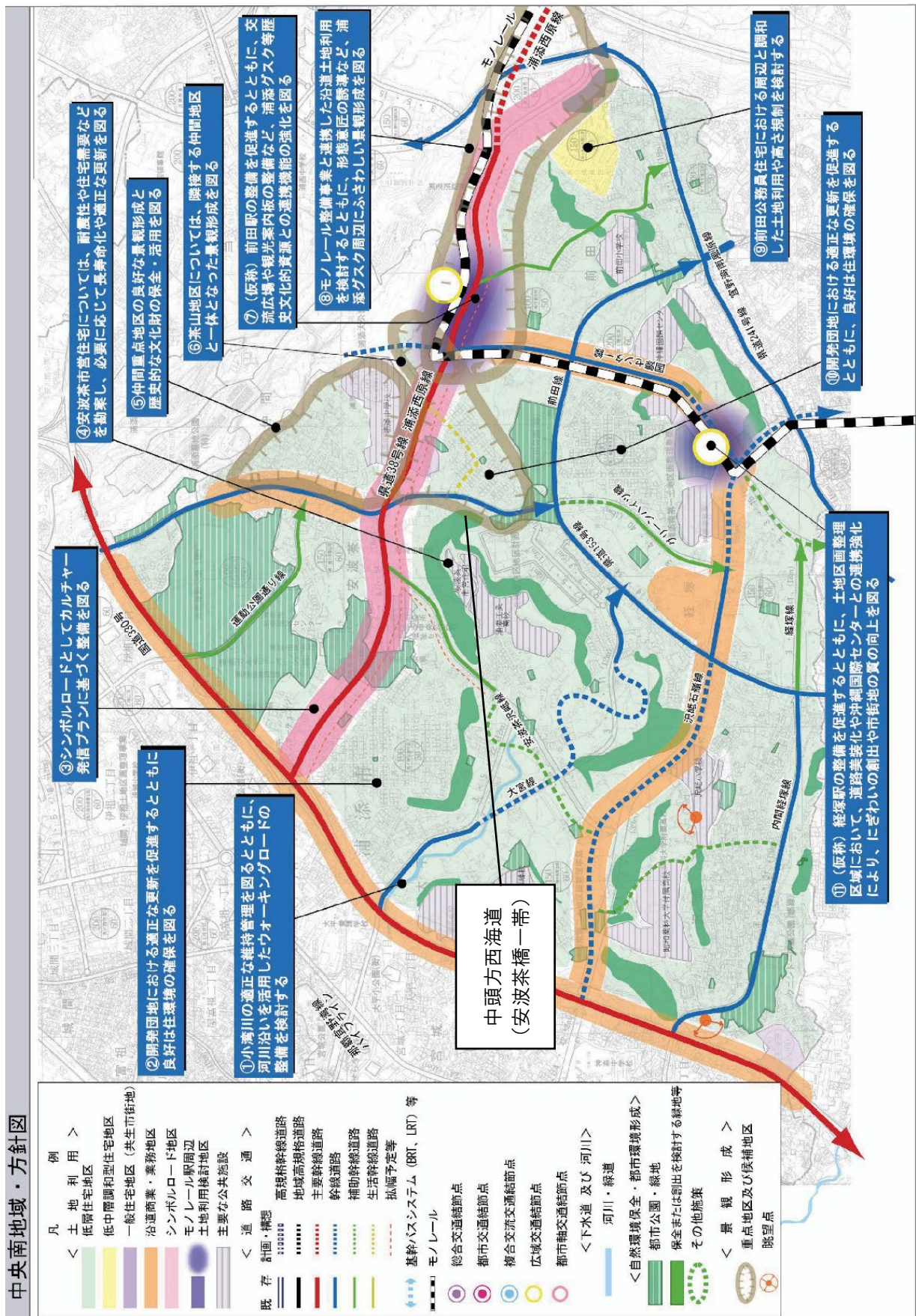
浦添城跡、伊祖城跡、浦添大公園一帯においては、土地利用ゾーンのうち「ウラオソイ文化・交流ゾーン」を位置付け、「交通結節点として（仮称）経塚駅、（仮称）前田駅の整備促進を図るとともに、駅周辺市街地の質の向上を促進する。また、世界遺産登録に向けて、浦添グスクの復元に向けた取り組みを推進するとともに、浦添城跡や伊祖城跡周辺の緑地や市街地をバッファゾーンとし、良好な景観形成と、緑と水の環状軸と一体となった豊かな緑地の保全・育成を図る」としている。

地域別まちづくり方針においては、中頭方西海道（安波茶橋一帯）は「中央南地域」、普天満参詣道（当山の石畳道）は「東地域」に含まれている。特に、モノレール駅沿線や県道38号・浦添西原線のシンボルロードの形成とあわせ、歴史文化資源の連携機能の強化などが位置付けられている。

土地利用ゾーニング図 [p.35]（史跡位置を追加）



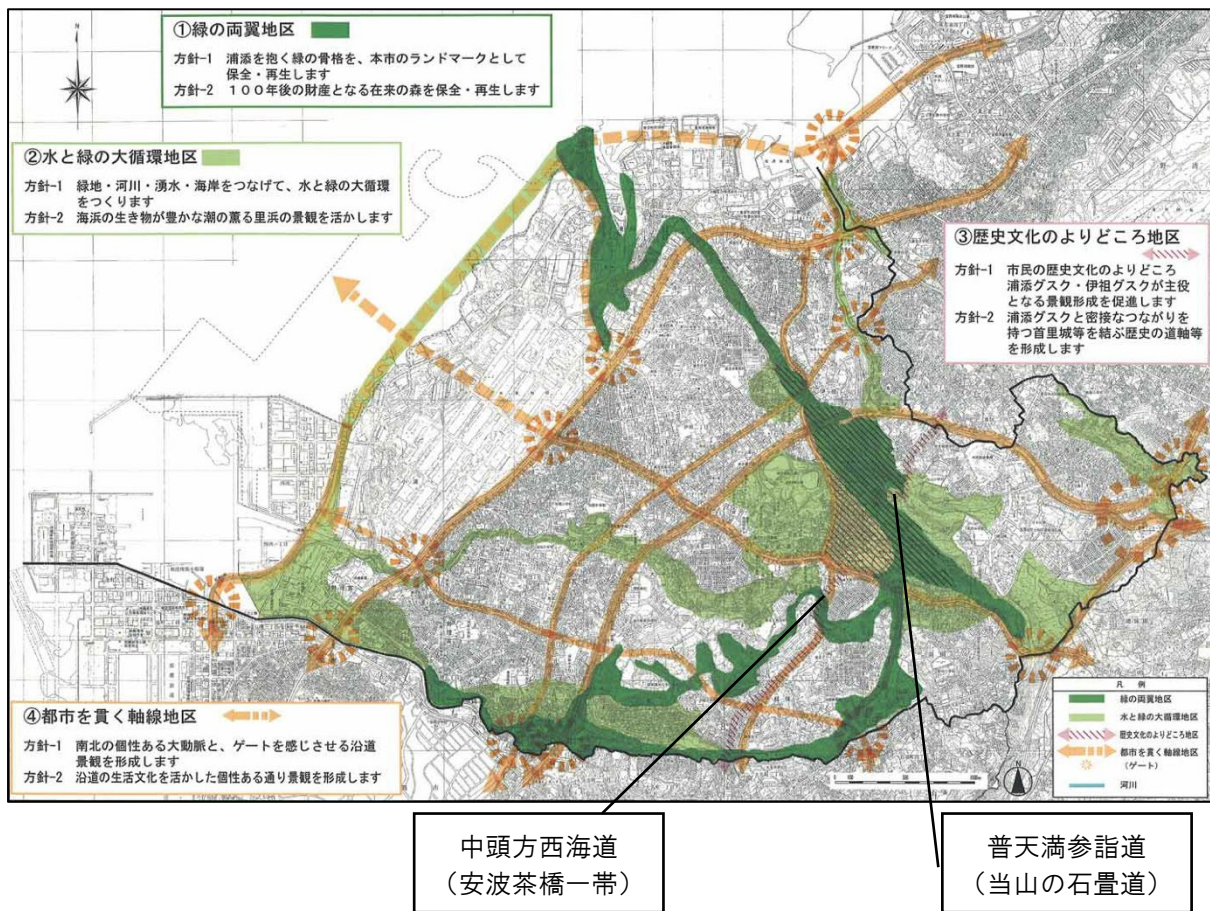




③『浦添市景観まちづくり計画』(平成 20 年3月、浦添市)

浦添市景観まちづくり計画は、行政と市民・企業・NPO などの協働の景観まちづくりを推進するものとして、平成 20 年に景観法に基づいて策定された計画である。本計画では、「骨格別まちづくりの方針」として、市域を構成する緑や河川、海岸、幹線道路、歴史資源などの骨格的な要素を有する地区を 4 地区設定し、地区ごとに目標を設定している。中頭方西海道及び普天満参詣道は、「歴史文化のよりどころ地区」にて、浦添グスクと密接なつながりを持つ首里城等を結ぶ歴史の道軸等を形成することが方針付けられ、歴史の道の連続性の確保やイベント等での活用が位置付けられている。また、中頭方西海道に隣接する仲間集落が市の重点景観地域に設定されている。

骨格別景観まちづくりの方針図 [p.37] (史跡位置を追加)



3. 歴史文化のよりどころ地区

方針－1

市民の歴史文化のよりどころ浦添グスク・伊祖グスクが主役となる景観形成を推進します

方針－2

浦添グスクの密接なつながりを持つ首里城等を結ぶ歴史の道軸を形成します

目標の姿

浦添市民の心をひとつに結ぶ歴史文化のアイデンティティ核として、浦添グスクと伊祖グスクの由来が市民に十分理解されており、その修復整備と周辺地域の景観整備が進められています。また、浦添グスクと首里城を結ぶ尚寧王の道などの歴史の道の連続性が認識されており、多くの市民や県民・来訪者等に広く利活用されています。

目標基準

(1) グスクを修復する

- ①浦添グスク・伊祖グスクの修復・復元整備に努める（石垣・門など）
- ②浦添グスクへのアプローチ道及び駐車場は歴史性に配慮した形態・素材等を工夫する
- ③冬至のテダ遙拝の場の確保・整備を検討する（戦前はワカリジエの近くで仲間のノロが行っていたと伝わる）

(2) グスク周辺地区にふさわしい景観を形成する

- ①グスク周辺地区の佇まいを歴史的地区にふさわしい景観に整えるよう努める（建造物の高さ・規模形態・屋根形態素材・色彩・屋外設備・塀・生垣・敷地内緑化など）
- ②赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する
- ③敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない
- ④民間墓園緑地は歴史的地区にふさわしい緑化と景観改善を促す
- ⑤地区内道路等の整備にあたっては歴史的景観に配慮した工法を工夫する（緩やかな線形、適度な幅員、伝統の素材、眺望点の確保など）
- ⑥地区内の湧水に配慮した浸透性舗装材等に配慮する
- ⑦屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する

(3) 歴史の道の連続性を感じさせる

- ①首里城などを結ぶ歴史の道の連続性を感じさせるよう努める（素材・サイン・緑陰・見通しなど）
- ②沿道の歴史的資源をできるだけ活かす（修復・サイン整備など）

(4) 歴史文化とのふれあい・交流を促す

- ①グスクや伝統集落、歴史の道を活かしたイベントを促す（尚寧王の道まーい・歴史体験学習など）
- ②ふれあい・交流を促す支援策を充実する（案内 NPO 育成・支援など）
- ③広報・普及策を充実する（案内マップ作成、かわら版など）

④『浦添市観光振興計画』(平成 30 年3月、浦添市)

浦添市観光振興計画は、市の観光振興の指針として、平成 30 年に策定された計画である。本計画では、「古^{いにしえ}の王城と新たないぶきに会う てだこのまち うらそえ」をキャッチフレーズに、観光振興による目指す将来像と基本方針、戦略的重点施策を定め、先行的に観光地域づくりを実現するために、重点的に取組を進めるエリアを 4 エリア設定している。

重点エリアのうち、「浦添城跡周辺エリア」に、当山の石畳道が含まれている。

戦略的重点施策における取組 [p.35-37]

重点施策①地域の歴史・文化・芸能の保存・活用

- ①周遊ルート構築、組踊での誘客、文化資源と連動するコンテンツづくり
- ②浦添城跡・浦添市美術館の歴史・文化資源としての活用
- ③文化財の保存・活用
- ④地域活動の観光コンテンツ化
- ⑤国立劇場おきなわとの連携強化（組踊での認知度及び誘客等を高める取組）

重点施策②施設を核とした賑わいの創出

- ①観光交流拠点施設（にぎわい交流ゾーン）を核とした周辺施設との賑わいの創出
- ②港川ステイツサイドタウンの賑わいの創出

重点施策③来訪者および市民にも訴求する浦添の情報発信の強化

- ①情報発信手法の構築（ウェブ・紙媒体等）
- ②うらそえナビの充実・発信力強化
- ③多言語による情報発信手法構築
- ④浦添市ふるさとてだこの都市応援寄附金返礼品を活用した浦添市の魅力発信

重点施策④受け入れ施設の整備・充実

- ①宿泊施設の充実
- ②観光・交流拠点の充実（西海岸地区、市内モノレール駅、カーミージー地区海浜公園拠点施設など）
- ③既存施設の効果的かつ柔軟な利活用（浦添大公園、浦添城跡）
- ④クルーズ船バースの整備に向けた事業主体との連携

重点的に取組を進めるエリアと取組

重点的に取組を進めるエリア [p.40]



重点エリア①浦添城跡周辺エリア（歴史・文化拠点） [p.43]

積極的に推進する取組

- 浦添グスクの復元・整備
 - ① 文化財の保存・活用
 - ② 浦添城跡の歴史・文化資源としての活用
 - ③ 既存施設の効果的かつ柔軟な利活用
- 観光客の受入環境の整備
 - ④ まちなみ・景観保全
 - ⑤ 案内サインの充実
 - ⑥ 観光・交流拠点の充実
- 滞在コンテンツの開発・充実
 - ⑦ 周遊ルート構築、文化資源と連動するコンテンツづくり
 - ⑧ テーマ性を活かした浦添ならではの滞在コンテンツの作成
 - ⑨ 地域活動の観光コンテンツ化
 - ⑩ 修学旅行受入への取組
 - ⑪ 他市町村との連携体制の構築
- 観光客の受入環境の整備
 - ⑫ 観光ガイド人材の育成・技術向上
 - ⑬ 多言語による情報発信手法構築
 - ⑭ 子供たちの郷土愛の醸成

第2章 計画地の現状

1. 自然的環境

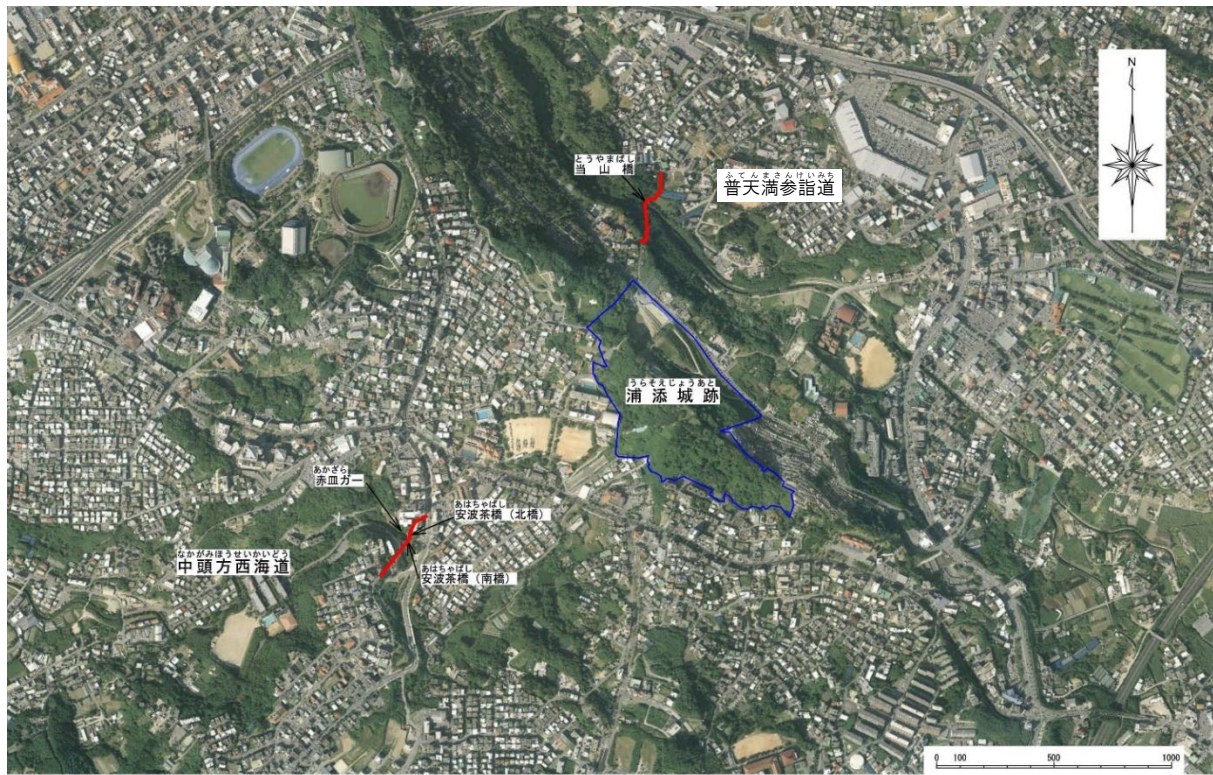
(1)位置と立地

浦添市は、沖縄本島南側に位置しており、西は東シナ海に面し、南は県都那覇市、東は西原町、北は宜野湾市に接している。市域（飛地を含む）は、東西 8.4km、南北 4.6km で、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしており、面積 19.48 km²を有する都市である。

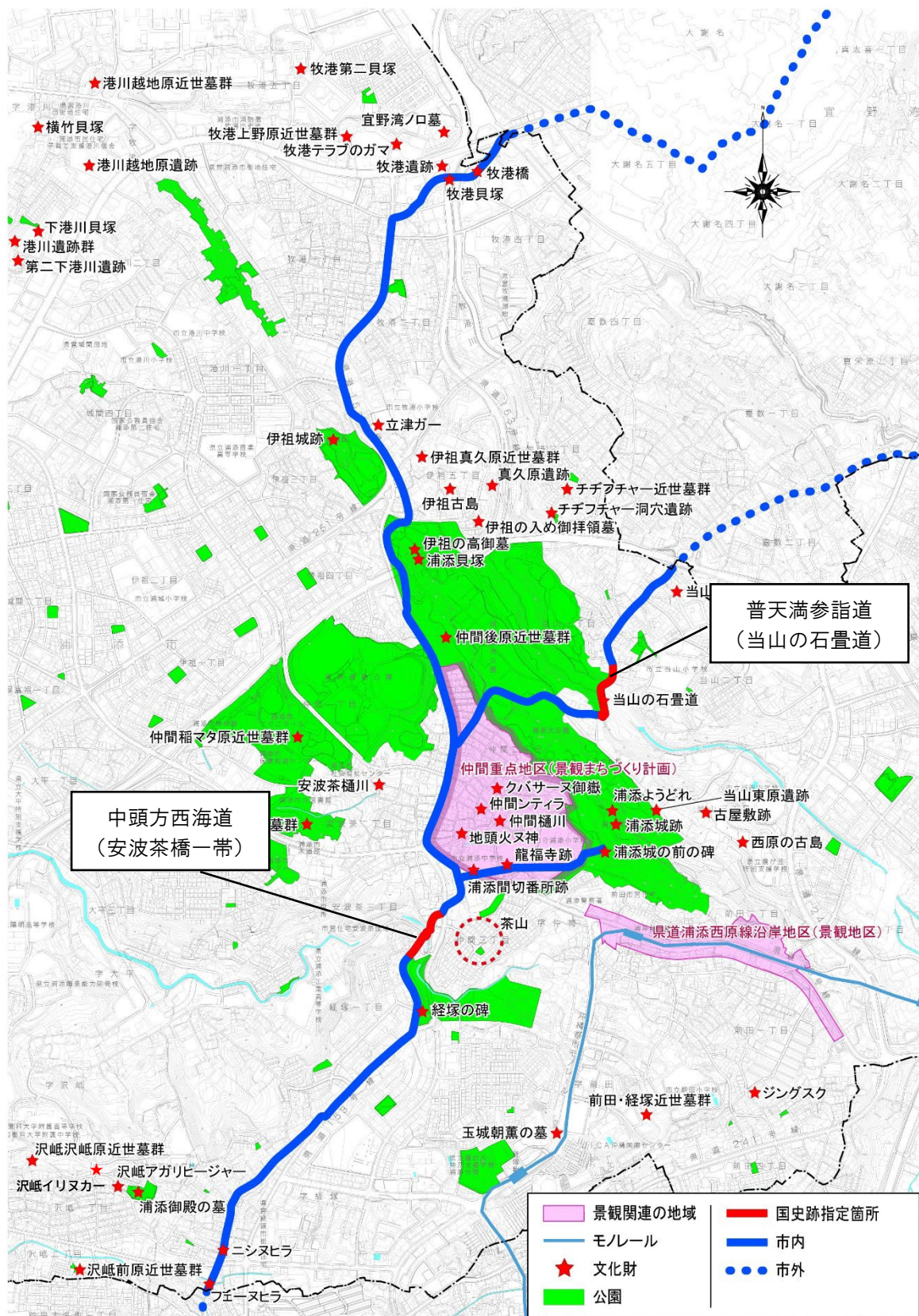
本計画の対象となる中頭方西海道は、首里城を起点に、那覇市首里平良町から浦添市域に入り、沢岬、経塚、安波茶、仲間、伊祖、牧港を通り、宜野湾市へ連なる宿道跡である。一方、普天満参詣道は、中頭方西海道の御待毛跡から分岐して当山の石畳道を通り、宜野湾市の普天満宮へ至る。市域を通るこれら歴史の道のうち、中頭方西海道については安波茶橋一帯、普天満参詣道については当山の石畳道が、国指定史跡の範囲である。

安波茶橋一帯は、本市中央南部の安波茶及び経塚に所在しており、浦添城跡から前田、沢岬にかけて広がる斜面緑地に囲まれた住宅地に近接している。当山の石畳道は、本市中央東部の当山に所在し、浦添大公園に隣接しており、当山や西原といった住宅地や中高層住宅地である西原土地区画整理区域に近接した立地である。

「中頭方西海道及び普天満参詣道」の写真図



「中頭方西海道及び普天満参詣道」(歴史の道)と周辺文化財



(2) 地形及び水系

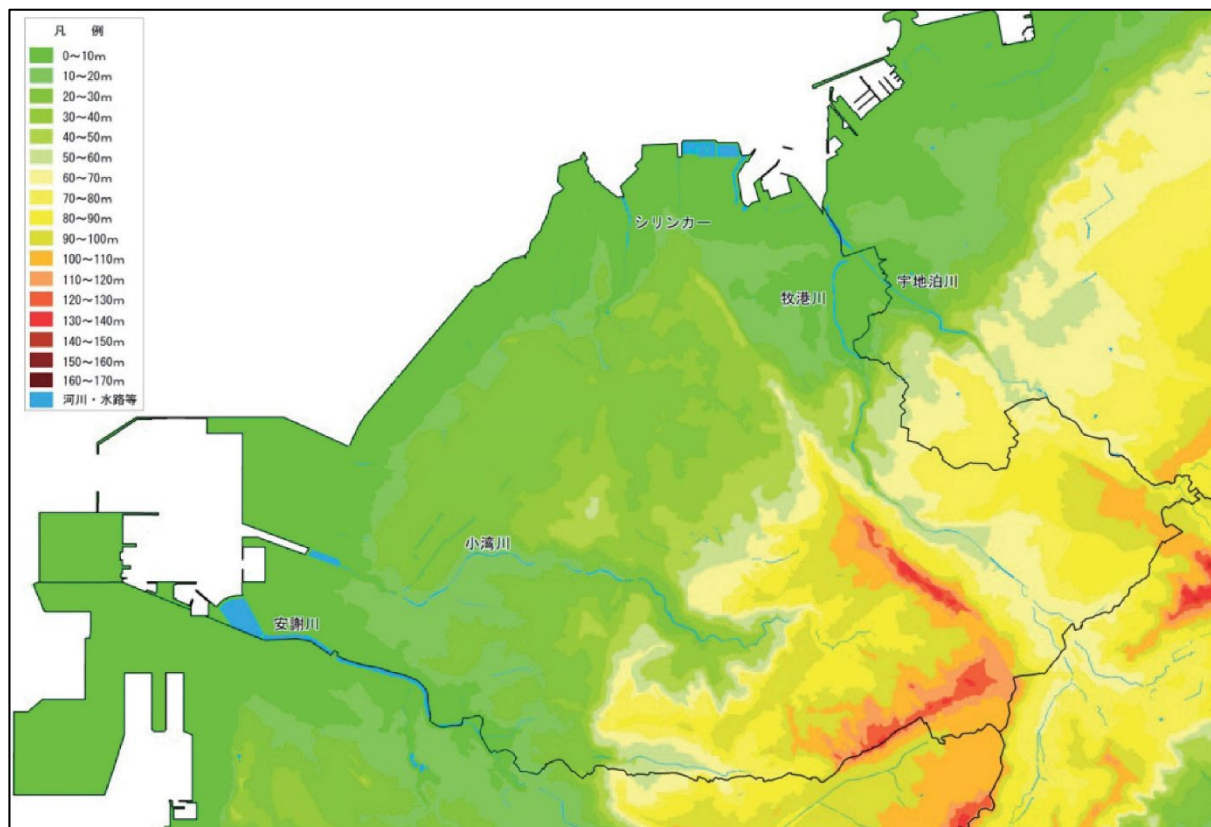
浦添市の地形は、東から西側にかけて緩やかに傾斜しており、東部の仲間、安波茶、経塚、沢岬、当山、西原一帯は標高 100m 前後の丘陵地帯、西部の勢理客から仲西、宮城、屋富祖、城間、港川に至る国道 58 号沿いは標高 20～30m の台地となっている。また、東部と西部の中間部分は台地に挟まれてくぼ地となっている。

市域を流れる牧港川、小湾川、安謝川、宇地泊川、シリンカー等の中小河川は東側丘陵部を上流とし、西流して東シナ海に注ぎ込んでいる。こうした河川は、丘陵部では小さな谷をつくり、小起伏地形を発達させ、変化に富んだ地形をつくり出している。

港川から伊祖・仲間にかけての牧港川に沿うように位置する石灰岩堤一帯は、伊祖城跡・浦添城跡が立地し、浦添断層崖の急斜面から南部一帯にかけて緑地が分布するなど、本市の骨格となる地形を形成している。

歴史の道の対象路線で見ると、中頭方西海道は東部地域で概ね標高 60～100m の起伏を通過し、石灰岩堤の尾根沿いを牧港に向かって下り、牧港川の河口部に至る。普天満参詣道は、浦添大公園から当山橋にいったん下り、当山の石畳道をのぼるルートとなっている。

標高及び河川・水路図



図版出典：『浦添市都市計画マスタープラン』（平成 25 年 1 月、浦添市）

(3)地質

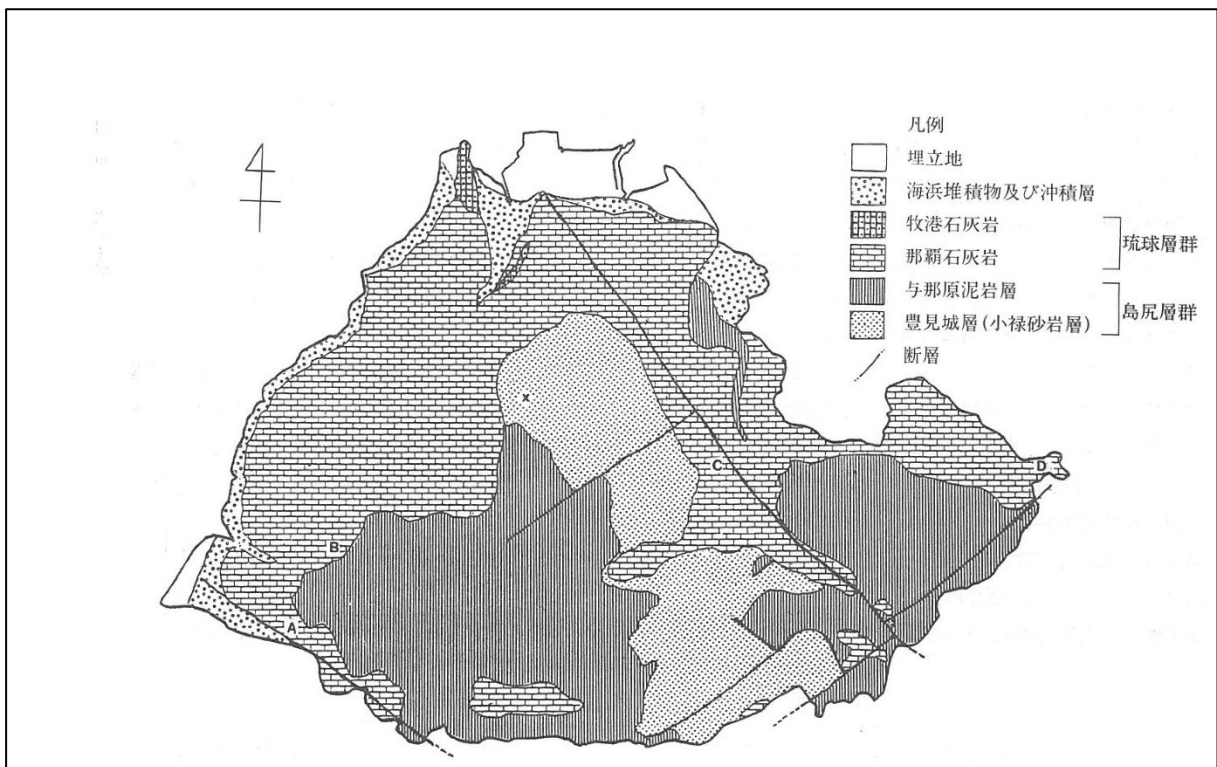
本市の地質は小祿砂岩層、与那原粘土層、琉球石灰岩、沖積層、海岸堆積層からなっている。そのおおかたは小祿砂岩層と与那原粘土層を基盤としてその上に琉球石灰岩が載り、土壌は与那原粘土層の風化土壌であるジャーガルと琉球石灰岩の風化土壌である島尻マーヅが市域に広く分布し、アルカリ性で肥沃な土壌となっている。

分布状況を地域別にみると、西原、当山付近と前田の一部は与那原粘土層が広がり、その地域から牧港方面に細く続いている。この地域の北側（市境の北側沿い）には、琉球石灰岩に覆われた地域も幾分残っている。そして、伊祖から港川につらなる丘陵に沿うようにして細く琉球石灰岩の地域があり、港川、牧港あたりで広がっている。その丘陵の南、緩傾斜する一帯には小祿砂岩層が広範にわたって露出している。これは前田の南側、経塚、仲間、安波茶あたりから伊祖の一部地域をとおって城間、港川一帯まで広く露出している。

中央低地部はほとんどが与那原粘土層で覆われ、また、沢岬と安波茶の高台には琉球石灰岩が少し残る程度である。中央部から西側、つまり国道 58 号付近から海岸線近くは勢理客と港川を両端として城間、屋富祖、仲西が弧をえがいた台地になり、琉球石灰岩に覆われているが、城間の高台では与那原粘土層が露出している。

本市に分布する琉球石灰岩はおおかた那覇石灰岩からなるが、ところどころに牧港石灰岩と読谷石灰岩が分布している。また、海岸沿いの地域は主に海岸堆積層から成っているが、河口と低地には沖積層も分布している。

表層地質図



図版出典：『浦添市史第6巻資料編5』（昭和 61 年 3 月、浦添市教育委員会）

(4) 自然緑地

本市の緑地は、市域の総面積 1,948ha に対し森林、耕地面積を合わせて 79ha で、森林率は 4%である。これは沖縄本島中南部地域全体の森林率 21%に比べて際立って低い値といえる。現在、市内に残っている主な緑地は、浦添城跡から伊祖城跡を経て港川に至る浦添断層崖沿いやシリン川河口域、経塚東部の小湾川上流域から沢岬北部一帯の丘陵地域、市運動公園やカルチャーパークなどに分布するが、数も少なく面積も小規模となっている。このように緑地が乏しい本市にあって、中頭方西海道（安波茶橋周辺）や普天満参詣道（当山の石畳道）の周辺には貴重な緑地空間が残されている。特に、普天満参詣道の周辺には浦添城跡から浦添大公園を中心にまとまった森林が残されており、豊かな緑地を形成している。なお、中頭方西海道（安波茶橋周辺）及び普天満参詣道（当山の石畳道）一帯の斜面緑地はナガミボチョウジーリュウキュウガキ群団で、どちらも二次林となっている。

出典：『沖縄の森林・林業 令和元年版』（令和 2 年 1 月 沖縄県農林水産部森林管理課）

(5) 景観資源

本市の歴史の道は、市域で最も標高が高い浦添城跡周辺丘陵地を中心に、地形の変化の激しい箇所を通過することから、石畳道をはじめ、坂道など地形の勾配が特徴的な場所が点在する。また、沿線周辺には、眺望地点が分布する。



中頭方西海道(安波茶橋一帯)



普天満参詣道(当山の石畳道)



ニシヌヒラ



浦添大公園展望台からの眺望



浦添城の前の碑からの眺望



経塚方面の眺望

2. 歴史的環境

(1) 浦添市の歴史概況

浦添市の歴史は、^{つめがたもん}爪形文土器が出土した城間古墓群 A 地区第 9 号墓やチヂフチャー洞穴遺跡から約 6,600 年前までさかのぼることができる。

12 世紀末～15 世紀初頭の約 200 年に至っては、舜天・英祖・察度王統によって、浦添グスクを拠点に琉球国中山の王都として栄えたと伝えられている。その後、王都は首里に遷るが、浦添グスクには第二尚氏第三代の尚真王の長男である^{しょういこう}尚維衡が住み、それ以降は彼の子孫(浦添按司家)が屋敷を構えた。1589 年にこの浦添按司家から尚寧が国王として即位した。しかし 1609 年に薩摩藩の侵攻を受け、浦添家の居館は焼かれ、戦に敗れた尚寧王は鹿児島に連行された。帰国後、尚寧王は 1620 年に浦添ようどれを改修し、没後葬られた。

近世以降の浦添は、地方の一間切として典型的な純農村であった。去った沖縄戦では浦添は激戦地となり、多くの住民が犠牲になった。戦後は、県都那覇市に隣接していることもあって急速に都市化が進んだ。

(2) 歴史の道の概況

「正保三年琉球国絵図」(1646 年作成) は実測に基づいて調整された最古の地図であり、首里城を起点に 5 つの道筋が記載されている。18 世紀後半以降、近世の道筋が示された「琉球国之図(旧薩摩藩調整図)」(沖縄県立図書館所蔵) には、集落や番所を結ぶ 6 つの道が描かれている。

浦添市内の歴史の道

名称	概要
中頭方西海道	西原間切の平良村(現在の首里平良町)から浦添間切の経塚、仲間の浦添番所を経て牧港から宜野湾間切の宇地泊へ抜ける道。「浦添街道」とも呼ばれる。
国頭街道	那覇の安謝村から浦添間切の勢理客村、仲西、宮城、屋富祖、城間を経て牧港から宜野湾間切の宇地泊へ抜けていく道。
普天満参詣道	浦添番所から当山を経て宜野湾間切の嘉数村へ抜ける道。「普天間街道」とも呼ばれる。
首里道	城間村から屋富祖村を経て沢岷村から首里の大名、平良へ抜ける道。
泊・那覇道	浦添番所から安波茶村を経て大平から沢岷村の後から内間村を経て那覇の銘苅、天久村へ経て泊・那覇へ抜ける道。特別な名称はないため、便宜上「泊・那覇道」と呼称。
番所道	浦添番所を起点に西海岸沿いの「国頭街道」と東海岸沿いの西原間切を通る「東海道」の東西の宿道を結ぶ道で、西側は屋富祖村、城間村を経て国頭街道と、東側は前田を経て幸地へ抜けていく道。特別な名称はないため、便宜上「番所道」と呼称。

出典：『浦添市文化財悉皆調査報告書』(平成 2 年、浦添市教育委員会)

①中頭方西海道

中頭方西海道は、浦添では最も早くから公道として整備され、人々や文物の交流を担ってきた街道である。『琉球国由来記』（1713年）巻三には、琉球国（三山）を統一した尚巴志しょうはしが、永楽年間（1403～1425年）に里制や駅制を整備したことが述べられ、東西の道、隔月に早馬を出したとあることから、すでにこの頃には、本街道は存在していたと思われる。

「正保三年琉球国絵図帳（写）」（1646年）には、里積、一里山に関する記録の中に首里城から浦添間切、北谷間切、読谷山間切、金武間切、名護間切、羽地間切、今帰仁間切に至るルートが「西海道」として示されている。

尚寧（1589～1620）の時代に大改修工事が行われ、1597年に竣工したことが「浦添城の前の碑」に記されている。碑文は表に和文、裏に漢文で陰刻され、「王は25歳の時に浦添から首里に行って王になったので、浦添の仏寺、神社に参拝のため、三年に一度、五年に二度と帰省する必要がある。故に勅を下し、三司官をして、道に石をしき橋をかけさせた」とある。この道路工事によって、平良～浦添グスクまでの区間（全長約3km）はすべて石畳道となり、同時に平良橋は木橋から石橋に整備された。石畳道の幅員は9尺で、両側に立派な松並木が続いたといわれている。しかし、1609年の薩摩の琉球侵攻の際には、薩摩軍の首里城への進撃路としてこの道は使用されることとなった。『喜安日記』によると、読谷の渡具知港から上陸した薩摩軍は、浦添の城ならびに龍福寺（を）焼払った後、首里入口の太平橋（平良橋）に向かったとされている。

1881年に浦添を巡見した上杉県令は、その紀行文に「…午前九時五分、浦添番所を発ス、路左ニ折レ、松樹の間、石坂を下リ、束竹ノ先駆例の如シ、安波茶川ノ石橋ヲ渡ル。暁来ノ暴雨ニテ、濁流漲リ、鞆々声アリ。…」(『沖縄県歴史の道調査報告書』)とあり、安波茶橋や一帯は石畳や石橋であったことが確認できる。

移動手段が徒歩や馬、駕籠から、車へと変遷し、1902年には新道（旧県道5号線、現県道241号線）が付近に開通したが、その新道との比較を1916年1月に発刊された琉球新報では、「…旧街道其ままの敷石路にて、平良大名・経塚等険坂又険坂の悪路なれど、変化極まり無き沿道の風光と翠緑滴る並松とは、並木無く風致無き新街道の殺風景なるに比すればむしろ吾人の心目を楽しましむるものあり…」(『浦添市史 第六巻資料編5』)と談じており、中頭方西海道沿道の変化に富んだ沿道の景色や松並木が親しまれていたことが確認できる。

1923年、西海道は車（荷馬車等）が通る郡道として幅員拡張等で改修され、さらに沖縄戦による陣地構築のために松を伐られ、道筋を含めて消失した部分もある。

安波茶橋は、ふたつの石橋のうち南橋が沖縄戦によって破壊された。

「正保三年琉球国絵図帳（路程帳抄写）」（沖縄県立図書館比嘉春潮文庫蔵）

西海道

- 一 西原間切堺より浦添間切之内糸そ村壺里山迄式十町
- 一 浦添間切堺より北谷間切之内くわい村壺里山迄式十四町
- 一 北谷間切堺より読谷山間切之内糸らミな村壺里山迄十九町
- 一 読谷山間切堺より金武間切之内おんな村壺里山迄三十町
- 一 金武間切堺より名護間切之内あめそこ村壺里山迄式十町
- 一 名護間切堺より羽地間切之内いさしきや村壺里山迄十式町
- 一 羽地間切堺より国頭間切之内しほや村壺里山迄十八町
- 一 今帰仁間切堺より羽地間切之内こかち村一里山迄六町

出典：『沖縄県歴史の道調査報告書Ⅱ－国頭・中頭方西海道（Ⅰ）・弁ヶ嶽参詣道一』（1985年）

「浦添城の前の碑」（裏面 漢文読み下し）

陛下 恭しく惟ふに

今上 帝王尚寧、天子は甲子に宮生す。舜天以来二十四代の王孫なり。十九の御年、壬年に浦添御知行、二十五年戊子の年、浦添より御即位す。茲に因りて彼の地の仏塔を排し、為に神社を仰ぐ。三歳に一度、五年に再度、龍御を回らせる。故に野渡の陰あるを以て勅を奉じ、三官に命じて、石を量み、橋を建て、岩を刻して路を成すこと、実に屑ならず。周道砥の如く、何の及ぶと謂はん。晋橋虹に似たり。貴と無く賤と無く、力を竭さず不日に成就す。夫れ窃かに以ふに、人力の致すところに非ず。是れ即ち神威の擁衛なり。

帝道縦へ、唐堯虞舜の徳、秦皇漢王の威と雖も、豈之に過ぎんや。甚だ奇甚だ妙なること勝げて計うべからず。橋路新成の後、近島遠嶼の人民之を仰ぐこと、泰山北斗の如し。斯の勝善勲力に憑り、国家太平の洪基万々世に到る。恰も神禹の响嶺の峯頭に登るに相似たり。如ち碑を建つ。

天長地久、国泰く民安し。至祝至禱、久立珍重なり。

昔に大明万曆二十有五歳次丁酉季秋如意珠日

三司官 国上思五郎 豊御城真牛金
名護太郎金
大奉行 城間太五郎金
本奉行 河上太郎金

詔を奉じて、幻往円覚 菊隠閑道人謹んでこれを誌す。

出典：『浦添市史 第二巻資料編1 浦添の文献資料』（昭和56年 浦添市役所）

② 普天満参詣道

普天満参詣道は、中頭方西海道の御待毛から分岐し、当山の石畳道を通り、宜野湾間切番所を経て普天満宮へ至る街道である。

「正保三年琉球国絵図帳（写）」（1646年）や「元禄十五年琉球国絵図」には記載されていないが、「薩摩藩調整図」（18世紀頃作成）には、浦添間切から宜野湾番所に至る道筋が他のルートと同じく明確に示されている。また、浦添と各地との里程を記した『御当国御高並諸上納里積記』（1750年代作）には、「御城西之御門より中真村番所迄、八合六勺三才」や「同所（浦添番所）より宜野湾迄六合三勺九才」とあり、首里城から仲間村の浦添番所まで（約3.4km）、さらに浦添番所から宜野湾間切まで（約2.6km）道が整備されていたことが確認で

きる。

『琉球国由来記』や『球陽』には、1644年、尚賢王の頃にこの普天満宮参詣が始まったと記録されている。正確な整備年代は明らかではないが、1644年以降、国王の普天満宮参詣が毎年の王府の公事となったことや、1671年に宜野湾間切が新設されたことなどにより、参詣道として整備されたと考えられている。

安波茶橋から宜野湾の比屋良川橋にかけては起伏が著しかったため、急勾配の坂が続く道だった。1902年に西原間切平良村（現首里平良町）から浦添城のある丘陵の東端を大きく迂回するようにして車が通行できる「新道」（普天間街道）を開き、比屋良川橋の手前で普天満参詣道への道に連結した。この新道が開通すると、首里・那覇の人々で普天満権現参りをするのに人力車が利用されるようになった。新道が開通すると、首里～普天間の往来は便利になり、当山の石畳道を通る人影は少なくなった。沖縄戦では、嘉数高台（宜野湾市）に陣取る米軍への切込み攻撃路として使用されたことが、証言などで確認されている（『浦添市史 第五巻資料編4 戦争体験記録』）。戦後は当山の石畳道が市内唯一の石畳道として、農道や生活道路として利用されてきた。

浦添番所跡から県道153号線を伊祖向け約200mのところ「御待毛」という地名が残っている。かつて国王の普天満宮参拝の際に仲間村の人々が国王を迎えた場所である。また、当山の石畳道には、ひととき急勾配の場所があり、そこは「馬転ばし」または「馬ドゥケーラシ」等と呼ばれた。

『琉球国由来記』 卷一 王城之公事 普天満御参詣（1713年編集、読み下し文）

普天満御参詣

尚賢王の御宇、順治元年甲申の九月に始まるなり。還幸の時、竜福寺の先王神主に、御香・御花・御酒を祭り奠え、拝礼を行うなり。或る説に、九〔月〕は老陽にして物反く月なりと。然らば則ち厄月なる故、遠近の仏心に詣り、無病息災を祈る。普天間は路次遠く、暫時休を為すに、山蔭の便を尋む。還幸の時、浦添に於て、王子一員、按司一員、親方一員、申口・御物奉行吟味役、各一員宛、御坂迎えを為す。諸王子・諸按司・親方、以下の諸臣、儀保御待所に於て、御坂迎えするなり。

出典：『宜野湾市史 第四巻資料編三』（昭和60年 宜野湾市）

『球陽』（附卷1 尚賢王4年の条文 1644年）

王、始めて普天間神社に拝謁す

王、始めて普天間山に幸し、以て拝礼を為す。已に回駕の時、竜福寺に到り、先王の神主を拝祭す。近世に至り、其の先王を祭るの礼を裁去す。由来記に曰く、九月は陽氣已に老いて、万物凋傷し、人危難多きの月なり。故に、人民、遠近に管はず、遍く仏神の前に到りて福を祈ると藪云ふ。一説に曰く、薩州の人、深く本国の人の尊仏崇神を知らずして、邪神を崇信するを疑ふ。是れに由りて、王より以て庶人に至るまで、遠く普天間に至り、以て便ち立願して、神仏を深信するを明らかにして、以て其の疑惑を解くと藪云ふ。二説、孰れが是なるかを知らず。

出典：『球陽 読み下し編』（昭和49年 角川書店）

『御当国御高並諸上納里積記』（1750年代）

浦添間切

- 一 御城西之御門より中真村番所迄八合六勺三才
- 一 番所より泊迄壹里五合壹勺二才
- 一 同所より那覇迄壹里九合六勺壹才
- 一 同所より宜野湾迄六合三勺九才
- 一 同所より北谷迄貳里壹合九勺四才
- 一 同所より西原迄九合三勺二才
- 一 同所より越来迄三里貳合四才
- 一 同所より真和志迄壹里四合壹勺

出典：『那覇市史 資料編第一巻の2』（107～115頁）

琉球国之図（旧薩摩藩調整図）



出典：[琉球国之図] 沖縄県立図書館所蔵 CC BY 4.0

(<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

※原図は南を上として軸装されているが、本報告書では上下反転し、北を上として掲載する。

(3)「中頭方西海道及び普天満参詣道」の遺構の状況

史跡範囲におけるこれまでの発掘調査の概況や出土遺構等の状況について整理する。

①中頭方西海道(安波茶橋)

●安波茶橋及び周辺

安波茶橋とその周辺一帯については、石畳道、石橋の修復及び復元の設計に先立ち、平成8年度に発掘調査が行われた。調査により、安波茶橋の築造方法や経塚の方向への石畳道等が確認された。

歴史の道発掘調査現場説明会資料（抜粋）

2. 石橋について

北橋の特徴

単拱（アーチ）の石橋。橋脚は「あいかた積み」で勾配がつき、正面から見ると下部から上部へ開いたバチ形状を呈しています。拱石（アーチ部分）の手法は古い伝統的なものとされ、約1mの石材を3個連結したものです。アーチ部分を橋の下から見上げると計18枚で構成されていることがわかります。

3. 調査成果

①周辺石畳道（中頭方西海道）のルートが確定・石畳範囲をさらに確認した。

→これまで確認されている石畳を経塚の方向に追及したところ、石橋と経塚の間に新たな石畳道が発見されました。これによって安波茶橋から経塚への石畳道のルートが明らかになりました。

②護岸石積みの範囲がほぼ確認できた。

→赤皿ガー沿いの護岸石積みは石積みの技法によって上下2段に分かれている。また、この護岸の石積みは北橋に近い部分と赤皿ガーに近い部分とでは若干の違いがあり、北橋に近い部分は橋の改修工事の際に積まれたものと考えられます。

③北橋・護岸石積のところで排水溝を発見。

→北橋の脇から石積みによる排水溝が見つかりました。石畳道からの雨水が石橋に流れないように護岸側へ向けられています。一方、南橋では暗渠排水溝が見つっています。両橋とも排水処理について工夫されていることがわかります。

④南橋に隣接して新たに敷石が見つかった。

→護岸石積みに沿って、スロープのついた石畳が出土しました。この石畳は川へ降りるための取り付け道だったか、あるいは現在の石畳道以前の門だったのか、今のところ、はっきりしたことは分かっていません。今後の調査で追及していく課題のひとつです。

⑤石橋や石畳道の工法が一部明らかになった。北橋の築造年代は18・19世紀頃と推定。

→北橋上の石畳を取り外してみたところ、アーチ石の上にはまず5～10cmサイズの石灰岩礫を込め、次に土を入れ、それから石畳を敷いていることがわかりました。

→石畳道の工事は、はじめに岩盤（ニービ）を削り、次に小石混じりの土砂を入れ、その上に石畳を敷き詰めています。また、石畳道の縁石を据えるため、敷石の部分よりも深く岩

盤を削り、60 cm前後もある大型の石を使用して、縁石を安定させています。

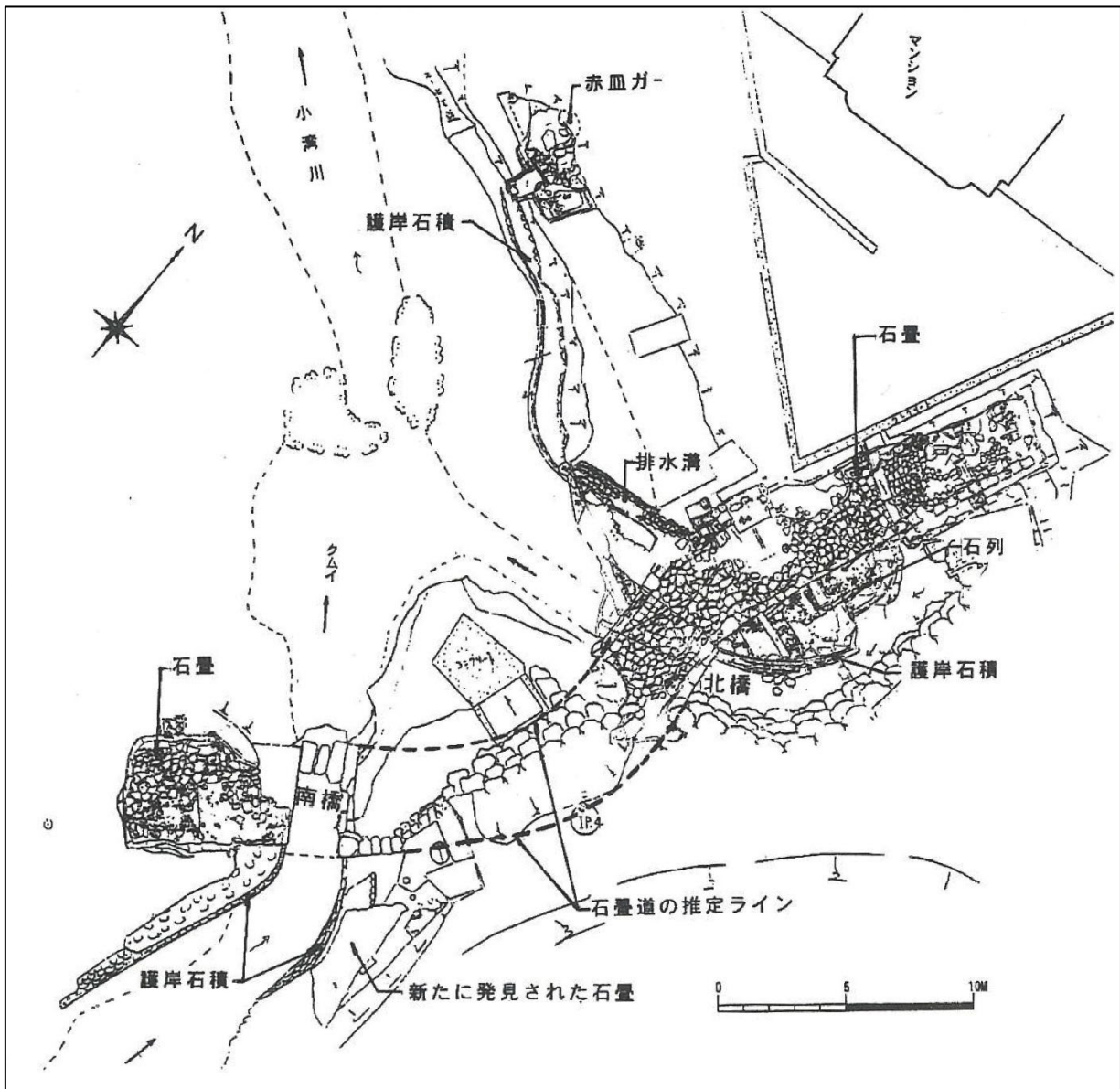
→北橋の中込め（石畳直下の土の部分）から壺屋焼の碗の破片が出土したことから、18～19世紀頃に修復工事が行われたと推定されます。

⑥北橋側の石畳道の脇から石列が出土した。

→北橋北側の石畳道にほぼ並列して、石列が約2mほどみつかりました。この石列は石畳道の路盤となっている小礫混じりの土の下位にあることから、以前の石畳道の縁石である可能性も考えられます。

出典：「歴史の道発掘調査現地説明会資料」（平成8年12月14日 浦添市教育委員会）

安波茶橋遺構調査図



出典：『歴史の道整備活用事業業務完了報告書 中頭方西海道・普天間街道』（平成14年、浦添市教育委員会）

●赤皿ガー

赤皿ガーは、安波茶橋近くの崖下に位置する。首里から国王が安波茶橋を渡りきたとき、この井泉の泉を赤い碗（赤皿）でさしあげたことからこの名の由来となっている。規模は小さく、幅約 1.4m である。取水面の前面に露出したニービは元々その場にあったものだろう。人工的石積みは見られず、ほとんど元の自然の状態を残している。

出典：『浦添市文化財悉皆調査報告書』（平成 2 年、浦添市教育委員会）

赤皿ガーの状況と位置



また、浦添市教育委員会では平成 26 年度に赤皿ガーの発掘調査を行っている。この調査では、赤皿ガー周辺及び中頭方西海道から分岐した斜路の発掘を行っており、取水面周辺の石敷や石段が確認された。斜路部分については石敷等の遺構は確認されなかった。



発掘調査の様子

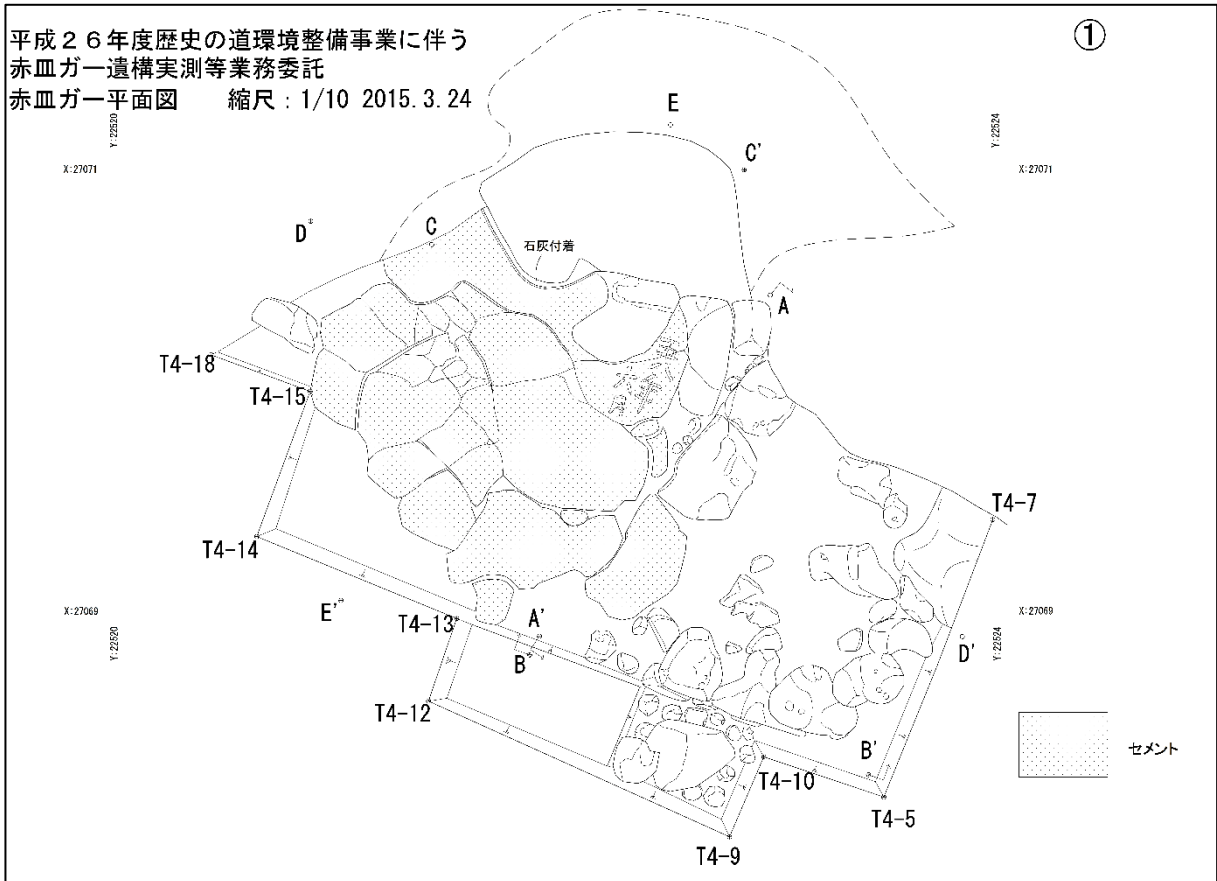


取水面周辺の石敷の姿

地積測量図



赤皿ガー平面図



●修復事業

安波茶橋修復工事では、安波茶橋の欠落箇所の復元と石畳・石段及び石積の修復、擁壁及び排水施設、植栽等の整備を行っている。

安波茶橋修復工事概要一覧表

工種	数量	備考
土工	1 式	床堀、埋め戻し、残土処理等
石橋修復工	1 式	北橋のアーチ石や側面石積と欄干の修復復元 南橋の橋台及び河床の修復復元
石畳工	1 式	石橋に取り付く石畳の修復復元
石積工	1 式	土留石積や水路護岸石積等の修復復元
石段工	1 式	アプローチ部の石段整備
擁壁工	1 式	階段整備に伴う U 型擁壁及び重力式擁壁の整備
排水施設工	1 式	排水遺構の修復と管渠及び集水柵等の整備
植栽工	1 式	リュウキュウマツ、センダン、カンゾウ、ゲットウ、ツワブキ、張り芝等の植栽
雑工	1 式	既存排水溝の修景石張り、安全柵類の設置、フトン籠の設置

出典：『歴史の道整備活用事業業務完了報告書 中頭方西海道・普天間街道』（平成 14 年、浦添市教育委員会）

②普天満参詣道(当山の石畳道)

当山の石畳道の発掘調査は、平成 12 年に石畳下への配水管埋設工事に伴い実施された。発掘調査報告書のまとめとして、調査で得られた新たな知見は以下のとおりとなっている。

①石畳道の配列状況は当山橋を挟んで北と南で様相が異なる。南側では同規模の石材を横一列に配置した部分が数カ所見られるのに対し、北側ではそのような状況が認められない。これは南側がいくつかの班もしくは工期に分けられて施行されたのに対し、今回調査を行った北側が一度に築造された状況を示すものと考えられる。

②石畳下には根拵えの土（3層）が 20 cm の厚さで盛られていたが、版築は行われていない。

③下拵えの造成は坂の下から着手し、最低でも 4 回に分けた上で行われた。

④地山を削り出して造った小段を確認した。小段は 6 層と連動しており、3 層造成前に作業の目標として予め刻まれたものと想像される。

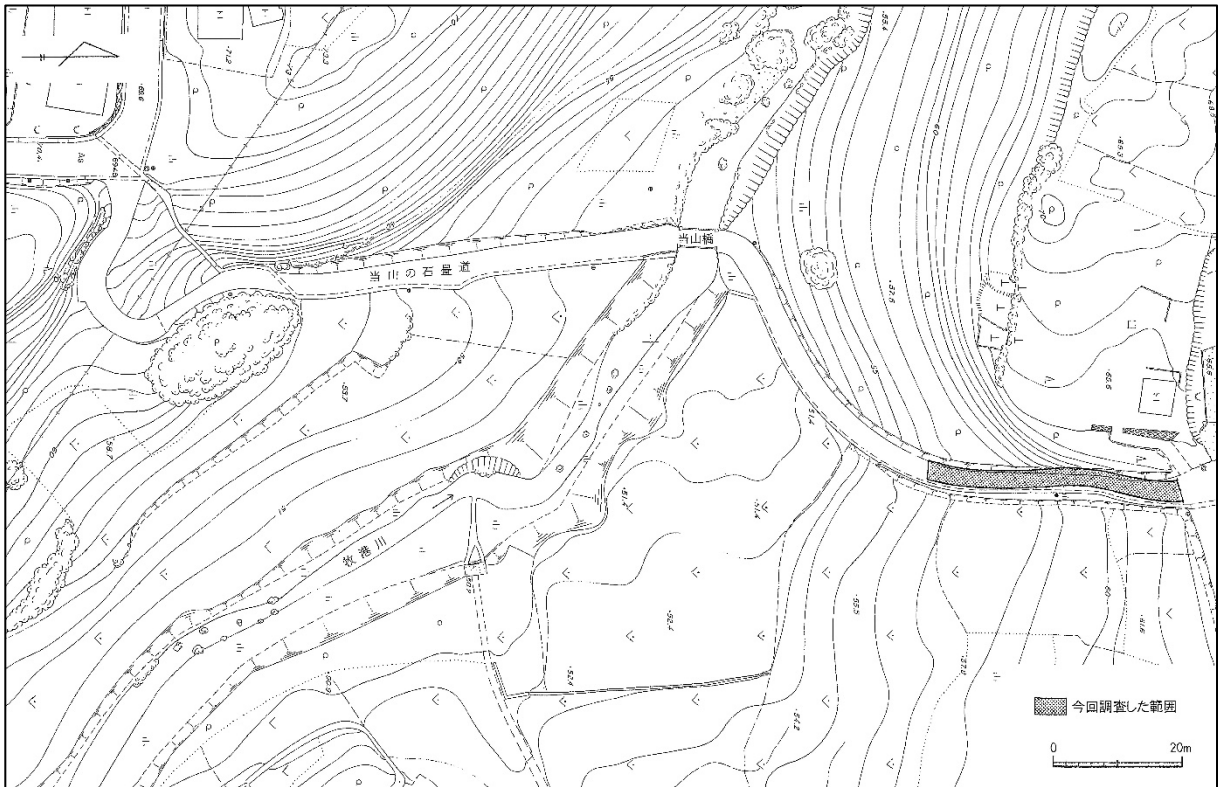
⑤①～④から石畳敷設のプロセスを復元すると、Ⅰ．地山に土造成の作業目標となる段をつける→Ⅱ．根拵えの土を坂の下から 3 回に分けて造成する→Ⅲ．石畳を同一班・同一時期に仕上げる、といった作業を考えることができる。

⑥縁石下より、底部から口縁へ立ち上がりやや内湾する灰釉碗片が出土した。この型式は灰釉碗の編年で 17 世紀後半から 18 世紀前半に位置づけられ、当山の石畳道が宜野湾間切創設後しばらくして築造されたとする従来の説を補強する。

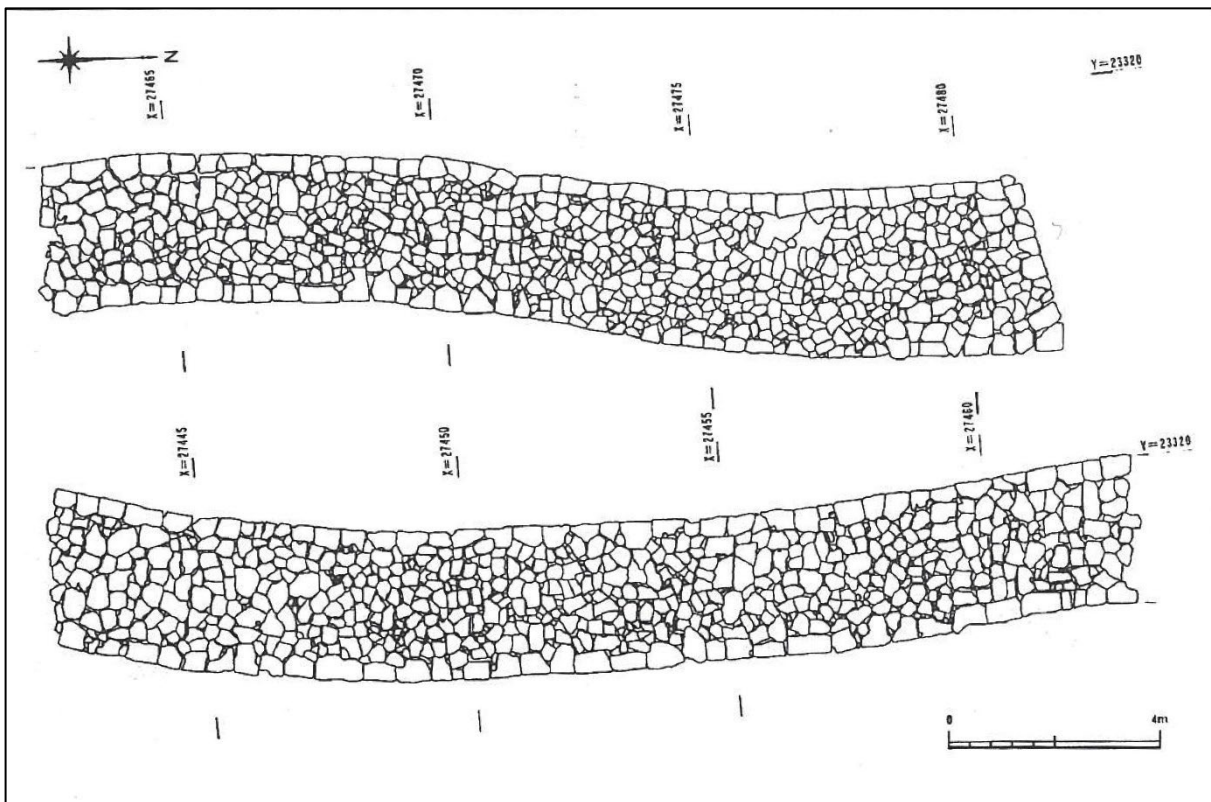
近年行われた首里城「城の下地区発掘調査」では、石畳の直下に直径 2～10cm のコーラルを敷いた様子が確認されている。また、宜野湾市「喜友名泉石畳道」では石畳道下が小礫混じりの土で固められ、前出の中城村「石嶺坂石敷道」では地山に直接石畳を敷いた様子が確認された。このように、これまでの調査結果、石畳には直下に何らかの根拵えを行うものと、行わないものが存在することが明らかになっている。また、根拵えを行うものについては、コーラルを敷くものと土で固めるものの 2 種類が確認されている。今回調査を行った当山の石畳道は、喜友名泉石畳道と同じく土で根拵えを行うものであるが、これらの工法の違いが何に起因するかについてはよく解らない。

出典：『当山の石畳道—歴史の道整備活用推進事業に伴う発掘調査』（平成 18 年 3 月、浦添市教育委員会）

遺構調査位置



当山の石畳道遺構調査図



出典：『歴史の道整備活用事業業務完了報告書 中頭方西海道・普天間街道』（平成14年、浦添市教育委員会）

●修復事業

当山の石畳道については、石畳欠損部の修復と歴史的風致景観回復のための排水施設の付け替え、広場整備、植栽等の整備が行われた。

当山の石畳道修復工事概要一覧表

工種	数量	備考
土工	1 式	広場造成、床堀、埋め戻し、残土処理等
石畳工	1 式	欠損部石畳の修復復元
石積工	1 式	土留石積の修復復元、被覆雑石張りの整備
擁壁工	1 式	重力式擁壁の整備
排水施設工	1 式	既存の側溝及び管渠、集水枡、吐き口等の付け替え整備
撤去復旧工	1 式	既存の石垣及び石張り舗装等の撤去復旧
雑工	1 式	車止め及び転落防止柵の設置、水道管の切り回し、張り芝等

出典：『歴史の道整備活用事業業務完了報告書 中頭方西海道・普天間街道』（平成 14 年、浦添市教育委員会）

(4) 周辺の文化財

歴史の道周辺には、次のような文化財が分布する。

① フェーンヒラ・ニシヌヒラ

フェーンヒラ（南の坂）は浦添と那覇の境界。両坂とも急峻な坂道で、戦前まではこの地から経塚に石畳道が残っていたという。ニシヌヒラ（北の坂）は、歴史の道であることを示すカラーアスファルト舗装の道となっている。



② 浦添御殿の墓

第二尚氏 14 代国王 尚穆^{しょうぼく}の第二子 尚圀^{しょうと}（浦添 朝央^{ちようおう}）を祖として浦添 間切^{まぎり}総地頭^{そうじとう}をつとめた浦添家の墓。浦添家は、摂政^{せつせい}をつとめた 朝央^{ちようおう}、和歌や琉歌で知られる 朝英^{ちようえい}や 朝憲^{ちようけん}、琉球復興に奔走した 朝忠^{ちようちゆう}ら、近世琉球を代表する政治家や文化人を輩出した。墓は 18 世紀頃の造営と推定され、市内でも最大級の亀甲墓である。（市指定史跡）



③玉城朝薫の墓(邊土名家の墓)

琉球の国劇「組踊」の創始者である玉城朝薫（1684～1734年）が眠る墓で、17世紀後半～18世紀前半頃に造営されたと考えられている。墓室内は天井を4本の角柱で支える珍しい構造をしている。外観の石積みは巧みなあいかた積みで、墓庭の平面観が撥状で、石積みや縁石に曲線を多用しているのが特徴である。（市指定史跡）



④経塚の碑

昔、ここに巣くう妖怪が道行く人をたぶらかしていたという。16世紀初め、日秀上人が金剛経というお経をかいた小石を埋め、その上に「金剛嶺」と刻んだ石碑を建て、妖怪を鎮めたと伝えられている。また大地震があってもこの場所は揺れなかったとされ、地震の際には「チョウチカ、チョウチカ」（チョウチカ＝経塚）と唱えると地震がおさまると信じられるようになった。経塚の地名の由来にもなっている。（市指定史跡）



⑤浦添番所跡

尚巴志王（1422～1439年）の時代に「駅」の名称で番所の前身が作られたと伝えられている。

当時は首里中央からの緊急連絡を速やかに地方に伝える「宿次制」を重視していた。けれども次第に間切内の行政へと重きが行き、名も番所と改められた。

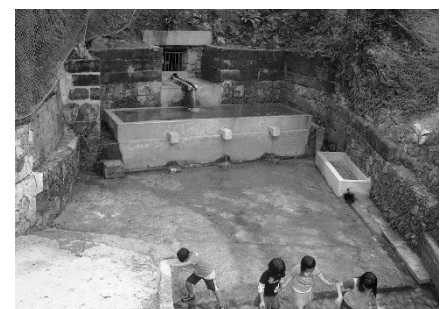
1891年に間切役場、1908年に間切が村に改称され村役場となった。1882年敷地内に浦添小学校が開校し、浦添市の学校発祥の地としても大変重要な場所である。

⑥仲間の拝所群

仲間の拝所は12か所あり、集落内と浦添城跡内に点在している。このうち文化財に指定されている4か所の拝所は集落内にあり、仲間の人々の生活や信仰において心の拠りどころとなっている。（市指定史跡）

●仲間樋川

日常の飲用水としての利用をはじめ、産水・正月の若水などをくむ場所だった。『琉球国旧記』（1731年編集）にはすでに樋がかけられていたことが記されている。1935年には大規模な改修工事が行われ水タンクが設置された。タンクからあふれた水は洗濯などをする「平場」を経て、農具や馬を洗う「ウマアミシ」まで流れていた。



●地頭火ヌ神

地頭は琉球王国時代に間切や村を領地にした士族で、その就任や退任のときに拝んだ。



●クバサーヌ御嶽

仲間集落発祥の地と伝えられている。『琉球国由来記』（1713年編集）には「コバシタ嶽」と記されているが、コバシタとはクバの木の下という意味である。一帯はウガングーヤマとも呼ばれ、戦前は大木がうっそうと茂っていた。クバサーヌ御嶽には石で積み封じた神墓があったという。



●仲間ンテイラ

『琉球国由来記』に記されている「長堂之嶽」が仲間ンテイラにあたると思われる。テイラ・テラと呼ばれる拝所の多くは洞穴になっており、ムラの神が鎮座しているところと考えられている。戦前の祠は石積みの壁に赤瓦葺きだったそうだが沖縄戦で失われた。



⑦浦添城の前の碑

1597年に、尚寧王が首里から浦添グスクまでの道を整備したときの竣工記念碑で、浦添うらそえ城跡じょうあと内にある。去った沖縄戦で跡形もなく破壊されたが、平成11年に復元された。

⑧浦添城跡

13世紀末に造られたグスクで、中山（沖縄本島中部）を勢力下におく支配者の拠点と考えられている。14世紀後半から15世紀前半ころには大規模なグスクとなった。政権拠点が首里城に移った後の16世紀には、第二尚氏第三代の尚真王の長男である尚維衡が住み、それ以降は彼の子孫が屋敷を構えていた。しかし1609年の薩摩侵入の時に焼け落ちた。昭和20年の沖縄戦ではグスクがある丘陵は前田高地と呼ばれ日本軍の陣地となったことから激戦地となり、また戦後も採石などで、地形や残っていた石積み城壁などは失われた。
(国指定史跡)



⑨浦添ようどれ

浦添城跡内にある王の墓で、別名を「極楽陵」という。^{ごくらくりょう}
13世紀に造られた英祖王（在位 1260～1299）の墓といわれており、1620年に尚寧王（在位 1589～1620）により改修された。崖にある二つの横穴を石積でふさいで墓室にした墓で、さらに周囲を石積で囲っている。墓室は西側（向かって右）の西室が英祖王陵といわれ、東側の東室に尚寧王と彼の一族が安置されている。



⑩浦添貝塚

縄文時代後期から晩期にかけての遺跡で、およそ 4000年前の土器や石器などが出土した。奄美諸島でよくみられるタイプの土器が多く出土したほか、主に南九州で見つかっている市来式^{いちましき}土器が発見されており、沖縄と九州の交流の様子がうかがえる。（県指定史跡）



⑪伊祖の高御墓^{たかうはか}

崖の中腹の洞穴を利用し、その前面を石積みで塞いだ墓である。墓口が広い古い形式の墓で、英祖王の父・恵祖世主と3人の按司が葬られているといわれている。（県指定建造物）



⑫伊祖城跡^{いそじょうせき}

伝承では英祖王の父祖代々の居城で、英祖王もここで生まれたといわれている。所々に切石積みや野面積みの石積みが残っている。発掘調査が行われていないため詳しいことは不明だが、グスク土器、中国製陶磁器などが発見されている。また伊祖グスクは、首里王府がまとめた古謡集『おもろさうし』に登場し、琉球の国土創生神であるアマミクが創造したという伝承が残る御嶽である。（国指定名勝、県指定史跡）



⑬^{たちち}立津ガー

伊祖城跡の東側の斜面に集落から離れて位置する。天人由来が残っており、英祖王と関わりのある井泉との言い伝えがある。伊祖ガーまたはグスクサイガーの別称がある。伊祖グスクの用水に使われたといわれる。現在も遥拝されている。現在みられる井泉は当初からかなり改変され、原型をあまり止めていない。（「浦添市文化財悉皆調査報告書」）



⑭牧港テラブのガマ

地元ではティランガマと呼ばれる琉球石灰岩の自然洞穴である。内部は拝所で、洞穴の外の前は牧港の殿（祭祀場）と推測されている。

伝説では 12 世紀後半に琉球に来た源為朝は、大里按司の妹と結婚し男子が生まれる。やがて為朝は浦添の港から船に乗り帰郷するが、残された妻と子はこのガマで為朝の再来を待ちわびたともいわれている。それ以来この地は「待港」と呼ばれ転じて「牧港」になったという。男子の名前を尊敦といい、この尊敦が、後に王位につき舜天になったといわれている。

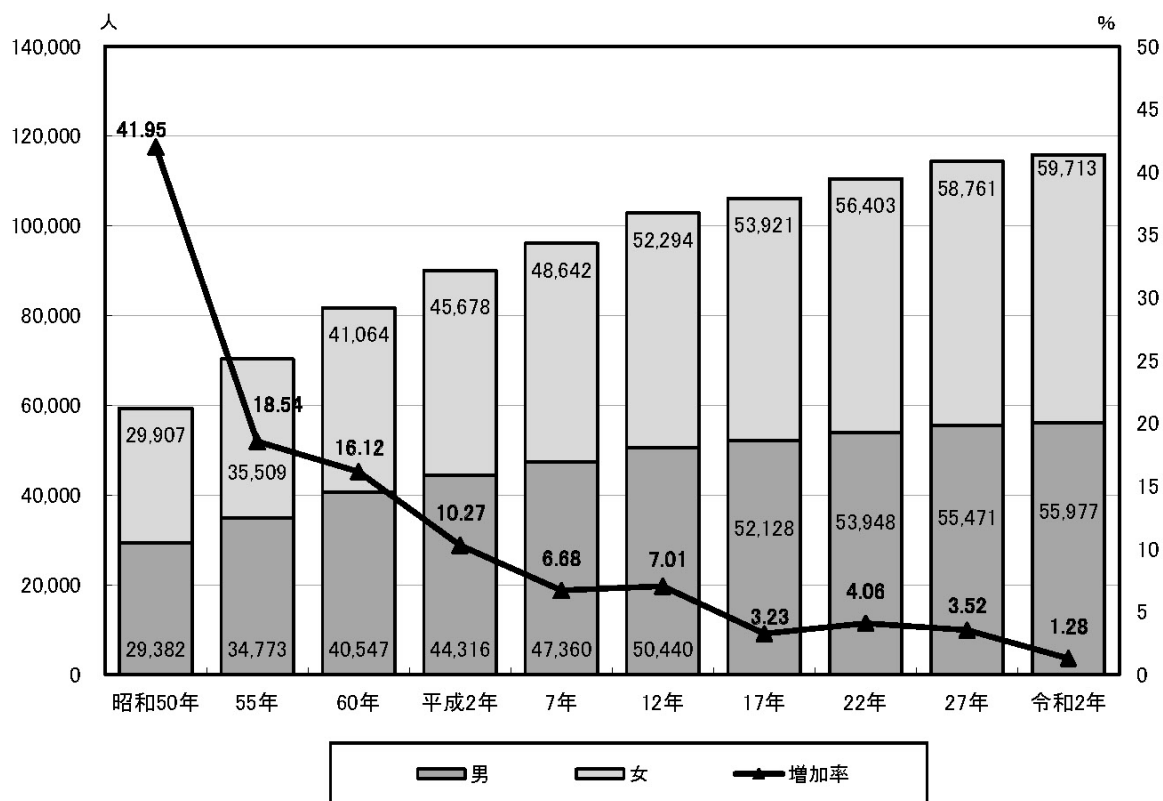


3. 社会的環境

(1)人口

浦添市の人口は、国勢調査（令和2年）によると、115,690人、47,331世帯であり、沖縄県下第4位の人口である。増加率は、平成27年の人口114,232人と比べ1,458人増（増加率1.28%）となっており、近年は人口増加の傾向が緩やかになっている。

国勢調査の人口推移



図版出典：「令和3年版統計うらそえ」

(2)産業

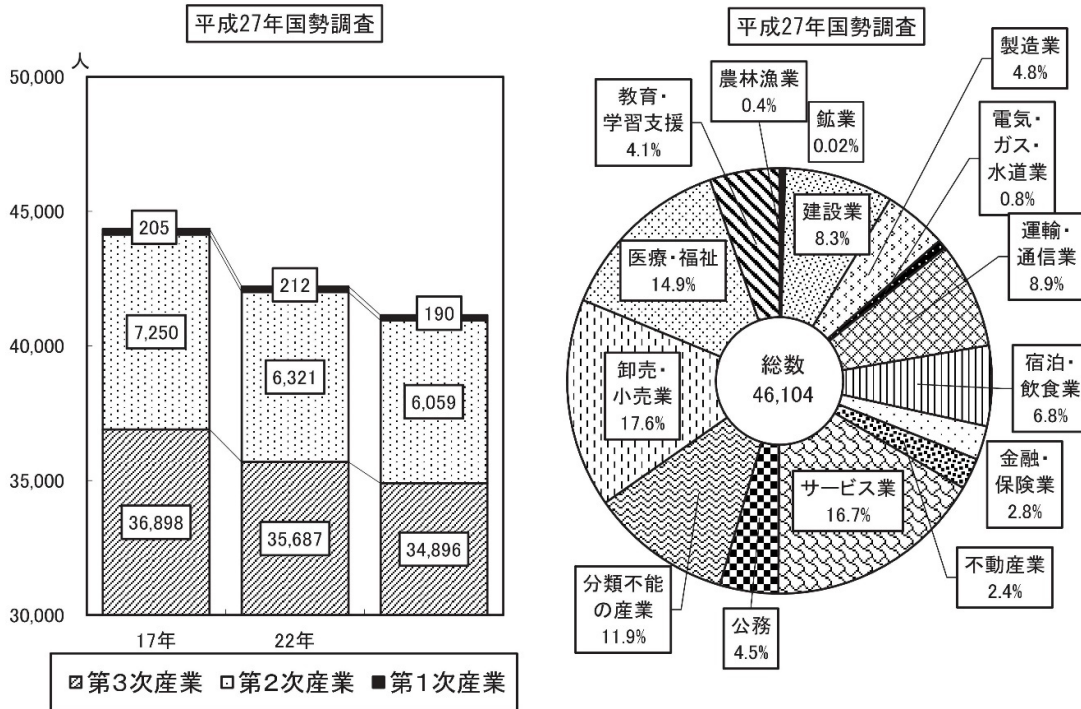
平成27年における本市の就業者数は46,104人となっている。全就業者のうち41.3%は市内に職を持ち、残りは市外へ通勤している状況である。

部門別産業就業者の割合を見ると、第3次産業が全体の75%以上で、特に割合が高い分類が「卸売業、小売業」及び「医療、福祉」である。次いで第2次産業が約13%、第1次産業が0.4%を占めている。

浦添市西海岸エリアにおいては、昭和49年に「那覇港湾計画」に位置づけられてから、様々な開発が行われており、西洲地区には卸商業団地が完成し、多くの事業者が活発な経済活動を展開している。また、平成30年に開通した西海岸道路とキャンプ・キンザーの間には新たな商業エリアが誕生している。さらに令和元年10月に市内に開通した沖縄都市モノレール沿線の周辺においても、今後、大型商業施設の建設も予定されている。

産業別就業者数の推移

産業（大分類）別就業者数の構成



図版出典：「令和3年版統計うらそえ」

注：左図（産業別就業者数の推移）には、分類不能の産業が含まれていない。

(3) 交通

浦添市の道路網は、主要な都市圏を結ぶ高規格幹線道路（沖縄自動車道）、沖縄本島中南部都市圏の主要な幹線道路である国道 58 号、国道 330 号など南北方向の広域幹線道路、これらを補完する県道 38 号浦添西原線、県道 153 号線及びバイパス、宜野湾南風原線を中心にして骨格道路網が形成されており、また、沖縄西海岸道路、臨港道路といった広域幹線道路が新たに整備された。

公共交通としては、沖縄都市モノレールが令和元年 10 月に延伸し、本市内に経塚駅、浦添前田駅、てだこ浦西駅が整備された。

中頭方西海道及び普天満参詣道は、県道 38 号浦添西原線及び県道 153 号線が交差する安波茶交差点から 1km 圏内に位置しているため、両県道からアクセスすることが出来る。公共交通では、浦添前田駅が最寄となっている。

(4) 地域資源

「中頭方西海道及び普天満参詣道」周辺文化財は、4（4）で整理したとおり、浦添城跡や浦添ようどれ、伊祖城跡、浦添貝塚などが立地する。これら資源を含めた地域は、浦添大公園や伊祖公園として市域の貴重な緑地を形成している。また、浦添大公園に隣接し、浦添市てだこホール、浦添市民球場、浦添市立図書館、浦添市美術館、浦添運動公園、浦添カルチャーパークも立地し、市内外から多くの人々が訪れるエリアとなっている。

(5) 法的規制

① 都市計画関係

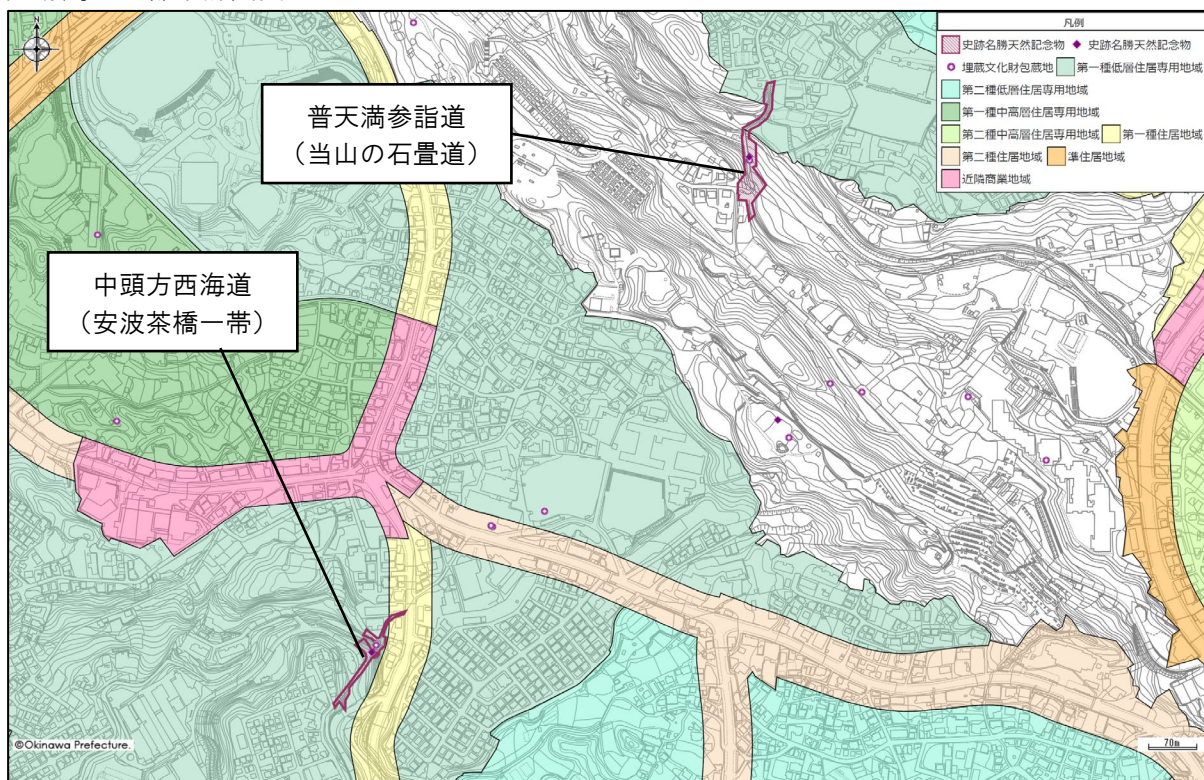
本市は市域全域が近隣5市4町2村とともに那覇広域都市計画区域に指定されている。

「中頭方西海道及び普天満参詣道」のうち、中頭方西海道（安波茶橋一带）は、第一種低層住居専用地域、普天満参詣道（当山の石畳道）は、第一種住居専用地域及び市街化調整区域に指定されている。

当山の石畳道の一部は県営浦添大公園（総合公園）の公園区域に含まれている。

歴史の道に隣接する仲間地区（約19ha）が景観法に基づく、景観まちづくり重点地区に指定されている。また、県道浦添西原線沿線地区（約8.2ha）が景観地区に、県道浦添西原線（約1,450m）が景観重要公共施設に指定されている。

史跡周辺の都市計画図

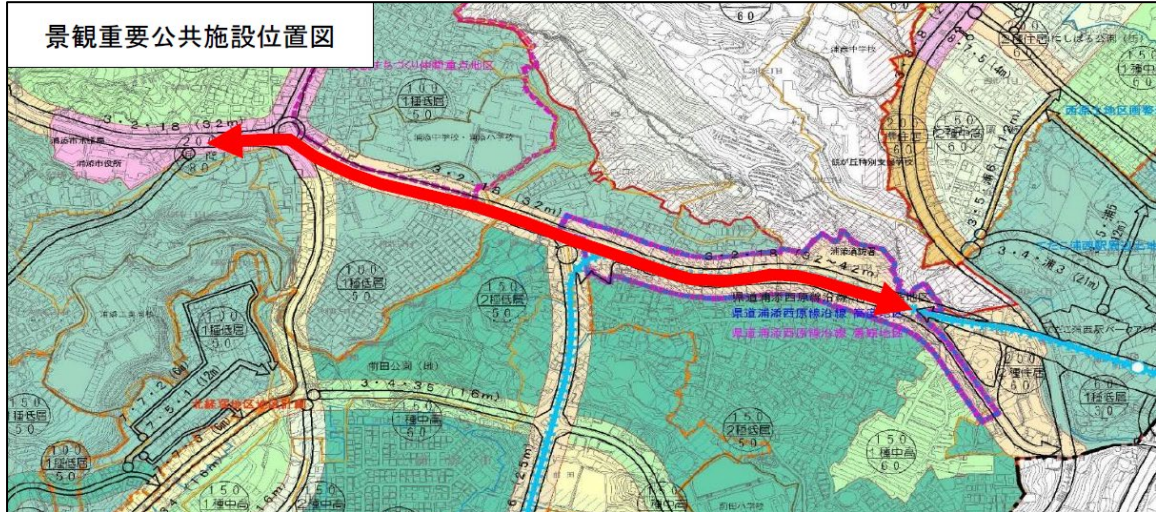


出典：沖縄県地図情報システム（都市計画図総括図（用途地域））

景観法に基づく景観重要公共施設の指定について

路線名 主要地方道 浦添西原線
 対象区間起点 浦添市安波茶二丁目93
 対象区間終点 浦添市安波茶二丁目1837番1
 距離(m) 約1,450m

本市のシンボルロードである県道浦添西原線の当該区間は、平成28年9月30日から景観法に基づく景観重要公共施設に指定されている。



◇景観重要公共施設の整備方針

景観法第47条は、「景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行わなければならない」と規程しており、例えば道路については、舗装の素材や街路樹、街灯、柵など沿道の地域景観に合わせた整備を図ることができることになっている。

また、景観重要公共施設の指定では、整備方針以外に、道路等の占用許可基準についても定めることができる。

なお、景観行政団体及び景観重要公共施設として指定された施設の管理者は、自治体の景観計画に定められた当該施設の整備方針について必要な協議を行うため、景観法第15条の規程により景観協議会を組織することができる。

◇整備に関する事項

- ・浦添グスク周辺地区（バッファゾーン）として、歴史・文化特性に配慮した良好な道路景観づくりに配慮する。
- ・道路の付属物については、浦添グスクの歴史文化特性に配慮し、落ち着いた色彩・デザイン等とする。但し、次の場合はこの限りではない。
 - 1) 安全性の確保などのため、他の法令等で色彩が規程されているもの
 - 2) その他、施設管理者が必要と認めるもの
- ・歩行者等の快適性確保やうるおいある沿道景観の形成のため、道路機能等による緑化に努め、緑の連続性を確保する。
- ・周辺住民をはじめ、来訪者等の利便性・快適性確保のため、道路機能と景観の両面において、質の高い整備に努めるとともに、適切な維持管理及び改善に努める。

◇占用等の許可の基準

- ・占用物は、浦添グスクやモノレール車窓、歩道部・車窓部等からの良好な眺望を確保し、魅力ある沿道景観の形成に資するよう配慮する。
- ・占用物の基調となる色彩は、浦添グスクの周辺地区として、歴史・文化特性に配慮した落ち着いた色彩を基本とし周辺景観に配慮した色彩とする。
- ・占用物のデザイン、素材等は、浦添グスクの周辺地区として歴史文化特性に配慮するとともに、沿道のまちなみとの一体感や賑わいの創出に配慮したものとする。
- ・賑わいを創出する道路空間の積極的な活用については、道路管理者、景観行政団体、景観協議会など関係機関と協議の上、設置を検討する。

出典:「景観重要公共施設の指定について」(浦添市 HP)

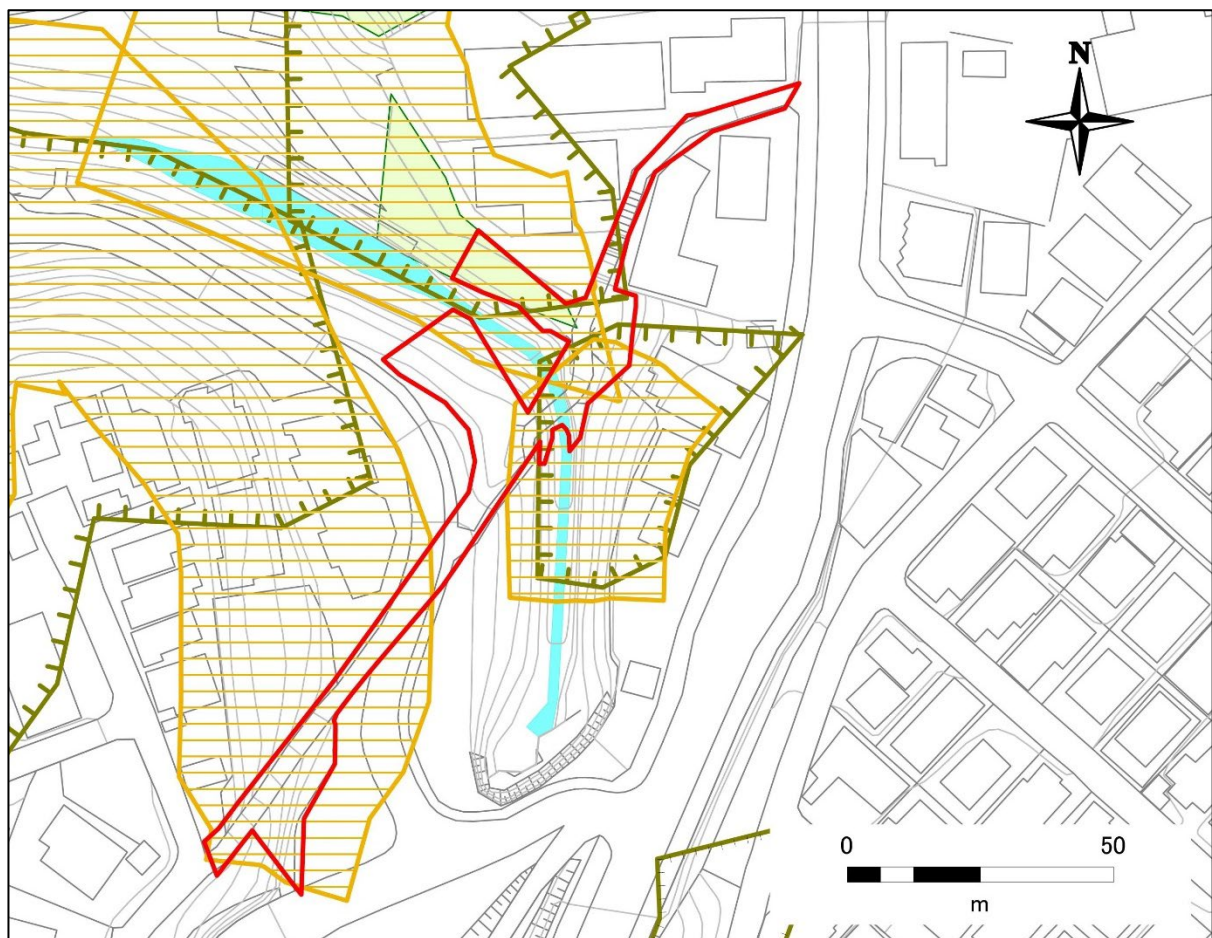
②森林・河川・防災関係

安波茶橋一帯及び当山の石畳道の一部が森林地域に指定されている。

両地区をまたぐ小湾川と牧港川は、「河川法」に基づく県管理河川（二級河川）となっている。

安波茶橋一帯の一部が、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地）に指定されており、また、安波茶橋一帯の一部及び当山の石畳道の一部がそれぞれ、沖縄県の調査による急傾斜地危険箇所、地すべり危険箇所となっている。

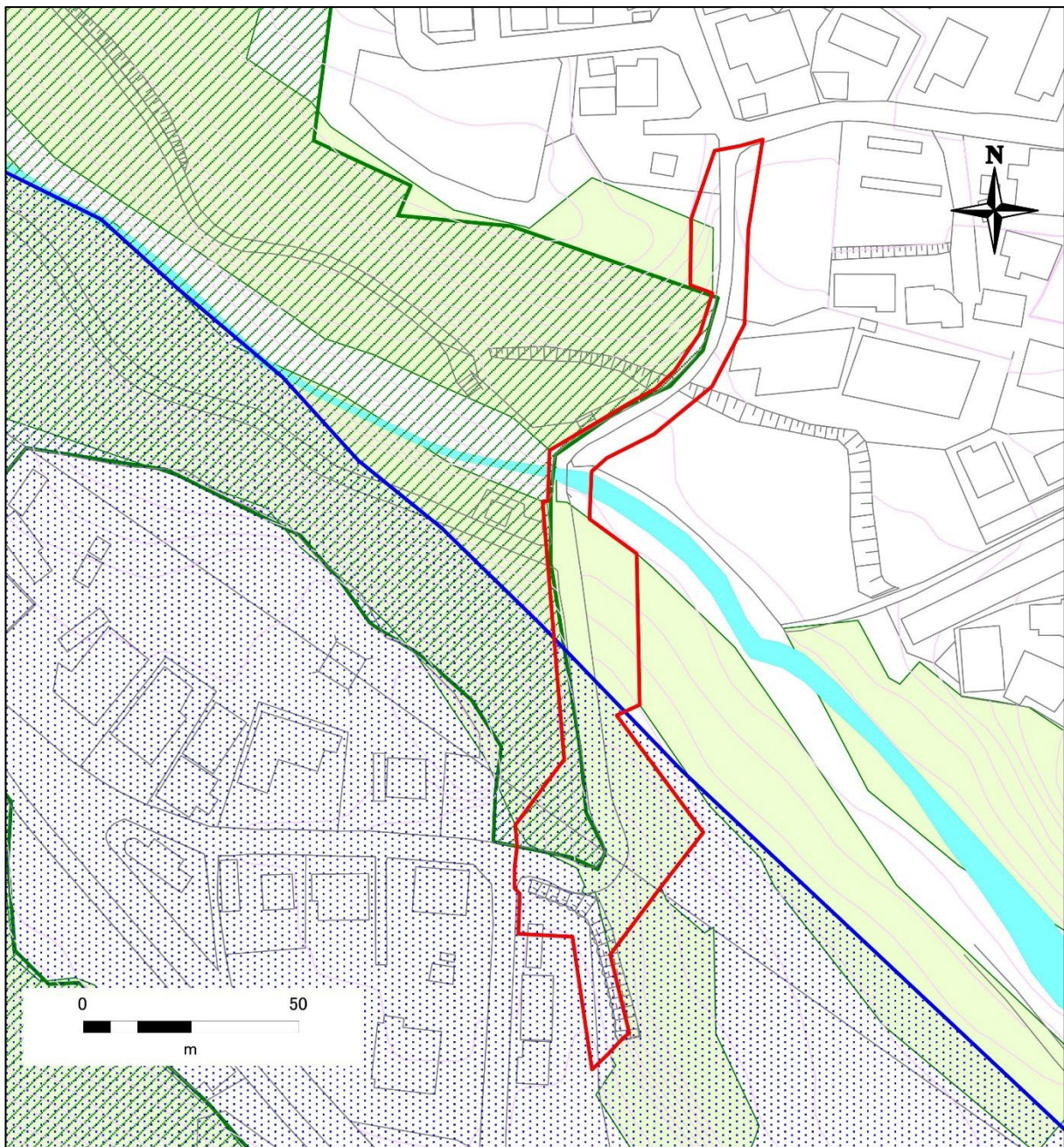
安波茶橋一帯の土地利用規制現況（平成 31 年）



防災	土砂災害警戒区域	公園・森林
急傾斜地崩壊危険区	土石流	都市公園
砂防指定地	地滑り	森林地域
地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊	国有林
河川	土砂災害危険箇所	保安林
文化財	土石流危険区域	
史跡指定範囲	地すべり危険箇所	
	急傾斜地崩壊危険箇所	

出典：土地利用規制現況図(H31.3.15 更新)及び「国土数値情報(平成 22 年土砂災害危険箇所)」(国土交通省)を使用し、浦添市教育委員会が作成

当山の石畳道の土地利用規制現況（平成 31 年）



防災	土砂災害警戒区域	公園・森林
急傾斜地崩壊危険区	土石流	都市公園
砂防指定地	地滑り	森林地域
地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊	国有林
河川	土砂災害危険箇所	保安林
文化財	土石流危険区域	
史跡指定範囲	地すべり危険箇所	
	急傾斜地崩壊危険箇所	

出典：土地利用規制現況図(H31.3.15 更新)及び「国土数値情報(平成 22 年土砂災害危険箇所)」(国土交通省)を使用し、浦添市教育委員会が作成

「中頭方西海道及び普天満参詣道」とその周辺に適用されている法令等の制度概要

根拠法令・地区等	原則	許可 届出 等	規制の 対象行為	罰則 規定
景観法				
浦添市景観まちづくり条例 ○景観計画区域 ・市全域 (一定規模以上の行為) ・仲間重点地区 (すべての行為)	地域の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、及び創造する協働の景観まちづくりを推進するため、諸行為に基準が設けられている。	届出	・ 建築物、工作物の位置、形態、意匠、素材、敷地の緑化・垣・柵・塀 等 ・ 開発行為 等	—
浦添市景観地区条例 ・ 県道浦添西原線沿線地区	環境まちづくりを推進した質の高い市街地の形成を図るため、諸行為について制限が設けられている。	許可		懲役 又は 罰金
景観重要公共施設 ・ 主要地方道 浦添西原線	道路区間において、景観計画にて「整備に関する事項」及び占用等の許可の基準を定める。	協議	—	—
森林法 地域森林計画対象民有林	森林の有する公益的な機能の維持・増進を図るため、諸行為について規制される。	許可 届出	・ 立木の伐採 ・ 開発行為	懲役 又は 罰金
河川法 二級河川	河川による公共の福祉の増進のため、諸行為について規制される。	許可	・ 工作物の新築・改築・除去 ・ 流水の占用 ・ 土地の占用 ・ 土石などの採取 ・ 掘削・盛土・切土	懲役 又は 罰金
土砂災害防止法 土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域については開発行為の許可制、建築物の構造規制あり)	土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、諸行為の規制を推進する。	—	—	—

(6) 地域住民との関わり

中頭方西海道（安波茶橋一帯）と普天満参詣道（当山の石畳道）は、現在も周辺地域の住民の生活道路として活用されている。特に朝夕については近隣学生の通学路となっている。

浦添市教育委員会では、発掘調査に関する現地説明会の開催、文化財に関する情報発信（リーフレットやガイドブックの発行）を行っている。

NPO 法人うらおそい歴史ガイド友の会は、浦添グスクを中心としたガイド活動を行っているが、グスクと関連し近隣の安波茶橋や当山の石畳道の解説もあわせて実施している。11月3日には、「尚寧王の道を訪ねる」をテーマに、浦添グスクから首里城までの行程を徒歩で巡るガイドツアーを毎年実施している。

また、当山自治会による除草・清掃も毎年行われている他、近隣の浦添小、前田小、浦添中、浦西中が地域学習に活用している。

第3章 史跡等の概要及び現状と課題

1. 指定の状況

(1) 指定告示

- 種別 史跡
- 名称 中頭方西海道及び普天満参詣道
- 指定年月日 平成24年9月19日（文部科学省告示第145号）
- 所在地 沖縄県浦添市安波茶三丁目331番2外 31筆等
- 指定面積 5,395.38 m²

所在地	地域
沖縄県浦添市安波茶三丁目	331番2、773番1のうち実測164.45平方メートル
同 経塚一丁目	1番4、1番5、1番7、1番8、1番9、1番10、1番11、1番12、5番4、29番3のうち実測63.04平方メートル、55番3のうち実測348.26平方メートル、55番4のうち実測5.33平方メートル 沖縄県浦添市安波茶三丁目332に隣接する河川敷と同773番1に挟まる道路敷、沖縄県浦添市安波茶三丁目333と同経塚一丁目2番2に挟まれ同安波茶三丁目773番1と同経塚一丁目55番3に挟まれる河川敷のうち292.65平方メートルを含む。
同 当山一丁目	153番1、154のうち実測4.23平方メートル、341のうち実測42.58平方メートル、342のうち実測73.44平方メートル
同 当山二丁目	452番1のうち実測204.67平方メートル、453のうち実測65.77平方メートル、454のうち実測174.24平方メートル
同 当山三丁目	578、580番1のうち実測732.24平方メートル、582のうち実測373.61平方メートル、584番1のうち実測53.97平方メートル 沖縄県浦添市当山一丁目341と同当山二丁目452番1に挟まれ同当山一丁目145と同当山二丁目454に挟まれる道路敷のうち335.19平方メートル、沖縄県浦添市当山二丁目453と同454に挟まれる道路敷のうち11.67平方メートル、沖縄県浦添市当山一丁目153番1と同当山三丁目578に挟まれ同当山一丁目153番1と同当山三丁目582に挟まれる道路敷のうち463.42平方メートル、沖縄県浦添市当山三丁目580番1と同582に挟まれる道路敷のうち55.98平方メートル、沖縄県浦添市当山一丁目154と同152番2に挟まれ沖縄県浦添市当山二丁目454と同当山三丁目578に挟まれる河川敷のうち98.39平方メートルを含む。 備考 一筆の土地、道路敷及び河川敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び浦添市教育委員会に備えて縦覧に供する。

(2) 指定理由と指定範囲

中頭方西海道及び普天満参詣道は、沖縄県浦添市の安波茶^{あはちや}及び当山^{とうやま}に所在する、琉球王府により整備された街道の遺跡である。

沖縄では、15世紀後半以降の第二尚氏^{しやうし}時代^{すくみち}に首里を中心とした宿道と呼ばれる幹線道路網の整備が行われ、王命の伝達や役人の往来、租税そのほかの物資の運搬などの機能を果たした。このうち首里を起点に沖縄本島を西側に北上する経路を西海道と呼び、首里から浦添、北谷、読谷山の間切を通る道筋を中頭方西海道と称している。

中頭方西海道は、尚寧^{しやうねい}王の1597年に石畳道として整備され、幅員も9尺に拡張され、安波茶橋についても木橋から石橋に改修されたと考えられている。安波茶橋は、南北二基の石造アーチ橋であり、その前後に石畳道が連続する。北橋は単芯の円弧で三個の幅の長い琉球石灰岩を連結する構造であり、18～19世紀ころに改修された痕跡が残る。南橋は沖縄戦で破壊されたが、復元整備されている。

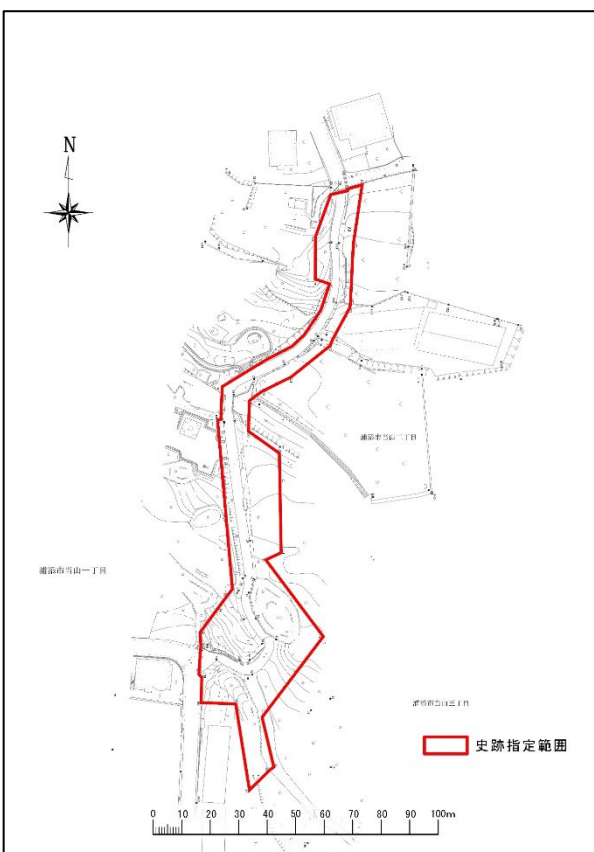
普天満参詣道は、尚賢^{しやうけん}王の1644年以降、国王の普天満宮参詣が王城の公事となったことや、1671年に宜野湾間切が新設されたことにより、参詣道として、さらに宿道として整備された。このうち当山の石畳道は、西海道との分岐点から東に約500メートルの地点にあり、牧港^{まきみなと}川に架かる当山橋を挟んで、幅約3メートルの石畳が良好に残存する。

中頭方西海道及び普天満参詣道は、ともに琉球王府が幹線道路として整備した街道であり、現在も石畳道や橋梁遺構等が良好に残存し、わが国の交通・土木の歴史を知る上で貴重なことから、整備事業が完了した部分を含む約397メートル分（中頭方西海道約187メートル、普天満参詣道約210メートル）を史跡に指定して保護を図る。

史跡指定範囲図（中頭方西海道）



史跡指定範囲図（普天満参詣道）



2. 史跡等の概要

中頭方西海道及び普天満参詣道の本質的価値とその構成要素は、「史跡中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画」で定められており、本整備計画における本質的価値とその構成要素もそれに従う。

(1) 史跡等の本質的価値

① 琉球王府によって幹線整備された街道

中頭方西海道及び普天満参詣道は、ともに琉球王府が幹線道路として整備した街道である。

中頭方西海道（安波茶橋一帯）は、15世紀後半以降に首里を起点に浦添・北谷・読谷を通過するために整備された幹線道路（宿道）のひとつであり、王命の伝達や役人の往来、租税や他の物資の運搬などの機能を果たした街道である。一方、普天満参詣道（当山の石畳道）は、浦添間切番所の北側より東に分岐する道筋であり、琉球国王が普天満宮へ向かう参詣道として、さらに宜野湾間切番所を結ぶ宿道として整備された。

② 石畳道や橋梁遺構といった石造建造物

指定地である安波茶橋一帯と当山の石畳道には、ともに石畳道や橋梁遺構といった石造建造物が良好に残されており、わが国の交通・土木の歴史を知るうえで貴重である。

安波茶橋は、谷部を流れる小湾川に架かる南北二基の石造アーチ橋であり、その前後に石畳道が連続する。北橋は単芯の円弧で3個の幅の長い琉球石灰岩を連結する構造であり、18世紀～19世紀頃に改修された痕跡が残る。南橋は沖縄戦で破壊されたが、単芯の円弧で7個の琉球石灰岩を連結した橋中央が駝背状に盛り上がる構造である。また、石畳道は琉球石灰岩を用いた幅約3.1メートルの規模だったことが確認されている。当山の石畳道は、牧港川に架かる当山橋を挟んで、幅約3メートルの石畳が良好に残存する。

③ 琉球国王に由来する史跡

中頭方西海道及び普天満参詣道は、琉球王国の公的行事に関わる道（公事道^{くうじみち}）として、国王に関連する史跡等が周辺に分布する。

中頭方西海道（安波茶橋一帯）のうち、首里・浦添間の道筋は、1597年に浦添出身の尚寧王によって石畳道として整備され、安波茶橋においてもその頃に木橋から石橋に改修されたと考えられている。道の整備経緯は「浦添城の前の碑」等に記載され、同碑は浦添城跡内に復元整備されている。また、普天満参詣道（当山の石畳道）は、尚賢王の1644年以降に国王の普天満宮参詣が王府の公事となったため、中頭方西海道（首里・浦添間）とともに琉球王国の公的行事に関わる道（公事道^{くうじみち}）と呼ばれた。安波茶橋の北西には、国王が行幸時に赤い皿で水を飲んだという伝承を持つ赤皿^{あかざら}ガー（湧水）が存在する。

④ 宿道の特徴づけるかつての景観

本市の歴史の道は、いくつか地形の起伏がある箇所を辿るが、なかでも指定地の安波茶橋一体や当山の石畳道は、川底まで下る谷間を横断する険しい道であり、当山の石畳道におい

ては「馬ドゥケーラシ」又は「馬転ばし」と呼ばれる難所がある。その一方で、急峻な地形と谷底の河川を背景として、石畳道、石橋やリュウキュウマツ等で構成される風致景観は琉球王国時代の宿道の特徴づけるものであり、本史跡の本質的な価値ととらえられる。

(2) 構成要素の保存状況・分布状況

① 構成要素

中頭方西海道及び普天満参詣道における本質的な要素とは、街道の成立に関わるもの、街道を形づくっていた遺構、当時の様相を示す琉球王国時代の遺物などが挙げられる。

i) 中頭方西海道(安波茶橋一帯)

中頭方西海道における構成要素（史跡範囲内）

類別	考え方	内容
ア. 本質的価値を構成する諸要素	中頭方西海道の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行う必要があるもの。	【地上遺構】石橋（北橋、南橋）、石畳道（石製側溝含む）、護岸石積、赤皿ガー 【地下遺構】石畳遺構、護岸石積、排水溝、石敷、石列など 【遺物】壺屋焼の碗片など 【景観要素】街道を特徴づける景観（小湾川、緑地や植栽、谷地形）
イ. 本質的価値に関連する要素	中頭方西海道にちなんで後世に付加された要素。アとともに保存管理を行う必要があるもの。	・整備で植栽されたリュウキュウマツ
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	本質的価値の維持管理、あるいは公開・活用のための施設。史跡の本質的な価値との関係性をふまえ、適切な保守、更新等を行う必要があるもの。	【保存管理に関わる要素】 ・排水施設 ・境界杭 【公開・活用に関わる要素】 ・赤皿ガーに至る斜面 ・歩道（石畳風またはカラーアスファルト舗装、石階段、木製階段・手摺） ・標柱、説明板、誘導サイン ・柵、車止め ・オオイタビ等植物
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	中頭方西海道としての歴史的変遷と直接関係しない要素。史跡への影響を与えないよう撤去や規制・誘導が必要なもの。	・道路（浦添工業高校） ・外来植物

史跡範囲外の周辺地域における関連要素の類別

類別	考え方	内容
ア. 本質的価値を構成する諸要素	中頭方西海道の本質的価値を表す物証となるもので、追加指定等により、今後、厳密な保存管理を行う必要があるもの。	【景観要素】街道を特徴づける景観（小湾川、谷地形、斜面緑地）
イ. 本質的価値に関連する要素	中頭方西海道との一体的な保全により史跡の本質的価値の発揮に資するもので、今後適切な保全が求められるもの。	・リュウキュウマツの街路樹 ・浦添城跡、浦添ようどれ、浦添城の前の碑（浦添グスクの石畳道復元箇所含む）、龍福寺跡、茶山、浦添番所跡、浦添御殿の墓、七番毛、経塚の碑
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	中頭方西海道の歴史的変遷と直接関係しないが、周辺地域にふさわしい景観形成が求められるもの。	【保存管理に関わる要素】 ・擁壁 ・護岸 ・排水施設（導水トンネル、側溝） 【公開・活用に関わる要素】 ・散策歩道（石畳風舗装、石階段等） ・標柱、説明板、誘導サイン ・東屋
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	中頭方西海道の歴史的変遷と直接関係しない要素。景観等への影響を与えないよう規制・誘導が必要なもの。	・住宅（色など） ・道路（歩道、ガードレール、手摺、電柱、信号機、街路樹等含む） ・外来植物
オ. 史跡の価値を語るうえで必要な要素	中頭方西海道の歴史的変遷を裏付ける要素で、史跡範囲及びその周辺地域に物理的に存しないもの。	・首里城、太平橋、古地図、古道ルート

ii) 普天満参詣道(当山の石畳道)

普天満参詣道における構成要素（史跡範囲内）

類別	考え方	内容
ア. 本質的価値を構成する諸要素	普天満参詣道の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行う必要があるもの。	【地上遺構】石畳道、当山橋、護岸石積 【地下遺構】石畳遺構（南側入口付近の斜面）、根拵え 【遺物】灰釉碗片 【景観要素】街道を特徴づける景観（牧港川、谷地形、琉球石灰岩岩盤、緑地）
イ. 本質的価値に関連する要素	普天満参詣道にちなんで後世に付加された要素。アとともに保存管理を行う必要があるもの。	（該当なし）
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	本質的価値の維持管理、あるいは公開・活用のための施設。史跡の本質的な価値との関係性をふまえ、適切な保守、更新等を行う必要があるもの。	【保存管理に関わる要素】 ・排水施設（導水管・雨水枡等） ・敷地境界の柵、境界杭 ・法面保護ネット 【公開・活用に関わる要素】

類別	考え方	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 標柱、説明板 ・ 車止め、転落防止柵（手摺）
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	普天満参詣道としての歴史的変遷と直接関係しない要素。史跡への影響を与えないよう撤去や規制・誘導が必要なもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱、電線 ・ 畑 ・ コンクリート舗装（南側入口付近の斜面） ・ 外来植物

史跡範囲外の周辺地域における関連要素の類別



類別	考え方	内容
ア. 本質的価値を構成する諸要素	普天満参詣道の本質的価値を表す物証となるもので、追加指定等により、今後、厳密な保存管理を行う必要があるもの。	【景観要素】街道を特徴づける景観（牧港川、谷地形、緑地）
イ. 本質的価値に関連する要素	普天満参詣道との一体的な保全により史跡の本質的価値の発揮に資するもので、今後適切な保全が求められるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当山ガー
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	普天満参詣道の歴史的変遷と直接関係しないが、周辺地域にふさわしい景観形成が求められるもの。	<p>【保存管理に関わる要素】</p> <p>ー（該当なし）</p> <p>【公開・活用に関わる要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設（石垣、広場・東屋・照明など） ・ 標柱、説明板、誘導サイン ・ 駐車場
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	普天満参詣道の歴史的変遷と直接関係しない要素。景観等の影響を与えないよう規制・誘導が必要なもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑（ビニールハウス含む） ・ 住宅（色など） ・ 道路（歩道、ガードレール、手摺、電柱、信号機、街路樹等含む） ・ 外来植物
オ. 史跡の価値を語るうえで必要な要素	普天満参詣道の歴史的変遷を裏付ける要素で、史跡範囲及びその周辺地域に物理的に存しないもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普天満宮、古地図、古道ルート、宜野湾松並木



②構成要素の保存・分布状況

i) 中頭方西海道(安波茶橋一帯)

■史跡範囲内


ア. 本質的価値を構成する諸要素(史跡指定区域内)

No.	名称	概要
1	石橋（北橋、南橋）	<p>安波茶橋は、小湾川に架かる南北二基の石造アーチであり、それぞれ北橋、南橋とされている。北橋は単芯の円弧で3個の幅の長い琉球石灰岩を連結する構造であり、18～19世紀頃に改修された痕跡が残る。南橋は沖縄戦で破壊されたが、単芯の円弧で幅の狭い7個の琉球石灰岩を連結した、橋中央が駝背状に盛り上がる構造である。平成14～18年に復元整備された。</p> 
2	石畳道	<p>安波茶橋の前後に連続する石畳の道であり、尚寧（1589～1620）の時代に大改修工事が行われ、1597年に竣工したことが「浦添城の前の碑」に記されている。この道路工事により、両側に松並木が続く、幅員9尺の石畳道が整備されたといわれている。平成14～18年に復元整備され隣接する排水溝や石敷も修復された。</p> 
3	護岸石積	<p>平成12年の安波茶橋修復工事の際に、安波茶橋周辺の護岸石積が、河床石張も含めて修復された。</p>


No.	名称	概要
4	赤皿ガー	<p>安波茶橋近くの斜面にある井泉である。国王行幸の際にこの井泉の清水を赤い椀（赤皿）で差し上げた由来がある。規模は小さく、幅約 1.4m で、人工的石積みは見られず、ほとんど自然の状態を残している。</p> 
5	地下遺構	<p>平成 8 年度の発掘調査では石畳、護岸石積、排水溝、石敷、石列等の地下遺構が確認されている。</p> <p>石畳：安波茶橋から経塚方面に追及したところ、石畳道が確認された。これにより、安波茶橋から経塚への石畳道のルートが明らかになった。</p>  <p>護岸石積：赤皿ガー沿いの護岸石積は石積の技法によって上下 2 段に分かれる。また、北橋付近と赤皿ガー付近では石積に若干の違いがあることから、北橋付近は橋の改修工事の際に積まれたものと推察できる。</p> <p>排水溝：北橋の脇から排水溝が確認された。石畳道からの雨水が石橋に流れないように、護岸側へ向けられる。一方、南橋では暗渠排水溝が確認されており、両橋とも排水処理機能が付帯されていたことがわかる。</p> <p>石敷：護岸石積に沿って、スロープのついた石敷が出土している。川へ降りるための取り付け道だったか、あるいは現在の石畳道以前の門だったかなど、どのように使われていたかは不明である。</p> <p>石列：北橋北側の石畳道にほぼ並列して、石列が約 2 メートル確認されている。この石列は、石畳道の路盤となっている小礫混じりの土の下位にあることから、現在の石畳道以前の石畳道の縁石である可能性がある。</p>
6	遺物	<p>発掘調査により、北橋の中込め（石畳直下の土の部分）から壺屋焼の破片が出土した。このことから、18～19 世紀頃に修復工事が行われたと推察される。</p>

No.	名称	概要
7	街道を特徴づける景観	<p>小湾川から展開する谷地と、その谷地に広がる斜面緑地によって、変化に富んだ水辺景観を創出している。</p> 



イ. 本質的価値に関連する要素

No.	名称	概要
8	整備で植栽されたリュウキュウマツ	<p>石畳道の復元整備の際にリュウキュウマツが一部復元されている。</p> 


ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素

No.	名称	概要
9	赤皿ガーに至る斜面	<p>歩道等は整備されておらず、自然の状態の斜面がそのまま赤皿ガーへのアプローチとなっている。北側隣地及び川縁は崖状の法地で、川縁に簡易的なロープ柵が設置されている。現在は仮設フェンスが設置され、立ち入りができなくなっている。</p> 

No.	名称	概要
10	歩道	<p>石畳風またはカラーアスファルト舗装の歩道・階段及び木製階段・手摺が史跡内に整備されている。石畳道の景観に配慮した仕様（素材、意匠）となっている。</p> 
11	標柱、説明板、誘導サイン	<p>史跡来訪者のために、中頭方西海道の歴史概説を示す説明板と標柱、誘導サインが設置されている。</p> 
12	柵、車止め、境界杭	<p>柵：石畳道に沿うようにロープ柵が設置されており、危険な場所に利用者が立ち入らないようにしている。</p>  <p>車止め：南側入口に車止めが設置されており、史跡内への車両の進入を防止している。</p>  <p>境界杭：隣地との間に境界杭が設置されている。</p>



No.	名称	概要
13	排水施設	歴史の道整備活用事業により、排水施設が整備されている。 
14	オオイタビ等植物	擁壁など現代的な構造物を覆うようにオオイタビ等が植えられ、景観に配慮されている。 

エ. 本質的価値に直接関係しない要素

No.	名称	概要
15	道路（浦添工業高校）	浦添工業高校へ至る道路が史跡範囲を横断し、沿道にはガードレールも並走している。市道のうち、史跡範囲内はカラーアスファルトが敷設されており、史跡の連続性を保っている。 
16	外来植物	史跡指定範囲内で外来植物の存在が判明した場合、在来種との競合や、歴史的景観の阻害等の恐れがある。

■ 史跡範囲外

ア. 本質的価値を構成する諸要素



No.	名称	概要
17	街道を特徴づける景観	<p>小湾川：河川敷の緑や豊富な水量により、良好な水辺の景観を創出している。</p>  <p>谷地形、斜面緑地：中頭方西海道（安波茶橋一帯）は、小湾川周辺の谷地形がなす斜面緑地に囲まれて所在しており、その斜面緑地と一体となった景観を形成している。</p> 

イ. 本質的価値に関連する要素

No.	名称	概要
18	リュウキュウマツの街路樹	<p>周辺散策歩道に沿って、リュウキュウマツの街路樹が史跡指定範囲と一体的に整備されている。</p>
19	尚寧王及び琉球国王に関連する要素	<p>浦添城跡：13世紀末に造られたグスクで、14世紀後半～15世紀前半頃に大きなグスクとなった。第二尚氏第三代の尚真王の長男である尚維衡が住み、それ以降は彼の子孫が屋敷を構えた。</p> <p>浦添ようどれ：13世紀に造られた英祖王の墓といわれており、1620年に尚寧王により改修された。東側の東室に尚寧王とその一族が安置されている。</p> <p>浦添城の前の碑：1597年に、尚寧王が首里から浦添グスクまでの道を整備したときの竣工記念碑である。沖縄戦で破壊されたが、平成11年に復元された。一部、石畳道も復元整備されている。</p> <p>龍福寺跡：英祖王の時代に創建された琉球最初の寺院といわれるが、詳細は不明。禅鑑なる僧侶が琉球に漂着し、浦添グスクの西に寺院を建立して極楽寺と名付けたという。尚円王代には火災にあい龍福寺と改め現在の浦添中学校の運動場に移ってきた。1609年薩摩侵入事件で灰燼と化すも、尚寧王によって再建されたといわれている。</p> <p>茶山：首里王府が1733年に茶種、杉檜などを植栽して茶園をつくったことに由来する地名。戦前までは、「茶山御殿」と呼ばれた尚家（王家）の別邸があり、浦添グスクやようどれ、龍福寺に参拝する尚家一</p>


No.	名称	概要
		<p>族が休憩したと伝わる。</p> <p>浦添番所跡：浦添番所の設置は、いつかはっきりしないが、1611年頃と考えられている。尚巴志王（1422年～1439年）の時代に「駅」の名称で番所の前進がつけられたと伝えられる。国王の普天満参詣の際には休憩所に利用されたと言われている。</p> <p>浦添御殿の墓：第二尚氏14代国王尚穆の第二子尚図を祖として浦添間切総地頭をつとめた浦添家の墓。18世紀頃の造営と推定され、市内でも最大級の亀甲墓である。</p> <p><small>しちばんもー</small> 七番毛：北の坂の頂上付近にある広場で、かつて国王が普天満参詣に向かう際に休憩場所としていたと伝わる。</p>
20	経塚の碑	昔、ここに巣くう妖怪が道行く人をたぶらかしていたといわれている。経塚の地名の由来にもなっている。

ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素

No.	名称	概要
21	擁壁	<p>史跡範囲北側隣地の集合住宅及び浦添工業高校へ至る道路それぞれの擁壁が、史跡範囲内から認識できる。</p> 
22	護岸	<p>小湾川護岸のうち、指定範囲内から確認できる部分については石積で整備されており、景観上の一体感を創出している。</p> 

No.	名称	概要
23	排水施設	<p>小湾川増水時の水流により、安波茶橋が受ける衝撃を緩和させるため、安波茶橋上流に導水トンネルがバイパス施設として整備されている。</p> 
24	散策歩道	<p>カラーアスファルトや石畳風舗装による周辺散策歩道が整備されている。</p>  
25	標柱、説明板、誘導サイン	<p>歴史の道各所に標柱、説明板、誘導サイン等が設置されている。</p>  
26	東屋	<p>散策歩道とあわせて利用できる東屋が付近に整備されている。石畳道の景観に配慮した赤瓦の意匠となっている。</p>  

エ. 本質的価値に直接関係しない要素

No.	名称	概要
27	住宅（色など）	史跡範囲の隣地に中高層の集合住宅が建設されており、史跡範囲内からもその存在が認識できる。 
28	道路（歩道、ガードレール、手摺、電柱、信号機、街路樹等含む）	浦添工業高校へ至る道路が史跡範囲を横断し、沿道にはガードレールも並走している。 
29	外来植物	史跡指定範囲周辺で外来植物の存在が判明した場合、在来種との競合や歴史的景観の阻害等の恐れがある。

オ. 史跡の価値を語るうえで必要な要素




No.	名称	概要
30	首里城、太平橋、古地図、古道ルート	人々や文物の交流を担ってきた中頭方西海道の起点となる首里城、尚寧王が首里から浦添グスクに至る道を整備した際、木橋から石橋に改められた太平橋、かつての道筋を示した古地図・古道ルートは、史跡の価値のバックボーンとなる要素である。  

ii) 普天満参詣道における構成要素

■ 史跡範囲内

ア. 本質的価値を構成する諸要素(史跡指定区域内)


No.	名称	概要
1	石畳道	<p>牧港川に架かる当山橋を挟んで、幅約3メートルの石畳が良好に現存している。正確な整備年代は明らかではないが、1644年以降、国王の普天満宮参詣が毎年の王府の公事となったことや、1671年に宜野湾間切が新設されたことなどにより、参詣道として整備されたと考えられている。</p> 
2	当山橋	<p>石造アーチ橋で、橋脚は自然の岩石を利用しながら立ち上がり、僅かに勾配がついた切石積みである。大正初期までは木橋であったが、石橋に造り換えられ、昭和に補修されている。</p> 
3	護岸石積	<p>当山橋付近の護岸は石積によってなされている。</p> 

No.	名称	概要
4	地下遺構	<p>南側入口付近の斜面：当山の石畳道は、勾配が急なため、「馬転ばし」または「馬ドウケーラシ」と呼ばれる難所であったがその中でも南側入口付近はひと際勾配が急である。現在は耕作地への通行のため、コンクリート舗装が施されているが、舗装下には石畳遺構が確認されている。</p>  <p>根拵え：石畳下には根拵えの土（3層）が、版築は行われずに20cmの厚さで盛られていることが、発掘調査から確認されている。</p>
5	遺物	<p>縁石下より、底部から口縁へ立ち上がりやや内湾する灰釉碗片が出土した。この形式は、灰釉碗の編年で17世紀後半から18世紀前半に位置づけられ、当山の石畳道が宜野湾間切創設後しばらくして築造されたとする従来の説に合致する。</p>
6	街道を特徴づける景観	<p>牧港川から展開する谷地と、その谷地に広がる緑地空間、さらに沿道に露出した琉球石灰岩の岩盤が景観上の特徴となっている。</p>  

ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素

No.	名称	概要
7	排水施設（導水管、雨水枡等）	<p>当山の石畳道に沿って導水管、雨水枡が設置されており、当山橋の下流で牧港川に排水される経路となっている。</p>  

No.	名称	概要
8	標柱、説明板	<p>来訪者のために、普天満参詣道の概要を示す説明板と標柱が設置されている。旧名称の「普天間街道」と表記している標柱がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
9	車止め、転落防止柵（手摺）	<p>車止め：北側入口、南側入口ともに、車止めが設置されており、史跡内への車両の進入を防止している。</p>  <p>転落防止柵（手摺）：南側入口付近は急勾配で、一部崖状になっていることから、転落防止柵が設けられている。</p> 
10	敷地境界の柵、境界杭	<p>敷地境界の柵：畑と隣接している部分には、隣地境界付近に簡易的な柵が設置されている。</p>  <p>境界杭：隣地の畑との間に境界杭が設置されている。</p> 

No.	名称	概要
11	法面保護ネット	岩盤がオーバーハングした箇所には危険防止のため、法面保護ネットが設置されている。 

エ. 本質的価値に直接関係しない要素

No.	名称	概要
12	電柱、電線	史跡内の現代構築物として電柱、電線が設置されている。 
13	畑	史跡範囲内の一部が隣地と事実上同一利用され、現況では畑となっている。 
14	コンクリート舗装（南側入口付近の斜面）	地下に石畳遺構が確認されているが、耕作地への通行のため、コンクリート舗装が施されている。 
15	外来植物	史跡南側入口付近及び当山橋付近で、毒性のある外来植物である「エンゼルトランペット」が自生している。

■ 史跡範囲外

ア. 本質的価値を構成する諸要素

No.	名称	概要
16	街道を特徴づける景観	<p>牧港川：当山橋周辺の水辺景観の形成を担っている一方、増水時には橋を被るほどの流量となる。</p>   <p>谷地形、緑地：史跡範囲を取り囲むような斜面緑地が、本地域の景観を形成する要素となっている。</p> 



イ. 本質的価値に関連する要素

No.	名称	概要
17	当山ガー	当山の石畳道の南側には小規模ながら石積が美しく整った当山ガーがある。


ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素

No.	名称	概要
18	公園施設・説明板	<p>当山の石畳道と隣接した公園施設があり、施設は広場、東屋、石垣、サイン、照明等の要素で構成されている。広場には石畳が敷設され、東屋は赤瓦の意匠となっており、石垣とあわせて当山の石畳道に馴染んだ景観となっている。また、公園利用者のためのサインと現代構築物の照明は、史跡範囲内からも確認できる。</p> 
19	標柱、説明板、誘導サイン	<p>史跡南側入口付近に標柱が設置されている。また、御待毛など歴史の道各所に標柱、説明板、誘導サイン等が設置されている。</p> 
20	駐車場	<p>一般車両がおよそ 4 台駐車できるスペースである。</p> 

エ. 本質的価値に直接関係しない要素

No.	名称	概要	
21	畑（ビニールハウス含む）	史跡範囲の隣地に畑として利用されている土地があるが、用途地域は第一種低層住居専用地域であるため、将来的には住宅等が建築される可能性がある。その場合、史跡範囲内から建築物が確認できる状態になると推察される。	
22	住宅（色など）、道路	史跡範囲内から隣接する住宅地や低層住宅等また、一般道の存在が認識できる。	
23	外来植物	史跡指定範囲周辺で外来植物の存在が判明した場合、在来種との競合や、歴史的景観の阻害等の恐れがある。	

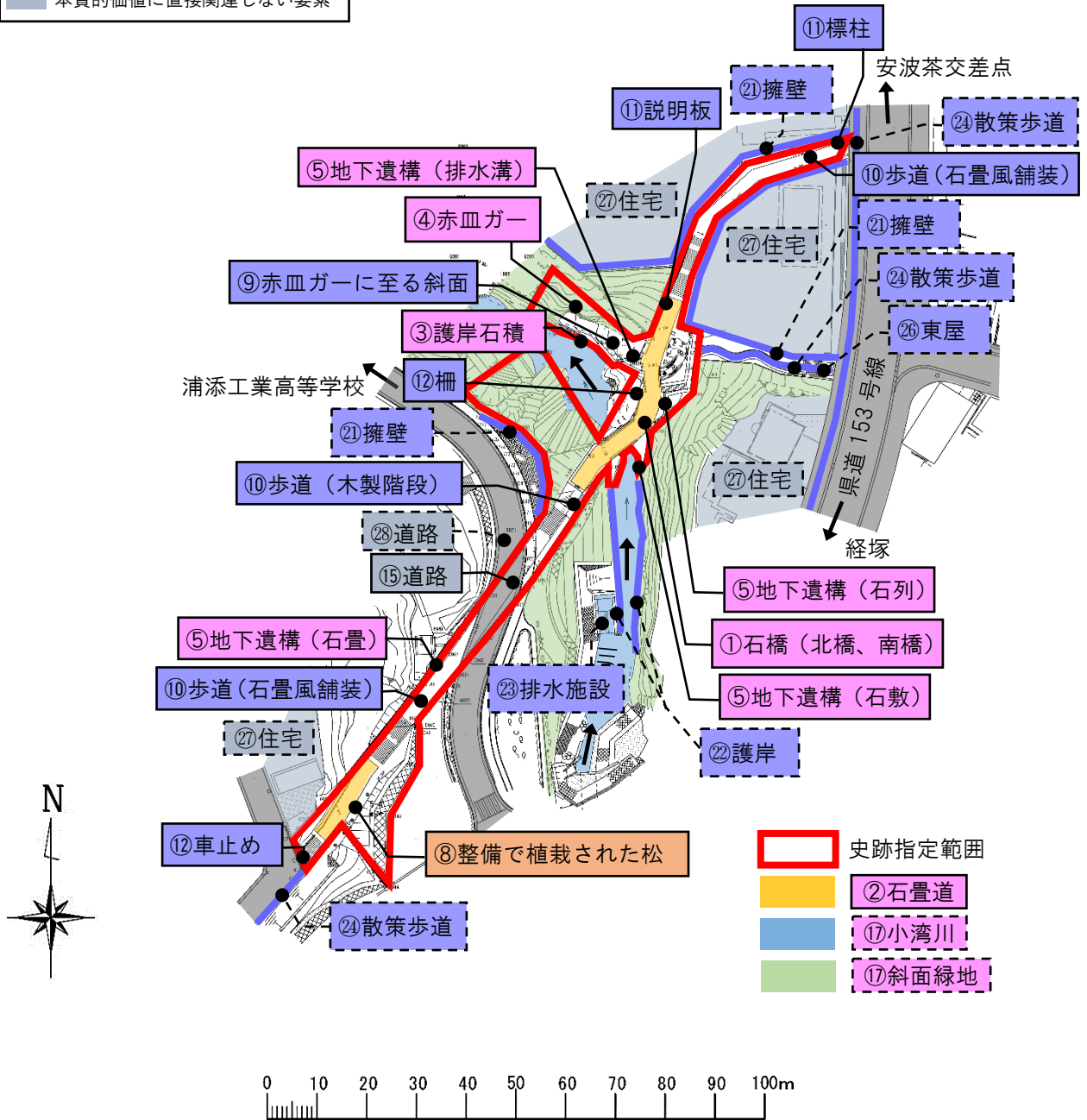
オ. 史跡の価値を語るうえで必要な要素

No.	名称	概要	
24	普天満宮、古地図、古道ルート、宜野湾松並木	毎年の王府の公事として国王が参詣したとされる普天満宮や、かつての道筋を示した古地図・古道ルート、さらに本計画範囲と一体的な街道景観を創出していたとされる宜野湾松並木は、史跡の価値のバックボーンとなる要素である。	

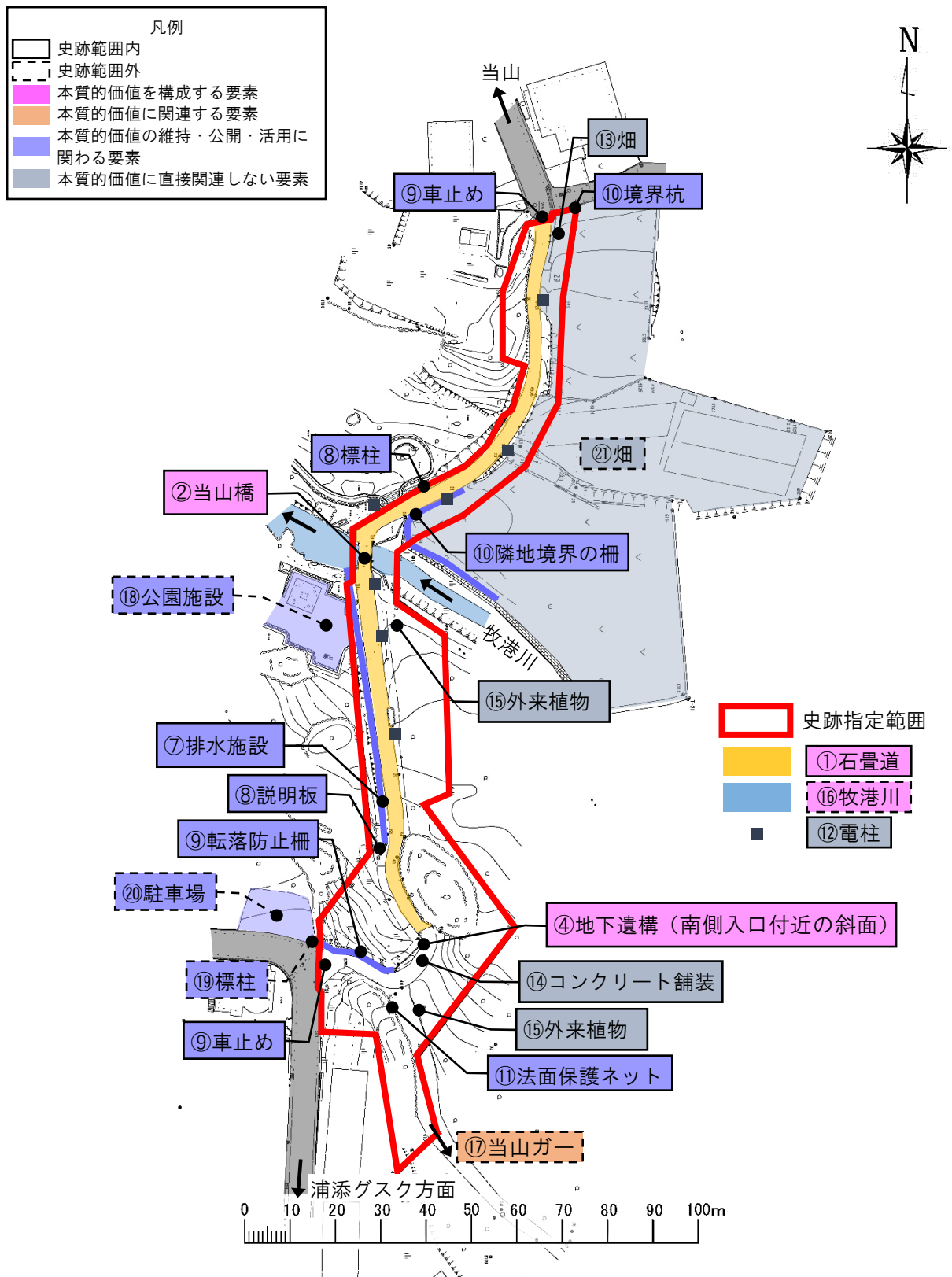
出典：沖縄県歴史の道調査報告書Ⅱ

中頭方西海道の構成要素位置図

凡例	
	史跡範囲内
	史跡範囲外
	本質的価値を構成する要素
	本質的価値に関連する要素
	本質的価値の維持・公開・活用に 関わる要素
	本質的価値に直接関連しない要素



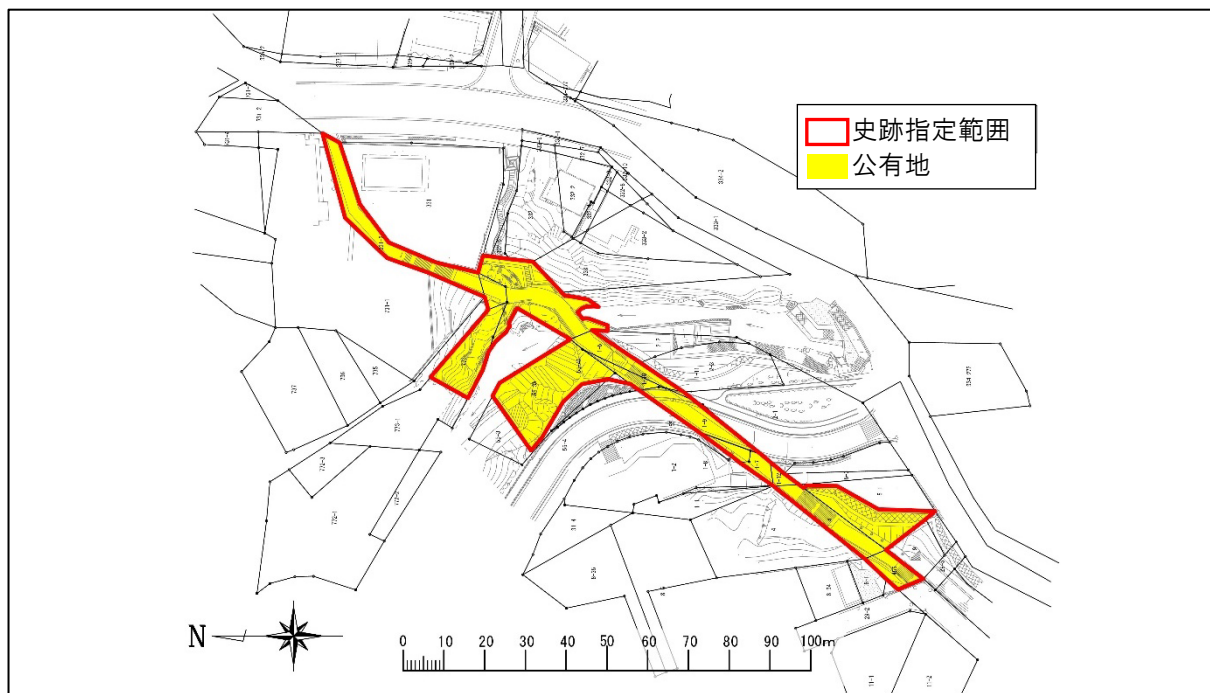
普天満参詣道（当山の石畳道）の構成要素位置図



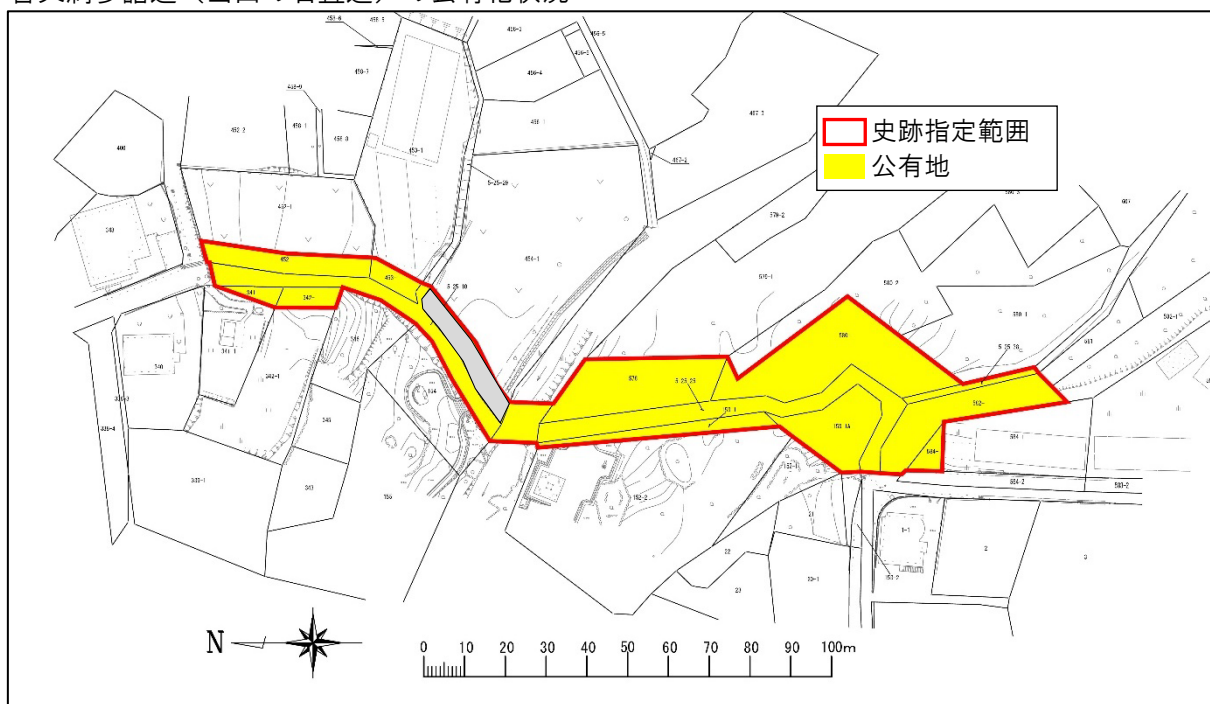
(3) 土地所有や公有化の状況

史跡指定地は、平成 25 年度より土地の公有化事業を実施している。中頭方西海道（安波茶橋一帯）については、指定面積 1,766.09 m²の全ての公有化が完了している。普天満参詣道（当山の石畳道）については、指定面積 3,629.29 m²のうち、民有地 1 筆(174.24 m²)を除く 3455.02 m²の公有化が完了している。

中頭方西海道（安波茶橋一帯）の公有化状況



普天満参詣道（当山の石畳道）の公有化状況



3. 史跡及び周辺の課題

(1) 整備事業の進捗

これまで本史跡で実施した整備事業を整理する。

① 中頭方西海道(安波茶橋一帯)整備概要

中頭方西海道（安波茶橋一帯）においては、「歴史の道整備活用事業」（平成7～13年度）及び「世界遺産周辺整備事業」（平成14～18年度）が行われている。

「歴史の道整備活用事業」は『歴史の道整備基本計画』に（平成8年度）に基づく事業で、安波茶橋（北橋）の欠落箇所への復元と石畳・石段及び石積の修復、擁壁及び排水施設、植栽等の整備を実施した。

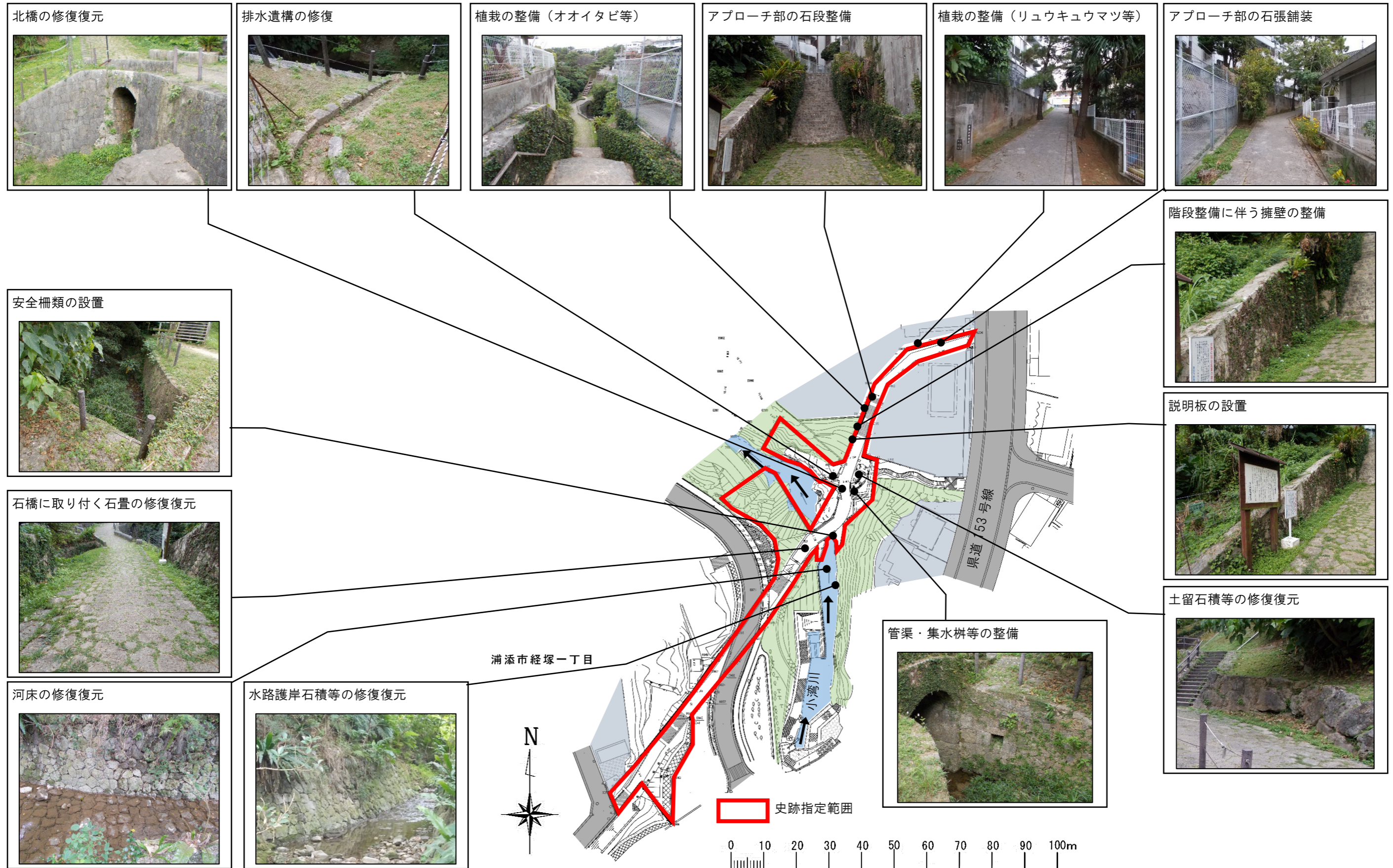
「世界遺産周辺整備事業」は、『浦添グスクー首里城を結ぶ歴史回廊整備基本計画』（平成13年度）に基づく事業である。当事業では、安波茶橋（南橋）及び石畳道の復元整備と周辺環境整備（木製階段、導水バイパス、東屋・散策路整備等）を行った。

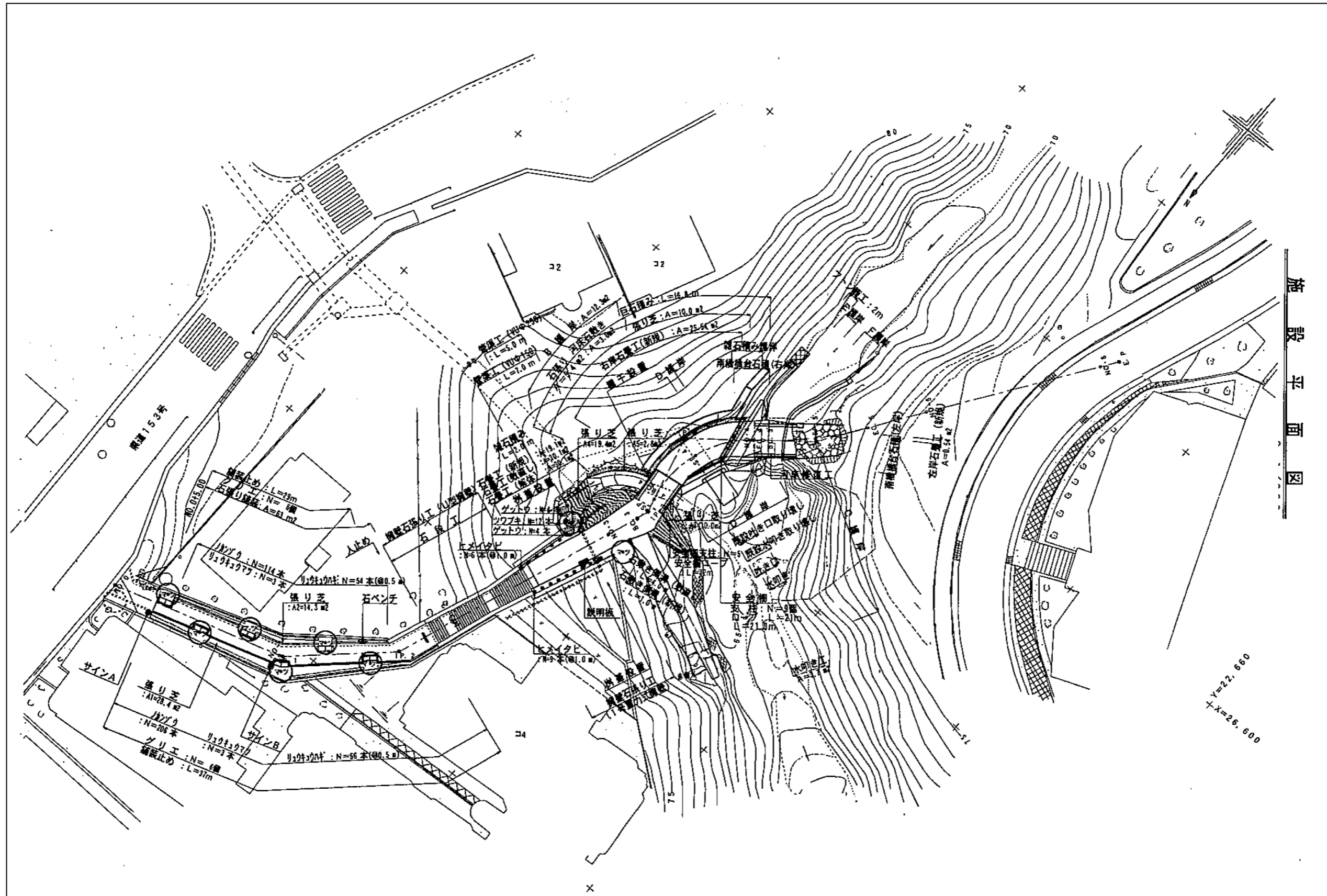
② 普天満参詣道(当山の石畳道)整備概要

普天満参詣道（当山石畳道）においては、上記の安波茶橋と同様、「歴史の道整備活用事業」（平成7～13年度）での整備が行われた。当事業では、石畳欠損部の修復と歴史的風致景観回復のための排水施設の付け替え、広場整備、植栽等の整備を実施した。

①中頭方西海道(安波茶橋一帯)整備概要位置図

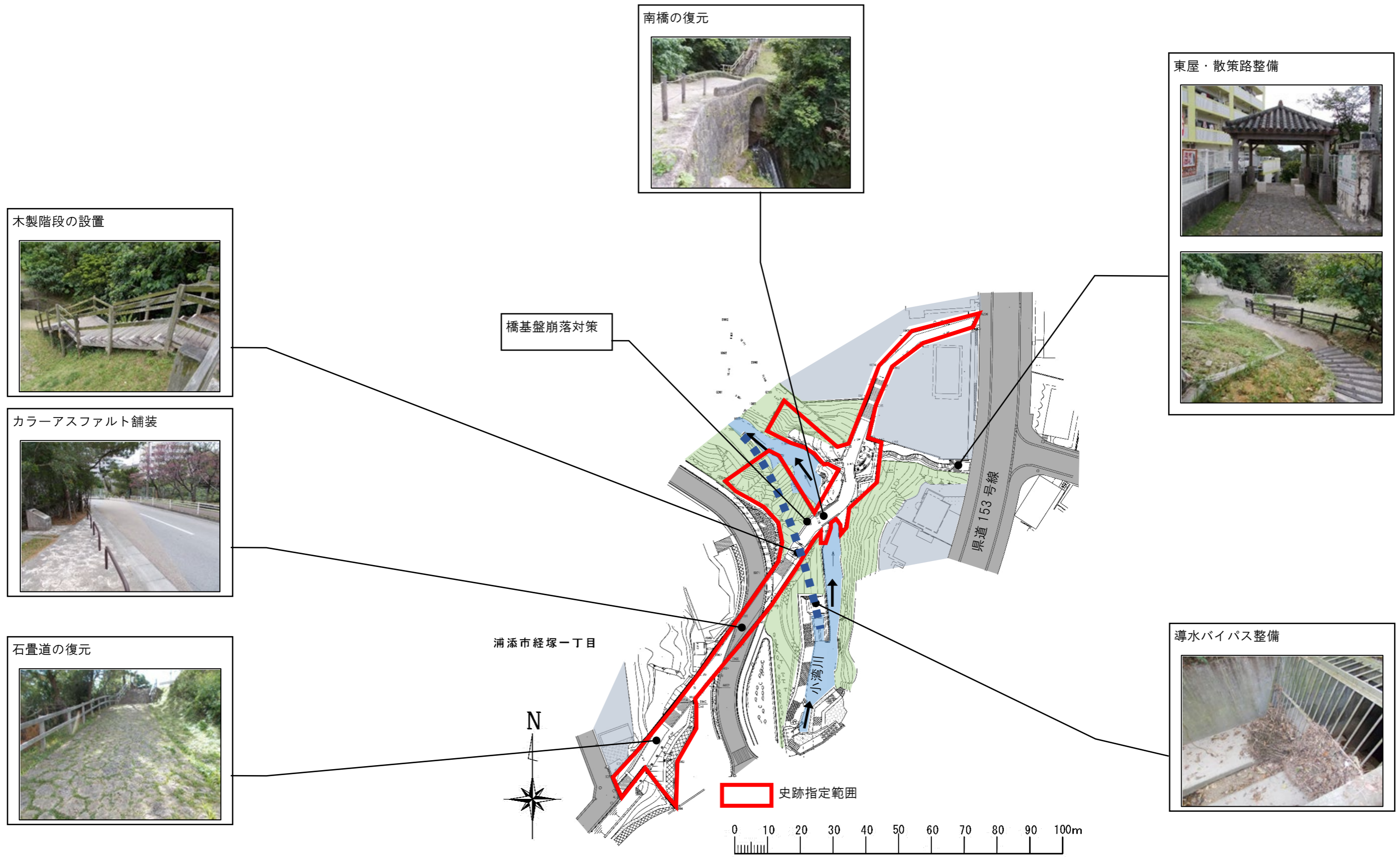
i)「歴史の道整備活用推進事業」(平成9～13年度)における整備





出典：歴史の道整備活用事業業務完了報告書

ii)「世界遺産周辺整備事業」(平成 14～18 年度)における整備



4. 安波茶橋

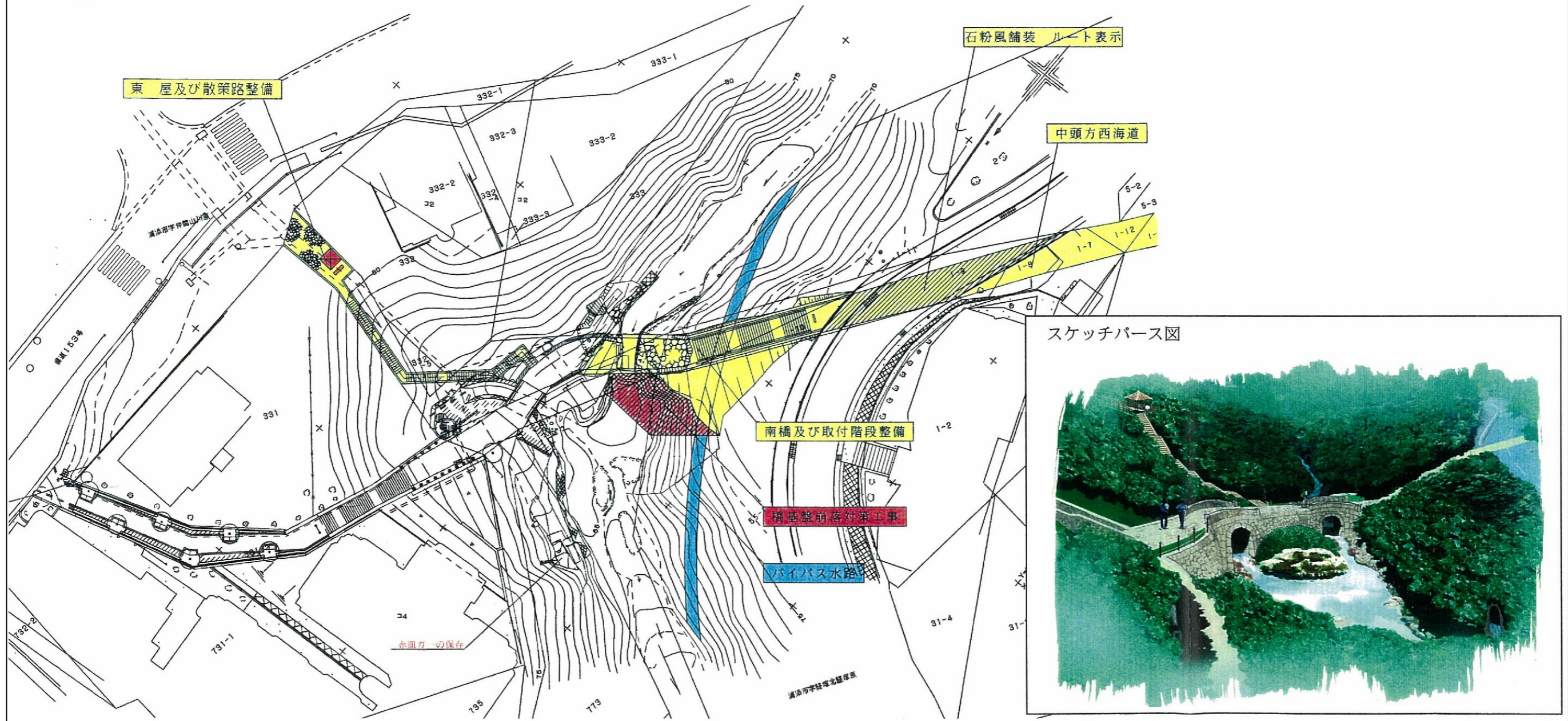
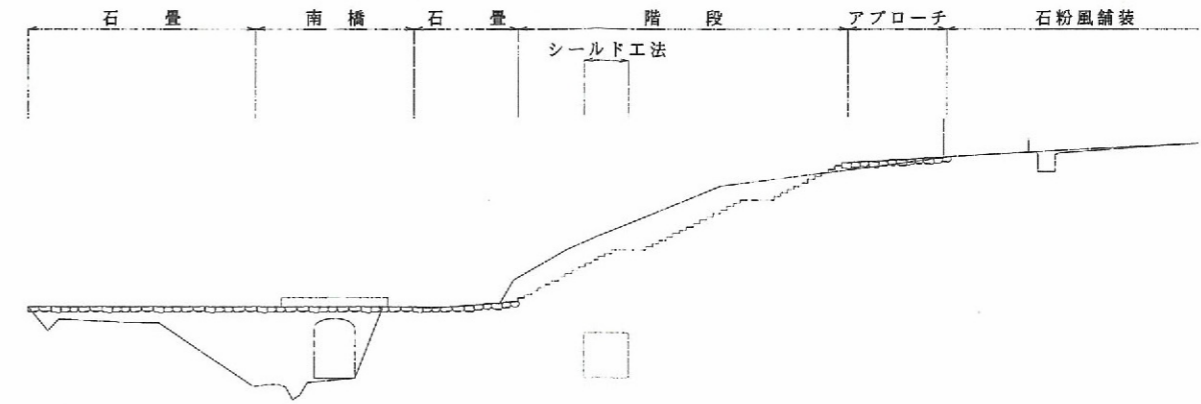
<整備方針>

首里城と浦添グスクをつなぐ歴史の道と安波茶橋、石畳道を結ぶアプローチ動線の充実を図り、地域の魅力ある憩いの場として展望広場等の付帯施設を整備する。

<整備概要>

- ・ 隣接・周辺地域と一体化した整備として、隣接する赤皿ガーを保存すると共に新旧様々な施設との連携を図るルートの確保と、誘導案内サイン板を設置する。
- ・ 往時の景観を再現・保全するとともに、水質の環境浄化を促進し治水機能の向上を図るために小湾川改修・バイパス整備を行う。
- ・ 歴史の道である中頭方西海道を復元整備し、歴史の道と安波茶橋、石畳道を結ぶアプローチ道路は、歴史の道のルートを示す石粉舗装を行い、誘導案内サイン板を設置する。

断面図



スケッチパース図



出典：浦添グスクー首里城を結ぶ歴史回廊整備基本計画

5. 中頭方西海道

<整備方針>

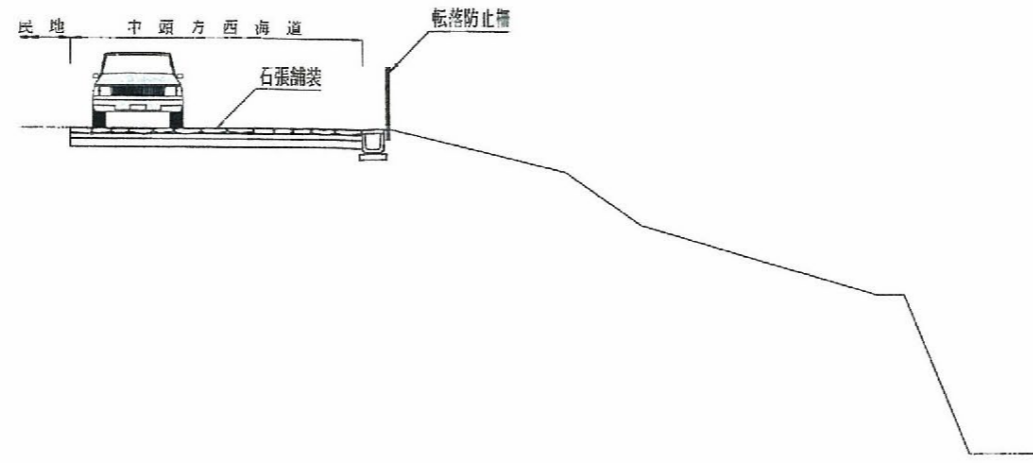
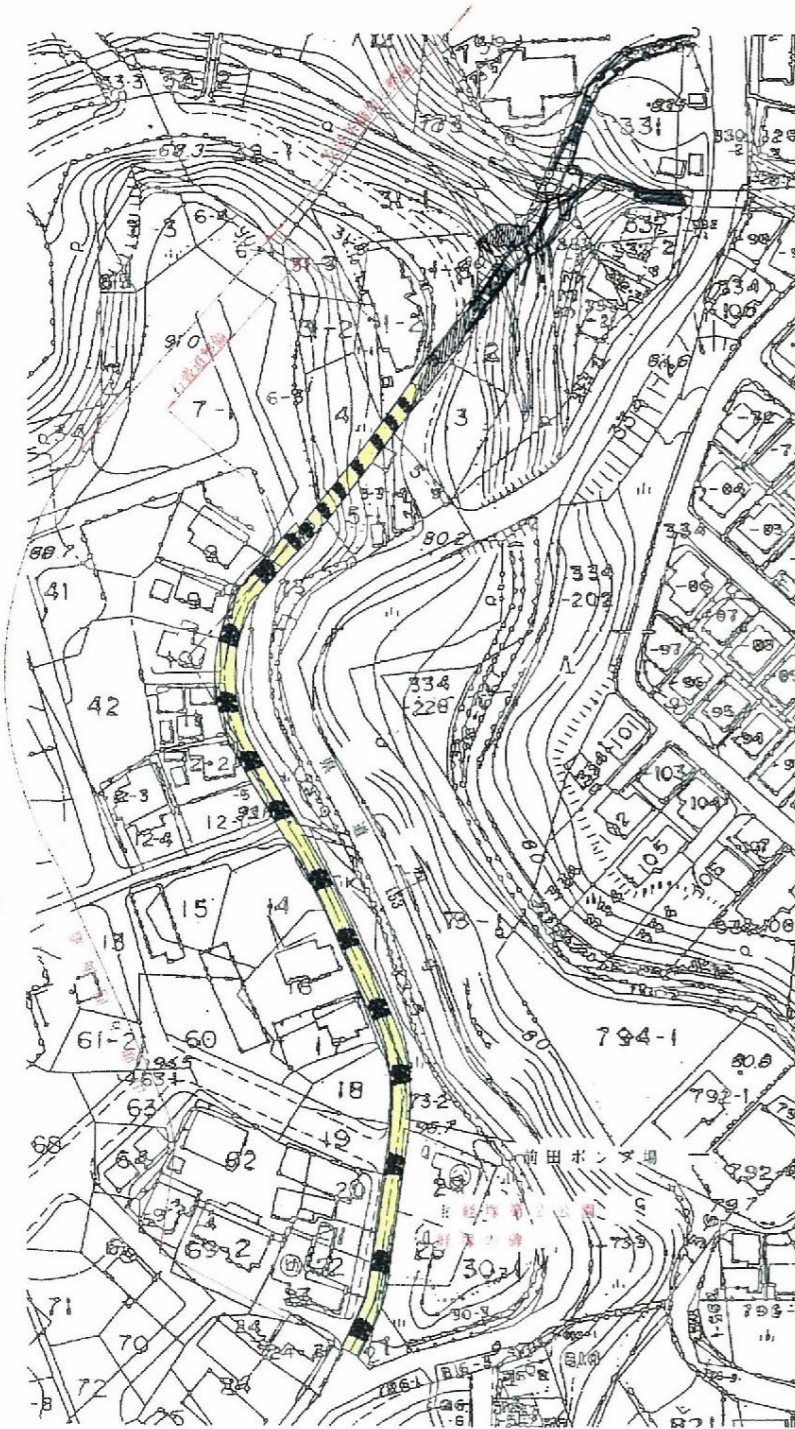
往時の中頭方西海道をたどり、安波茶橋と経塚の碑を結ぶ道筋を整備する。

<整備概要>

- 発掘調査後、石畳道の復元を図る。
- 石畳道から経塚までの区画道路内に、往時の中頭方西海道を映した道路修景整備を行う。

<整備課題>

- 中頭方西海道を復元する上で、キリスト教会の敷地となった部分を買戻す必要がある。



出典：浦添グスクー首里城を結ぶ歴史回廊整備基本計画

②普天満参詣道(当山の石畳道)整備概要位置図

i)「歴史の道整備活用事業」(平成7～13年度)における整備

石畳の修復復元



公園取付部の石畳、石垣等整備



車止めの設置



石畳の修復復元



公園取付部の石畳、石垣等整備



排水施設整備



排水施設整備



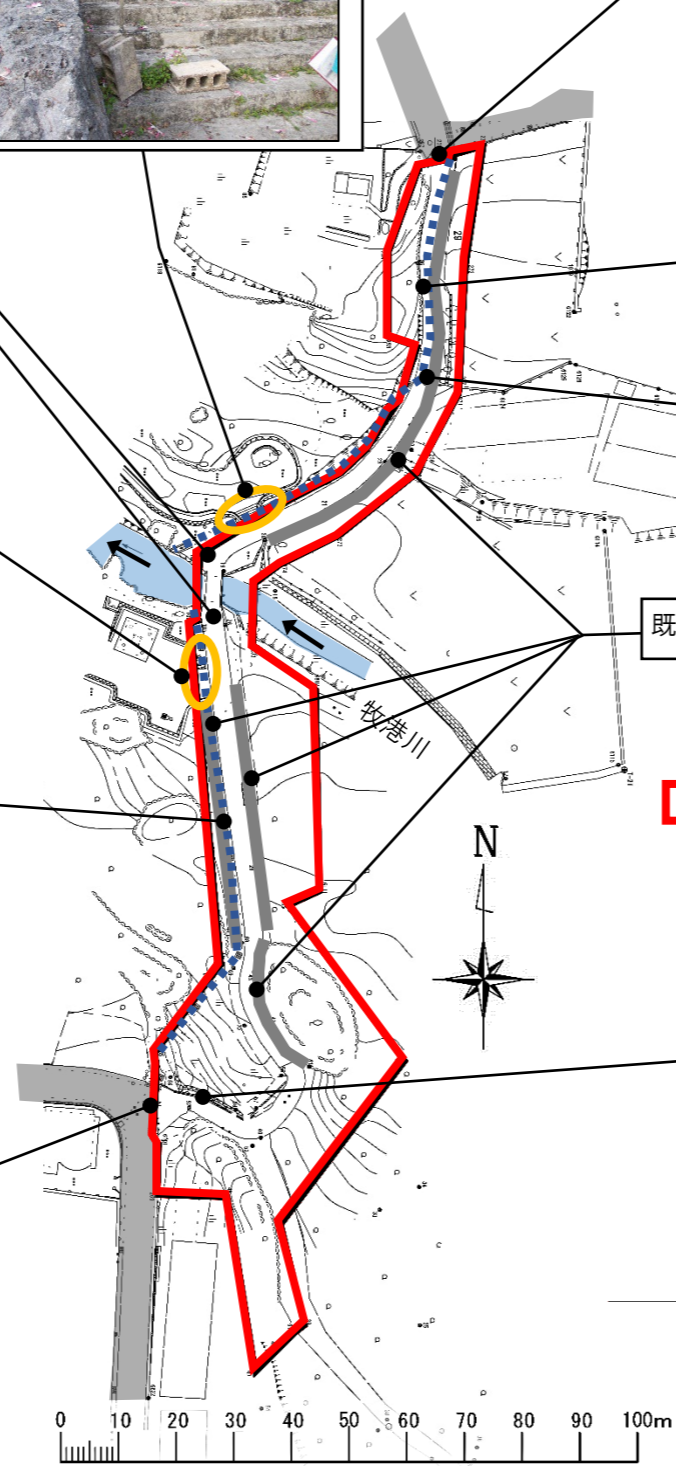
既設側溝・舗装等の撤去

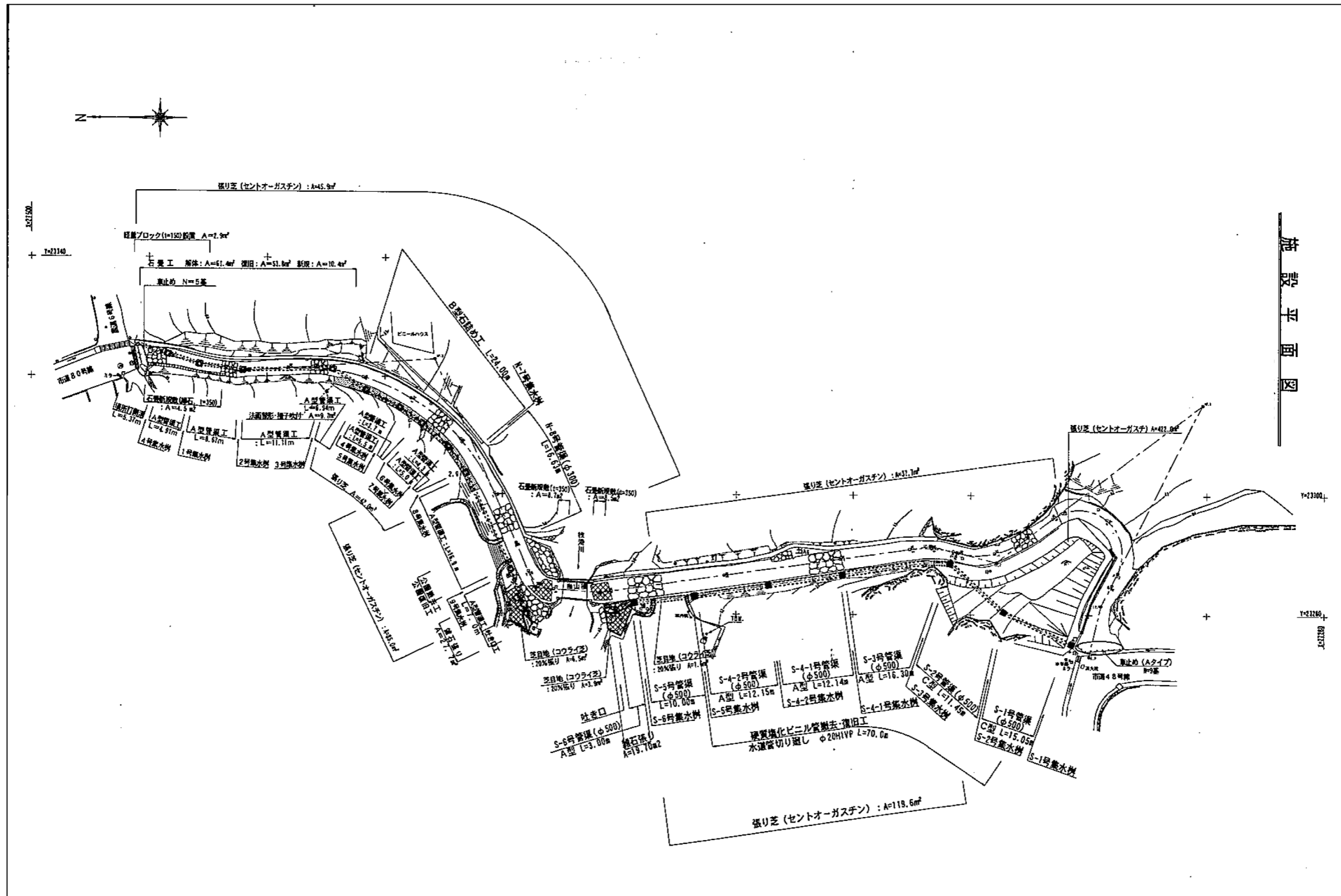
史跡指定範囲

車止めの設置



擁壁・転落防止柵整備





出典：歴史の道整備活用事業業務完了報告書

(2) 保存活用にあたっての課題の整理

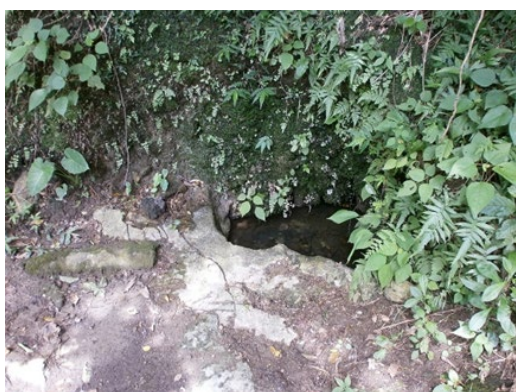
本史跡は、整備が一定程度完了し、活用も行われている段階である。ここでは、未整備箇所
の課題、整備済み箇所の課題、広域整備に関する課題の3区分で課題整理を行う。

①中頭方西海道

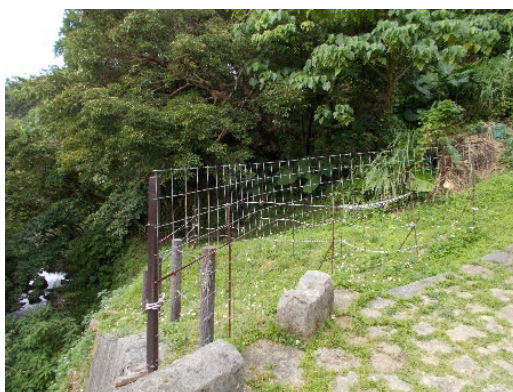
i) 未整備範囲の課題

ア. 赤皿ガー一帯の整備

- これまで未整備であった、史跡内の井泉・赤皿ガーについて、取水面前面のニービの姿等、井泉そのものの全体像を明らかにする。
- 赤皿ガーに隣接する法面に崩落の危険性がある場合は、崩落防止対策等の検討が必要である。
- 赤皿ガーの公開・活用に向け、アプローチ路の動線整備や転落防止柵の設置、井泉周辺の平場の確保等を行う必要がある。
- 赤皿ガー周辺からは安波茶橋(北橋、南橋)、小湾川、谷地形、斜面緑地等を見渡すことができ、視点場としての活用が見込める。景観整備の観点から、斜面緑地の樹木の剪定、整理を検討する必要がある。



赤皿ガーの現況



赤皿ガーへの動線及び斜面地の現況



赤皿ガーからの景観



斜面緑地の樹木の現況

ii) 整備済み範囲の課題

ア. 公開・活用に関する課題

- 遺構及び歴史的風致景観の保護の観点から、史跡範囲内への照明整備は行わない方針とするが、住宅地に近接するため、地域住民のニーズ等を鑑みて柔軟に対応する。

- 史跡の標柱、説明板が立てられているが、仮設サインも置かれており、今後、乱立しないよう注意し、必要に応じて段階的に取りまとめて行く必要がある。



設置時期の異なる誘導サインと標柱



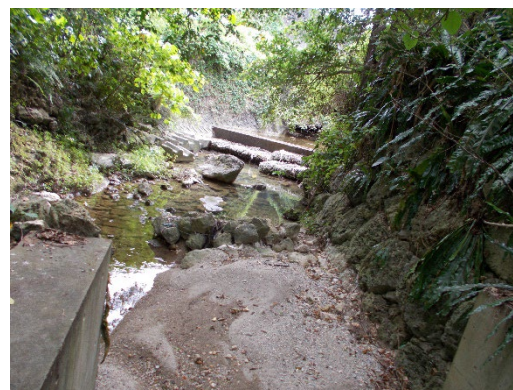
史跡の説明板と注意喚起の仮設サイン

イ. 維持管理に関する課題

- 増水時に安波茶橋が受ける衝撃を緩和させるため、導水トンネルがバイパス施設として整備されているが、ゴミなどがトンネル入口に付着し、流れをせき止めることがあるため、日常的な管理が必要である。
- 安波茶橋上流には大雨の際に転がってきた土砂が堆積し、なかには大型の石もみられる。河川管理者と連携し、今後も引き続き対策を図る必要がある。



導水トンネル入口に付着するゴミ



安波茶橋（導水トンネル）上流に堆積する土砂、石

ウ. 周辺環境、防災

- 安波茶橋一帯の一部が、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域(急傾斜地)に指定されており、沖縄県の調査でも急傾斜地危険箇所、地すべり危険箇所となっている。関係機関と連携し、対応を図る必要がある。
- 歴史の道の整備に伴い発掘調査は適宜実施されているが、自然環境にかかる調査は行われていない。計画地は市内でもまとまった自然環境を有することから、植生・動植物相調査などの自然調査を行い、歴史的風致景観や水辺環境の把握を行う必要がある。
- 指定地内に特定外来種等の生息、繁茂が確認された場合は、その防除を行う必要がある。

iii) 広域整備に関する課題

ア. 公開・活用に関する課題

- 中頭方西海道は、浦添城跡と首里城を結び、周辺史跡を連環させる歴史の道として、歴史ガイドによる史跡巡り、市ウォーキング大会、リーフレットの発行など、活用や情報発信が進められている。また、安波茶橋周辺は、市街地にあつて良好な歴史的景観を残していることから、写真撮影スポットとして認知されつつある。モノレールの開通に伴い、観光利用も多くなることから、歴史の道としての歴史的景観を効果的に高めるとともに、内外にその価値や魅力をアピールする必要がある。
- 現代においては、歴史の道の大部分がアスファルト敷きの生活道路となっており、一般道と判別し難い。歴史の道全体としての活用を促進させるためには、歴史の道であることを感じさせる連続性を確保し、一般道との差別化を図る必要がある。
- 前述の歴史の道としての連続性を確保するため、既存の計画に基づき、石畳ルート舗装整備が実施されている。また、琉球王国時代の幹線道路にリュウキュウマツが植樹されたことから、街路樹にリュウキュウマツを積極的に使用するといった、本質的価値の関連要素による差別化も有効である。未整備箇所については、今後も引き続き関係部局へ働きかけを行っていく必要がある。



石畳ルート舗装整備状況（経塚）



中頭方西海道と普天満参詣道の分岐点
（御待毛跡）

イ. その他の課題

- 史跡の維持管理や整備は、市文化財課が中心に担っており、活用は市当局や観光協会、自治会、うらおそい歴史ガイド友の会など多くの個人・団体が担っている。また、史跡周辺は大部分が市街地であり、公園、道路、河川などが立地するため、周辺環境を含めた保全を図るためには、前述の様々な関係部局、地域との連携が必要となる。
- 歴史の道と交差する県道 38 号線（浦添西原線）は、市のシンボルロード（景観重要公共施設）であることから、これらの取り組みと連携した保存、活用、整備への取り組みが必要である。
- 道としての性格上、史跡範囲は市の南北を縦走し、広域にわたる。そのため、多くの市民にとって、身近な史跡として認知され、日常的に活用される可能性を有している。今後、都市計画において策定される市の各種計画に確実に組み入れ、存在感を高めていく必要がある。

中頭方西海道（安波茶橋一帯）の現況と課題

赤皿ガー周辺整備

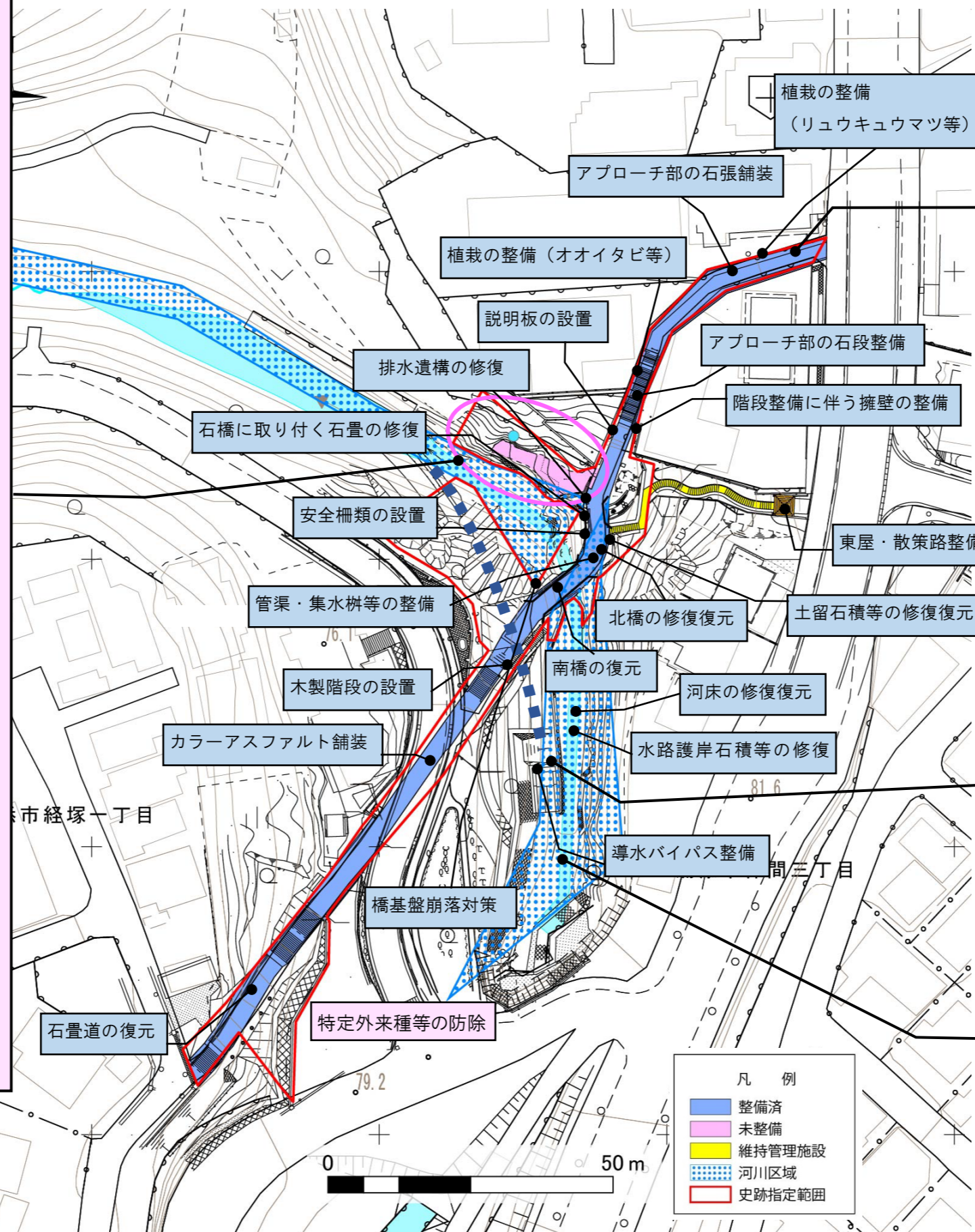
- 井泉自体の全体像解明



- 動線整備、転落防止柵の設置、平場の確保等



- 視点場としての景観整備



標柱・サインのとりまとめ



導水トンネルへの治水対策



安波茶橋上流の土砂たい積への対策



②普天満参詣道

i)未整備範囲の課題

ア.土地の公有化

- 史跡の将来にわたる保存と管理を図るため、史跡指定地内を公有化する必要がある。平成25年度より国庫補助を受け、公有化がほぼ完了しており、残り1筆の取得に努める。

イ.史跡そのものの保存

- 当山の石畳道は馬も転げ落ちる(坂)という意味の「馬転ばし」または「馬ドウケーラシ」と呼ばれる難所であったが、ひと際勾配が急な南側入口付近は、急勾配・急カーブが特徴のある地形となっている。現在は耕作地への通行のため、コンクリート舗装が施されているが、舗装下には石畳遺構が確認されていることから、これらの石畳の復元整備の検討を行う必要がある。また、整備にあたっては、新たな乗り入れ道路などを検討する必要がある。



石畳上に舗装されたコンクリート
(南側入口付近の斜面)

ウ.周辺環境、防災

- 牧港川の増水時に当山橋への越流が起こっている。石橋や石畳道といった史跡そのものの損壊にもつながる恐れがあることから、中頭方西海道(安波茶橋周辺)と同様の導水トンネルの設置検討など、抜本的な対策が求められる。牧港川の流量調査の結果を踏まえ、河川管理者や関係部局と協議し、連携した対応を図る必要がある。



増水時の牧港川の状況(当山橋への越流)



当山橋下流の状況

エ. 公開・活用に関する課題

- 歴史の道としての往時の景観形成を図るため、文献資料等に基づき、沿道へのリュウキュウマツの整備を検討する必要がある。また、歴史的風致景観の向上を図るため、リュウキュウマツの整備と併せて、宅地や畑の開発によって改変された土地の試掘調査や地形の復元及び隣地境界付近への擁壁の築造等を検討する。
- 当山の石畳道は、現在も地域住民の生活道路として使用されている。地域住民の利便性を向上しつつ、歴史的景観を損ねない照明灯の整備の検討が必要である。

ii) 整備済み範囲の課題

ア. 史跡そのものの保存

- 当山の石畳道に沿って設置されている雨水枡(グレーチング)からの雨水の吹き出しによって、縁石下の土部分が洗掘されている。また、洗掘により流出した土が、当山橋付近の石畳上にたい積している。雨水減勢などの対応を図る必要がある。



洗掘の状況



石畳道の上にたい積する土

イ. 周辺環境、防災

- 史跡内の現代構築物として電柱、雨水枡蓋、集水枡等があり、歴史的景観を損ねている。電柱の移設や地中埋設化、周辺に溶け込む意匠への修景などの検討が必要である。
- 歴史の道の整備に伴い発掘調査は適宜実施されているが、自然環境にかかる調査は行われていない。計画地は市内でもまとまった自然環境を有することから、植生・動植物相調査などの自然調査を行い、歴史的風致景観や水辺環境の把握を行う必要がある。



斜面緑地の景観と集水枡



史跡範囲内の雨水枡蓋

- 指定地内に特定外来種等の生息、繁茂が確認された場合は、その防除を行う必要がある。

ウ. 公開・活用に関する課題

- 史跡の標柱、説明板が立てられているが、古い名称の「普天間街道」などの表記が見られるため、取り替える。また、仮設サインも置かれており、今後、乱立しないよう段階的に取りまとめて行く必要がある。

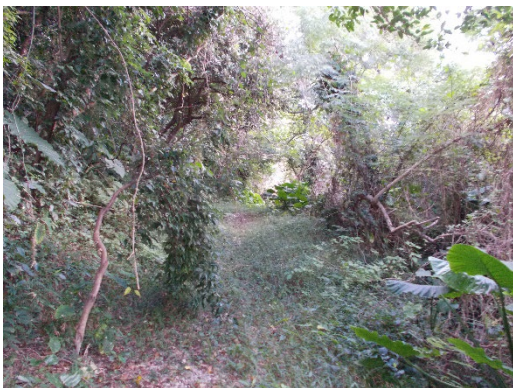


設置時期の異なる標柱

iii) 広域整備に関する課題

ア. 公開・活用に関する課題

- 当山の石畳道は、浦添大公園内に隣接し、当地より浦添城跡の城壁も確認できるが、城跡を含む広大な公園との一体利用の促進も図る必要がある。そのため、浦添大公園内の文化財や各拠点間の周遊ルートの検討も必要である。
- 当山の石畳道は、市街地にあつて良好な歴史的景観を残していることから、写真撮影スポットとして認知されつつある。モノレールの開通に伴い、観光利用も多くなることから、歴史の道としての歴史的景観を効果的に高めるとともに、内外にその価値や魅力をアピールする必要がある。
- 当山の石畳道北側には駐車スペースがないため、利便性向上の観点から駐車場の整備等を検討する。
- 当山の石畳道の南側には、小規模ながら石積み美しく整った当山ガーがあり、歴史の道と連携させた活用を図る必要がある。



当山ガーへの道筋の現況

- 現代においては、歴史の道の大部分がアスファルト敷きの生活道路となっており、歴史の道全体としての活用を促進させるためには、史跡指定地外においても、歴史の道としての連続性の確保(石畳ルート舗装・カラーアスファルト敷設、誘導サイン・看板設置等)を図る必要がある。



当山の石畳道より当山集落への道筋の状況
(普天満参詣道)



石畳ルート舗装整備状況(経塚)

イ. その他の課題

- 史跡の維持管理や整備は、市文化財課が中心に担っており、活用は市当局や観光協会、自治会、うらおそい歴史ガイド友の会など多くの個人・団体が担っている。史跡周辺は大部分が市街地であり、公園、道路、河川などが立地するため、周辺環境を含めた保全を図るためには、前述の様々な関係部局、地域との連携が必要となる。

普天満参詣道（当山の石畳道）の現況と課題

洗掘による被害箇所の復元整備



既設電柱の撤去・地中埋設化



増水時の当山橋への越流対策調整



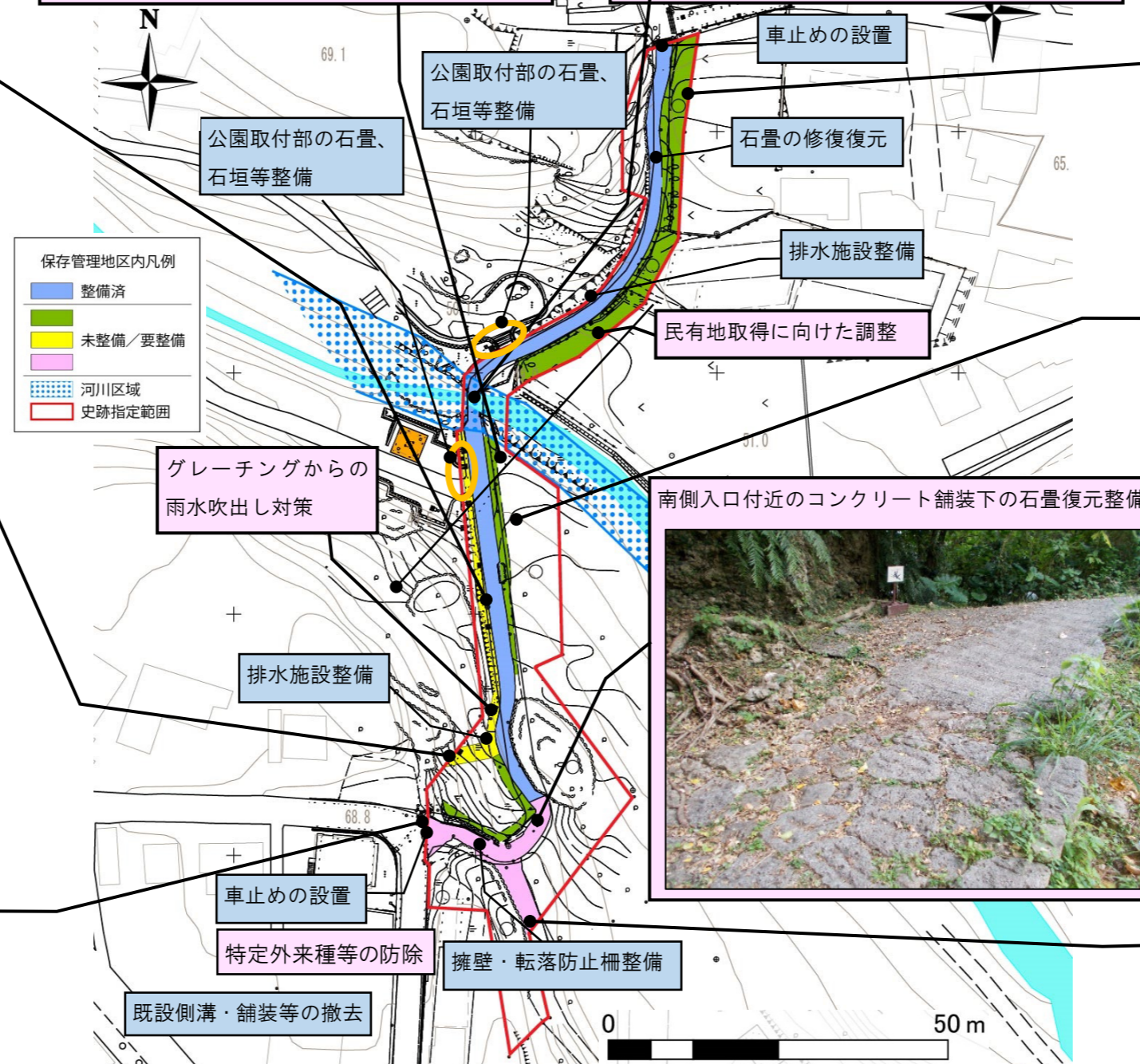
沿道へのリュウキュウマツの整備



集水枡の修景



標柱・サインの取りまとめ



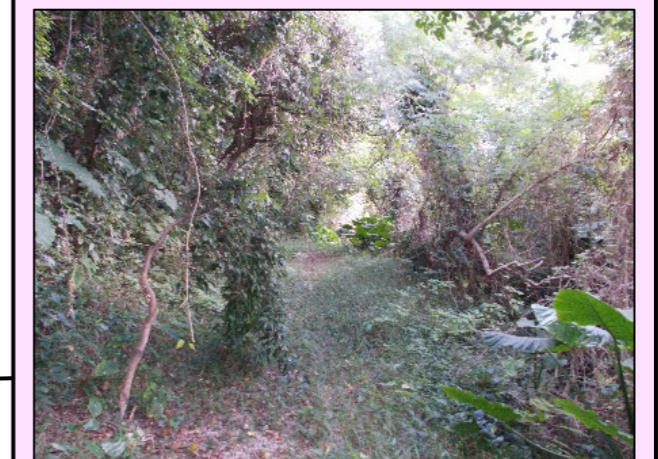
雨水枡蓋の修景



南側入口付近のコンクリート舗装下の石畳復元整備



当山ガ－への道筋整備



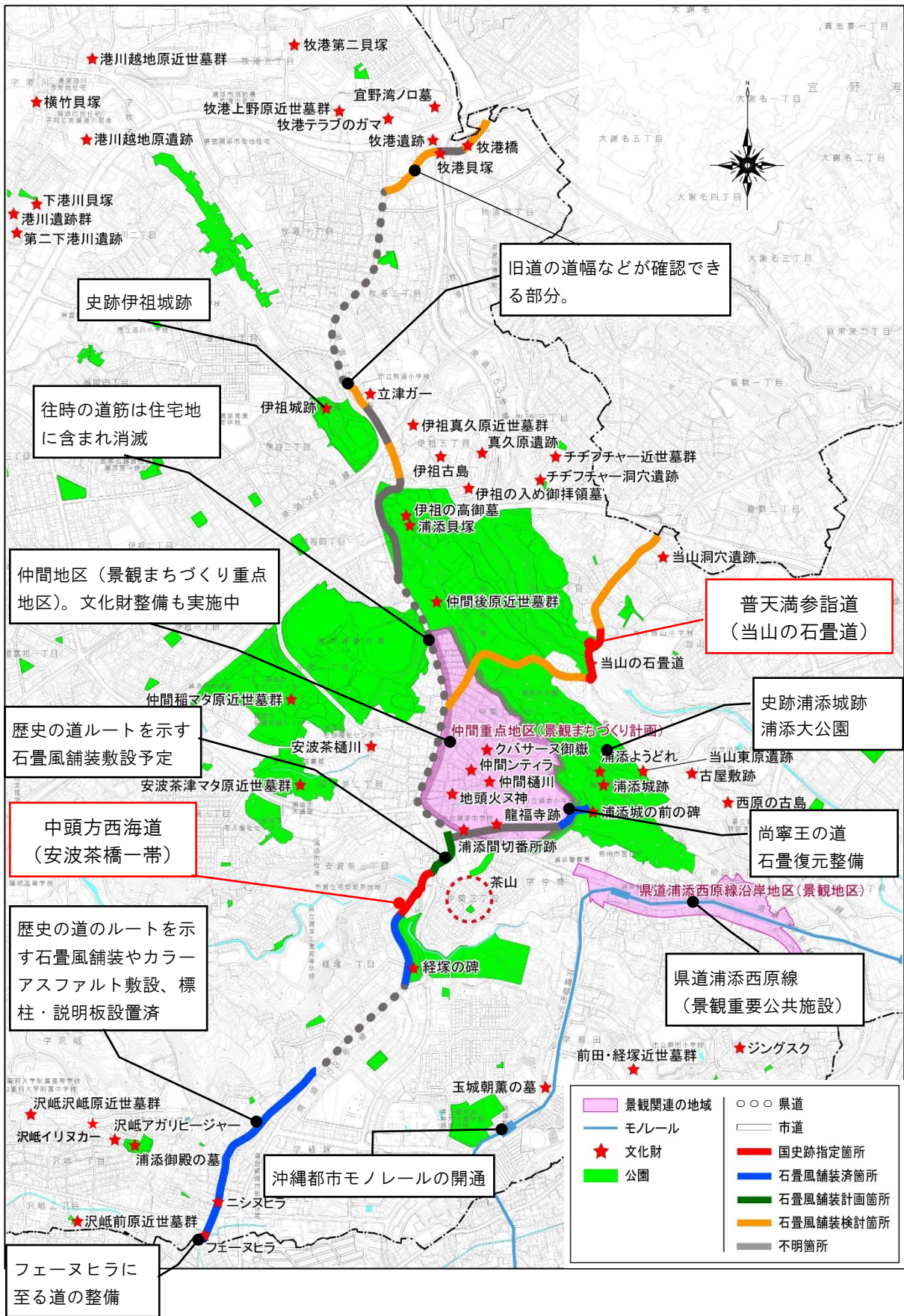
4. 広域関連整備計画

「中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画」では、計画の対象範囲について、国指定史跡範囲を基本としつつ、市内を通過する往時の中頭方西海道と普天満参詣道の全体路線やそれに関連する文化財についても対象としており、歴史の道としての連続性や周辺の文化財とのネットワークを重視するために、歴史の道全域を公開・活用地区として設定している。

歴史の道ルートは、現代においては大部分がアスファルト敷の生活道路となっている。本市では、ルート上への石畳風舗装の敷設を推進しており、市道部分については段階的な整備が実施されているが、ルート上の県道部分については未整備であるため、未だ断続的である。ルートの連続性を確保し、歴史の道全体としての活用を促進する観点から、石畳風舗装の整備を進めるとともに、歴史の道ルートが途切れた部分や舗装整備が困難な箇所については、標柱や説明板等を設置し、出来るだけ連続性を確保するように配慮する。

また、広域的に歴史の道ルートの一体感を創出するため、ルート上や周辺文化財等への統一サインや地図等の設置を検討する。

「中頭方西海道及び普天満参詣道」及び歴史の道の整備状況



第4章 基本方針

1. 基本理念

史跡等の保存活用の理念については、「中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画」で大綱として位置付けられており、本整備計画の基本理念もそれに従う。具体的には下記のとおりである。

本市に所在する中頭方西海道及び普天満参詣道は、石畳道や橋梁遺構が残る貴重な文化財として、これまで調査や修復及び復元整備を行い、史跡としての保存管理を行ってきた。その後、浦添市では、史跡のみならず、歴史の道の連続性の創出や周辺文化財との連携を図るため、史跡範囲外の宿道ルート（一般道）の修景整備、玉城朝薫の墓や浦添御殿の墓、仲間の拝所群などの周辺文化財の調査・整備へと発展させてきた経緯がある。

歴史の道の整備が一定程度完了し、活用も行われている現段階においては、歴史の道の風致景観を確実に保存し、維持向上させるとともに、更なる活用を進める必要がある。その上で、琉球王国時代の街道についての歴史的背景の理解を深めるとともに、その時代を追体験することができるような活用や風致景観を市民とともに継承することが求められる。令和元年にはかつての歴史の道を踏襲するように首里～浦添を結ぶモノレールが開通し、同年、那覇市（首里）・浦添市の文化財群が、文化庁の日本遺産に認定されるなど、一体的な認知が進む中、これらの結節点となる中頭方西海道及び普天満参詣道は今後、観光振興、地域活性化の拠りどころとなることが期待される。

上記の経緯を踏まえ、中頭方西海道及び普天満参詣道を市民とともに将来に継承するため、史跡及び史跡周辺の文化財を含めた総合的な魅力の発信、地域振興、観光振興への寄与を加味し、大綱（基本理念）を設定する。

大 綱（基本理念）

- 史跡及び歴史的景観の将来への確実な保存・継承
- 地域が誇りと愛着を持ち、護られていく歴史の道としての整備活用
- 史跡の保存・活用を拠りどころにした浦添市の地域振興・観光振興への寄与

2. 基本方針

基本方針についても「保存活用計画」で大綱として位置付けられており、本整備計画の基本理念もそれに従う。具体的には下記のとおりである。

(1) 保存(保存管理)

① 本質的価値を構成する要素及び関連する要素を着実に保存する

史跡における道としての現在の利用形態を維持しつつ、石畳道や石橋といった構成要素や、緑地や樹木、歩道等の関連する要素の適切な維持管理を行うとともに、河川環境や風致景観の改善を図る。

② 本質的価値を把握するための調査研究を進める

史跡の本質的価値を把握するため、発掘調査などの調査研究を継続的に行う。また、史跡の本質的価値のひとつであるかつての街道の景観を回復するため、琉球王国時代の景観に関する調査研究をはじめ、現況の自然環境の調査等を行う。

③ 史跡周辺を含めた広域保存を原則とする

史跡の本質的価値を構成する要素（石畳道や石橋）と関連要素（河川）とが一体となった風致景観に視覚的影響を及ぼす周辺地域について、道路や河川事業をはじめ、景観の規制・誘導に関わる関連部局と緊密に連携して保全措置を講じる。

(2) 公開・活用

① 歴史の道に関する情報発信

史跡の保存をふまえた適切な公開・活用により、市民並びに県内外の人々への、史跡への理解や愛着の醸成・向上に資する情報発信に努める。

② 歴史の道としての連続性を体感する活用

中頭方西海道及び普天満参詣道の全体像を把握し、王国時代の追体験を図れるような、史跡と史跡範囲外を含めた、歴史の道全体としての活用を促進する。また、関係機関と連携し、道の連続性を確保するような整備を促進する。

③ 史跡及び周辺文化財を含めた総体的な魅力の発信

浦添市の歴史の奥行を体感するため、史跡及び周辺地域に分布する指定文化財を含めた総体的な魅力の発信に努め、市内を周遊できるような活用を促進する。またその周遊を支援できるような文化財及び周辺の整備を促進する。さらに、史跡及び周辺地域を活用する多面的な取り組みをとおして、地域の歴史や文化を継承する人材の育成に寄与する。

(3)整備

①歴史の道にふさわしい環境の形成に配慮した整備

本質的価値の構成要素の存続に必要な整備、史跡及び周辺環境の一体的な保存・活用に資するため、石畳道をはじめ周辺斜面・緑地、河川などの適切な維持・改善を図る整備を関係機関とともに行う。また本質的価値に負の影響を与える諸要素の改善を図る。

②史跡の本質的価値の理解や公開・活用のための整備

史跡の本質的価値を理解するために必要な情報提供、統一的なサイン計画並びに公開・活用を促進するため、利用しやすい施設等の整備を周辺地域と連携して取り組む。

(4)運営・体制

史跡の適切な保存・活用を推進していくため、周辺を含めた所有者や管理者間の保存・活用体制を強化するとともに、地域住民や市民団体との連携体制を構築する。

3. 地区区分

(1) 保存活用計画における地区区分

「保存活用計画」においては、史跡範囲とその周辺を対象として、保存管理のための計画対象範囲（保存管理地区）、公開・活用のための計画対象範囲（公開・活用地区）をそれぞれ設定している。特に保存管理地区においては、史跡及び周辺環境を保全する観点から、重点的に取り組むべきゾーン（重点保全ゾーン）を設定している。

地区設定の考え方

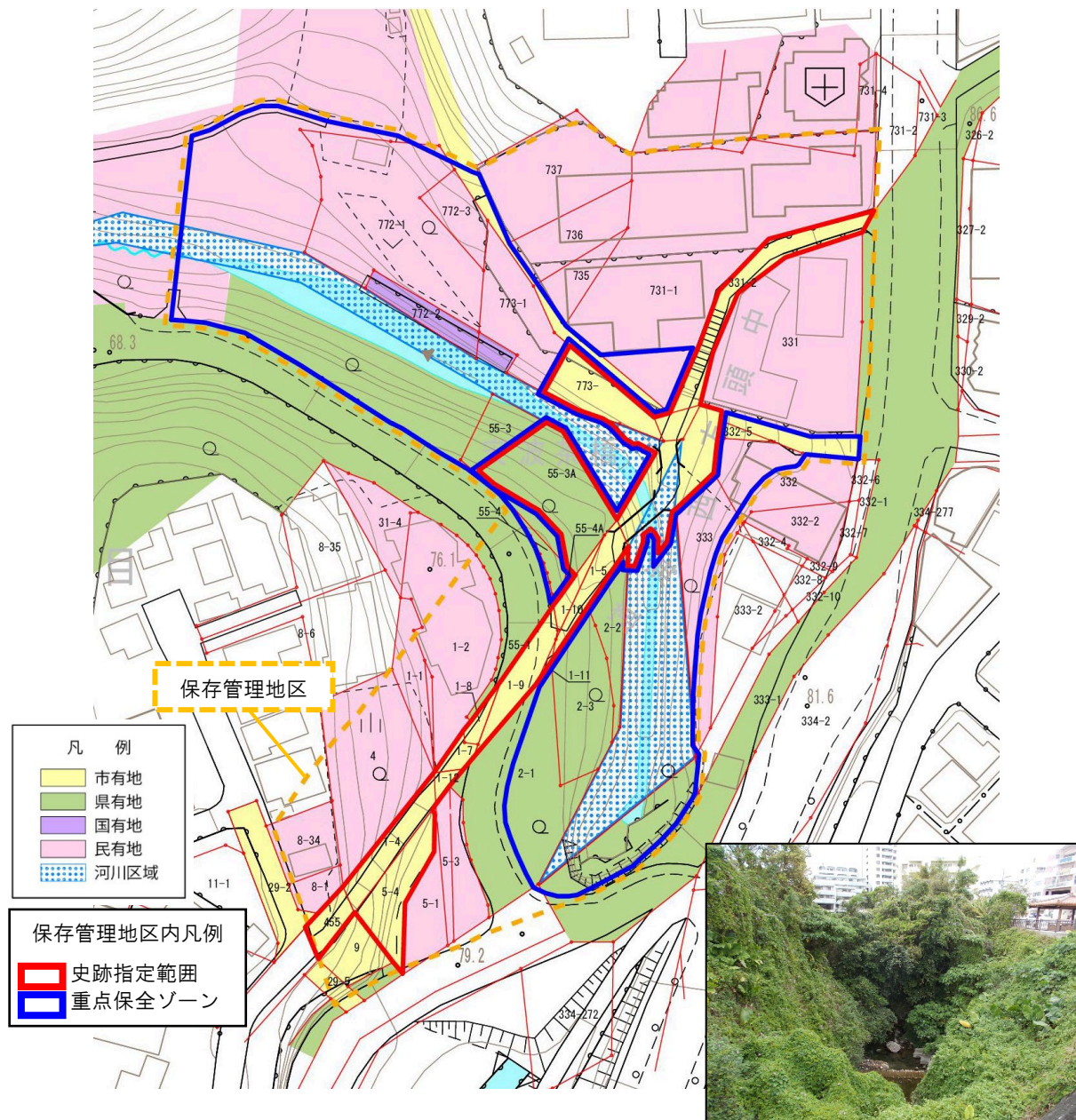
地区設定	概要
① 保存管理地区	史跡指定範囲と史跡の本質的価値となる沿線一帯を「保存管理」の対象とする。地区設定にあたっては、道を移動するときの景観（シークエンス）の確保をふまえて行っている。
重点保全ゾーン	保存管理地区のうち、景観に影響を及ぼす変更が今後起こる可能性のある部分については、特に重点的に環境の保全や修景の促進について取り組むべきゾーンとして設定する。
② 公開・活用地区	歴史の道としての連続性や周辺の文化財とのネットワークも重視する必要があるため、広域連携の視点で、歴史の道全域を公開・活用地区とする。

保存管理地区の設定範囲の考え方

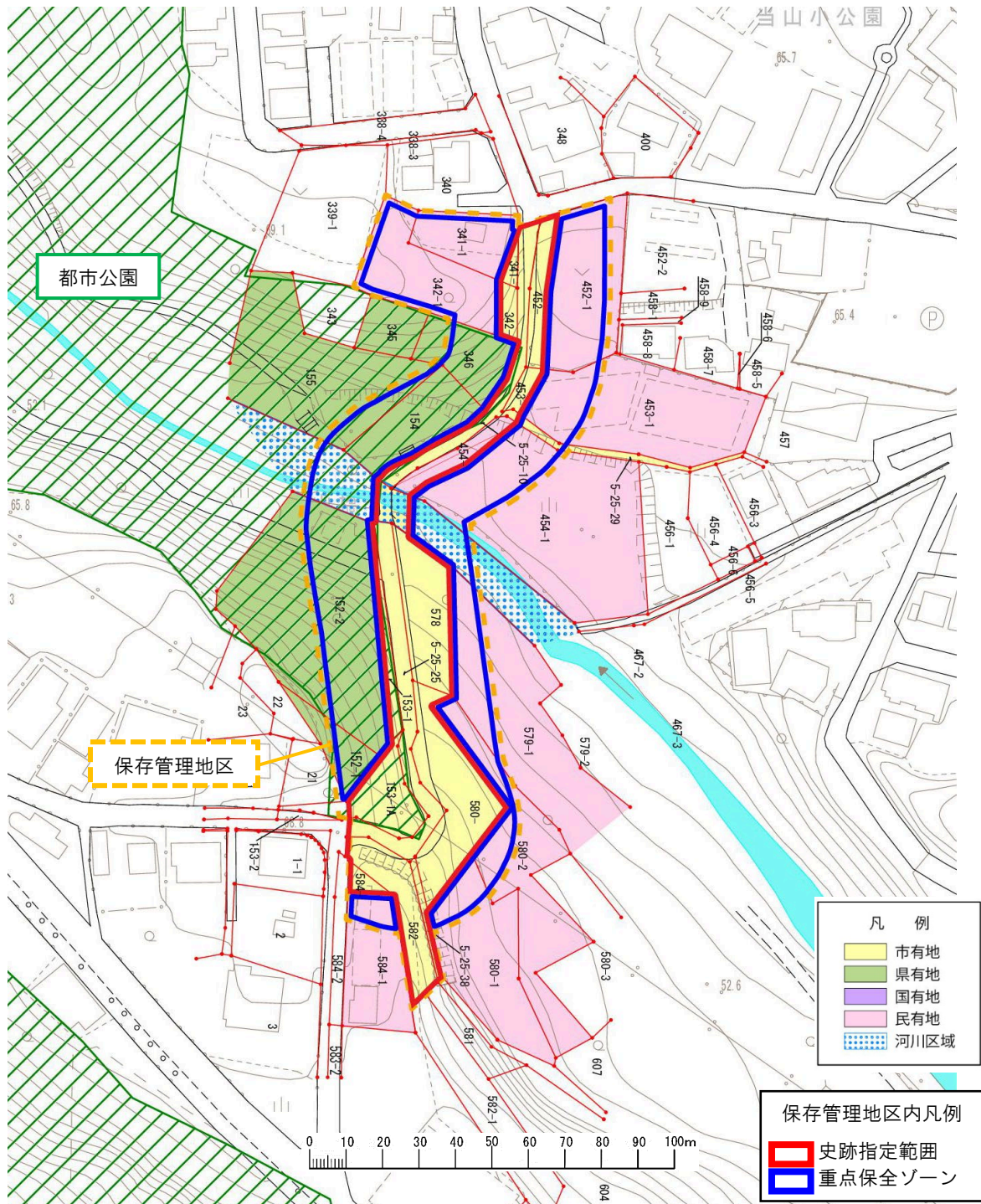
地区設定	概要
ア. 中頭方西海道 （安波茶橋一帯）	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として史跡範囲内の道路敷部分から20mを保存管理地区とする。 ● 安波茶橋より小湾川上流の範囲は斜面緑地となっているため、地形に合わせた保存管理地区とする。 ● 安波茶橋より小湾川下流の範囲は畑であるが、宅地開発の可能性を加味し、保存管理地区とする。 ● 将来的な景観保全のため、中高層集合住宅が林立している史跡北側入口付近は、一帯を保存管理地区とする。またそのうち、小湾川及び斜面緑地一帯においては、「重点保全ゾーン」とし、水辺環境の維持や修景等に取り組む。
イ. 普天満参詣道 （当山の石畳道）	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として史跡範囲内の道路敷部分から20mを保存管理地区とする。 ● 史跡範囲北側の民有地（現況駐車場）は、一体利用されている敷地全体を保存管理地区とする。 ● 道路敷部分から20mを超える史跡範囲（当山ガ－への道筋付近）は、保存管理地区の中に含める。 ● 史跡西側は浦添大公園の緑地であり、開発等が進む可能性は低いが、環境の保全を強化するため、重点保全ゾーンに設定する。 ● 史跡東側は、畑等民有地の今後の開発の可能性を考慮し、斜面緑地、牧港川とあわせて重点保全ゾーンに設定する。

①保存管理地区(保存活用計画より)

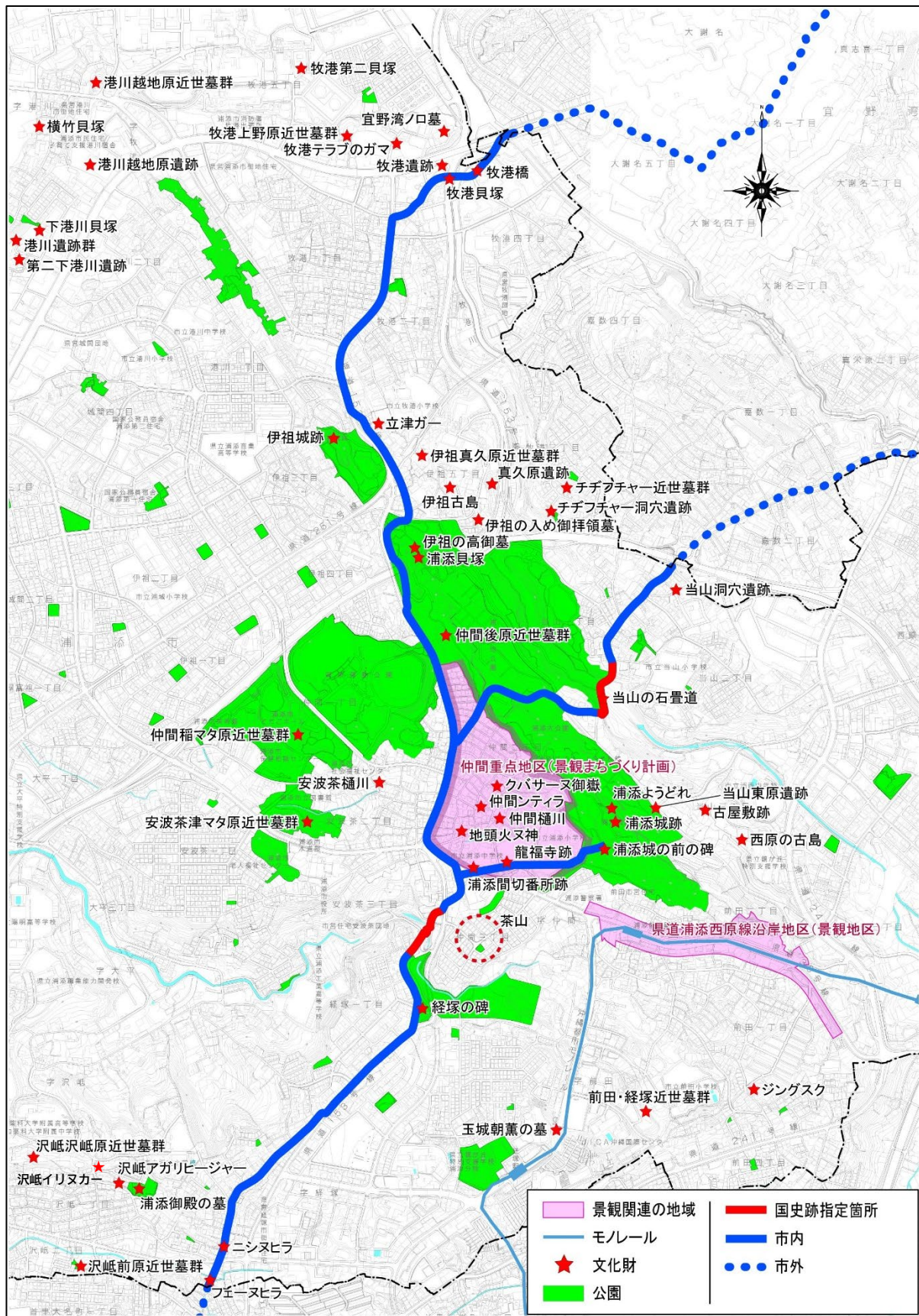
ア. 中頭方西海道(安波茶橋一帯)



イ. 普天満参詣道(当山の石畳道)



②公開・活用地区



(2)整備基本計画における「整備活用地区」

整備計画においては、史跡範囲内の整備に加え、案内解説や便益施設等、史跡周辺施設との連携も視野にいれる必要がある。

本整備計画の対象範囲については、史跡指定範囲と、それに隣接する便益施設等を含めた範囲を「整備活用地区」として設定する。

また、史跡範囲に連続する「歴史の道」全体において、公開・活用することが「保存活用計画」でも位置付けられていることから、公開・活用に必要な施設については、周辺施設との広域的連携も視野に検討する。

地区設定の考え方

ア. 中頭方西海道（安波茶橋一帯）

	保存活用計画	活用方法	概要
整備活用地区	史跡指定範囲	散策・見学	<ul style="list-style-type: none"> ● 小湾川にかかる南北2基の安波茶橋と、そこに連続する石畳道等が伸びる中頭方西海道本体と、国王が行幸のときに立ち寄った伝承の残る赤皿ガ－(安波茶橋下流域)で構成 ● 史跡の本質的価値を維持しながら、歴史の道の散策・見学・観賞などを楽しむ場として活用
	便益ゾーン	休憩	<ul style="list-style-type: none"> ● 安波茶橋から分岐する散策路や東屋が立地する範囲 ● 史跡活用の公開・活用の際の休憩の場として活用

イ. 普天満参詣道（当山の石畳道）

	保存活用計画	活用方法	概要
整備活用地区	史跡指定範囲	散策・見学	<ul style="list-style-type: none"> ● 牧港川にかかる当山橋と、そこに連続する石畳道等が伸びる普天満参詣道本体と、当山ガ－(史跡範囲外)に至る道で構成 ● 史跡の本質的価値を維持しながら、歴史の道の散策・見学・観賞などを楽しむ場として活用
	便益ゾーン	休憩	<ul style="list-style-type: none"> ● 当山橋及び当山石畳道に隣接し、公園緑地が立地(東屋も立地)する範囲 ● 当山石畳道南側に位置する土地で、駐車場として活用する範囲 ● 史跡活用の公開・活用の際の休憩の場として活用

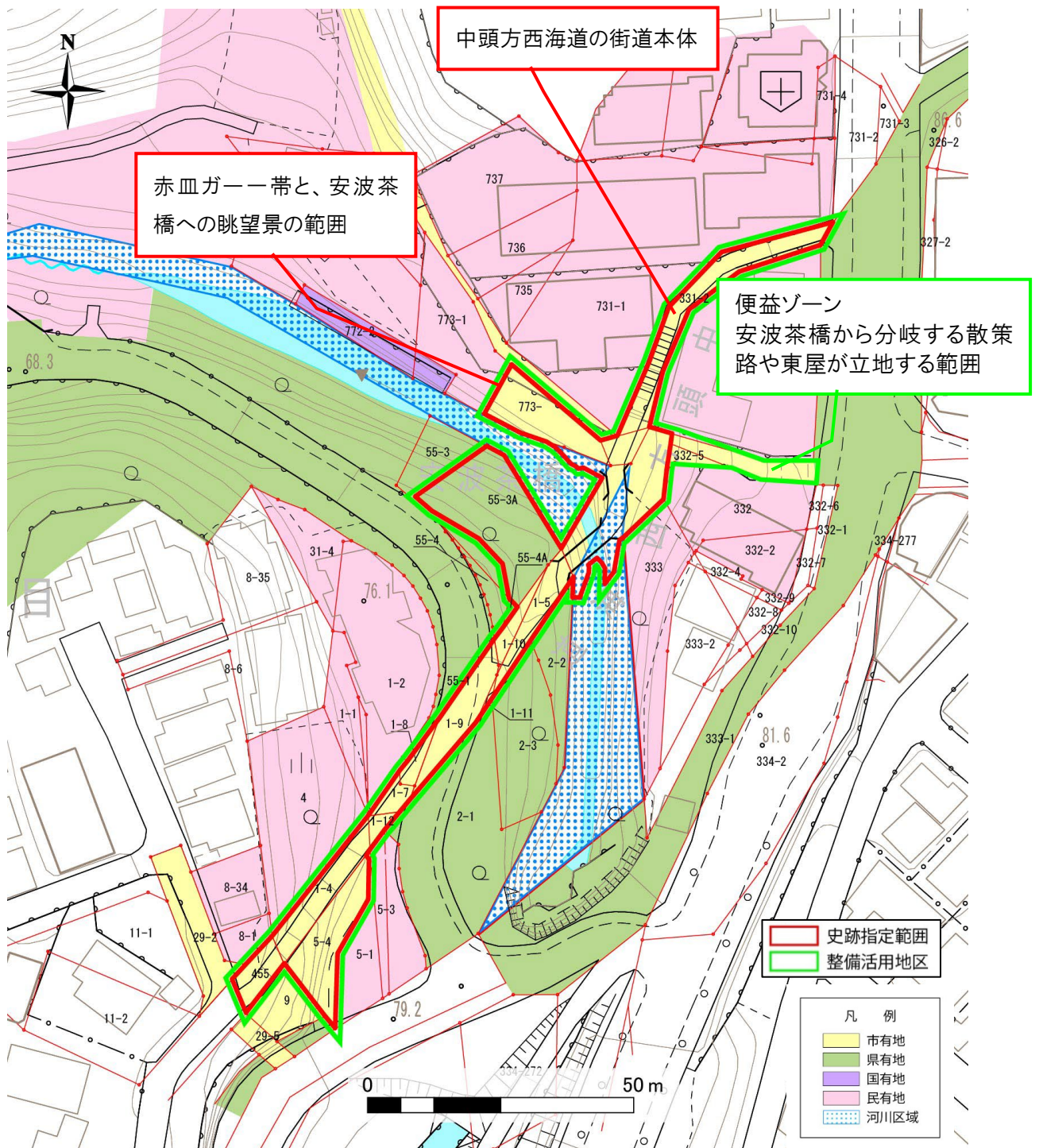
ウ. 歴史の道全体（広域的な連携計画）

「歴史の道」の連続性、史跡及び周辺文化財を含めて総体的な魅力の発信、活用のため、広域的な連携の方向性を検討する。範囲は保存活用計画の②公開・活用地区を対象とする。

①整備活用地区

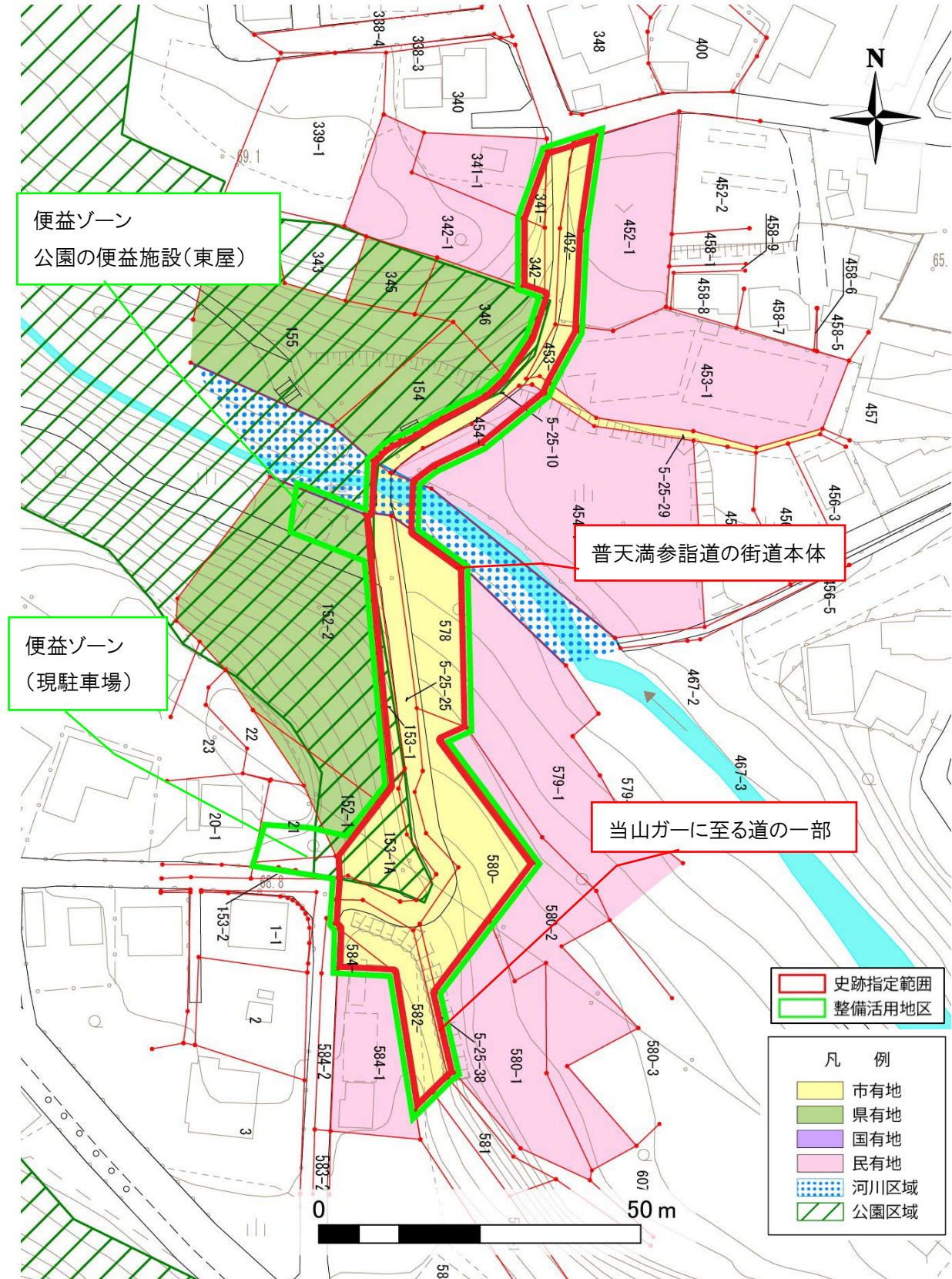
ア. 中頭方西海道(安波茶橋一帯)

- 中頭方西海道は、安波茶橋を中心に前後を石畳道が伸びる街道本体と、国王が立ち寄った赤皿ガ一の空間で構成。
- 便益ゾーン(史跡範囲外)は、安波茶橋から分岐する散策路や東屋等の便益施設が立地する範囲とする(公有地のみ)。



イ. 普天満参詣道(当山の石畳道)

- 牧港川にかかる当山橋と、そこに連続する石畳道等が伸びる普天満参詣道本体と、当山ガー(史跡範囲外)に至る道で構成。
- 便益ゾーン(史跡範囲外)は、当山橋及び当山石畳道に隣接し、公園の便益施設(東屋)の範囲及び史跡南側の土地を範囲とする。



4. 地区区分別整備の方向性

(1) 中頭方西海道(安波茶橋周辺)

中頭方西海道（安波茶橋周辺）は、「歴史の道整備活用事業」（平成 7～13 年度）及び「世界遺産周辺整備事業」（平成 14～18 年度）において、復元整備を実施した。また、史跡範囲外においても「地域資源復元推進事業（沖縄振興特別推進交付金）」等を活用し、街道沿いにルートを示す石畳風舗装を整備し、歴史の道としての顕在化に努めてきた。今後も復元した遺構や整備した施設を「整備完了時」の状態を基準として維持しつつ、地域住民の意向や活用の状況を踏まえ、必要に応じ関係部局とも連携して検討を行い整備や修景を実施し、急峻な地形の中で自然と調和した歴史的風致景観といった、本史跡固有の魅力の向上を図る。

一方で、中頭方西海道（安波茶橋周辺）において未整備箇所となっている赤皿ガー周辺整備やルート石畳舗装整備を進め、更なる本質的価値の向上を図る。

●中頭方西海道（安波茶橋周辺）

	地区	活用方法	整備の方向性
史跡範囲内	中頭方西海道(安波茶橋一帯)	【散策・見学】 歴史の道の散策・見学・観賞などを楽しむ場として活用	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査、安波茶橋の復元、石畳等の修復、排水施設、植栽等の整備が実施済み。 史跡範囲内に整備されている道路は、カラーアスファルト舗装に整備済み。 擁壁、安全柵等の整備が実施済みであり、既に整備が済んでいる施設の維持改善を検討する。 設置時期や意匠の異なる既設サイン、説明板、標柱等は段階的な整理・更新を検討する。 既設の木製階段については、経年劣化による更新にあわせて、高齢者や障がい者が利用しやすい仕様での整備を検討する。 利用者の安全性・利便性の確保、歴史的景観への配慮、夜間鑑賞等の新たな魅力づくりの観点から照明の設置を検討する。
	赤皿ガー周辺	【見学・眺望】 歴史の道に関連する資源を見学するとともに、歴史の道本体の眺望を楽しむ場として活用	<ul style="list-style-type: none"> 石畳道から赤皿ガーへの動線整備のため、道筋の舗装や転落防止柵の設置及び、隣接する斜面地の崩落防止対策を検討する。 赤皿ガー周辺から安波茶橋への眺望景を楽しむ場（平場）の整備を検討する。 赤皿ガー一帯の説明板及び誘導板などの整備を検討する。
(史跡範囲外)	便益ゾーン	【休憩・眺望景】 史跡活用の公開・活用の際の休憩の場として活用	<ul style="list-style-type: none"> 既存の東屋を便益施設として位置付ける。 設置時期や意匠の異なるサイン、説明板、標柱等は段階的な整理・更新を検討する。

(2) 普天満参詣道(当山の石畳道)

普天満参詣道の当山の石畳道は、かつては生活道路として電柱や排水路などが並置されている状況であったが、市指定後に度々修復され、「歴史の道整備活用事業」(平成7～13年度)において本格的な復元整備を経て、現在の状態となったものである。今後も復元した遺構や整備した施設を「整備完了時」の状態を基準として維持しつつ、施設等の撤去・更新・修景のなどを進め、急峻な地形の中で自然と調和した歴史的風致景観等といった本史跡固有の魅力の向上を図る。未整備箇所となっているリュウキュウマツについては、マツの健全な生育にふさわしい環境の形成を含めた整備を推進し、良好な街道景観の創出を図る。また、災害予防の観点から当山橋の抜本的な越流対策を行い、本質的価値の着実な保存を図る。合わせて地域住民の意向や活用の状況を踏まえ、必要に応じ関係部局とも連携して検討を行い整備や修景を実施する。

●普天満参詣道(当山の石畳道)

	地区		整備の方向性
史跡範囲内	普天満参詣道(当山石畳道)	【散策・見学】 史跡の本質的価値を維持しながら、歴史の道の散策・見学・観賞などを楽しむ場として活用	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査、石畳等の修復、排水施設等の整備が実施済み。 南側入口付近のコンクリート舗装の撤去、石畳の復元を検討する。 降水時に縁石下の土が洗掘されないよう修繕し、排水施設の改善を検討する。 雨水枡等の排水施設は、景観に配慮した仕様への工夫・改善を検討する。 電柱や畑等、本質的価値に関係しない要素の撤去を検討する。 車止め、転落防止柵等の整備が実施済みであり、既に整備が済んでいる施設の維持改善を検討する。 歴史的風致景観の創出のため、沿道にリュウキュウマツの整備を検討する。 設置時期や意匠の異なる既設サイン、説明板、標柱等は段階的な整理・更新を検討する。 当山橋への越流が生じる牧港川の流量調査を実施し、状況を把握するとともに、流量を調整する措置を検討する。(※史跡範囲外の対応)
	当山ガ-への道	【散策】 関連する資源との連携に活用	<ul style="list-style-type: none"> 当山ガ- (史跡範囲外) と連携した活用を図るため、当山ガ-への動線の樹木や雑草の伐採・除草を検討する。
(史跡範囲外)	便益ゾーン	【休憩】 史跡活用の公開・活用の際の休憩の場として活用	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する公園東屋を便益施設として位置付け。 史跡南側の土地を駐車場とする。 トイレの設置を検討する。 設置時期や意匠の異なるサイン、説明板、標柱等は段階的な整理・更新を検討する。

第5章 整備基本計画

1. 中頭方西海道

(1) 遺構保存・修復等に関する計画

①全体

中頭方西海道（安波茶橋一帯）の遺構には、石畳や石橋、護岸石積といった地上に表出している遺構と、発掘調査によって確認された地下遺構がある。地上遺構の大部分を、これまでに実施した整備事業で保存修理を完了しているため、保存状態の悪化を招かぬよう維持管理、経過観察を行う。地下遺構は、発掘調査後に埋戻し保存しており、今後も継続を基本とする。

②赤皿ガー周辺

赤皿ガー本体は、人工的な石積を伴わない自然の形態を持つ湧水であるため、現状を維持しながら、井戸周辺の復元整備の方法を今後検討する。平成 26 年度の発掘調査においては、赤皿ガーの取水面付近に石敷や石段の地下遺構を確認しており、一方、石畳道から分岐した道筋には石敷等は確認できなかった。これら地下遺構の露出復元を検討するとともに、解説板等の設置を検討する必要がある。

項目		遺構保存の考え方
石橋(北橋、南橋)、石畳道、護岸石積	地上遺構	• これまでの整備事業で欠損部の修復・復元が実施済み。 保存状態の悪化が見られないよう維持管理、経過観察を行う。
	地下遺構	• 埋戻しによる保存を継続する。
赤皿ガー	地上遺構	• 井戸本体は人工的な石積でなく自然の湧水であり、現状維持する。 • 井戸周辺においては、現状の大幅な変更を伴う土留擁壁築造等の景観を損ねる工法を避け、自然に即した整備を行う。
	地下遺構	• 取水面付近の石敷の露出復元を行う。

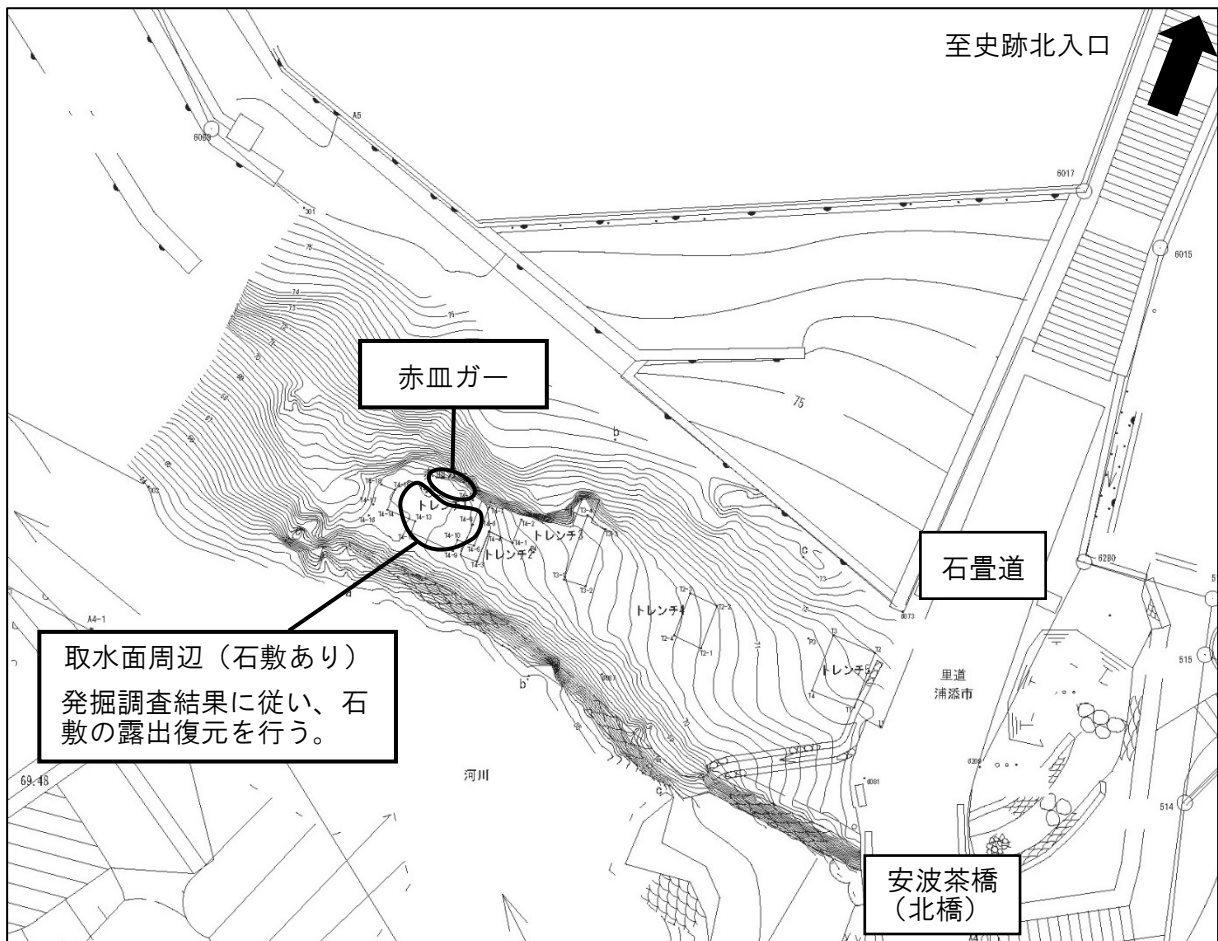
解説板等による遺構の表現（例示）



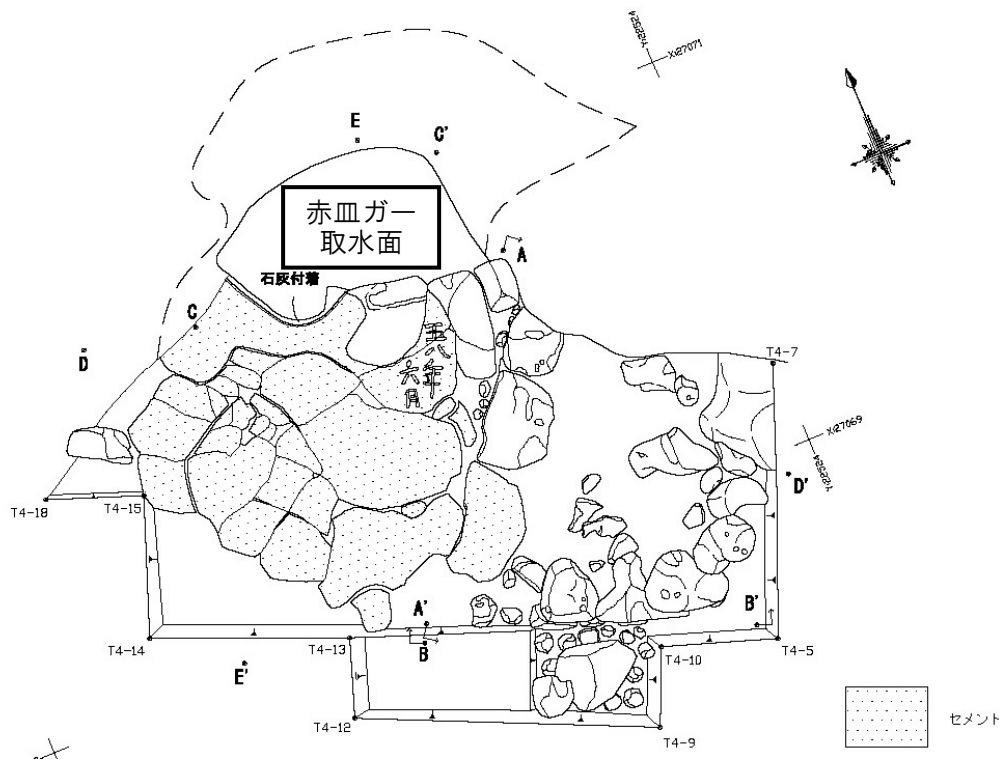
取水面周辺発掘調査時



露出復元整備検討箇所（平成 26 年度発掘調査時地形測量図より）



取水面周辺拡大図（平成 26 年度発掘調査時）

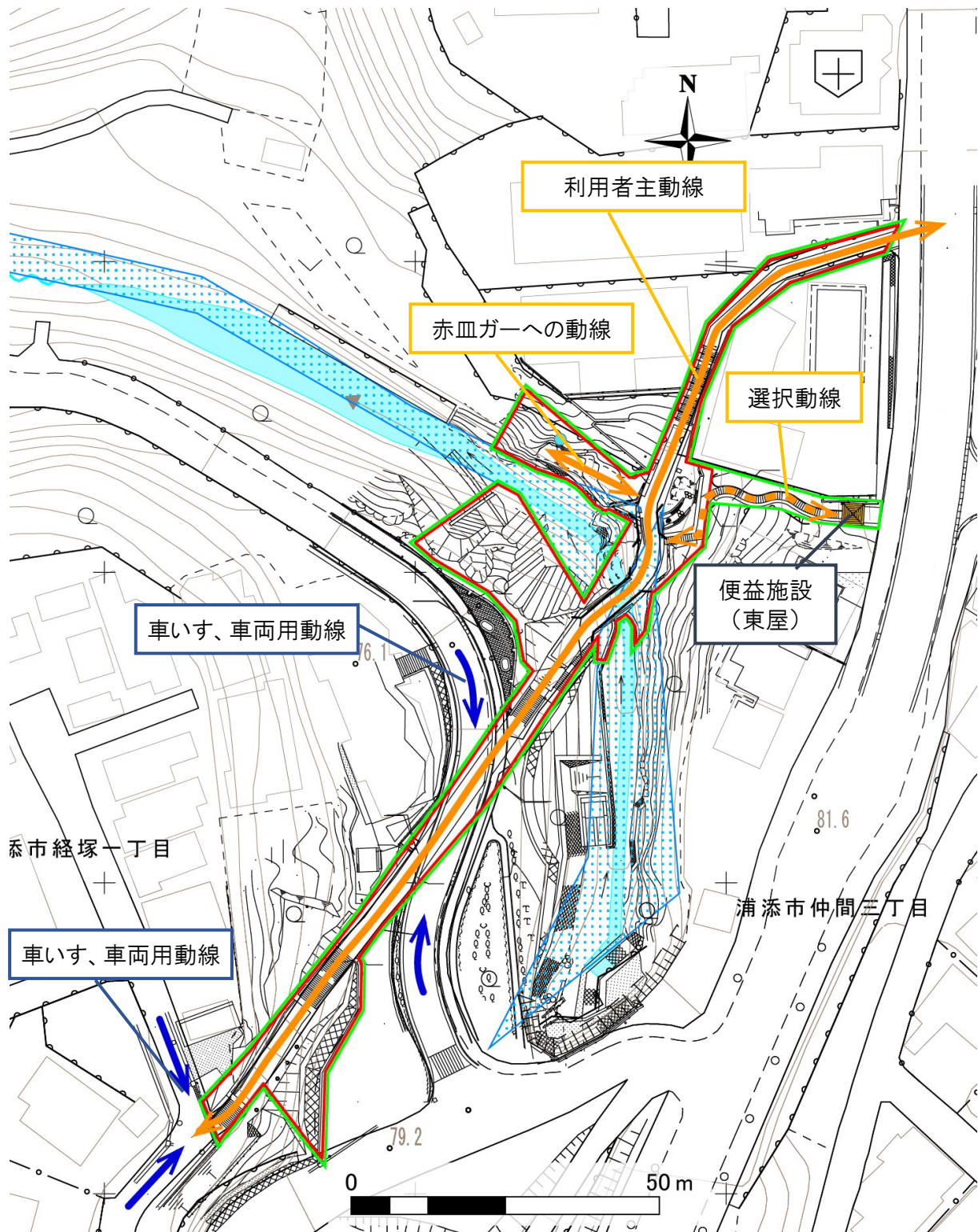


(2) 動線計画

中頭方西海道の史跡範囲は、安波茶橋を中心に前後に伸びる街道本体と赤皿ガーからなる空間で構成されている。便益ゾーンまで空間を拡大すると、史跡範囲と休憩施設である東屋とを結ぶ散策路の空間まで含まれる。かつての幹線道路（宿道）としての機能を考慮すると、往時の主動線は街道本体であると考えられ、また現在も通学路や地域住民の生活道路として利用されているため、動線の設定にあたっては、街道本体を主動線とした設定を基本とする。

中頭方西海道においては、急峻な地形と谷底の河川を背景とする石畳道、石橋やリュウキユウマツ等で構成される風致景観が本質的な価値であることから、その地形そのものを維持しながらの利用を前提とするため、一般動線は徒歩を想定する。車いす等のバリアフリー対応においては、スロープ等の傾斜路整備を行った場合、史跡の風致景観を維持することが難しいことから、本史跡では対応せず、別の情報提供の充実などのソフト的な対応を想定する。また、既存の木製階段等については、経年劣化による更新にあわせて、高齢者や障がい者が安全に利用しやすいよう仕様等の工夫を検討する。史跡の維持管理のための管理車両等においても、一般道路の接続部分までとする。

史跡範囲及び便益ゾーンにおける動線



(3) 赤皿ガー周辺整備計画

中頭方西海道は、過年度の整備事業において概ね整備が完了しているものの、赤皿ガー周辺については未整備である。これまでに実施した調査結果等を踏まえ、本史跡にふさわしい整備を行う。

①これまでの調査結果概要

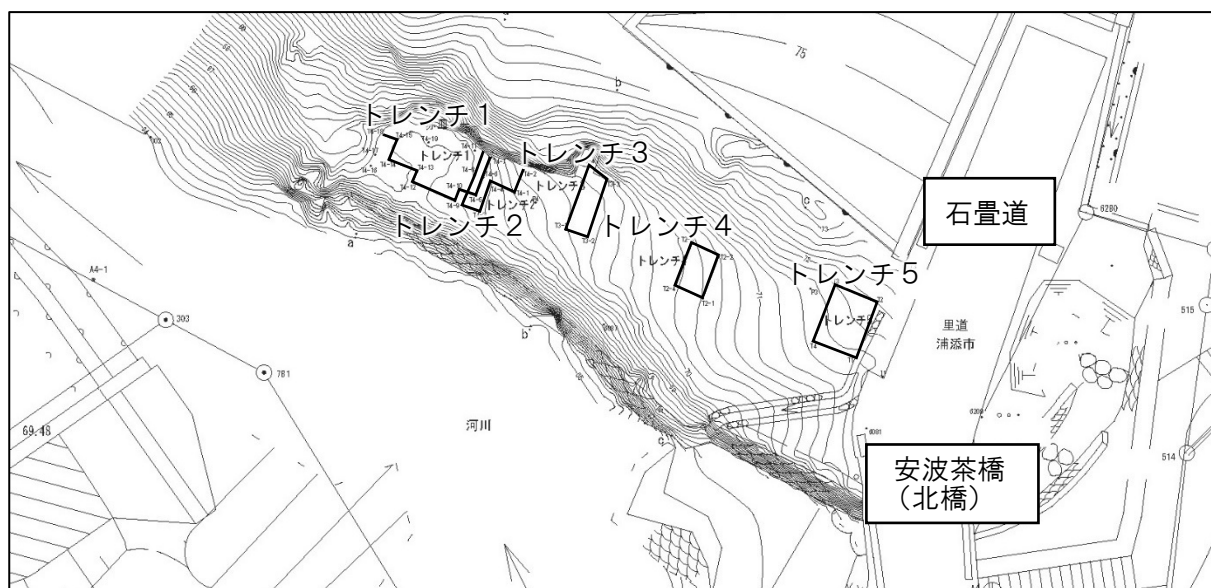
赤皿ガー周辺においては、これまで発掘調査（平成 26 年）及び現況測量調査（令和 4 年）が実施されている。それぞれの調査結果概要は以下の通りである。

i) 発掘調査結果概要

発掘調査におけるトレンチは1～5までの5か所であり、それぞれ遺物包含層を観察している。この調査で、井戸の取水面付近のトレンチ1からは石敷が確認されている。道筋部分については石敷が確認できなかったが、トレンチ3からは土地が大きく改変された痕跡や、トレンチ5からは石敷の基礎材と思われる小礫も併せて確認されている。ここから、赤皿ガーへの道筋は、石敷等で舗装されていた可能性が考えられる。

また、井戸内部からは近年の拌みの際に投入されたと思われる硬貨等が確認されており、発掘調査と併せて井戸内部の清掃が実施されている。

トレンチ位置図



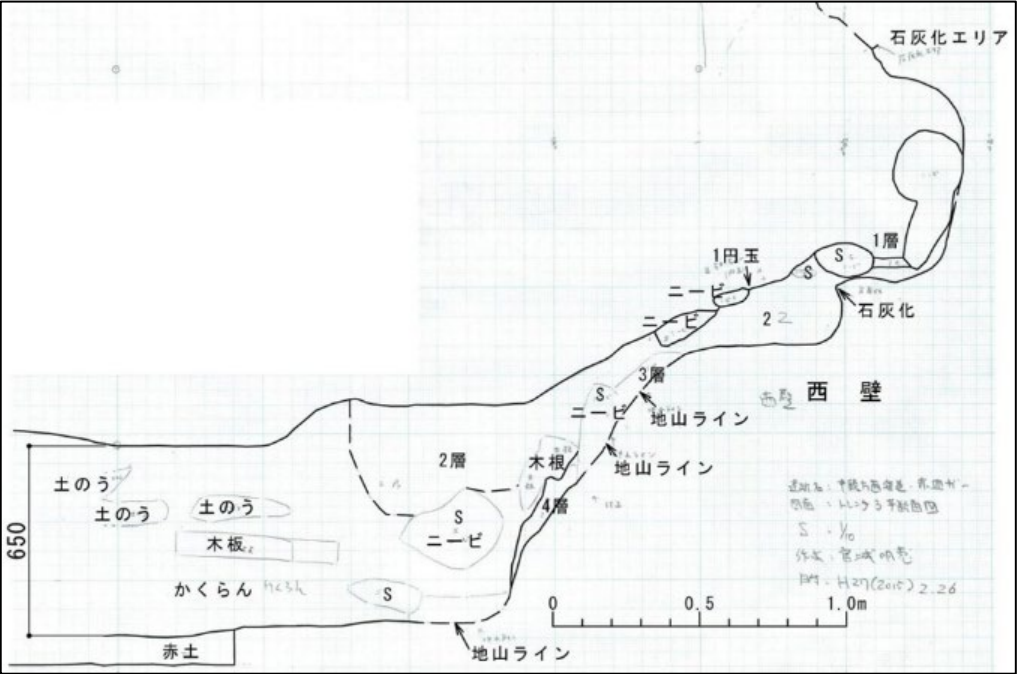
主な調査結果一覧

調査箇所	概要
トレンチ1	<p>写真奥に黒く見えるのが井泉（赤皿ガー）で、その周辺には石材が並べられており、かつては石敷であったことが想定される。</p> 

調査箇所	概要
------	----

トレンチ 3 断面図から、赤皿ガーに至る通路が約 65cm 程度の攪乱層であることがわかる。

断面図からは、土のうや木板、ニービ及び石材が確認できる。このことから、赤皿ガーへの通路は大きく改変を受けていたと想定される。



トレンチ 3

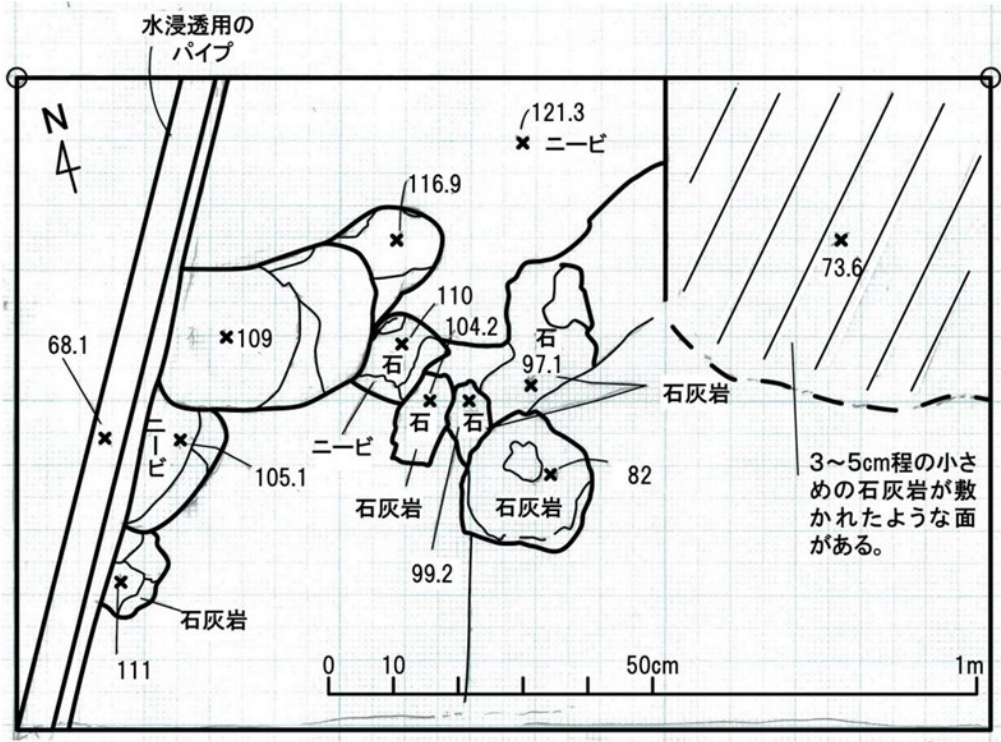


調査箇所	概要
------	----

トレンチ5

トレンチ5からは、石敷の基礎材と思われる3~5cmの小礫が敷かれた面が確認できている。このことから、かつて通路として石材を使用していた可能性をうかがうことができる。

また、トレンチ5内部からはパイプが確認されているが、このパイプの用途は浸透用であることがわかっている。



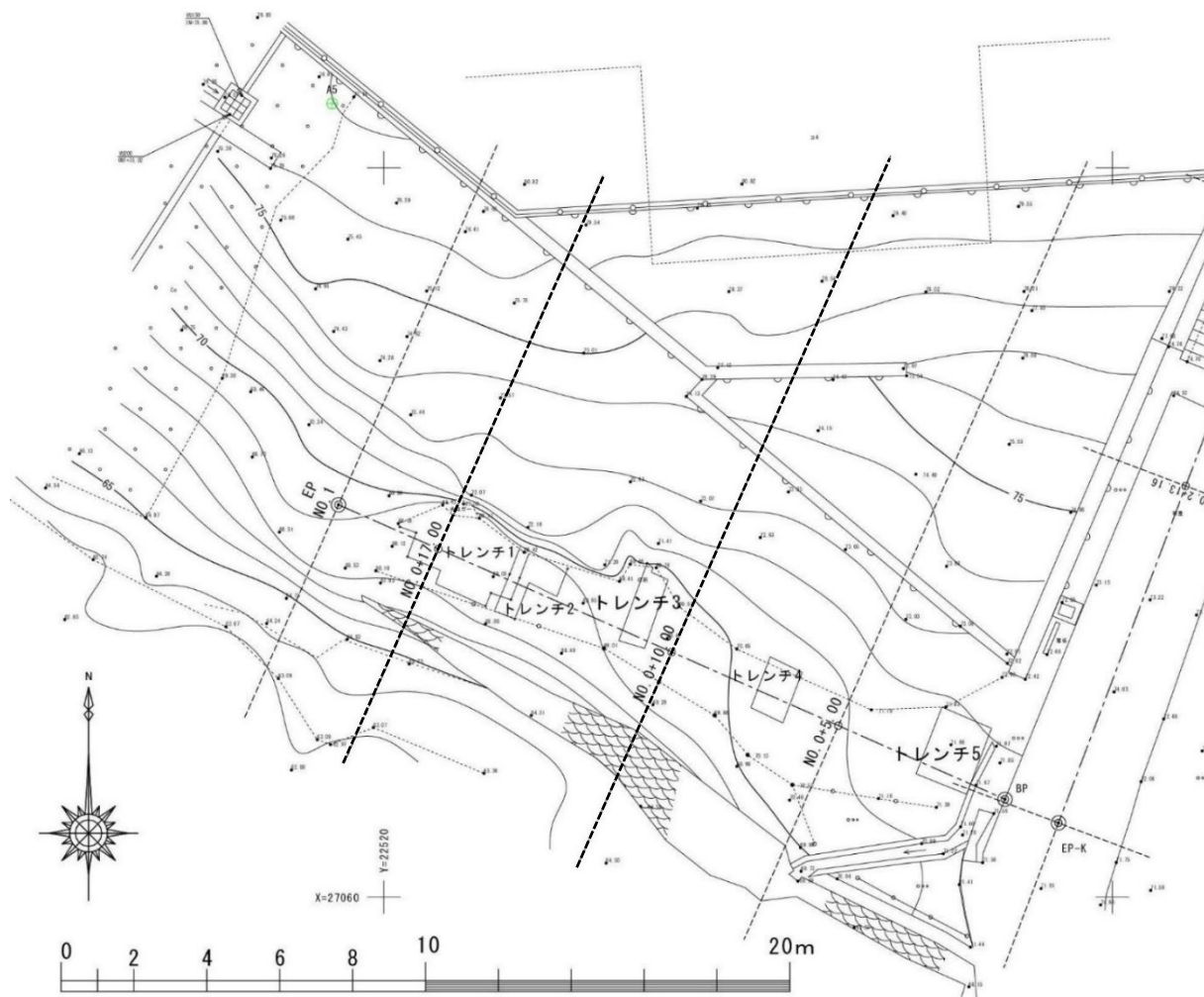
調査箇所	概要
井戸内部	<p data-bbox="371 241 1345 280">井戸内部からは近年の拌みの際に投入されたと思われる硬貨等が確認された。</p>  <p>The photograph shows a blue plastic tray filled with approximately 20-30 old, heavily oxidized coins. The coins are dark brown and black, indicating significant rust. They are scattered across the tray, with some showing distinct circular shapes and others appearing as irregular fragments. The tray is placed on a metal frame, and the background shows a dark, earthy interior, likely the well mentioned in the text.</p>

ii) 現況測量調査結果概要

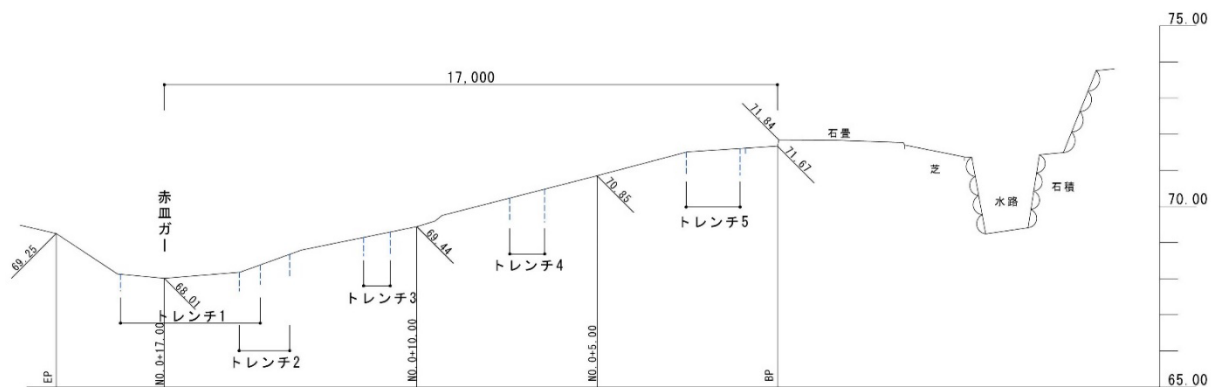
現況測量調査からは、赤皿ガー周辺の平面及び断面形状が明らかとなっている。

石畳道から赤皿ガーまでの斜路は、全体勾配が 21.5%、発掘調査時のトレンチ 4 付近は 26% 程度と、通路としては急な勾配である。また、赤皿ガーから上部の私有地までの高さは 13m 弱あり、擁壁の底面までの高低差は約 7.5m であることもわかっている。

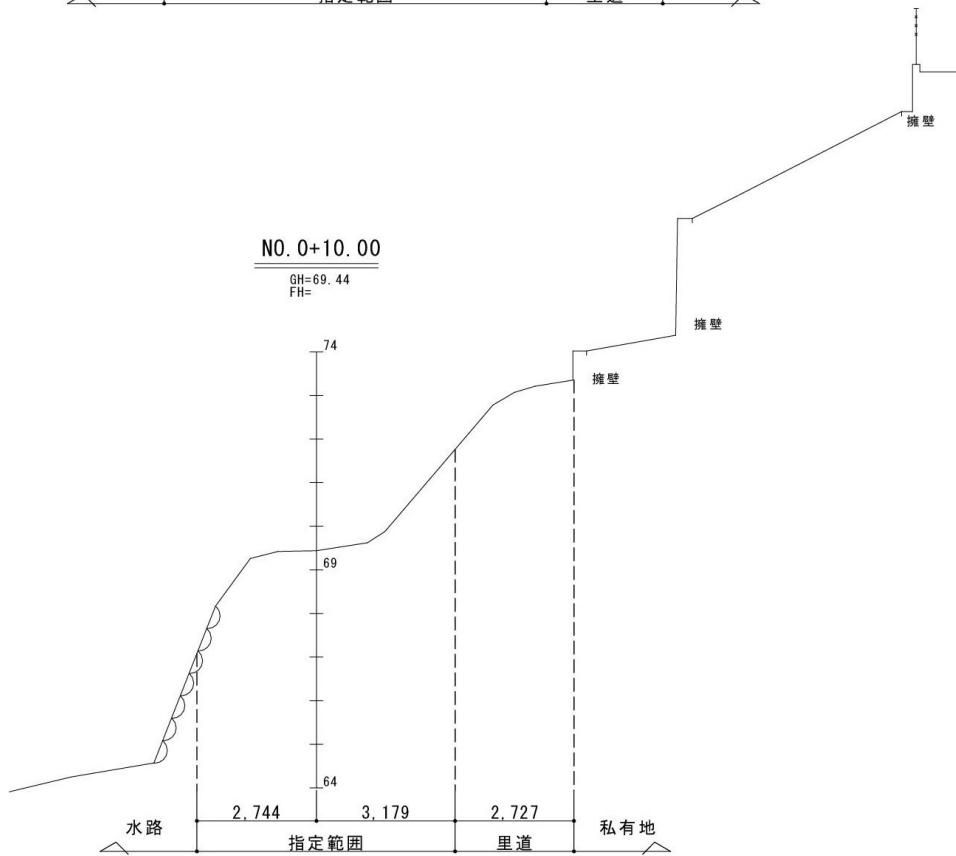
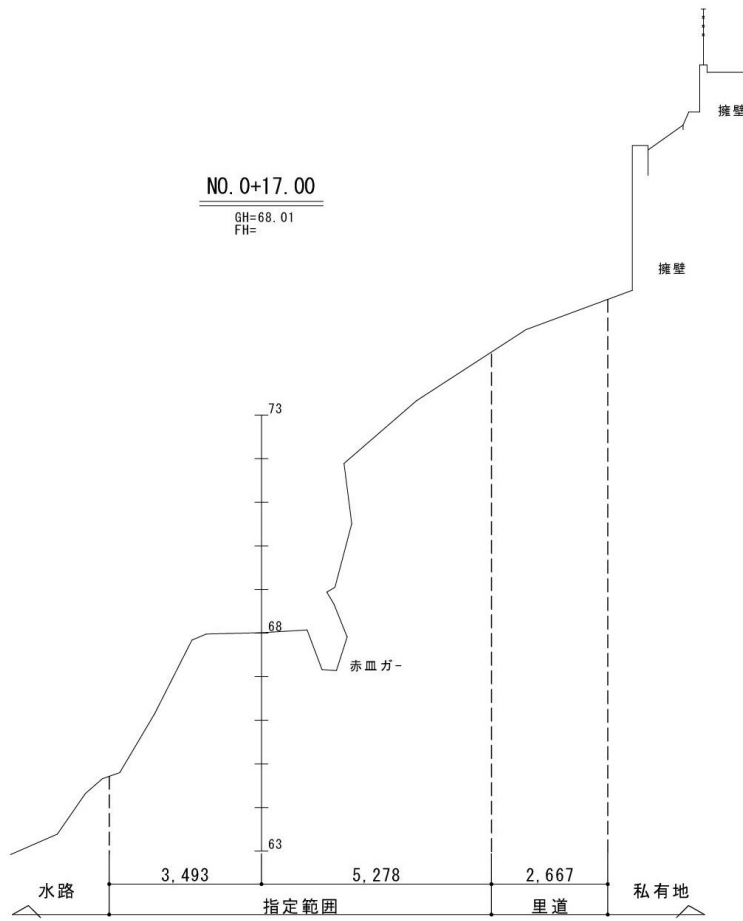
現況測量平面図（発掘調査トレンチを重ねて図示）



縦断面図（発掘調査トレンチを重ねて図示）



代表的な横断面



②整備計画

本史跡に関連する資源である赤皿ガーを見学するための動線整備を行うとともに、安波茶橋への眺望を楽しむ場としての整備を検討する。

i) 地形造成

赤皿ガー周辺の造成は、基本的には現況地形に沿った計画とし、大規模な地形改変を伴う造成は行わないものとするが、今後の地形状況においては、必要に応じた崩落対策のための土留擁壁等の必要性を検討する。

ii) 遺構の表現

赤皿ガー周辺は舗装や土留のない法地であるため、井戸内部に土砂や植物の根が入り込んでいる可能性がある。平成 26 年の発掘調査時に井戸内部の清掃を行っているが、定期的な点検を行い、必要があれば浄化により本来の姿を取り戻す必要がある。

iii)園路計画

●道筋の舗装

石畳道から赤皿ガーに至る道筋は現況未舗装であるため、利用者の安全確保の観点から、道筋を舗装し、園路の設置を検討する必要がある。

平成 26 年度の発掘調査では、赤皿ガーに至る道筋には、小礫が分布する遺構面が出土しており、往時は礫石敷敷などの何らかの舗装がなされていた可能性もあるが、ことに石敷そのものは確認されなかった。また、周辺からは水が染み出しており、現状では道筋は常にぬかるんだ状態であるため、処理方法を検討する必要がある。

道筋の舗装においては、遺跡空間表現の観点から歴史的景観への配慮が必要であるとともに、不明部分については過剰な表現を避けた意匠の検討が望まれる。また、道筋は急勾配であることから、通行時の安全確保にも配慮が必要である。これより、歴史的景観に馴染む控目な形態であるとともに、安全性やメンテナンス性も両立した、透水性舗装等が現状ではベターな工法と考えられる。

また、流水については、調査を行った上で、側溝等を含めて処理策を検討する必要がある。

赤皿ガーに至る道筋の工法例

	透水性舗装	石畳風舗装	石粉舗装 (コーラル舗装)
イメージ			
歴史的景観	○ 往時の舗装方法が特定できていないため、過剰な表現を避けた控目な形態として景観に馴染む。	△ 歴史的景観に馴染むが、往時の舗装方法が特定できていないため、過剰な表現となる恐れがある。	○ 往時の舗装方法が特定できていないため、過剰な表現を避けた控目な形態として景観に馴染む。
安全性	◎ 舗装面は固められ滑り難いため、安全性は最も優れている。	◎ 舗装面は固められ滑り難いため、安全性は最も優れている。	△ 舗装面が他の案と比べ固まっていないため滑り易く、また轍が生じ易いため、安全性は最も劣る。
メンテナンス性	◎ ヒビ割れが生じ難く保守頻度は少ない。補修も容易。	◎ ヒビ割れが生じ難く保守頻度は少ない。補修も容易。	△ 轍が生じ易いことや石粉が降雨により流出するため、定期的な補修を要する。
経済性	○ 石畳風舗装に比べ安価で、経済性にやや優れる。	△ 石畳風加工を施すため、他案に比べて高価となる。	◎ 3例中最も安価で経済性に優れる。
総合評価	◎ 歴史的景観に馴染む控目な形態であるとともに、安全性やメンテナンス性も両立しており、当地に適した工法である。	○ 安全性やメンテナンス性は透水性舗装同様優れた形態であるが、往時の舗装方法が特定できていないため、総合評価は中位である。	△ 歴史的景観に馴染み、経済性にも優れるが、石粉が大きく流出する可能性があるため、急勾配の当地には適していない。

●転落防止柵等

石畳道から赤皿ガーに至る斜路と小湾川の間には大きな高低差があるものの、現状では転落防止柵等が設けられていない。利用者の安全確保の観点から、転落防止柵等の設置を検討する必要がある。検討においては、転落防止柵を設置すべき箇所を詳細に考慮する必要があるとともに、園路計画同様、遺跡空間表現に適した意匠の採用が望ましい。

道筋部分については、歴史的景観に馴染み、本史跡内にも採用している形態であるロープ柵が当地に適していると考えられる。ロープ柵を採用する場合には、安全性や耐候性に優れたロープ材の選択が必要である。

また、安全確保の面から、取水面付近等、部分的な固定式柵の設置を検討する必要がある。

転落防止柵工法例

	ロープ柵	固定式柵	脱着式柵
イメージ	 (史跡内)	 (便益ゾーン内散策路)	 (国営首里城公園内)
歴史的景観	◎ 本史跡内でも採用しており、3例の中で、最も景観に配慮した工法である。	△ 歴史的景観の観点からは、往時には見られない構造物の常設は好ましくない。	○ 歴史的景観に配慮し、取り外しが可能な構造であるため、景観性は中位となる。
安全性	△ 荷重への耐力を想定した構造ではないため、転落防止の用途には適さない。	○ 手摺高さや耐力等、安全性に配慮した構造である。	○ 手摺高さや耐力等、安全性に配慮した構造である。
メンテナンス性	○ ロープに劣化が生じ易いため、ワイヤ入りや耐候性ロープを採用するなどの配慮が必要である。	◎ 劣化が生じ難く保守頻度は少ない。また補修も容易。	○ 固定式に比較して、部材点数が多くなることからメンテナンス性は中位となる。
経済性	◎ 3例の中で、最も安価な工法である。	○ 脱着式に比べ安価で、経済性にやや優れる。	△ 脱着のための仕組みが必要となるため、3例の中で、最も高価である。
総合評価	◎ 歴史的景観に馴染み、本史跡内にも採用している形態であるため、一体的な歴史的空間を創出できる。安全性や耐候性に優れたロープ材の選択が必要であるが、当地には最も適している。	○ 安全性やメンテナンス性が優れた工法であるが、歴史的景観の観点から、当地への設置は好ましくない。安全確保の面から、取水面付近等、部分的な設置には適している。	△ 景観性ではロープ柵に劣り、メンテナンス性や経済性では固定式に劣る点から、相対的に総合評価は下位となる。

iv) 視点場としての活用のための整備

●安全な空間の確保

赤皿ガー周辺からは安波茶橋（北橋、南橋）、小湾川、谷地形、斜面緑地等を一望することができ、本史跡内の貴重な視点場としての活用が見込まれる。活用にあたっては、赤皿ガー取水面付近に安全な空間を確保する必要がある。

●景観整備

現況植生の保全を主とし、従来生育している在来種を中心とした植生の維持に努めるとともに、赤皿ガーからの良好な景観を維持できるよう斜面緑地の樹木の剪定や枯れ木、外来種などの除去等を検討する。

赤皿ガーから安波茶橋への眺望



赤皿ガ一对岸の斜面緑地の様子



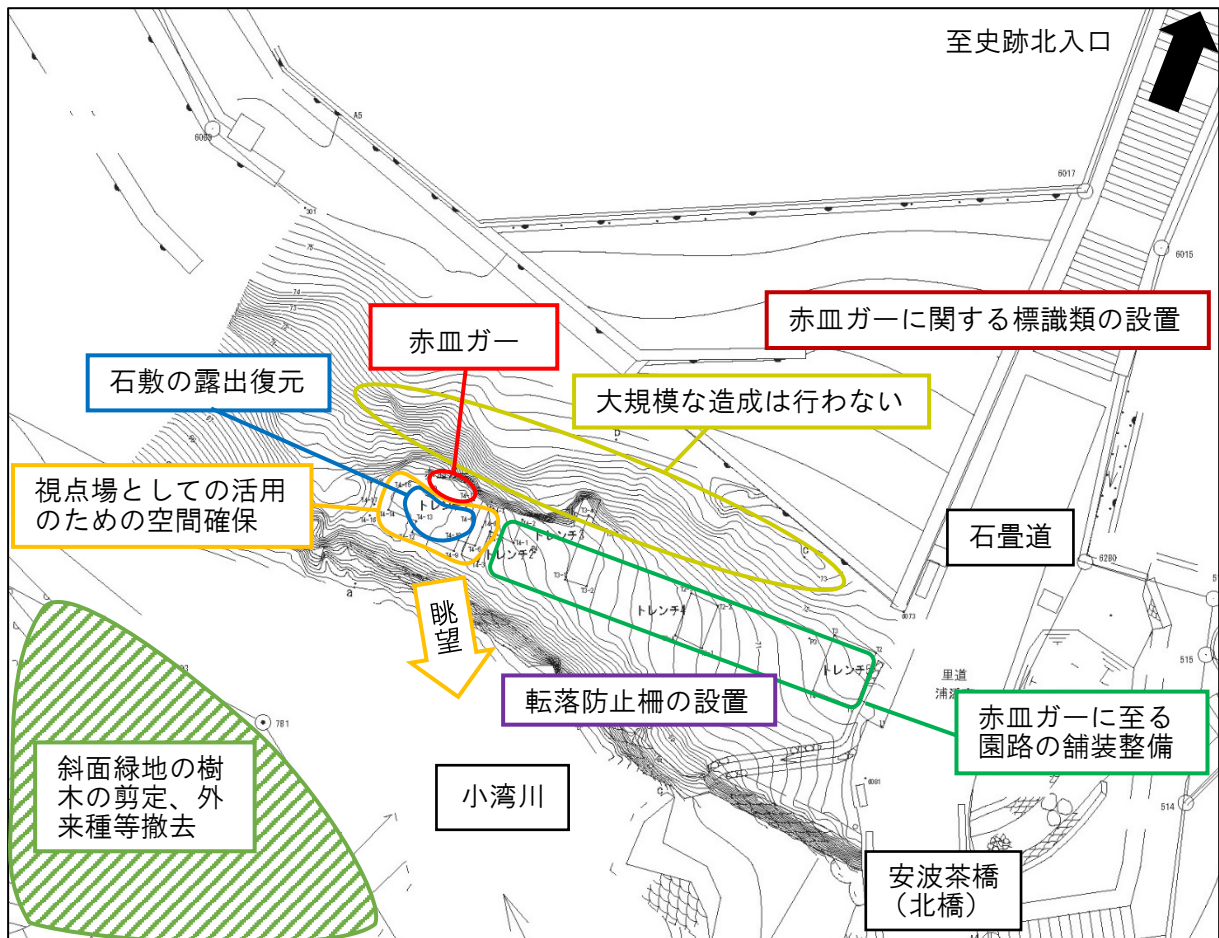
v)案内・解説施設

赤皿ガー周辺には、サインや案内解説板等の設置がなく、来訪者への現地での情報提供ができていない状況である。

案内・解説施設については、赤皿ガーに至る分岐動線の円滑な利用と、赤皿ガーの概要を紹介するため、標識類（誘導サイン、説明板等）の設置を検討する。なお、設置する標識類については、後述する「(5)案内・解説施設に関する計画」に準ずることとする。

説明板については、国王の歴史的由来に加えて、現在行われている地域の拌み行事も含めて検討することが望ましい。

赤皿ガー周辺整備計画図



(4)修景・植栽に関する計画

中頭方西海道の自然植生は、ナガミボチョウジーリュウキュウガキ群団である。史跡は周囲を県道や、現代的な住宅街、集合住宅等に囲まれているが、小湾川から展開する谷地形には、自然植生で構成された自然度の高い斜面緑地が広がっている。

本史跡においては、現況植生を調査した上で、その保全を主とし、従来生育している在来種の健全な植生維持のため、倒木や枯れ木の整理及び繁茂した樹木は剪定し、緑地景観を阻害する外来種等は撤去する。

(5)案内・解説施設に関する計画

中頭方西海道には、標柱、サイン、説明板等が立てられている。それぞれ設置の時期や主体、役割が異なっているため、規模・意匠等の不統一等が一部見られる状況である。

案内・解説施設については、既存の標識類の整理統合・更新を行い、意匠の統一を図る必要がある。史跡範囲外の誘導サイン等については、駐車場やトイレなど、近隣公共施設の便益施設利用を見据えた配置を検討する必要がある。

また、地域振興・観光振興等の観点から、VRやARといった先端技術を活用し、本史跡の往時の姿を再現する等の解説方法も含めて検討を行う。

●案内・解説施設に関する方針

- 標識類は、歴史的景観に調和するよう、統一の取れた意匠とし、不要な標識の撤去等を検討する。
- 利用目的に対応した大きさ、形態、色彩等視認性を確保するとともに、保守管理が容易な構造とする。
- 外国人等の利用に資するよう、多言語対応表記、QRコードによる情報提供を検討する。
- 説明サインは今後の調査の進展に合わせて、必要な場所に適宜設置する。
- 現在では失われている往時の風景を開復する手法として、過去の文献で街道の風景について評された文章が記載された案内板等の設置や、VR、AR等の先端技術を用いた解説等を検討する。

●配置計画

- 総合案内板は、現状では設置されていないため、史跡の入口付近への設置を検討するとともに、屋内展示スペースとしての利用が想定される、浦添大公園南エントランスへの設置も併せて検討する。
- 総合案内板は、史跡の全体像、特徴、価値等を記載するとともに、近隣公共施設の便益施設に関する情報など、基礎的な情報を提供し、整理が可能な既存サインの総合案内板への統合等を検討する。
- 説明サインは、主要な遺構等の構成要素箇所に設置する。誘導サインは、歴史の道ルート上に設置されている既存のサインの維持管理を基本としつつ、便益施設の利用が想定される近隣公共施設の距離や方向等の情報の追加等を検討する。

総合案内板例（国史跡齋宮跡 三重県明和町）



景観に馴染んだ色彩の現状変更禁止サイン（国史跡宇津峰 福島県須賀川市、郡山市）



史跡内及び周辺の既存サイン一覧

	種別	設置事業（設置年）	設置者	整理統合可否	
史跡範囲内	①	総合説明サイン	安波茶橋等周辺環境整備事業（H18）	浦添市	不可
	②	部分説明サイン	安波茶橋等周辺環境整備事業（H18）	浦添市	不可
	③	誘導サイン	安波茶橋等周辺環境整備事業（H18）	浦添市	不可
	④	総合説明サイン	歴史の道整備活用事業（H12）	浦添市	不可
	⑤	仮設看板	文化財整備活用事業（H24）	浦添市	可
	⑥	標柱	歴史の道整備活用事業（H11）	浦添市	不可
	⑦	誘導サイン	歴史の道整備活用事業（H11）	浦添市	不可
	⑧	標柱	浦添八景（H30年）占用申請許可	NPO 法人	可（相談）
史跡範囲周辺	⑨	案内サイン	うらおそい地域文化財保全整備事業（H19）	浦添市	不可
	⑩	誘導サイン	詳細不明（H23）	浦添市	不可
	⑪	案内サイン	安波茶橋等周辺環境整備事業（H16）	浦添市	不可
	⑫	誘導サイン	うらおそい地域文化財保全整備事業（H23）	浦添市	不可
	⑬	誘導サイン	うらおそい地域文化財保全整備事業（H23）	浦添市	不可
	⑭	周辺文化財案内サイン	詳細不明	浦添市	不可

※番号は、p137、138の図中のものと対応している。

サイン類型別整理の考え方

種別	該当番号	方針
総合説明サイン	①④	既存のものをベースに、周辺の公共施設や文化財等の情報を充実させた「総合案内板」への更新を検討する。
部分説明サイン	②	史跡範囲内地下遺構を示すものであるため、今後も維持管理を継続する。
誘導サイン	③⑦⑩⑫⑬	既存サインの維持管理を基本としつつ、便益施設の利用が想定される近隣公共施設の距離や方向等の情報の追加等を検討する。
標柱	⑥	今後も維持管理を継続するとともに、文化財保護法第115条1項に定められた標識としての更新を検討する。
	⑧	総合案内板等への整理・統合を検討する。
案内サイン	⑨⑪	市全域の歴史の道ルート及び周辺文化財の情報を示すものであり、市内文化財等の広域連携に資するものであることから、今後も維持管理を継続する。
仮設看板	⑤	景観に馴染んだ意匠への更新または総合案内板等への整理・統合を検討する。
周辺文化財案内サイン	⑭	周辺文化財の案内サインであるため、本事業では整理の考え方は示さない。

既設サインの状況（史跡範囲内）

仮設看板（現状変更禁止の注意書き）



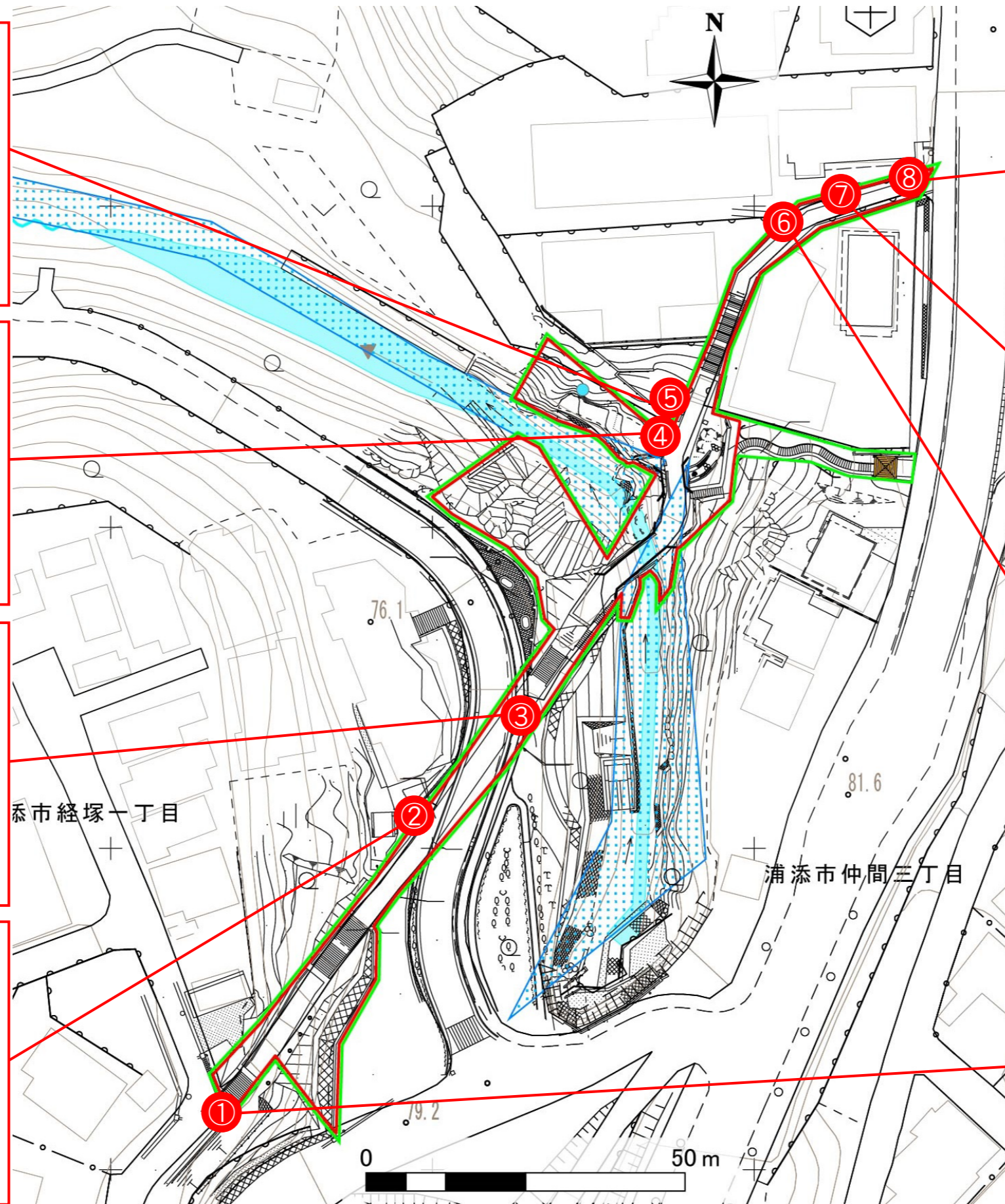
総合説明サイン



誘導サイン（歴史の道）



部分説明サイン（英語併記）



標柱（浦添八景）



誘導サイン（歴史の道）



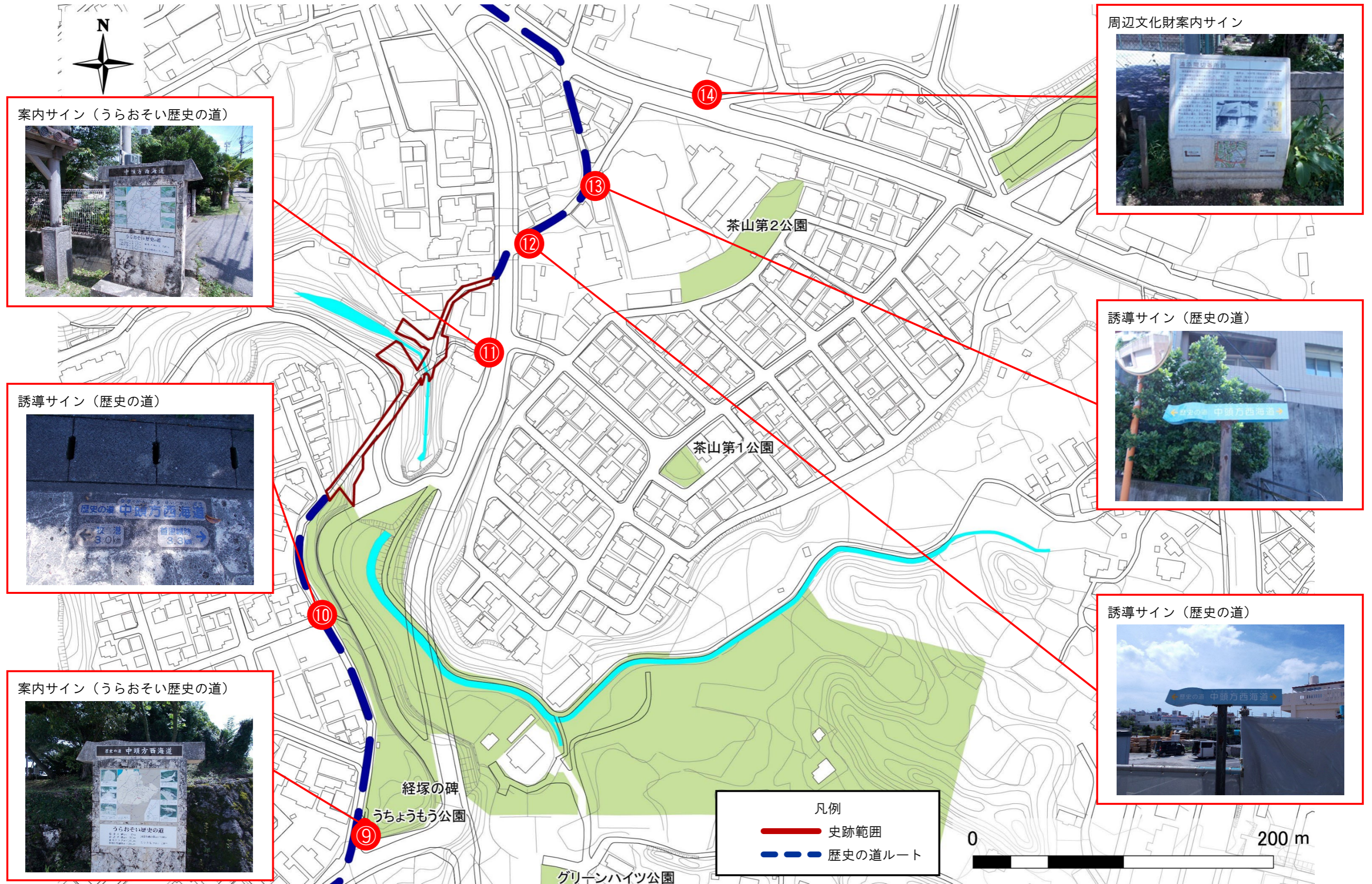
標柱（文化庁）



総合説明サイン（英語併記）



既設サインの状況（史跡範囲周辺）



案内サイン（うらおそい歴史の道）



周辺文化財案内サイン



誘導サイン（歴史の道）



誘導サイン（歴史の道）



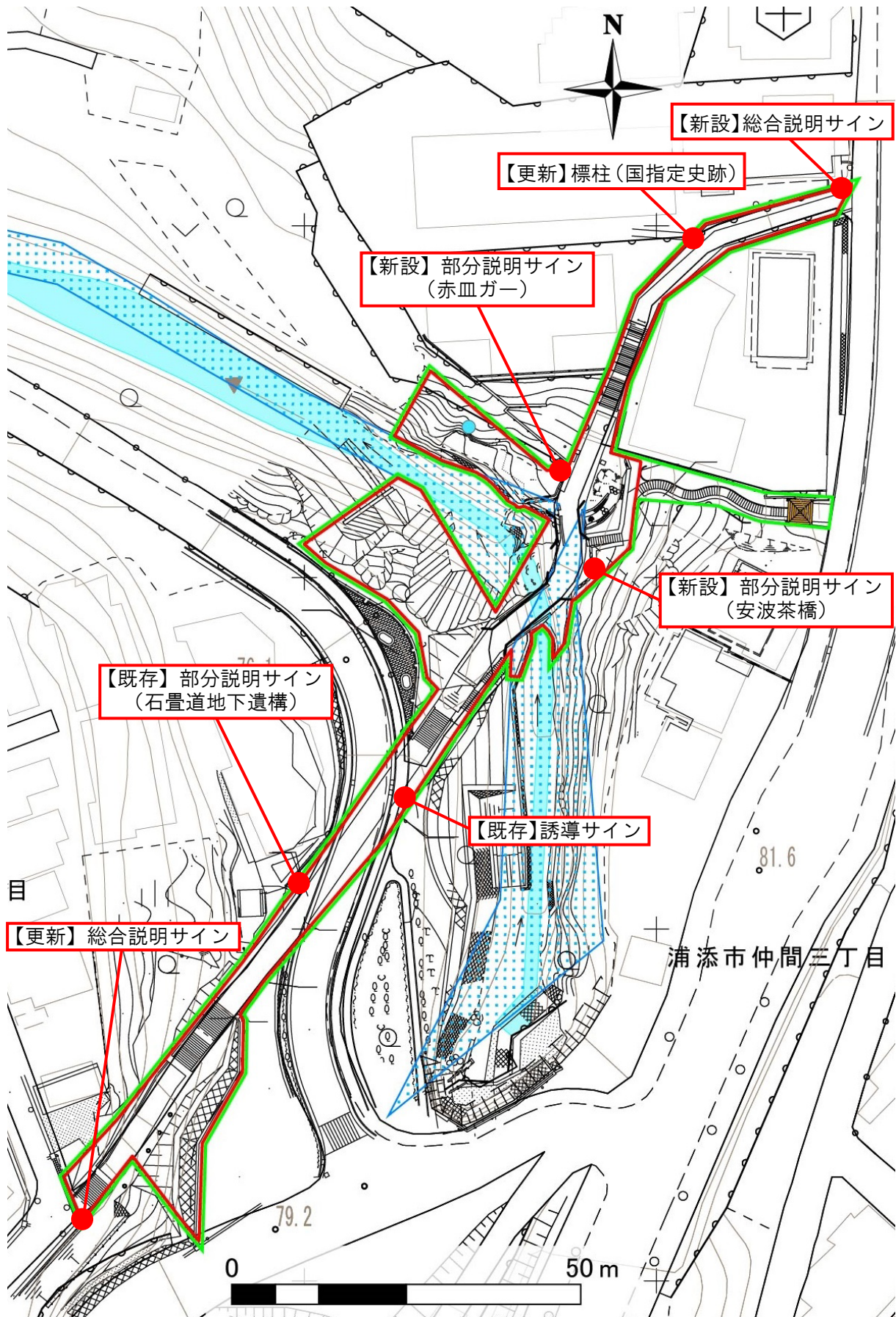
誘導サイン（歴史の道）



案内サイン（うらおそい歴史の道）



サイン整備計画



(6)管理施設・便益施設に関する計画

中頭方西海道の来訪者が快適に見学や鑑賞できるように、休養やトイレなどの便益施設や、維持管理施設に関する計画を整理する。

①公開・活用に関する施設

●休養施設(ベンチ、東屋)

- 利用者の快適な利用を支援するための休養施設は、便益ゾーン内の既存の東屋を継続的に利用するとともに、付近の休憩施設の連携利用も想定する。
- 史跡範囲内及び便益ゾーン内への新たな施設整備は行わない。

●便所・手洗い場

- 利用者の便所や手洗いのための給水施設は、現状施設範囲内及び便益ゾーン内には設置されていないが、近隣の公共施設と連携しての利用を想定し、新たな施設整備は行わない。
- 連携が想定される施設としては、史跡南入口付近では、うちょうもう公園(南入口より約 180m)、北入口付近では茶山第2公園(北入口より約 240m)が挙げられる。

●ガイドンス施設

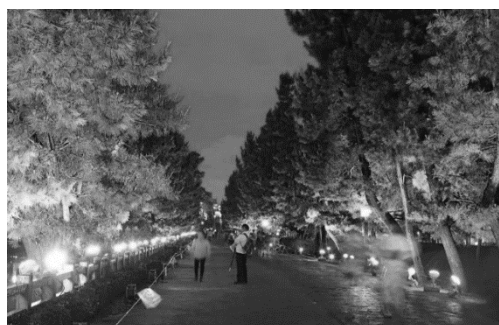
- 中頭方西海道に関する屋内展示等を通じて、史跡への理解を促す機能については、浦添大公園南エントランスと連携して行うものとし、新たな施設整備は行わない。また、駐車施設についても、同施設の駐車スペースの利用を想定する。

②管理・運営に関する施設

●照明施設

- 遺構及び歴史的風致景観の保護の観点から、史跡範囲内への照明整備は行わない方針とする。
- 史跡を活用したイベントやライトアップ等を行う場合には、仮設照明による対応等を想定する。
- 仮設照明による史跡の活用の際には、夜間の危険性を考慮し、実施時期・方法等を十分に検討する。

仮設照明（埼玉県草加市）

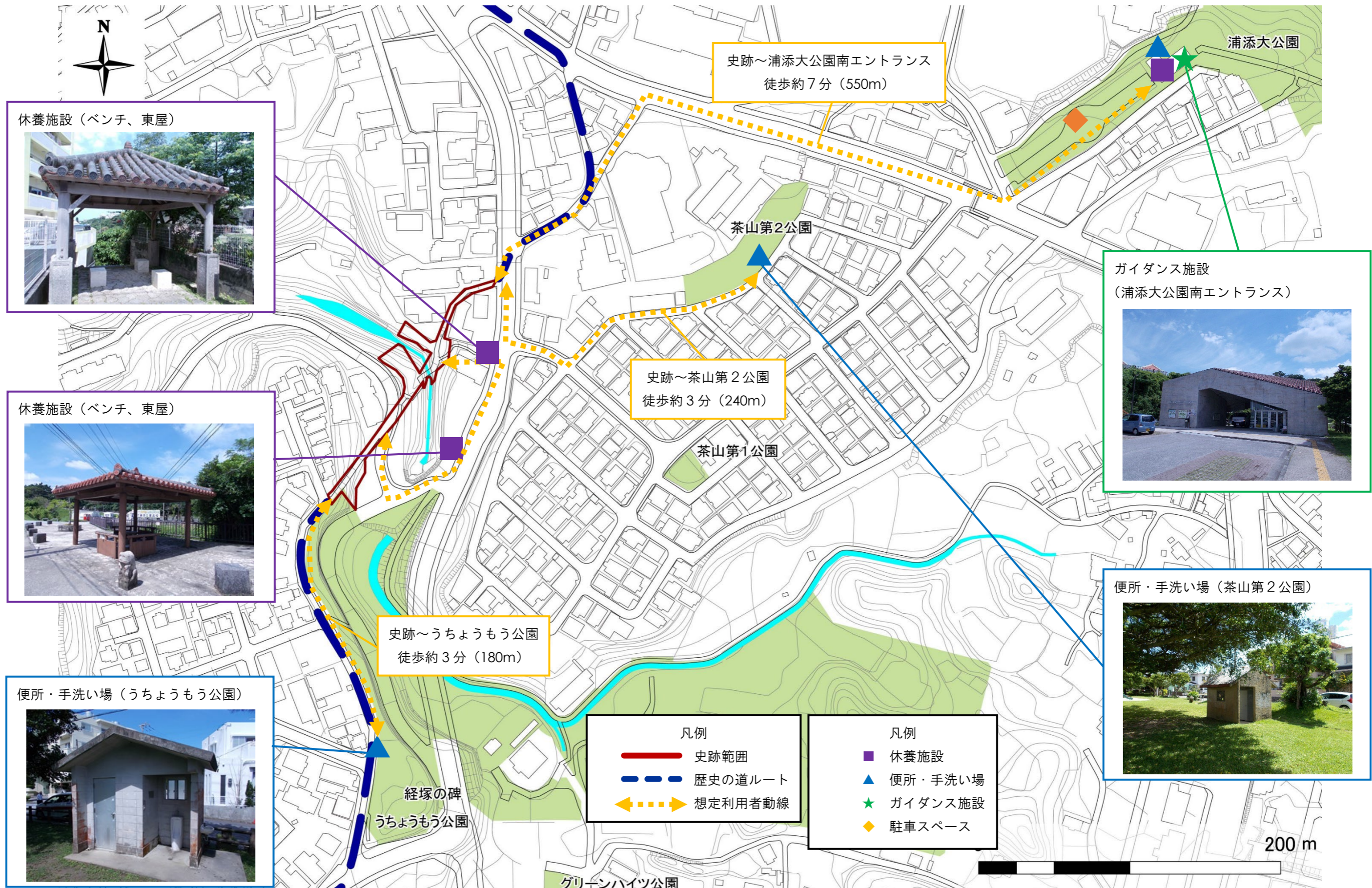


<https://www.yume-soka.com/>

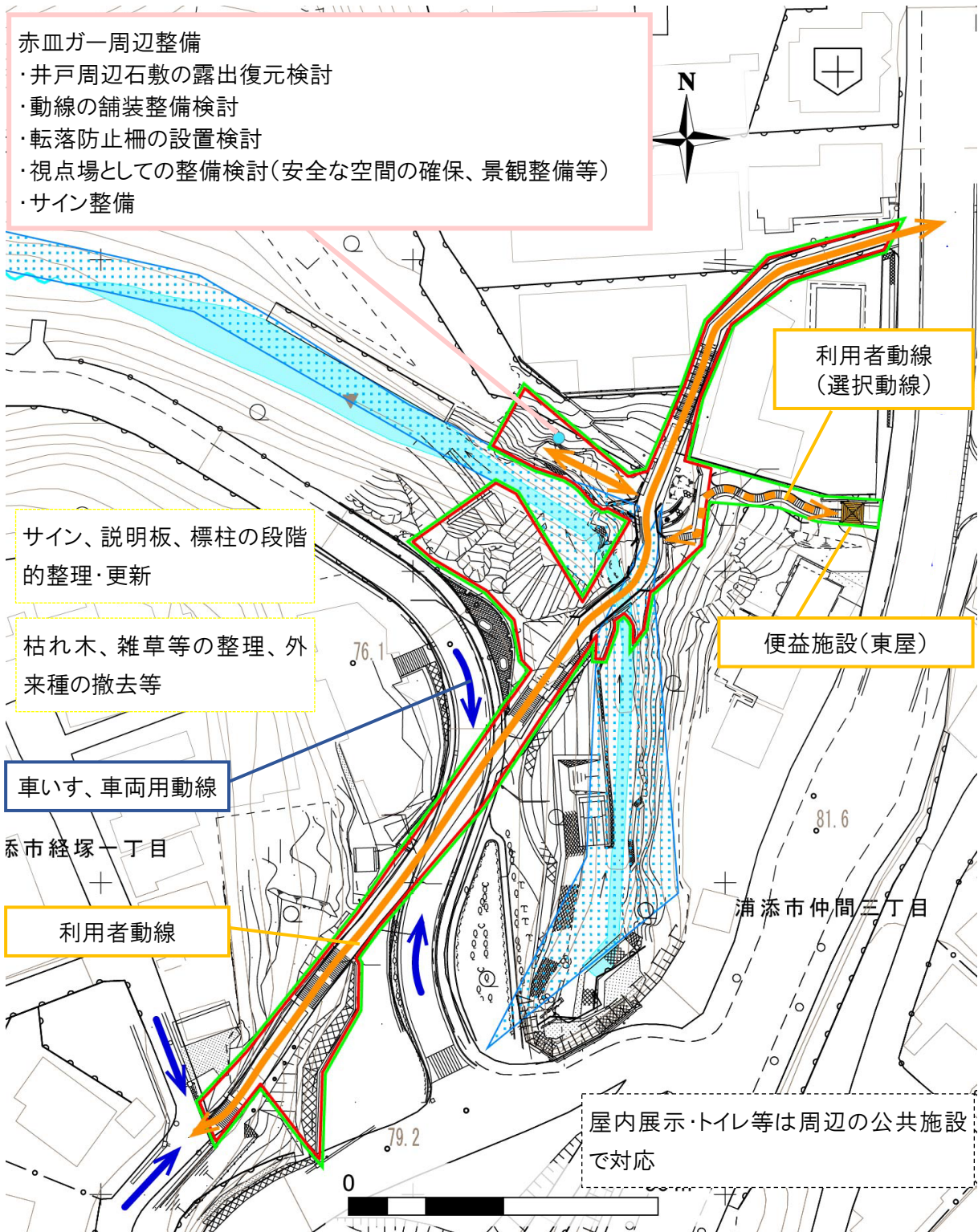
●管理施設

- 施設の維持管理等のための人員を配置する管理施設は、現状施設範囲内及び便益ゾーン内には設置されていないが、管理のための人員の常駐は想定しないため、新たな施設整備は行わない。

管理施設・便益施設の状況（史跡範囲周辺）



中頭方西海道整備計画



2. 普天満参詣道

(1) 遺構保存・修復等に関する計画

①全体

普天満参詣道（当山の石畳道）の遺構には、石畳や石橋、護岸石積といった地上に表出している遺構と、発掘調査によって確認された地下遺構がある。地上遺構の大部分を、これまでに実施した整備事業で保存修理を完了しているため、保存状態の悪化を招かぬよう維持管理、経過観察を行う。また、根拵え等の地下遺構は発掘調査後にすでに埋戻し保存されており、今後も継続を基本とする。

石畳道に沿う縁石下の洗掘においては、排水施設の改善を行うことで、遺構への影響をおさえる（地形造成計画で検討）。リュウキュウマツ等を植栽する場合や工作物等を設置する際には、遺構面から十分な保護層や防根シートを設ける（修景・植栽計画で検討）。

②南側入口付近

史跡南側入口付近は、付近の畑へと至る車両用動線として地域住民が使用していたため、入口から 30m 程度は石畳上にコンクリート舗装が敷設されており、石畳は地下遺構として被覆されている。この地下遺構については、遺構公開の視点から、コンクリートの撤去及び石畳の露出復元を基本に整備を検討する。

コンクリート舗装については、周辺の農地の利用者が、南側入口付近を車両の乗入路として使用するために敷設された経緯があることから、露出復元においては、周辺地権者への意向確認等、合意形成を行った上で、公開の技術的方法を含めてその方向を検討する。

また、当該エリアのような急勾配地で石畳を露出復元する場合は、来訪者の歩行安全性確保に懸念が生じるため、手すり付きの傾斜路や階段等、安全に通行できる施設の設置を併せて検討する必要がある。

項目		遺構保存の考え方
石畳道、護岸石積	地上遺構	<ul style="list-style-type: none">• これまでの整備事業で欠損部の修復・復元が実施済み。• 保存状態の悪化が見られないよう維持管理、経過観察を行う。• 排水施設の改善により、洗掘による遺構への影響をおさえる。
	地下遺構	<ul style="list-style-type: none">• 埋戻しによる保存を継続する。
当山橋	地上遺構	<ul style="list-style-type: none">• 大正の時代に架けられ、昭和の補修以降現在の姿を留める。• 保存状態の悪化が見られないよう維持管理、経過観察を行うとともに、河川増水時の橋への負担を考慮した対策を検討する。
南側入口付近コンクリート舗装下の石畳	地下遺構	<ul style="list-style-type: none">• 石畳道の露出復元を基本とした整備の検討。

南側入口付近の現況



南側入口付近の石畳地下遺構の方向性整理

	石畳の露出復元	現状維持を継続した場合
歴史的 景観	<p>○</p> <p>石畳の連続する景観の復元は、本史跡の空間にふさわしい。</p> 	<p>△</p> <p>現状のコンクリート舗装路は歴史的景観には馴染まず、石畳道の連続性を分断しているため、解説板等の設置が必要である。</p>  <p>解説板による地下遺構の表現 (中頭方西海道 史跡範囲内)</p>
安全性	<p>△</p> <p>石畳の路面は滑りやすく、大きな凹凸もあり、また急勾配の傾斜路であるため危険である。石畳に並行する木道の迂回路などの設置検討が必要である。</p>  <p>(浦添ようどれ 前庭)</p>	<p>△</p> <p>一般的な道路や散策路と同様の歩行性を確保できるが、急傾斜に敷設されたコンクリート路のため、歩行安全性は高くない。</p> 

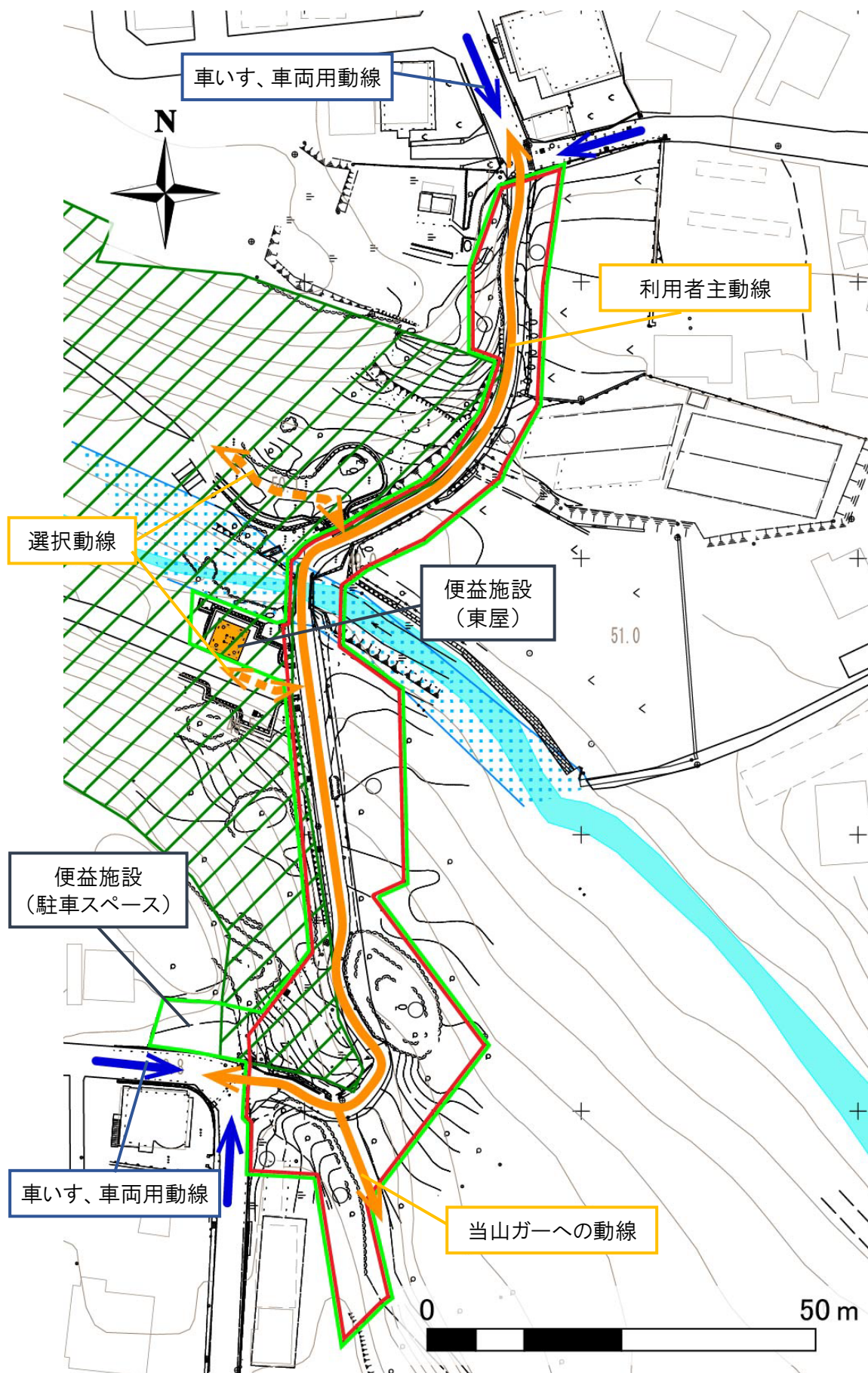
(2) 動線計画

普天満参詣道の史跡範囲は、牧港川にかかる当山橋と、その前後に伸びる街道本体、また史跡範囲外の当山ガーに至る道からなる空間で構成されている。便益ゾーンまで空間を拡大すると、史跡範囲に隣接する公園の東屋や駐車スペースの空間まで含まれる。かつて、琉球国王が普天満宮へ向かうための参詣道として使われていた歴史性を考慮すると、往時の主動線は、街道本体であると考えられ、また現在も観光スポットや地域住民の生活道路として利用されているため、動線の設定にあたっては、街道本体を主動線とした設定を基本とする。

また、当山ガーへ至る道については主動線からの分岐動線となるが、現状は雑草等が繁茂しているため、定期的な除草等により利用者動線を確保するとともに、関連文化財である当山ガーとの連携を図るため、当山ガー本体については史跡指定も含め整備を検討する必要がある。

普天満参詣道においては、急峻な地形と谷底の河川を背景とする石畳道、石橋等で構成される風致景観が本質的な価値であることから、その地形そのものを維持しながらの利用を前提とするため、一般動線は徒歩を想定する。車いす等のバリアフリー対応においては、スロープ等の傾斜路整備を行った場合、史跡の風致景観を維持することが難しいことから、本史跡では対応せず、別の情報提供の充実などのソフト的な対応を想定する。史跡の維持管理のための管理車両等においても、一般道路の接続部分までとする。

史跡範囲及び便益ゾーンにおける動線



(3) 歴史的風致景観の創出に関する計画

現在の普天満参詣道は、松並木の亡失や、電柱やグレーチング蓋等の現代的構造物の設置等により、往時と比べてその景観を大きく変えている可能性がある。

本計画では、歴史の道にふさわしい環境の形成に向け、史跡の歴史的風致景観の創出を検討する。

①リュウキュウマツ並木の創出

普天満参詣道は、かつて沿道にリュウキュウマツが植えられ、宜野湾松並木と一体となった街道景観を形成していたとされるため、石畳道沿いのリュウキュウマツ並木創出を行う。

松並木の創出においては、リュウキュウマツの植栽だけではなく、盛土等の地形整備をあわせて行うことにより、一体的な松並木景観の形成を検討する。

また、本史跡に隣接する公園区域や周辺地域においては、地域を代表するガジュマルが自生しており、こうした周辺の自然植生を保全しつつ、史跡内の植生の保全活用を図る必要がある。リュウキュウマツ並木背後地には既存林の植生イメージを創出するため、既存林で見られるガジュマルやアカギ等の常緑高木や、ゲットウ、クワズイモ、ソテツ、ホウビカンジュ等の植栽を検討する。

●地形整備

普天満参詣道のかつての地形を、戦前に作成された米軍地図より読み取ると、石畳道の両側が盛り上がる地形であったことがわかる。現在は、当山橋北エリアの東側には地形の盛り上がりを確認できず、地形が改変されたことがわかる。

リュウキュウマツ並木の景観形成においては、地形が改変された部分への盛土を行う必要性を検討するとともに、盛土を行う場合は、隣地の畑との高低差に対して、土留擁壁の築造を併せて検討する。また、リュウキュウマツ並木景観の創出において、地形が改変されたと想定される部分以外への盛土を検討する場合は、歴史性への配慮に努める。

米軍地図と現況の比較



※沖縄県公文書館所蔵

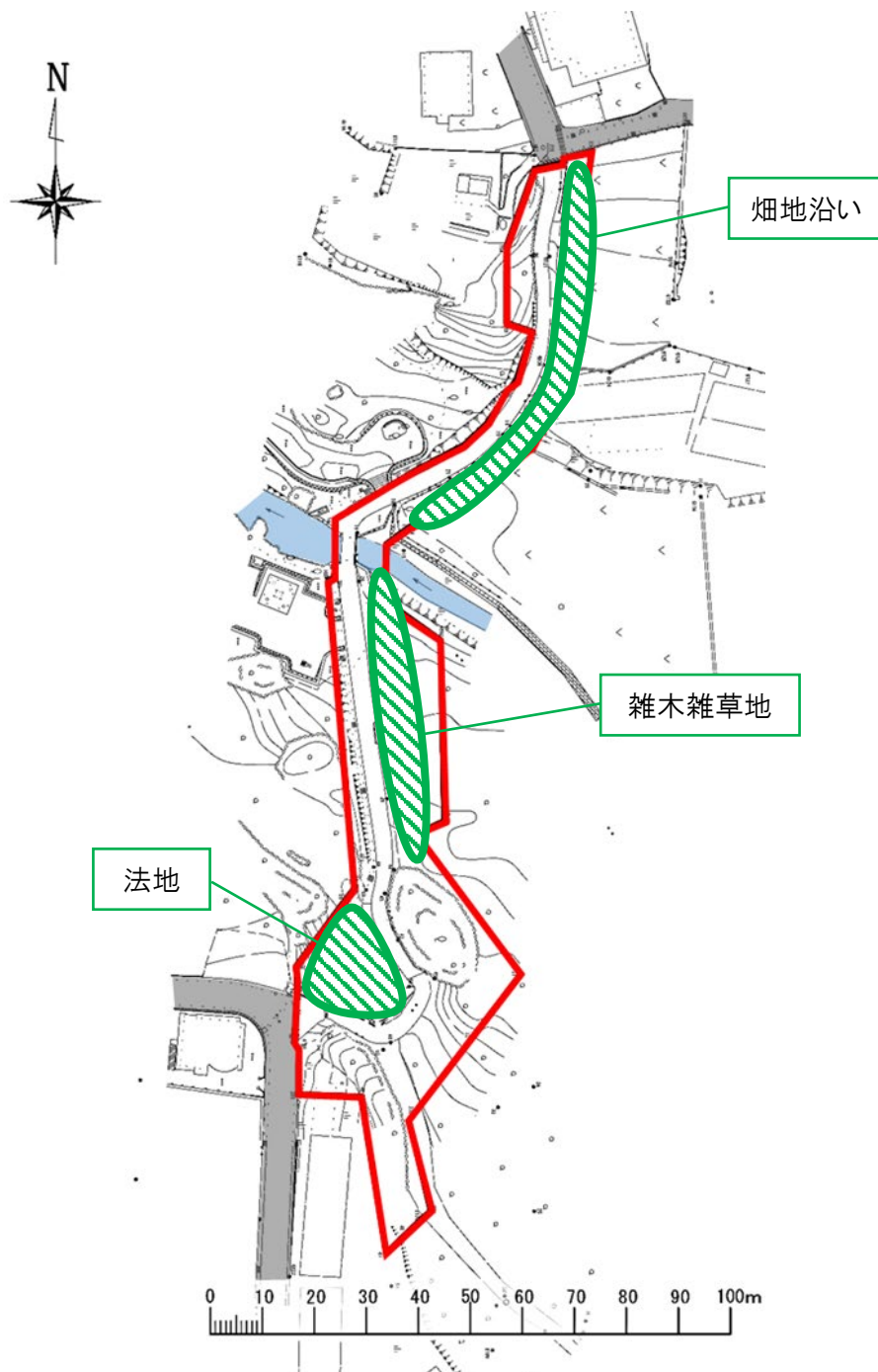
※地図データ©2022 Google

●植栽箇所・間隔

植栽計画については、松並木に関する歴史資料及び現地の環境等を考慮し、その間隔を検討するとともに、石畳道両側で高低差が著しく、一体的な並木の創出が難しい場合は、片側のみへの植樹等も視野に入れる必要がある。

また、ガジュマル等既存の自然植生を調査した上で、現況植生との調和や、リュウキュウマツ並木の背後地や法面等への低木や芝等の植栽も併せて検討するとともに、景観を阻害する外来種等は撤去する。

リュウキュウマツ植栽箇所案



リュウキュウマツの植栽間隔

宜野湾松並木の文献及び古写真

(前略)「宜野湾街道ノ松並木」の名称で国指定天然記念物の指定を受けた。『大阪朝日新聞』(1932年10月7日付)には、「史蹟天然記念物に佐多旧薬園と宜野湾街道の松並木新らたに文部省から指定」と題して記事が掲載された。この記事によると、並松の行程は全長 5.8km におよび、株数 2,944 本、目通幹囲 2.4m の物が 123 株あるという。

出典：宜野湾市史第9巻資料編8



出典：ウィルソン 沖縄の旅 1917

文献によると、宜野湾松並木には、全長 5.8km に 2,944 本の松が植えられていたことがわかる。2,944 本が道の両側に均等に植えられていたとすると、片側にはそれぞれ 1,472 本ずつ植えられていたこととなる。(2,944 本÷2=1,472 本)

これを用いて計算すると、植栽間隔は約 4m であったと想定される(5,800m÷1,472 本=3.94m ≒ 4m) が、イギリス人プラントハンターであったアーネスト・ヘンリー・ウィルソンが 1917 年に撮影した宜野湾街道松並木の写真を見ると、道の両側の松の本数の偏り、植栽間隔や松の太さのばらつき等が観察できる。

ここから、往時の植栽間隔は、地形や背後地の土地利用状況、松の生育状況等によって必ずしも等間隔ではなかったが、平均的に概ね 4m 程度の間隔であったことがわかる。

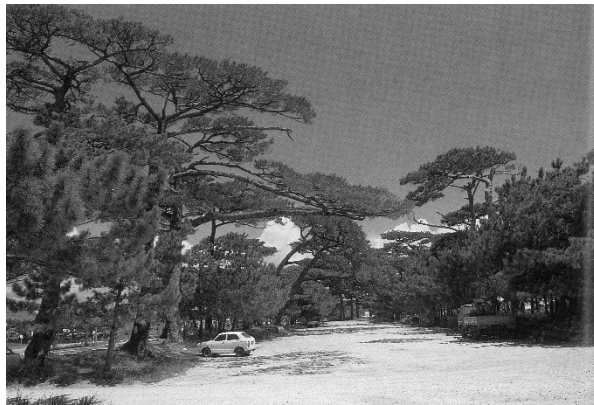
古資料に見る県内事例



国頭方西海道

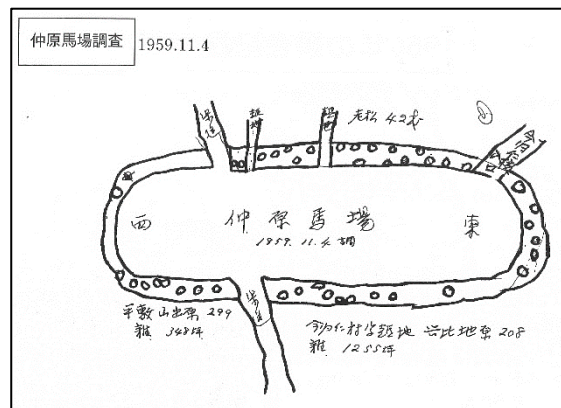
出典：歴史の道「国頭方西海道」（恩納村教育委員会）

国頭方西海道における松並木の本数等の詳細は不明であるが、植栽間隔は一定でないことが古写真から読み取れる。



今帰仁村仲原馬場

出典：沖縄文化財百科



出典：なきじん研究 10

新城徳祐資料—調査記録ノート—
(今帰仁村歴史文化センター)

今帰仁村仲原馬場において、1959年に実施された調査の記録によると、「老松 42本」というメモと、馬場の周囲に42か所の印が書かれたスケッチが残されている。ここから、スケッチ上の印は馬場周辺の松の分布であると推察されるが、松は位置・間隔ともに偏りが見られる。

その他県内事例



恩納村おんなの駅周辺（両側 4m 間隔）



那覇市城岳小学校前（両側 5m 間隔）



那覇市銘苅（片側 6m 間隔）



那覇市首里寒川線（片側 8.5m 間隔）

当山の石畳道における CG 画像



両側 5m 間隔



両側 10m 間隔



片側 5m 間隔



片側 10m 間隔

出典：平成 25 年度歴史の道環境整備実施設計業務委託設計報告書

●維持管理

リュウキュウマツの維持管理については、下草刈りや清掃、剪定等の日常的な管理を行うとともに、枯死や腐朽等、倒木の恐れのあるマツの観察を行う。倒木の恐れのあるマツが確認された場合は、速やかに伐採を行い、必要に応じて補植を行うこととする。

また、枯死・腐朽等によるマツの伐採後、補植したマツが十分に生育するまでの間に、リュウキュウマツ並木景観が損なわれる可能性等を考慮し、植栽計画については、別種の樹木との混植等も視野に入れる必要がある。なお、混植等における別種樹種の選定については、琉球歴史街道に関する歴史資料等を調査し参考とする。

②現代的構造物等の修景

普天満参詣道の歴史的風致景観を創出するにあたり、石畳道沿いに設置されている電柱・電線や、グレーチングの既存雨水枡蓋等の現代的構造物や、隣地と一体的に使用されてきた史跡範囲内の畑等の要素については、修景を行う必要がある。

項目	修景の方針
電柱・電線	<ul style="list-style-type: none"> 撤去。
グレーチングの既存雨水枡蓋	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致景観に調和する意匠の枡蓋への取替。 枡蓋の検討にあたっては、周囲の芝に馴染む意匠であるとともに、雨水排水機能に支障がなく、構造的に安定した二次製品からの選定が望ましい。
畑	<ul style="list-style-type: none"> 地形造成や植栽等を基本とした修景を検討。

石畳道沿いのグレーチング蓋



史跡範囲内の電柱・電線等



既設枡蓋の修景案



(4) 災害対策計画

普天満参詣道は、牧港川を中心とした急傾斜の谷地形であるという条件から、流水の影響を受けやすい立地特性となっている。特に大雨の降水時には、史跡範囲内の雨水枡のオーバーフローによる石畳道の洗掘や、牧港川の氾濫による当山橋への越流等の問題が生じている。

利用者の安全確保や遺構保護の観点から、これらの災害への対策を講じる必要がある。

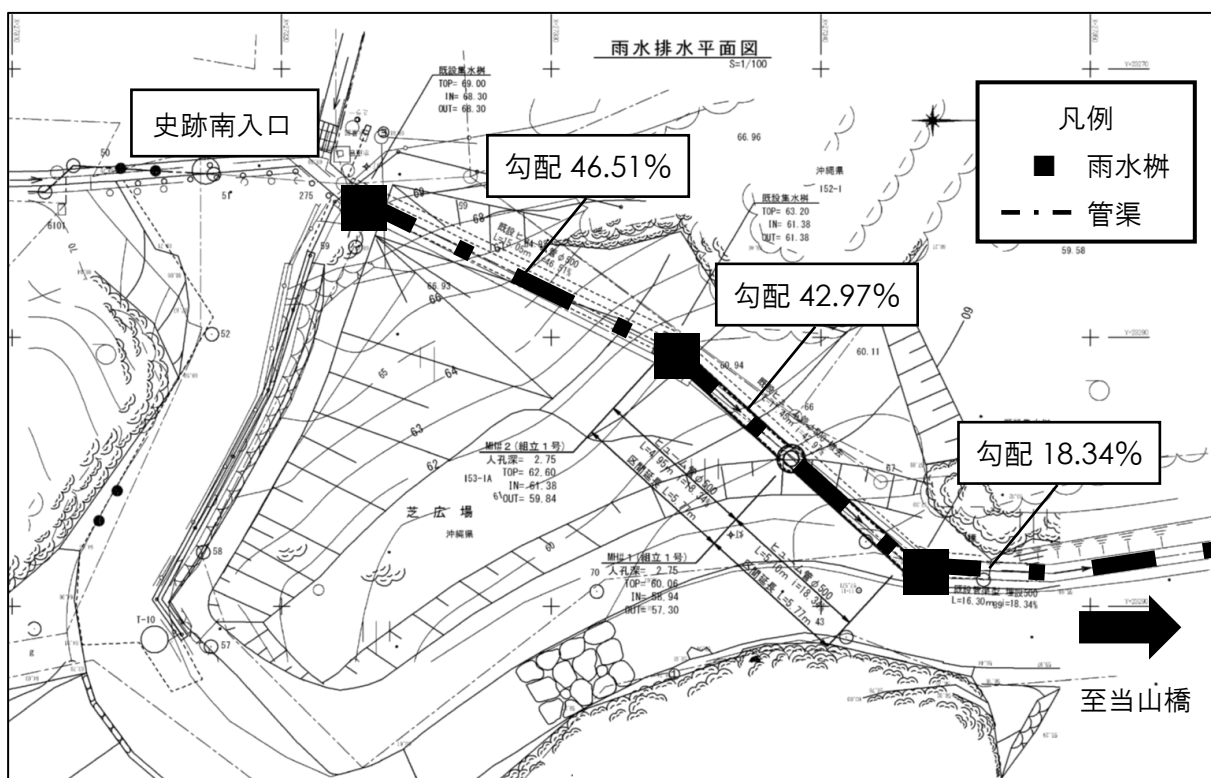
① 石畳の洗掘対策計画

当山橋より南側のエリアにおいて、大雨により雨水枡がオーバーフローし、石畳道の洗掘が生じている。このオーバーフローは、史跡内で管渠の勾配が大きく変化することが影響していると想定されるが、当地が周辺の雨水排水の流末となっており、降雨時には多くの雨水排水が集積しているという点も大きな要因として考えられる。

史跡範囲内での対策としては、既存のグレーチングからコンクリート等への雨水枡蓋の更新、雨水枡や管渠の改修による勾配の調整等が想定されるが、当地内のみでの根本的な解決は難しいと想定されるため、市内の広域的な排水路ルートの変更等も視野に入れた、雨水減勢工等の対策を検討する必要がある。

また、洗掘された土砂が勾配の緩くなる当山橋付近の石畳上にたい積しているため、雨水減勢工と併せてたい積した土砂の撤去も検討する。

雨水排水平面図より



②当山橋への越流対策計画

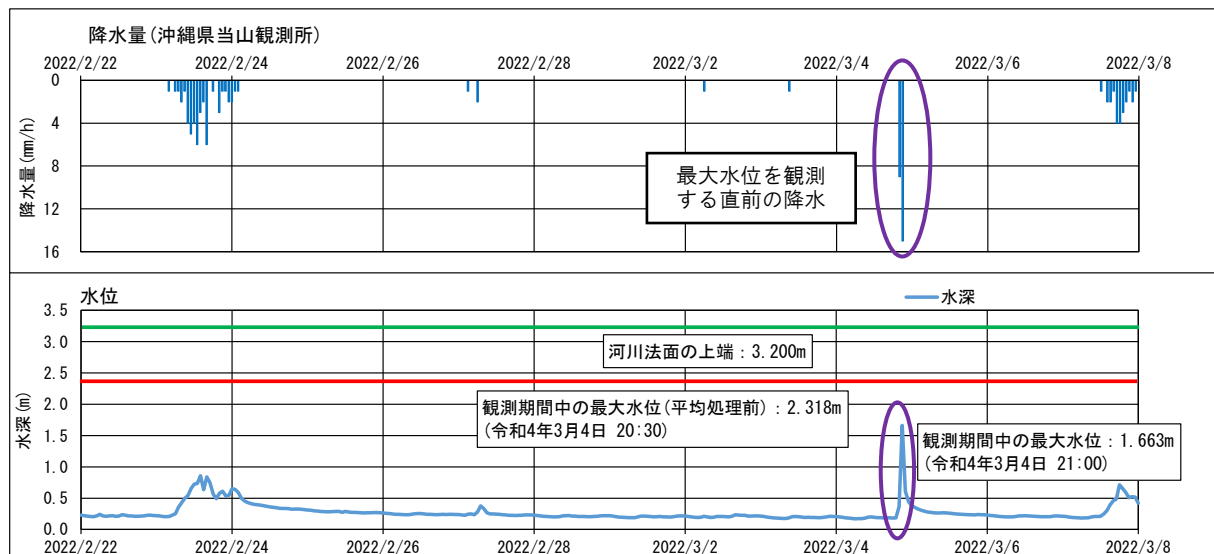
牧港川が台風等で増水すると、当山橋が冠水するほどの水量となることがあり、それに伴い大きな水圧が当山橋にかかっている。当山橋自体の破損や、土台となっている石積の破損、周辺の川岸の侵食による崩壊等が想定されるため、利用者の安全確保及び当山橋の保護等の観点から対策を検討する必要がある。

令和3年11月から令和4年3月までの4か月間に、当山橋の約25m上流で行った流量観測調査では、降雨の少ない時期であったこともあり、橋への負担がかかるほどの増水は見られなかったが、降雨に伴う流量の増加は確認された。また、観測地点での護岸擁壁高さは3.2mであり、仮に水位が護岸高さと同じ3.2mまで増水すると、理論上の流量は42.2 m³/sとなることが観測からわかっている。

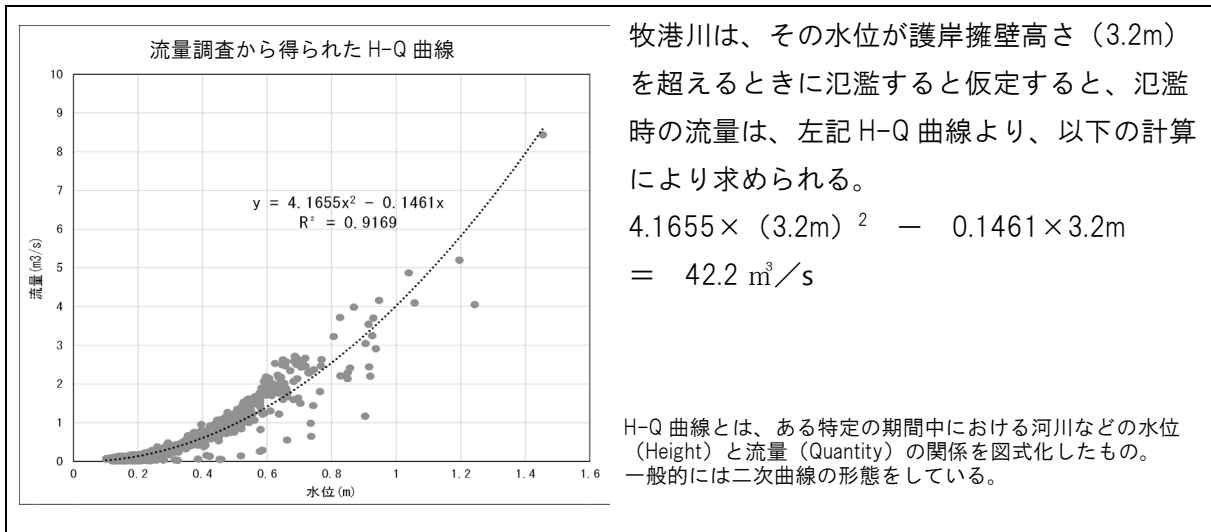
対策手法として考えられる、上流側での調整池の整備等について、河川管理者である沖縄県を含めた関係機関と、問題解決に向けて引き続き調整・協議を行う。また、利用者の安全対策としては、台風やゲリラ豪雨時の巡回と通行制限等で安全管理を行う。

また、牧港川増水時の水圧により、当山橋の破損等を想定し、その復元修理方法や体制を構築する必要がある。平成26年度に実施した、当山橋レーザ計測データ等を基に、復元に必要な情報等の事前収集を検討する。

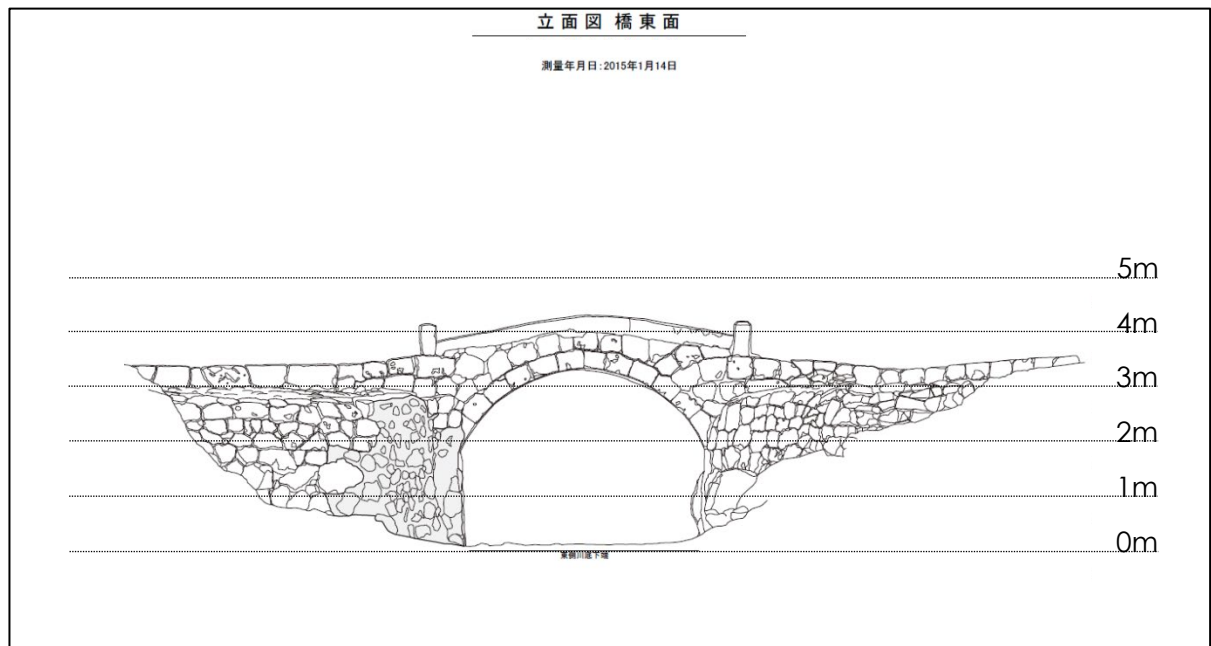
降水と水位の関係（最大水位付近抜粋）



牧港川氾濫時の流量（理論値）



当山橋レーザ計測データ抜粋（平成 26 年度）



(5)案内・解説施設に関する計画

普天満参詣道には、標柱、サイン、説明板等が立てられている。それぞれ設置の時期や主体が異なっているため、規模・意匠等の不統一等が見られる状況である。また、一部に普天満参詣道の旧表記である「普天間街道」の表記が見られる。

案内・解説施設については、既存の標識類の整理を行い、意匠の統一や旧表記の更新を図る必要がある。史跡範囲外の誘導サイン等については、駐車場やトイレなど、近隣公共施設の便益施設利用を見据えた配置を検討する必要がある。

また、地域振興・観光振興等の観点から、VRやARといった先端技術を活用し、本史跡の往時の姿を再現する等の解説方法も含めて検討を行う。

●案内・解説施設に関する方針

- 標識類は、歴史的景観に調和するよう、統一の取れた意匠とし、不要な標識等の撤去等を検討する。
- 利用目的に対応した、大きさ、形態、色彩等の視認性を確保するとともに、保守管理が容易な構造とする。
- 外国人等の利用に資するよう、多言語対応表記を検討する。
- 説明サインは今後の調査の進展に合わせて、必要な場所に適宜設置する。
- 現在では失われている往時の風景を開設する手法として、過去の文献で街道の風景について評された文章が記載された案内板等の設置や、VR、AR等の先端技術を用いた解説等を検討する。

●配置計画

- 総合案内板は、史跡の北入口、南入口付近に設置するとともに、駐車スペースや屋内展示スペースとしての利用が想定される、浦添大公園北エントランスや、ようどれ館への設置を検討する。
- 総合案内板には、史跡の全体像や、特徴、価値等を記載するとともに、近隣公共施設の便益施設に関する情報など、基礎的な情報を提供するものとする。
- 説明サインは、主要な遺構等の構成要素箇所に設置する。誘導サインは、歴史の道ルート上に設置されている既存のサインの維持管理を基本としつつ、便益施設の利用が想定される近隣公共施設の距離や方向等の情報の追加等を検討する。

史跡内及び周辺の既存サイン一覧

		種別	設置事業（設置年）	設置者	整理統合可否
史跡範囲内	①	標柱	浦添八景（H30年）専用申請許可	NPO法人	可（相談）
	②	標柱	詳細不明（S59年市指定時のものと推察）	浦添市	可
	③	総合説明サイン	歴史の道整備活用事業（H9）	浦添市	不可
	④	仮設看板	詳細不明（H24以降）	浦添市	可
	⑤	標柱	歴史の道整備活用事業（H13）	浦添市	不可
	⑥	標柱	詳細不明	浦添市	可
史跡範囲周辺	⑦	案内サイン	歴史の道整備活用事業（H13）	浦添市	不可
	⑧	誘導サイン	歴史の道整備活用事業（H13）	浦添市	不可
	⑨	その他誘導サイン	案内標識等設置事業（H19）	浦添市	相談
	⑩	公園内サイン	—	沖縄県	不可
	⑪	その他誘導サイン	案内標識等設置事業（H19）	浦添市	相談

※番号は、p160、161の図中のものに対応している。

サイン類型別整理の考え方

種別	該当番号	方針
総合説明サイン	③	既存のものをベースに、周辺の公共施設や文化財等の情報を充実させた「総合案内板」への更新とともに、設置位置を史跡入口付近にする等を検討する。
誘導サイン	⑧	既存のサインの維持管理を基本としつつ、便益施設の利用が想定される近隣公共施設の距離や方向等の情報の追加等を検討する。
標柱	①②⑥	総合案内板等への整理・統合を検討する。
	⑤	今後も維持管理を継続するとともに、文化財保護法第115条1項に定められた標識としての更新を検討する。 記載が旧呼称である「普天間街道」であるため、記載の更新を実施する。
案内サイン	⑦	市全域の歴史の道ルート及び周辺文化財の情報を示すものであり、市内文化財等の広域連携に資するものであることから、今後も維持管理を継続する。
仮設看板	④	景観に馴染んだ意匠への更新または総合案内板等への整理・統合を検討する。
公園内サイン	⑩	浦添大公園内の案内サインであるため、本事業では整理の考え方は示さない。
その他サイン	⑨⑪	誘導サインへの整理・統合を検討する。

既設サインの状況（史跡範囲内）

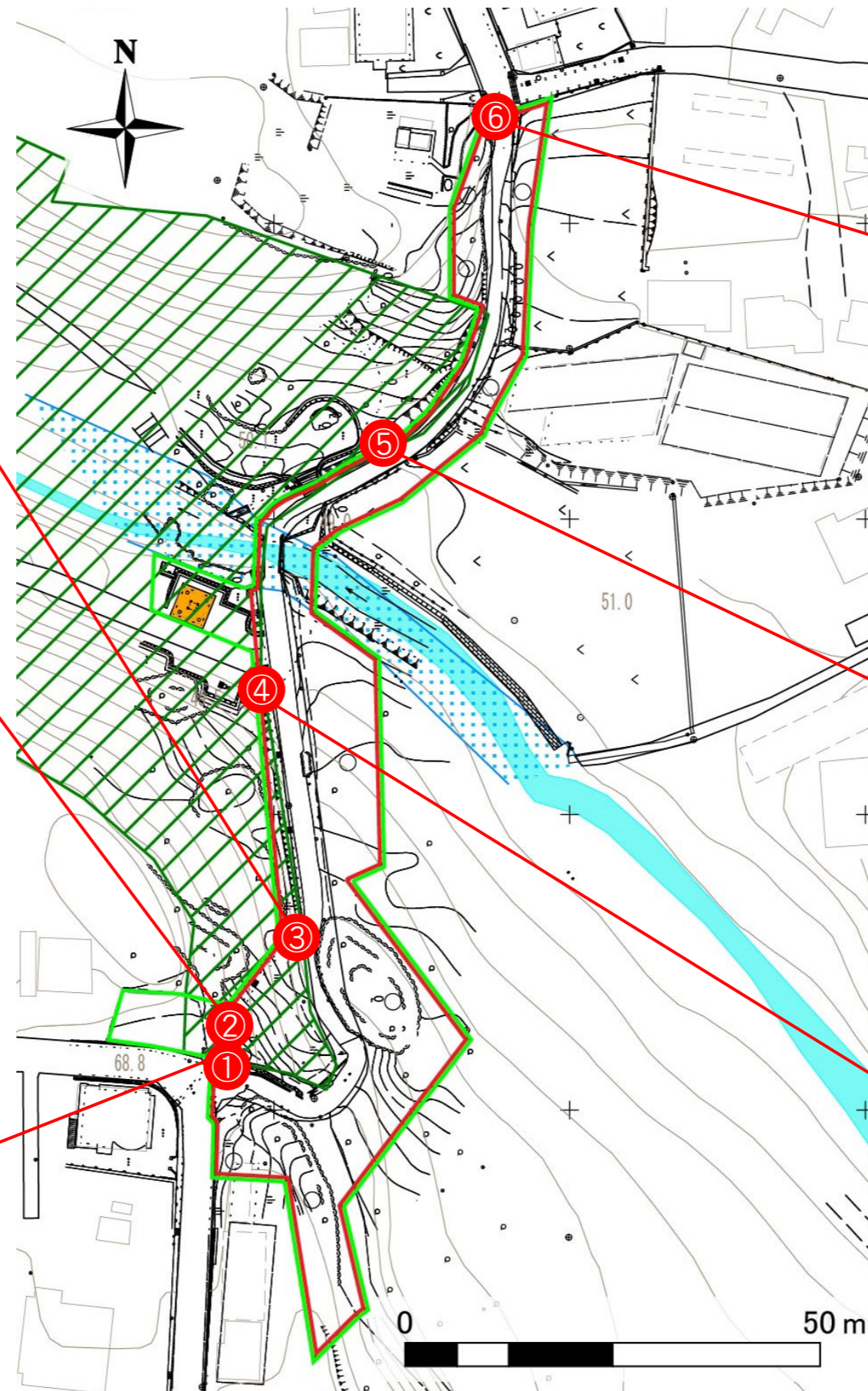
総合説明サイン（英語併記、破損）



標柱（浦添市指定文化財）



標柱（浦添八景）



標柱



標柱（文化庁、「普天間街道」）



仮設看板（現状変更禁止の注意書き）



既設サインの状況（史跡範囲周辺）

誘導サイン（歴史の道）



案内サイン（うらおそい歴史の道）



凡例

- 史跡範囲
- - - 歴史の道ルート

誘導サイン（その他）



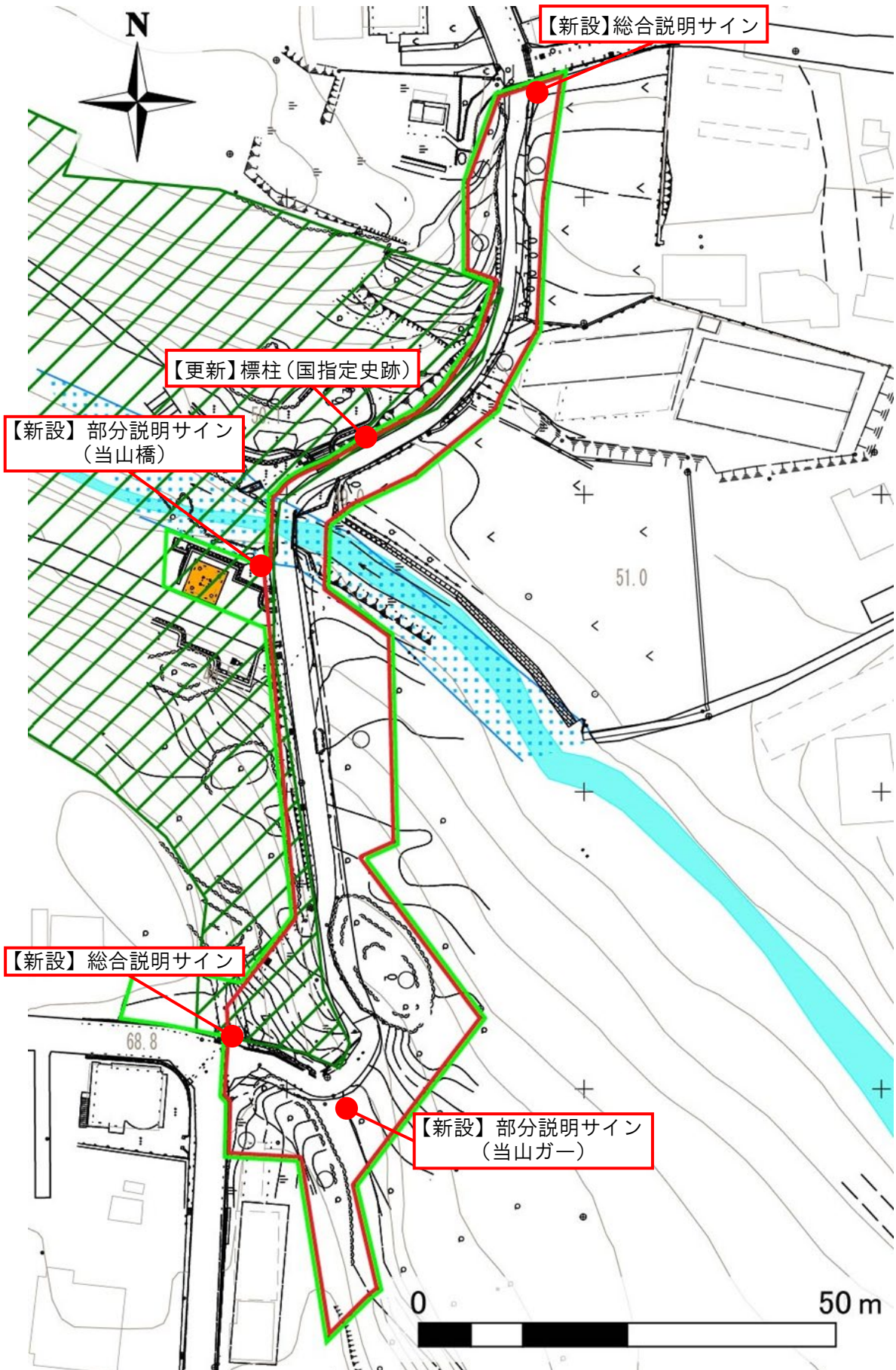
誘導サイン（公園内サイン）



誘導サイン（その他）



サイン整備計画



(6)管理施設・便益施設に関する計画

普天満参詣道の来訪者が快適に見学や鑑賞できるように、休養やトイレなどの便益施設や、維持管理施設に関する計画を整理する。

①公開・活用に関する施設

●休養施設(ベンチ、東屋)

- 利用者の快適な利用を支援するための休養施設は、便益ゾーン内の既存の東屋の継続的な利用を想定する。
- 史跡範囲内及び便益ゾーン内への新たな施設整備は行わない。

●便所・手洗い場

- 利用者の便所や手洗いのための給水施設は、現状施設範囲内及び便益ゾーン内には設置されていないが、近隣の公共施設と連携しての利用を想定し、新たな施設整備は行わない。
- 連携が想定される施設としては、史跡南入口付近では、浦添大公園北エントランス(南入口より約 170 m)、北入口付近では当山小公園(北入口より約 80m)が挙げられる。

●ガイダンス施設

- 普天満参詣道に関する屋内展示等を通じて、史跡への理解を促す機能については、ようどれ館と連携して行うものとし、新たな施設整備は行わない。また、駐車施設については、便益ゾーン内の駐車スペースの継続利用を想定する。

②管理・運営に関する施設

●照明施設

- 遺構及び歴史的風致景観の保護の観点から、史跡範囲内への照明整備は行わない方針とする。
- 史跡を活用したイベントやライトアップ等を行う場合においては、仮設照明による対応等を想定する。
- 仮設照明による史跡の活用には、夜間の危険性を考慮し、実施時期・方法等を十分に検討する。

●管理施設

- 施設の維持管理等のための人員を配置する管理施設は、現状施設範囲内及び便益ゾーン内には設置されていないが、管理のための人員の常駐は想定しないため、新たな施設整備は行わない。

管理施設・便益施設の状況（史跡範囲周辺）

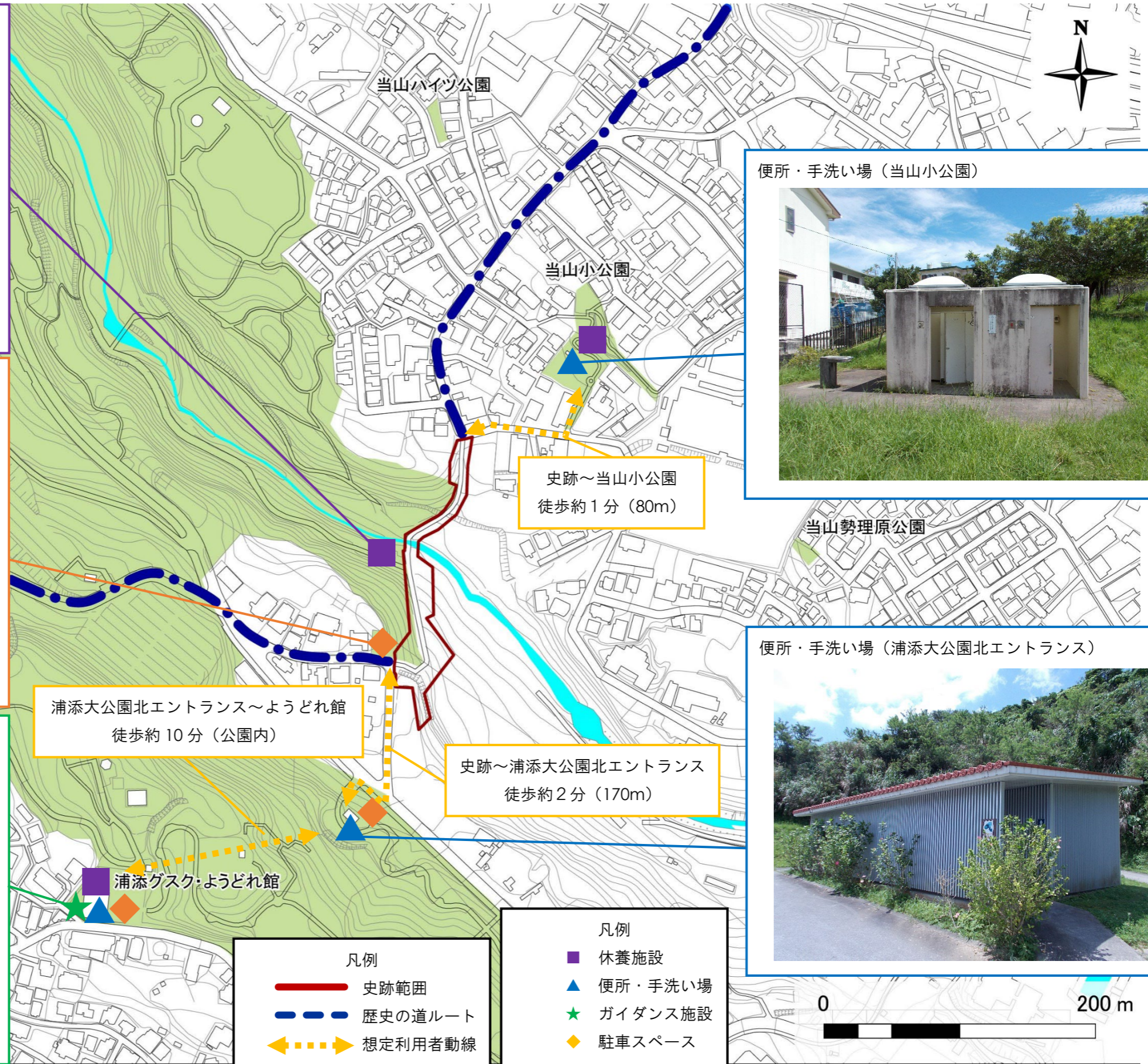
休養施設（ベンチ、東屋）



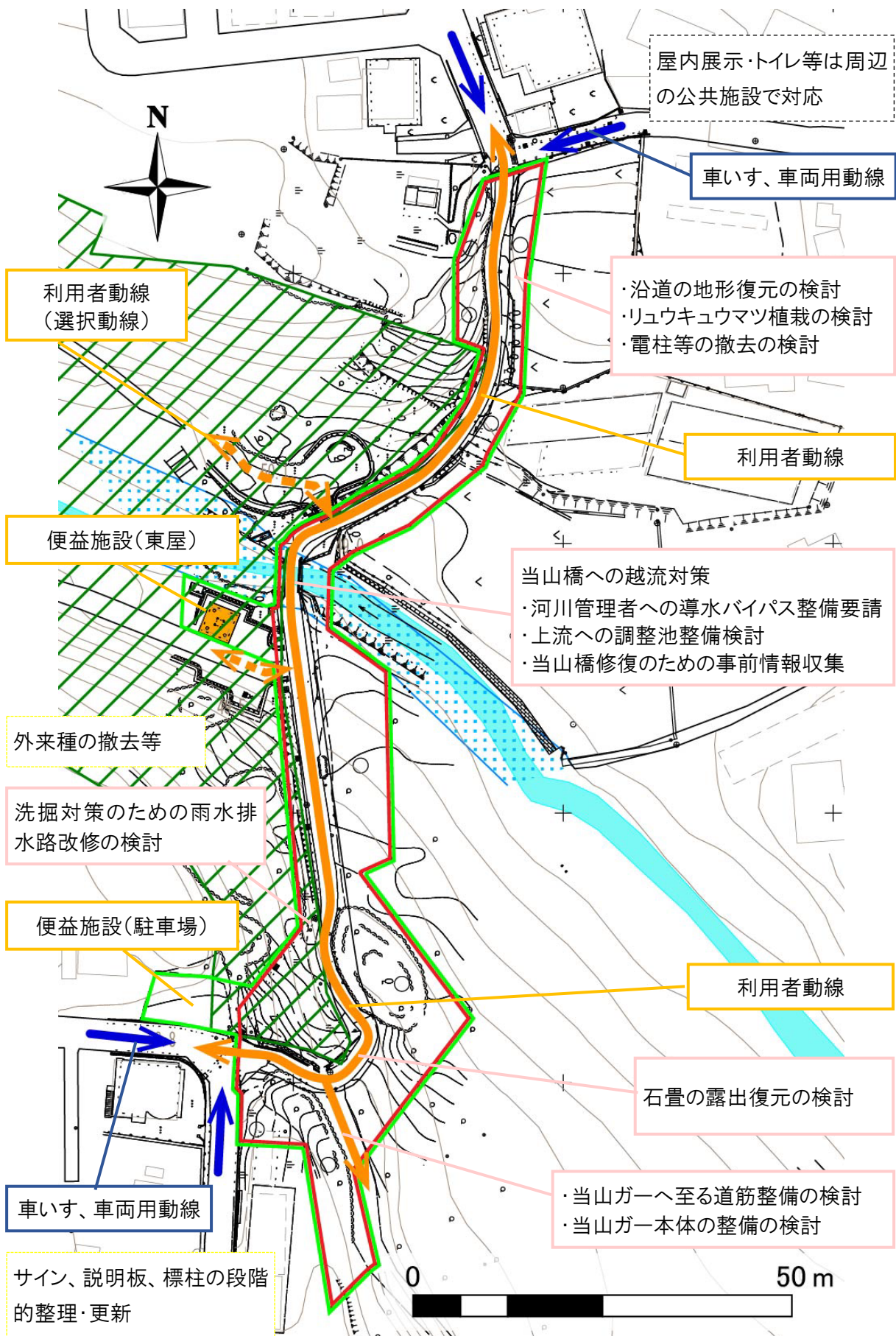
駐車スペース



ガイダンス施設（ようどれ館）



普天満参詣道整備計画



3. 地域全体における関連文化財との有機的な連携に関する計画

(1) 歴史の道としての連続性の確保のための計画

公開・活用地区におけるアスファルト舗装の歴史の道ルートについては、石畳風舗装の未整備箇所への敷設を継続して推進し、ルートの連続性を確保する。

これまでの石畳風舗装整備は、市道部分を主な対象として実施しており、県道部分については未整備である。広域的に歴史の道ルートの一体感をより創出するため、今後は沖縄県中部土木事務所等関連部局との調整を行い、県道部分への石畳風舗装整備を検討する。

また、歴史の道ルートが途切れた部分や舗装整備が困難な箇所については、サインや説明板等を設置し、出来るだけ連続性を確保するように配慮する。

歴史の道ルートの連続性確保の考え方

現況		主な実施内容
アスファルト舗装 生活道路	市道部分	石畳風舗装整備の継続実施 等
	県道部分	石畳風舗装整備に向け、沖縄県等との協議を検討 等
歴史の道ルートが途切れた部分等 (住宅地や学校用地等道路以外の 利用がなされている部分)		サイン・説明板等を設置し、可能な限り連続性を確保 等

石畳風舗装整備済み箇所
(中頭方西海道南側入口付近)



石畳風舗装整備済み箇所
(ニシヌヒラ付近)



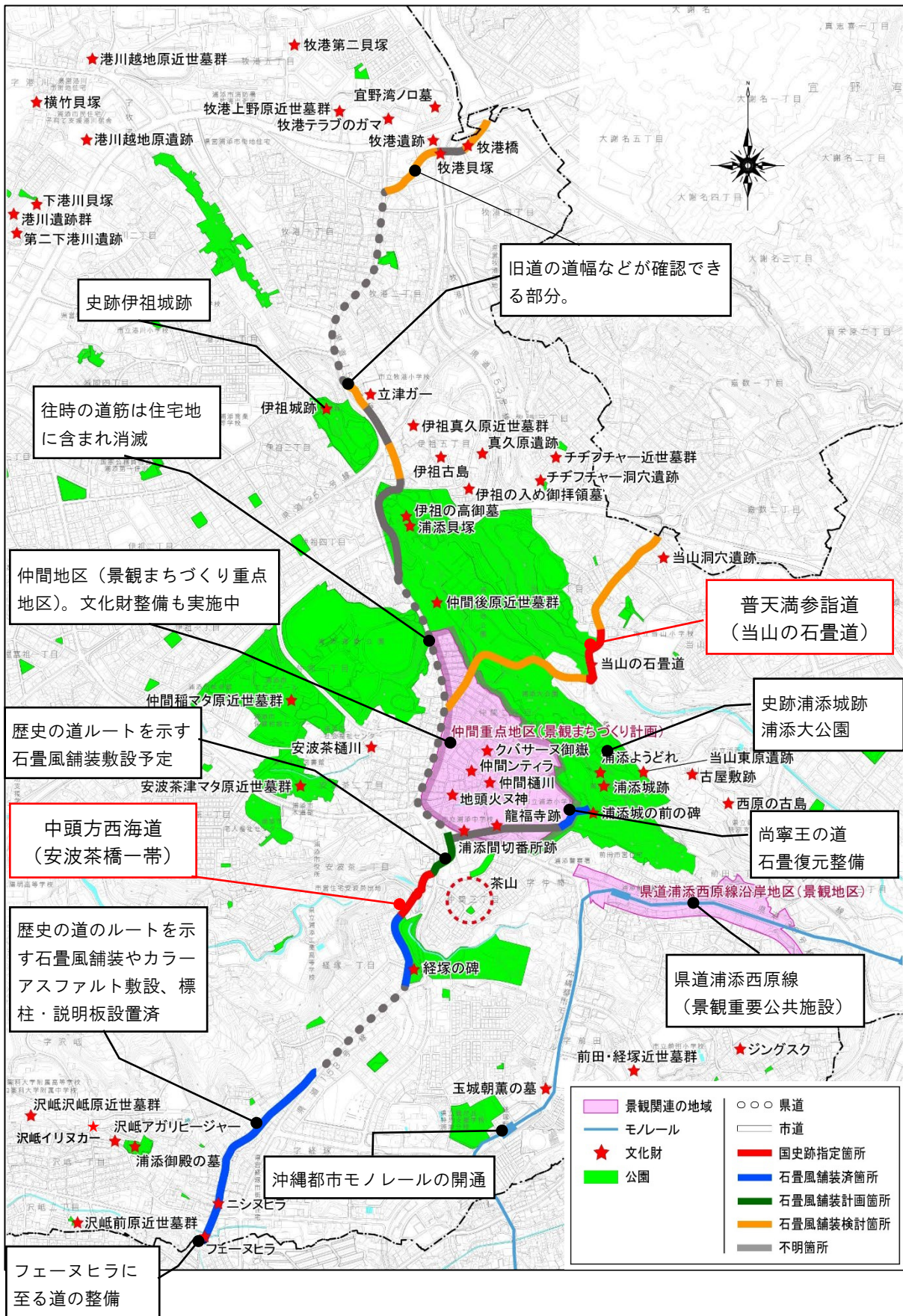
カラーアスファルト舗装整備済み箇所
(ニシヌヒラ付近)



サイン整備済み箇所
(当山の石畳道南側入口付近)



「中頭方西海道及び普天満参詣道」及び歴史の道の整備状況(再掲)



(2) 浦添城跡、浦添大公園、その他隣接施設との有機的な連携

中頭方西海道及び普天満参詣道は、浦添城跡の立地する浦添大公園と近接している（当山の石畳道の一部は公園区域）。また、史跡に近接してモノレール浦添前田駅が建設されたことから、駅を中心としたにぎわいが創出されつつある。こうした関連する取り組みと連携しながら、歴史の道の活用に資するような整備についても促進する。

特に周辺環境との連携にあたっては、第4章4. 地区区分別整備の方向性、及び、本章1、2の（6）管理施設・便益施設に関する計画では、浦添大公園や浦添城跡内の施設の利用を位置付けていることから、浦添大公園や浦添城跡から中頭方西海道及び普天満参詣道への周遊を促すような周遊ルートの検討、サインの設置など整備を促進する。

(3) 市内関連文化財等との有機的な活用に関する計画

歴史の道沿線及び周辺には、玉城朝薫の墓や浦添御殿の墓、伊祖城跡など様々な文化資源が分布する。浦添市の歴史の奥行を体感するため、歴史の道だけでなく市内の様々な文化財の魅力を総体的に活用するための整備を推進する。整備にあたっては、市の観光振興計画に基づきながら、文化財そのものの環境整備をはじめ、観光部局と連携し、各資源の持つ価値や背景をストーリーとしてとらえ、解説する方法を検討する。また、市全域での文化財の周遊を促すような周遊ルートの検討、サインの設置などの整備も検討する。

4. 整備事業に必要となる調査等の計画

本史跡は、整備が一定程度完了し、活用も行われている段階である。今後実施する調査については、未整備箇所の整備事業に資する調査を短期的に実施し、その後は整備事業の進捗や、整備実施後の状況等に応じて、適宜調査を実施していくものとする。

調査等に関する計画

地区	短期	中長期
中頭方西海道	<ul style="list-style-type: none"> 赤皿ガー周辺の流水調査 	<ul style="list-style-type: none"> 短期の積み残しや新たな課題への対応
普天満参詣道	<ul style="list-style-type: none"> 南側入口付近を車両の乗入路として使用している周辺地権者への、舗装撤去に関する意向調査 リュウキュウマツ植栽箇所や盛土予定箇所における遺構確認調査 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、当山橋付近における継続的な流量調査の実施 当山橋上流域及び下流域双方における降雨時の氾濫状況の把握 災害対策計画(洗掘対策・越流対策)整備実施後の状況調査 短期の積み残しや新たな課題への対応
共通	<ul style="list-style-type: none"> 各種整備に必要な測量調査 動植物等の生育状況調査及び外来種の定期的なモニタリング調査 	

5. 公開・活用に関する計画

史跡等の公開・活用に関しては、「中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画」で位置づけられており、本整備計画もそれに従うものとする。具体的には下記の通りとする。

(1)活用の方向性

中頭方西海道及び普天満参詣道は、地域住民の生活道路や児童生徒の通学路として日常的に利用されており、生活に密着した場所である。また、近隣小中学校の地域学習、一般来訪者の見学、イベントでの利用等が行われている。また、街道周辺には本市の代表的な史跡がコンパクトに点在し、街道を散策しながら足を延ばすことができる。

歴史の道の整備が一定程度完了し、活用も行われている現段階においては、歴史の道の風致景観を維持向上させ、活用を進める必要がある。その上で、琉球王国時代の街道についての歴史的背景の理解を深めるとともに、その時代を体験することができるような活用や風致景観を市民とともに継承することが求められる。

史跡の持続的な保存や本質的価値の発信の観点から、地域に根ざした史跡としてよりいっそうの活用がなされ、史跡の本質的価値の理解の下で、保存活用に多数の市民が関心を寄せ、参画する社会を目指すことが望ましい。また古琉球から近世琉球の歴史に関心を寄せる多くの方々が首里と浦添を結ぶ歴史の道と周辺文化財を訪れ、本市の歴史に理解を深めていただくことが、浦添地域全体の活性化のために望まれる姿である。

以上を基に、学校教育及び社会教育、地域活用、観光活用の観点から、活用の方向性を定める。

活用の方向性

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 学校教育・社会教育等による多面的な地域学習の場としての活用② 地域住民の生活・文化をつなぐ場としての活用③ 観光資源としての活用 |
|--|

①学校教育・社会教育等による多面的な地域学習の場としての活用

近隣子どもたちや地域住民が中頭方西海道及び普天満参詣道の本質的価値を知り、親しみや誇りを持つことは、史跡の保存や利活用を担う人材の育成にもつながる重要な要素である。

そのため、学校教育における総合的な学習の時間や地域学習の中に位置づけられるよう、連携した活動を進めていくほか、市内の各種団体・機関と連携し、史跡や景観を活用した講座や歴史ガイドブックの作成、配布、歴史ガイドの養成など社会教育、生涯学習における活用を促進する。

②地域住民の生活・文化を紡ぐ場としての活用

中頭方西海道（安波茶橋一帯）と、普天満参詣道（当山の石畳道）は、現在も地域住民の生活道路や学生の通学路として活用されており、地域の自治会による除草、清掃も定期的に行われている。また、中頭方西海道（安波茶橋一帯）においては、経塚自治会による赤皿ガーへの拌みも行われるなど、地域信仰の対象にもなっている。

さらに、史跡周辺の河川や公園・緑地は、地域のコミュニティやレクリエーションの場となっている。

このような地域のアイデンティティ・誇りの醸成に繋がる活用は今後も尊重するとともに、王家が茶園を設け、行幸の際には一族でお茶をたてて過ごしたとされる茶山御殿など、歴史の道に由来する地域伝承などの収集・記録を行うことで、地域により密着した場所となるよう、自治会などによる地域活性化の取り組みへの史跡の活用を推進する。

③観光資源としての活用

中頭方西海道（安波茶橋周辺）と普天満参詣道（当山の石畳道）は、浦添グスクを中心としたガイドツアーや市内のウォーキングイベントと関連しながら、これまでも活用されてきた。そのほか、教育委員会では、リーフレットやガイドブックの発行等による対外的な情報発信も行っている。今後も継続して、浦添グスク等関連する周辺の文化財と連携し、中頭方西海道及び普天満参詣道の本質的価値の普及発信に努めるとともに、その他の浦添市内の様々な歴史・文化資源や、モノレール浦添前田駅のにぎわい等と幅広く連携し、観光資源として市内を周遊できるような活用を観光部局や関連団体などとともに適切に進める。

また、「歴史の道」としての広域的な連続性としてみると、関連する文化財は市内のみならず周辺市町村にも存在している。今後は本市の歴史の道を積極的に周知し、これら周辺市町村の文化財とも広域的に連携し、連続性を確保することで、歴史の道全体の活用を促進する。

(2)活用の方法

ここでは、活用の方向性で示した3つの方向性について、取り組み内容を例示する。

中頭方西海道及び普天満参詣道では、大綱及び基本方針に基づき適切な活用を進め、市民並びに市内外の人々と本史跡のつながりを深めていくものとする。

今後は、多くの人々とともに史跡の活用に取り組めるよう、普及啓発や人材育成についての多面的・総合的な視点での企画の検討や調整を図る。

①学校教育・社会教育等による多面的な地域学習の場としての活用の方法例

- 市専門員が講師となり、地域へ出向く「出前講座」などで、中頭方西海道及び普天満参詣道に関連する歴史講座を行い、本史跡の本質的価値の発信を行う。
- 近隣の小中学校及び高校において、中頭方西海道及び普天満参詣道の総合学習での見学会や、美化・清掃活動などのボランティア体験等を通して、地域の子どもたちとの関わりをより深いものとする。
- 子どもたちに関わる地域ボランティアや社会教育関係団体を対象に、地域学習教材の作成や情報提供の機会を検討する。
- 浦添市内の文化財のガイドを行っているNPO法人の活動を支援し、各種講座や地域における学習会等での歴史ガイドの活用を促進する。
- 歴史の道とともに伝承された文化財・地名などの背景や、過去の文献で表現されたかつての街道の風景等について、遊びのなかから親しむ機会をとおして、王国時代の追体験を図るような取り組みを検討する。

活用イメージ（例示含む）

- 近隣小中学校による地域学習【既存】
- NPO法人による史跡を中心としたガイド活動【既存】
- 市内史跡の学習用教材や、指導者向け学習会【例示】
- 歴史の道及び周辺文化財（地名・旧跡含む）の伝承等に基づく物語の発信（アプリや動画などの使用）【例示】

既存の取り組みの例示

前田小学校風景学習

前田小学校の児童を対象に、景観に対する意識や、地域の風景づくりの取り組みに参加する意識を高めることを目的とした風景学習を行っている。まち歩きや調べ学習を通して、地域の歴史・文化・風景を学び、将来的な地域の景観形成を担う人材育成を図っている。

②地域住民の生活・文化を紡ぐ場としての活用の方法例

- 生活道路(歩道)として地域住民が日常的に史跡にふれる機会を維持し、地域の拌みの行事に利用する際にも十分な配慮を行う。
- 地域住民の愛着の醸成や、史跡の利用環境維持の観点から、近隣自治会が実施する除草・清掃等の環境美化活動を支援する。
- 史跡だけでなく、周辺の地形や河川、公園・緑地等と連携した活用や環境学習等で活用することで、史跡と周辺環境との総合的な魅力を知る機会を促進する。

活用イメージ (例示含む)

- 生活道路、通学路としての日常的な利用【既存】
- 自治会による除草・清掃活動(普天満参詣道)【既存】
- 自治会による赤皿ガーへの拌みの行事(中頭方西海道)【既存】
- ホタルなどの周辺環境の生物の観察会【例示】
- 公園と歴史の道を活用した散策利用【例示】
- てだこ環境調査団による史跡周辺の動植物等調査、環境マップの作成【既存】
- 歴史の道に由来する地域伝承などの収集・記録【既存】

③観光資源としての活用の方法例

- 石畳道や石橋など石造建造物の造形美、周辺の緑地や河川を背景とした街道景観美をアピールしながら、広く市民や来訪者に対し史跡の本質的価値をわかりやすく伝える。
- 浦添城の前の碑、浦添城跡、浦添ようどれ等といった、尚寧王に由来する関連文化財と連携したイベント等の実施を行い、史跡の周知普及に努める。
- モノレール浦添前田駅が創出する新たなにぎわいと連携し、浦添前田駅を拠点として本史跡や周辺の文化・観光資源、飲食店などを巡る周遊ルートの構築や、フォトスポットをまとめたマップの作成、往時の景観を再現した VR や AR の作成など、魅力的な観光資源として、観光部局と連携し市内を周遊できるような幅広い活用を推進する。
- 日本遺産や「歴史の道 100 選」等、関連する他市町村と連携し、歴史の道の全体像を把握できるパンフレットの作成や、統一したサイン整備など、道の連続性の追体験を図れるような、歴史の道全体としての活用を促進することで、来訪者のより深い理解に寄与する。

活用イメージ (例示含む)

- 浦添グスクから首里城までのガイドツアー【既存】
- リーフレットやガイドブックの発行、ホームページでの情報公開【既存】
- 「てだこウォーク」などのウォーキングイベント【既存】
- モノレール浦添前田駅を起点とした周遊ルートの構築【例示】
- SNS などによるフォトコンテスト、フォトスポットの公開【例示】
- 歴史の道関連市町村と連携した統一パンフレット、サインの整備【例示】
- シェアサイクリング等を利用した散策【既存】
- 「日本遺産」や「歴史の道 100 選」等を通じた PR 活動【既存】

既存の取り組みの例示

てだこウォーク

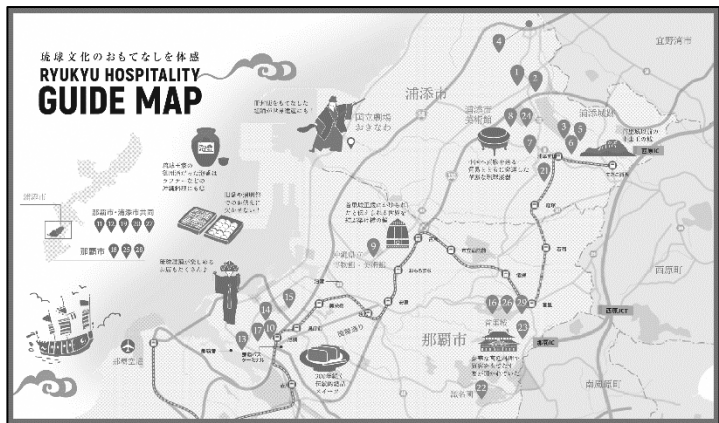
例年2月頃に開催される沖縄最大級ウォーキングイベント。浦添八景や、日本遺産構成文化財を活用したコースが設定されており、本史跡もコースの見どころとされている。また、コース途中の史跡ではうらおそい歴史ガイド友の会による無料歴史ガイドが開催。



図版出典：浦添市 HP (<http://www.city.urasoe.lg.jp/>)

琉球文化日本遺産としてのPR

中頭方西海道及び普天満参詣道は、琉球文化日本遺産の構成要素のひとつとなっている。琉球文化日本遺産推進協議会では、web サイト・アプリの構築、映像コンテンツ等といったPR 事業を予定している。日本遺産のストーリーのひとつとして、歴史の道の価値もPRされる予定。



図版出典：琉球文化日本遺産 琉球料理と泡盛そして芸能 HP (<http://ryukyunihonisan.jp/>)

歴史ロマン街道「尚寧王の道を訪ねる」

歴史の道を活用し、浦添城～首里を探索し、街道沿いの文化財について歴史ガイドが説明するウォーキングイベント。例年11月頃に開催される。



シェアサイクル事業

シェアサイクル事業については、「あらゆる人が利用しやすい交通環境の実現」のもと、移動環境の向上と充実を図るため、令和2年11月20日より実施している。電動アシスト付き自転車のため多少の坂でも心配がない。また、複数個所に駐輪ステーションを設置し、借りる場所と返却場所を自分で選択可能となっている。また、「HELLO CYCLING」のステーションであれば市外でも利用可能としているのが特徴である。

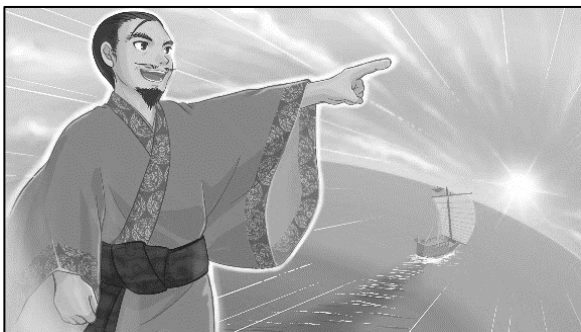
歴史の道周辺においては、モノレール駅（てだこ浦西駅、浦添前田駅、経塚駅）や浦添市役所、牧港交差点付近、サンエー経塚シティ等に、駐輪ステーションが設置されており、自転車による周遊も今後期待される。



図版出典：浦添市 HP (<http://www.city.urasoe.lg.jp/>)

電子紙芝居

浦添にゆかりのある舜天、英祖、察度の3人の王を紹介する「電子紙芝居」動画。Youtubeの市観光協会うらそえナビチャンネルで公開されている。現代アニメ風の絵柄ナレーション付き。3人の王の歴史や個性のほか、12～14世紀の浦添の風景も描かれる。浦添城跡周辺の観光促進のため、当時の浦添や王のイメージを持ってもらうための取り組み。英語、中国語の字幕付きの動画もある。



6. 管理運営計画

(1) 管理運営の手法

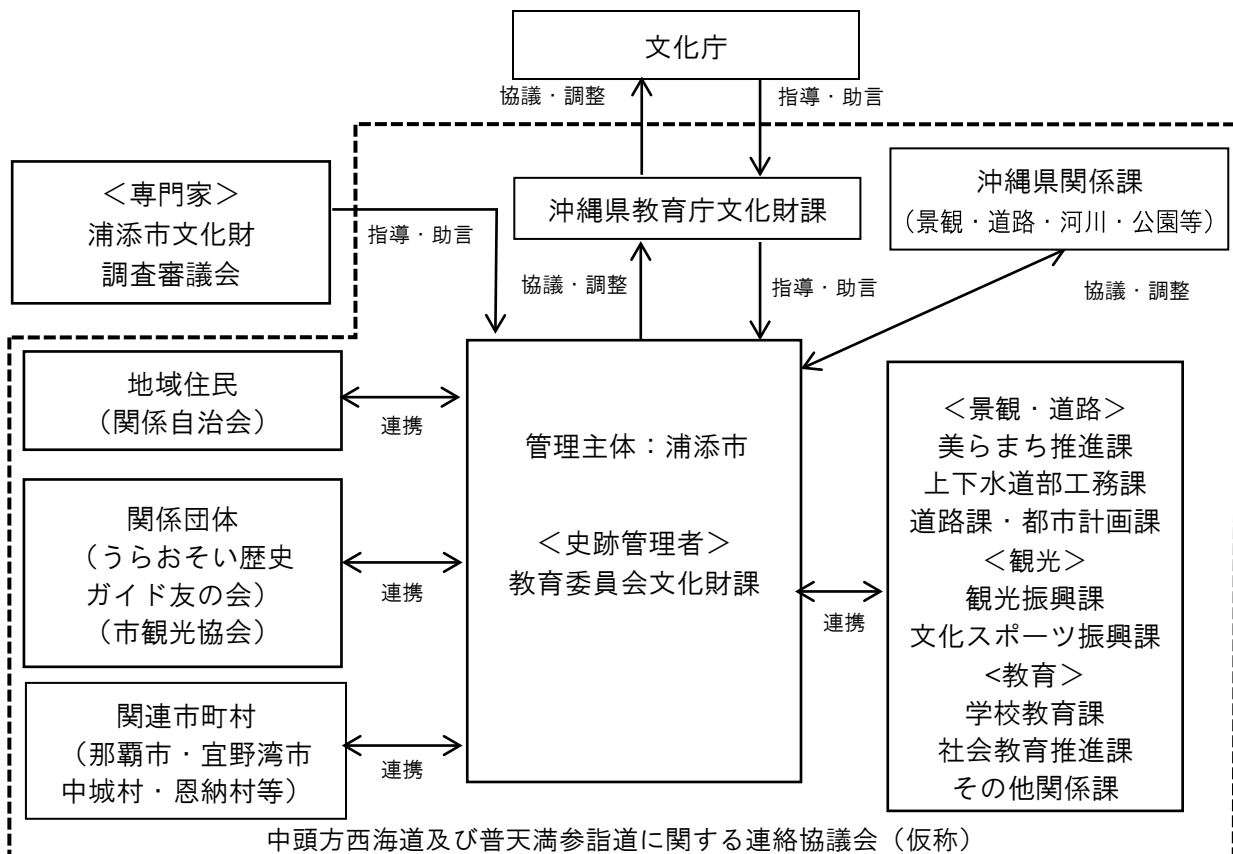
中頭方西海道及び普天満参詣道を将来にわたって持続的に保存活用するためには、行政、地域住民、関係団体並びに専門家が連携して、史跡及び周辺環境の保存・活用・管理を行っていくことが重要である。

「中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画」においては、以下のような管理運営体制が位置づけられている。

中頭方西海道及び普天満参詣道の管理運営については、これまでどおり浦添市が管理主体となって文化庁や沖縄県教育委員会の指導・助言のもと本計画を推進する。浦添市教育委員会が中心となりながら、景観や都市計画、道路事業、観光、まちづくりを所管する関係セクションと連携し、貴重な文化財を後世に伝えるべく周辺環境を含めた適正な管理を行う。また、歴史の道の本質的価値を適切に学び活用する取り組みを推進するため、学校教育や社会教育を所管する教育委員会各課と連携し、地域学習の機会を設けるなど、積極的な利活用を図る体制をつくる。

また、地域住民との連携も必要不可欠であることから、地域とともに管理運営を行う組織体制を整えるほか、市内のガイド団体など利活用に関わる関係者と連携し、史跡の魅力により広く深く活用できる体制を整える。将来的には、上記の関係者が参加する「中頭方西海道及び普天満参詣道に関する連絡協議会（仮称）」の設置も検討する。

中頭方西海道及び普天満参詣道の保存活用の体制



中頭方西海道及び普天満参詣道の保存活用の体制

組織名・課名		主な連携等の内容
浦添市	教育委員会 文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営組織の設置に関する調整、事務 史跡範囲における法的措置（指定・現状変更等）及び行政的措置（土地公有化、各種計画策定）、日常的な維持管理 歴史の道の調査・研究、保存管理と活用、整備 市内文化財の保存管理
	教育委員会 学校教育課 社会教育推進課	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の道の価値をわかりやすく伝えるための地域学習等での活用 各種講座等、社会教育における取り組みでの活用
	美らまち推進課 上下水道部工務課	<ul style="list-style-type: none"> 史跡周辺的环境保全、景観保全
	道路課	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の道（史跡範囲外）の整備に係る協力
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の土地利用の検討
	観光振興課 文化スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> 観光に係る施設整備・管理運営、イベント開催 伝統芸能に関するイベントなどでの活用
文化庁	文化財第二課 文化資源活用課	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・活用・整備に関する指導・助言
沖縄県	教育庁文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・活用・整備に関する指導・助言
	中部土木事務所 土木建築部 河川課	<ul style="list-style-type: none"> 県道、河川（小湾川、牧港川）の維持管理、整備
	土木建築部 都市計画・モノレール課 都市公園課	<ul style="list-style-type: none"> 景観保全・形成に関する連携・支援 浦添大公園の維持管理、整備
地域住民	関係自治会・市民等	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の道や井泉の日常管理（清掃等） 地域行事、イベント等への積極的な利用
関連団体	ガイド団体 （うらおそい歴史ガイド友の会）	<ul style="list-style-type: none"> 案内ガイドの実施 日本遺産を含めたガイド
	観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の情報発信、観光活用の推進
専門家（学識者・研究者等）		<ul style="list-style-type: none"> 歴史の道の保存、活用、整備に関する科学的知見に基づく指導・助言
関連市町村（那覇市・宜野湾市・中城村・恩納村等）		<ul style="list-style-type: none"> 歴史の道に関する広域連携の取り組み

※関係課・組織の事務分掌や課名が変更された場合は、当該事務を引き継いだ課・組織名に変更するものとする。

(2) 整備推進にあたっての連携体制

史跡範囲内においては浦添市が事業・管理主体となって文化庁や沖縄県教育委員会の指導・助言のもと整備を推進する。史跡範囲外については、公園、河川、道路等の管理主体と連携しながら、整備を推進する必要がある。

①中頭方西海道

主な整備内容	◎整備主体、○関係課	主な整備等の内容
赤皿ガー周辺整備	◎市教育委員会文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 取水面付近の石敷の露出復元検討 舗装整備及び転落防止柵の設置検討 視点場としての整備検討(安全な空間の確保、景観整備等) サイン整備
修景・植栽等整備	◎市教育委員会文化財課 ○沖縄県中部土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> 枯木、雑草等の整理、外来種の撤去等 河川(小湾川)護岸における樹木の剪定や枯れ木、外来種などの除去等を検討【史跡範囲外】
案内・解説施設	◎市教育委員会文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 既存の標識類の整理統合・更新
管理・運営に関する施設	◎市教育委員会文化財課 ○沖縄県中部土木事務所 ○沖縄県土木建築部都市公園課	<ul style="list-style-type: none"> 東屋(便益ゾーン)の維持管理・更新【史跡範囲外】 浦添大公園内の便益施設の維持管理【史跡範囲外】 ガイダンス施設(南エントランス)の維持管理【史跡範囲外】
史跡全体の維持管理・更新	◎市教育委員会文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 史跡範囲内全体の維持管理 既存施設の修繕・更新等

②普天満参詣道

主な整備内容	◎整備主体、○関係課	主な整備等の内容
南側入口付近の遺構	◎市教育委員会文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 石畳の露出復元の検討
当山ガー	◎市教育委員会文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 当山ガーに至る道筋整備の検討 当山ガー本体の整備の検討【史跡範囲外】
修景・植栽等整備(リュウキュウマツ)	◎市教育委員会文化財課 ○沖縄県土木建築部都市公園課	<ul style="list-style-type: none"> リュウキュウマツの植栽等の検討 電柱等の撤去の検討 外来種などの除去等を検討【史跡範囲外】
石畳の洗掘対策	◎市教育委員会文化財課 ○市上下水道部工務課 ○市道路課	<ul style="list-style-type: none"> 雨水排水路改修の検討 広域的な排水計画の検討【史跡範囲外】
当山橋への越流対策	◎市教育委員会文化財課 ○沖縄県中部土木事務所 ○沖縄県土木建築部河川課	<ul style="list-style-type: none"> 当山橋への越流対策の手法の検討
案内・解説施設	◎市教育委員会文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 既存の標識類の整理統合・更新
管理・運営に関する施設	◎市教育委員会文化財課 ○沖縄県土木建築部都市公園課	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス施設(ようどれ館)の維持管理【史跡範囲外】 東屋(便益ゾーン)の維持管理・更新【史跡範囲外】 浦添大公園内の便益施設・駐車場等の維持管理【史跡範囲外】
史跡全体の維持管理・更新	◎市教育委員会文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 史跡範囲内全体の維持管理 既存施設の修繕・更新等

第6章 事業計画

1. 事業計画

中頭方西海道及び普天満参詣道は整備が一定程度完了しており、今後は史跡を適切に保存管理しながら、未実施分の整備とともに、周辺環境の調査や防災対策、活用等についてすすめながら、関係する様々な関係部局や地域との連携に向けた体制の整備を進める。

なお、既に整備が済んでいる箇所においても、劣化やき損などが確認された場合は、修繕・修復を行う。

本計画で取りまとめた方向性等については、先行して取り組む事業を短期（5年程度）、それ以降に実施する施策等を中長期に設定する。短期満了時に計画の実現状況の把握や達成度の評価を行い、必要に応じて施策の実施内容の見直しを行うものとする。

整備スケジュール

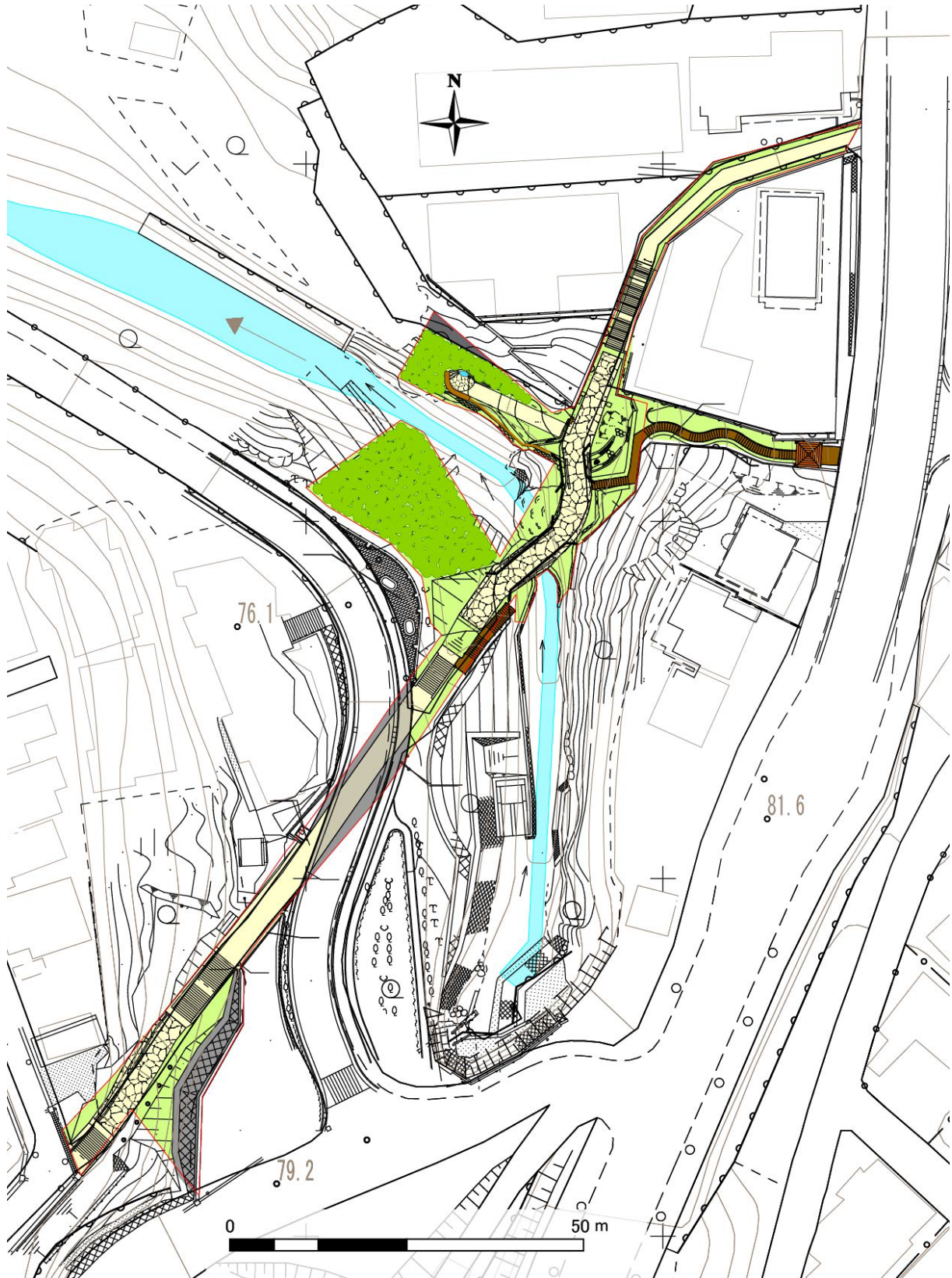
整備内容			整備年度					中期	長期
			2023	2024	2025	2026	2027		
中頭方西海道	赤皿ガー周辺整備	実施設計	2022年度実施						
		その他調査	流水調査		—				
		工事	取水面付近の石敷の露出復元、園路整備、サイン等		—	—			
	修景・植栽整備	調査・検討	既存植生調査		- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
		工事	枯木、雑草等の整理、外来種の撤去等			- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
	案内・解説施設	設計、工事	サイン、説明版等の整理、更新					—	—
既存施設の修繕・更新		木製階段の更新検討			- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	
		石畳、石橋等の劣化、き損等	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	
普天満参詣道	南側入口斜面整備	その他調査	関係者の意向調査・調整等	—	—				
		検討	設計・工事等					—	—
	当山ガーへ至る道整備	検討	樹木の伐採・除草、整備検討					—	—
	修景・植栽等整備 (リュウキュウマツ整備)	設計	地形、植栽等設計	—			- - - -	- - - -	- - - -
		工事		—			- - - -	- - - -	- - - -
	石畳の洗掘対策(排水施設の改善)	設計		—					
		工事		—					
	当山橋への越流対策	検討	関係者との調整・協議	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
	案内・解説施設	設計、工事	サイン、説明版等の整理、更新					—	—
既存施設の修繕・更新		石畳、石橋等の劣化、き損等	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	
周辺	石畳風舗装整備	設計、工事	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	
	サイン等の検討		- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	

※実線：事業実施を行う項目、破線：今後事業化に向けた検討を要する項目

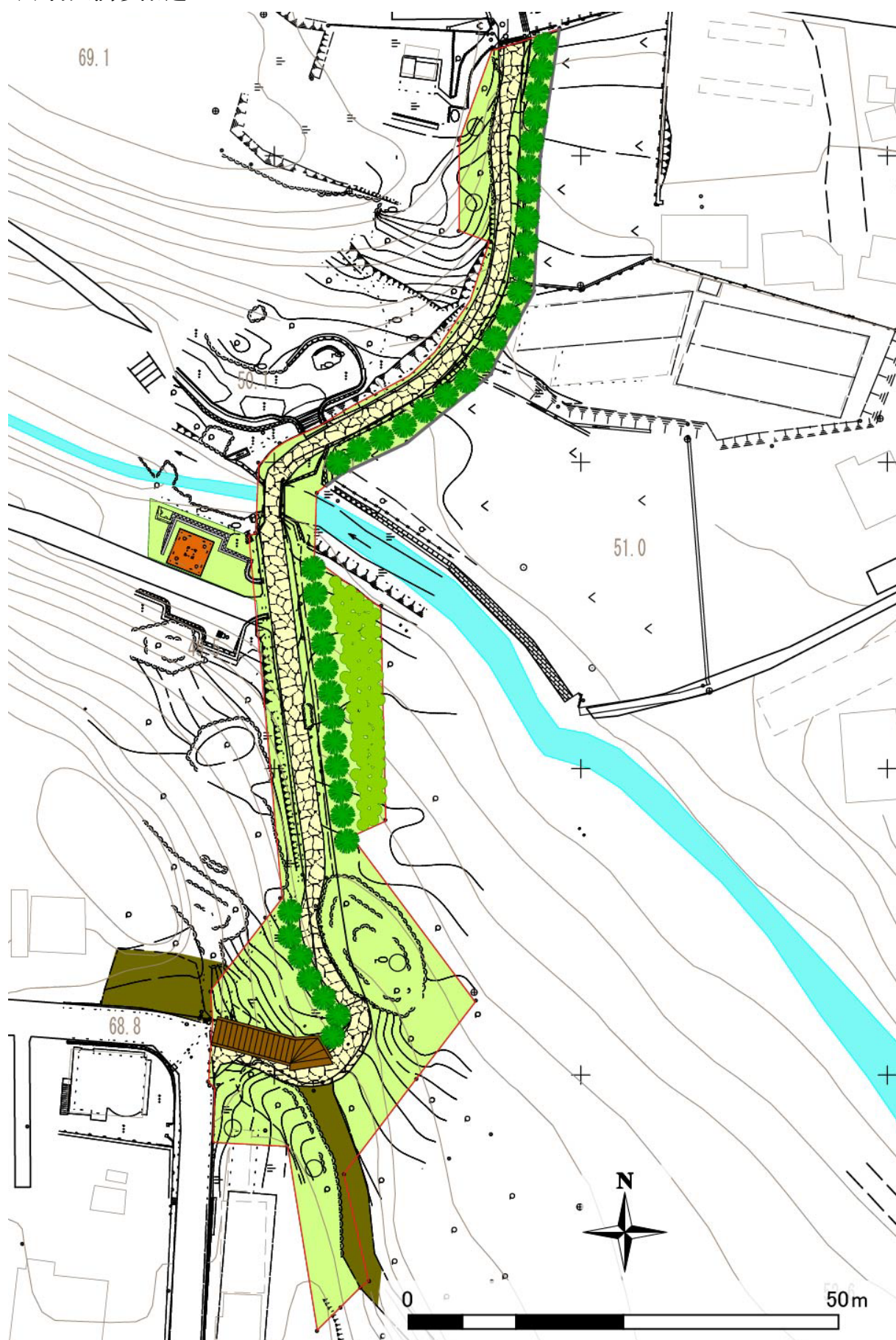
附図

整備イメージ

(1) 中頭方西海道



(2) 普天満参詣道



資料編

委員会議事録

(1) 第1回中頭方西海道及び普天満参詣道整備委員会議事録

日時	2021年12月8日(水) 14:00~16:30	
場所	浦添市役所行政棟7階 702会議室、現地	
参加者	委員	上里隆史、友寄孝、比嘉正一、仲間孝藏 (欠席) 上原静
	指導・助言	宮城仁(沖縄県教育庁文化財課指導主事)
	事務局	島袋文化財課長 (史跡整備係) 安和係長、比嘉技査、仁王主任 (文化財係) 渡久地係長、親富祖主任 (受託者 ㈱国建) 大城、上机

①開会のあいさつ

【事務局】これより令和3年度第1回史跡中頭方西海道及び普天満参詣道整備委員会をはじめます。

(委嘱状交付、教育長挨拶代読、委員・事務局紹介、会長・副会長選出、副会長挨拶)

②議事

(事務局 資料1、2の説明)

【上里副会長】説明のあった資料について、確認事項や意見等はあるか。

【友寄委員】小湾川(安波茶橋一帯)や牧港川(当山の石畳道)で、史跡付近に増水や越流が発生するとのことだが、現状では排水が不足していると認識してよいのか。

【事務局】小湾川については、導水トンネルを整備している。トンネル入口にゴミが溜まるという課題はあるが、排水としては足りている。牧港川については、水量を調整する施設が史跡付近では未整備であるため、数年に1度越流が発生する。史跡付近で川幅が細くなり、水量が集中することも原因の一つだろう。現在実施中の流量調査の結果次第では、排水計画が必要になるだろうと考えている。

【上里副会長】資料1 p30に赤皿ガ一隣接地の崩落対策が整備の課題として挙げられている。土留め等の造成が必要になるだろうが、往時の姿を残すという考え方と矛盾しているようにも感じられる。ここに関して、事務局としてのアイデアは持っているのか。

【事務局】景観維持は前提になるだろう。現時点では事務局案はなく、本委員会の中で委員の皆様から意見を伺いたいと考えている。

【上里副会長】資料1 p30 歴史の道ルートへの石畳風舗装について。舗装による一体感是非常に重要であるだろう。現時点で、舗装延長についての見通しはどの程度たっているのか。

【事務局】歴史の道ルートには、市道と県道が含まれる。市道部分については、現時点で90%

程度完了しており、今年度も 100m 程度の区間で実施予定がある。一方県道部分は、県との調整が必要となるため、未だ実施できていない。管理も含めて市で行うということであれば許可は得られるとは想定している。

【沖縄県】計画の策定において、整備内容は事務局案をいくつか持っておいて、委員会の場で意見聴取ができるような形で進めるとよいだろう。

③現地視察(中頭方西海道)

【上里副会長】石畳道沿道への松等の植樹について、石畳への影響はないのか。

【事務局】石畳から少しセットバックして、根を囲うなど遺構に影響しないような配慮が必要である。

【比嘉委員】木製階段の樹種は何を使っているのか。

【事務局】イペ材である。平成 17 年に整備したものである。

【比嘉委員】中城公園でも使用したことがある。ほかの樹種に比べて高価であったが、丈夫な材ということで採用した。しかし、やはり経年による劣化は中城公園でも見られている。

【比嘉委員】安波茶橋でも、小湾川の越流が起こったという経緯で導水トンネルを整備したのか。

【事務局】越流まではいかなかったが、水量が非常に集中した経緯がある。小湾川の導水トンネルは、安波茶橋の上流に入口があり、史跡の地下を通過して、安波茶橋下流に排水されている。

【上里副会長】赤皿ガーから望む安波茶橋の二つのアーチや斜面緑地の景観は見事であり、この視点場は、活用すべきである。

【沖縄県】景観整備という観点から、斜面緑地の樹木も剪定する等の整理が必要だろう。

【上里副会長】赤皿ガーを整備するとしたら法面を固めるのか？

【事務局】安定しているのであれば、そのままにしておきたい。ボーリング等の必要性もでてくるのではないかな？

【仲間委員】道として使うにはあまりにも急な地形である。かつての琉球には、あえて険しい場所に道を作ること、その美しい景観を楽しんでいたという話もあるそうだ。

【上里副会長】道の考え方が違っていただけかもしれない。

【沖縄県】渡りやすい場所を選定していたということも考えられる。

【沖縄県】サインは統一すると思うが、整備を進めている恩納村を参考に相談してもよいのではないかな。

④現地視察(普天満参詣道)

【仲間委員】中頭方西海道にも同じだが街道沿いに地図等があれば経塚碑あたりにある説明板ともつながり分かり易いのではないかな？石畳の入口付近の案内表示は、歴史の道なのか参詣道なのか方向が明確でない。

【事務局】既存のコンクリートの下にも石畳が存在すると言われ、整備手法が課題として残る。

【上里副会長】石畳の復元も予定しているのか？

【事務局】復元はしたいが、既存の石畳でも転倒することを考えると傾斜が厳しすぎて整備することへも課題が残る。迂回道路を作ると文化財としては本末転倒になる。

【上里副会長】石畳の横などに木製階段を設置することも景観面から疑問が残る。

【比嘉委員】えぐられている部分は左上の集水桝付近なのか？

【事務局】石畳横の集水桝付近が特にえぐれて空洞になっている。

【上里副会長】南側入口付近にある集水桝だが、コンクリート構造物が景観を阻害している。樹木や植物等で目隠しをする等の方法も含めて検討が必要だろう。

【事務局】上里副会長指摘の集水桝及び、そのもう一つ下段の桝（説明版付近）が大雨時にオーバーフローし、洗堀が起こる。

【比嘉委員】道路からの水も来ているのか？排水が間に合わないのか？

【事務局】はけ切れなくてグレーチングから吹き上がる。傾斜がきついためでもある。

【沖縄県】洗堀が発生している箇所について、石畳下にコンクリートが露出しているが、これは何か。根石は1段か？U字溝か暗渠のようなものか？整備の記録は残っていないのか？

【事務局】コンクリートは整備する前のものと思われる。根石は1段でその下にはない。整備の記録については確認する。

【仲間委員】既存の電柱に関してはどうするのか？

【事務局】整備の中で地中化するのか、迂回させるのか調整が必要になる。

【沖縄県】電柱については整備計画のテーマの一つになりうる。

【比嘉委員】牧港川の増水について、流水に折られた川岸の木の枝が抵抗になり、さらなる増水を招いている可能性もあるだろう。上流部に堰堤を設けて水の流れをせき止められないか。

【事務局】さらに上流部の浦西方面の環境に影響が起きないかと懸念される。

【事務局】自然のものであるが、当山橋下流の大きな岩も流水の抵抗になっている。

【事務局】仮に導水トンネルを作る場合、当山橋上流に入口を作り、史跡の地下を通して、橋の下流に排水する計画は可能か。

【沖縄県】史跡の地下は通せないだろう。導水トンネルを整備する場合、氾濫を起こしている流域の最下流を把握する必要があるだろう。そこが把握できれば、例えば当山橋下流の岩の手前に入口を作り、氾濫を起こしていない流域に排水するような計画が立てられるだろう。これであれば、史跡範囲を通さずに流量調整ができる可能性がある。国交省に相談する方法もあるのではないか。

【上里副会長】当山の石畳道は北側（当山集落側）には駐車場がないのか。両側に車も止められるスペースがあると利便性が増しそうである。

【事務局】その場合は土地の確保が必要となる。

⑤閉会のあいさつ

【事務局】皆さんお疲れ様でした。追加で指摘等あれば、随時事務局までお知らせいただき

たい。次回第2回委員会は2月25日（金）14：00を予定している。よろしくお願ひします。

(2)第2回中頭方西海道及び普天満参詣道整備委員会議事録

日時	2022年2月25日（金）14：00～16：00	
場所	浦添市役所議会棟1階 102、103会議室	
参加者	委員	上原静、上里隆史、友寄孝、比嘉正一、仲間孝藏
	指導・助言	市原富士夫（文化庁文化資源活用課文化財調査官） 宮城仁（沖縄県教育庁文化財課指導主事）
	事務局	當間教育長、比嘉教育部長、島袋文化財課長 （史跡整備係）安和係長、比嘉技査、仁王主任 （文化財係）渡久地係長 （受託者 株国建）大城、上机

①開会のあいさつ

【事務局】これより令和3年度第2回史跡中頭方西海道及び普天満参詣道整備委員会をはじめます。

（教育長挨拶、会長挨拶、第1回議事録説明）

②議事(史跡及び周辺の課題について)

（事務局 資料2の説明）

【上原会長】説明のあった資料について、資料としての体裁等含めて確認事項や意見はあるか。

【上里副会長】資料2 p12に、地域住民の利便性向上のため照明灯の設置検討とあるが、それに加えて公開活用や魅力向上という視点から、例えば渡名喜島の集落のようなライトアップなども検討してよいと考える。また、同ページに自然調査の実施とあるが、調査の成果から得られた情報を解説パネルにして設置する等できるとよい。中頭方西海道だけでなく普天満参詣道も同様と考える。

【上原会長】夜間も積極的に公開するとなると安全面への配慮も必要となるだろう。

【友寄委員】資料2 p21にフットライト等の整備とも記載がある。照明についてはフットライトのような低い照明の方が、足元が照らされ、良く見えるため適していると考え。上里副会長の提案のようなライトアップの照明と、動線の照明は区別して検討できると良いだろう。また、p11に赤皿ガラの崩落対策とあるが、斜面地を完全に固めてしまうと現在の景色ではなくなってしまう。今の形で残せないかという視点で、崩落の危険性を検討した方が良いだろう。斜面の水抜きで安定するケースもある。排水用のパイプを斜面に何本か差して、しっかり排水をする仕組みの構築なども含めて検討できるとよい。土留機能を備えた羽根付きの水抜きパイプなどもあるようである。情報収集するとよい。

【上原会長】斜面の安定化を図るとすると大規模な現状変更が必要となるだろう。現況を残

しつと検討できると良い。

【上原会長】赤皿ガーへの拝みは現在も日常的に行われているのか。

【事務局】以前は経塚自治体等で行われていたそうだが、現在は仮設フェンスが設置されている。直近の状況はわからない。フェンスはできるだけ開放したい意向である。

【仲間委員】赤皿ガーでは、経塚自治体で正月の最初の拝みをやっているとのことである。斜路を歩くのは大変であるので、友寄委員の指摘のような水抜きが効果的であると考え。また説明板には、国王が赤い皿で水を飲んだというだけでなく、こういう理由で地域から大事にされている、というような民俗学的な記述もされるべきであろう。

【友寄委員】資料2 p17にある、当山の石畳道南側入口付近のコンクリート舗装下石畳の復元是非について、できれば石畳が露出するよう復元すると良いと考える。その際、急傾斜の石畳を避けた迂回路が必要となるだろうが、景観的な懸念のある木製階段等ではなく、石畳に沿うような丸太階段を検討してはどうか。高低差があるため、丸太階段の傾斜など検討課題は残るだろうが、調査しながら丁寧に進めていけると良いだろう。

【上原会長】委員のアイデアを素案に盛り込んでいけると良い。

【上原会長】資料2 p12やp19にある年代の違うサインや説明板について、新しいものを作ったら古いものは撤去していくのが良いと考える。サイン等は歴史的な記念物ではないため外しても問題ないだろう。

【事務局】新しいものに情報をまとめて、古いものは撤去していきたい。

【比嘉委員】史跡内の特定外来種等への対策も検討できると良いだろう。例えば、中頭方西海道の南側で葛が繁茂している。本土から持ち込まれたものであろうが、沖縄県では外来種である。繁殖力は強い。

【上里副会長】定期的なメンテナンスの頻度等に関わってくる内容だろう。

【上原会長】内容以外で資料の表現等についても意見を伺いたい。後日でも構わないので、指摘があればお知らせ願いたい。

③議事(整備基本方針、地区設定について)

(事務局 資料3の説明、休憩)

【上原会長】説明のあった資料について、資料としての体裁等含めて確認事項や意見はあるか。

【友寄委員】資料3 p12に排水施設の改善とあるが、集水・排水計画そのものを見直さないと今後同じような問題が起こることになるだろう。また、同ページのサインに関する記述の中に、整備済みという記載がある。以前の整備の中には、今回見直さなくてはならないものもあれば、継続して維持管理するものもある。「整備計画に沿った整備が実施済み」等、区別できる表現としなくてはならない。さらに同ページ、資料2で課題として挙げている、普天満参詣道の北側駐車場の整備検討についての回答が書かれていない。最後に、便益施設として浦添大公園のトイレ等が記載されているが、本史跡とは離れているためこの設定は疑問が残る。この区域内で便益施設を確保することも検討に入れた方が良いのではないかと考える。他の施設との連携という考え方は非常に良いと思うが、その距離感等

はきちんと考えなくてはならない。広域連携については浦添大公園だけではなく、その他施設も検討すると良いだろう。例えば、浦添前田駅付近にビジターセンターのような施設が新設される計画があったり、安波茶交差点の改良計画があったりする。浦添前田駅付近の情報は美らまち推進課、安波茶交差点の情報は県が持っているはずなので、情報収集を行うと良いだろう。各所に地図や情報パネルの設置等できる可能性がある。別事業をうまく活用できると良い。

【事務局】当山の石畳道北側の駐車場については、私有地であったため記載しなかった。また、両側に駐車場があるべきかという議論が必要だとも考えている。その上で、両側に駐車場が必要なのであれば適宜資料を更新し、提案していく。

【友寄委員】利用者のアクセス方法の調査なども含めて検討できると良いだろう。

【上原会長】広域連携に関する友寄委員の指摘について、関連部局との連携・調整は積極的に行っていく旨資料中でも表現できると良い。

【上里副会長】資料3 p12 当山ガーとの連携に関する記載について、当山ガーの現況や距離、管理者等はどうなっているのか。園路を整備するとして、カーはそのままなのか。

【事務局】現在は水が枯れており、管理者はいない。当山の石畳道南側入口付近から分岐して、獣道を100m程度の距離である。園路を整備するのであれば、カーもある程度は整備するつもりである。カーに至る道には私有地も含まれており、課題は残る。

【上原会長】事務局からその他確認したい事項はあるか。

【事務局】当山橋の越流対策について。遺構に影響がないような手法で、橋の上流から下流にかけて導水トンネルを整備するという考え方は可能か。史跡範囲だという理由で全く手を付けられないとなると、越流への対策が取れない可能性もある。検討の余地があるかどうか、助言いただきたい。

【文化庁】程度問題ではあるが、本質的価値の構成要素を壊してまで、越流対策を行うのは本末転倒であろう。史跡範囲の内外で越流対策に関する役割分担を行うなどして、構成要素に影響が出ないように検討するのが良いと考える。

【沖縄県】指定地外での解決を図るのが第一だろう。例えば下流域の拡張等で増水を軽減できないか等。そういった検討ののち、どうしても必要ということであれば、初めて史跡範囲内も含めた解決を図っていくことになるのではないか。指定地外での解決の余地はあるか。

【事務局】県の河川の改修計画等情報収集してからの検討になると考えている。

【上原会長】私見ではあるが、これまでの歴史の中でも牧港川が氾濫し、当山橋に越流が起こっていたはずである。それを考慮し、年間の増水の頻度等のデータを押さえる必要がある。また、インターネットの情報ではあるが、高知県に沈下橋という橋がある。(四万十川) 増水時には川の中に沈むことを前提として作られている、自然に逆らわない考え方の橋である。これもひとつの解決策だろう。越流することにより、橋にどれだけの影響があるかという視点も重要である。

【事務局】現在、現地での流量調査を実施中である。梅雨や台風の時期を外れてはいるが、その動向を踏まえて、また県河川課とも対話をしながら、まずは下流域のみでの解決を検

討していきたい。

【文化庁】資料3からは、現状抱えている課題に対する打ち手としての整備が示されている。

その視点に加え、本史跡の売りを生かし、価値を高めるような視点での整備も盛り込めると良いだろう。その売りや価値は保存活用計画でも示されているはずである。例えば街道景観や、石畳と石橋が現存している点等がそれにあたるだろう。本史跡の固有性に焦点を当てられると良い。

【上原会長】例えば、恩納村の歴史の道や中城村のハンタ道と比較して、本史跡の固有性はこういったところと考えられるか。

【上里副会長】まず、地形に沿って作られた道であるので、アップダウンが激しい点はひとつ特徴としてあるだろう。現代の道の思想とは大きく異なる。さらに、当山の石畳道では琉球王国時代の風景が360度残されている点も珍しい。住宅が見える箇所ももちろんあるが、浦添市の都市部にあって、これだけの景観が残っている点は特徴的である。自然と歴史の調和といえる。

【上原会長】首里金城町が石畳と赤瓦の組み合わせであるのに対し、こちらは石畳と自然の組み合わせであるという点が対比となっていて良いのではないか。

【比嘉委員】資料3 p13に普天満参詣道のトイレは浦添大公園で対応とあるが、公園の北エントランスを指しているのか。

【事務局】北エントランスである。普天満参詣道の南側入口から大公園北エントランスまでは200m程度であり、そこを中心に、普天満参詣道と浦添グスクの連携も図れると考えている。

【比嘉委員】そのように他施設の便益施設を利用する場合は、地図や案内板を設置するとわかりやすくなるだろう。

【友寄委員】サインを計画する中で、多言語表示についてどのように考えているか。小さい標識等では多言語表示が難しい場合もある。地図標識と組み合わせ、地図標識の中では多言語としたり、共通語の英語を用いたり等、考え方を整理したほうが良い。

【事務局】現状、部分的に多言語表示がされており、段階的に対応していく必要があると考えている。また、将来的にはサインにQRコードを埋め込み、多言語対応をしていこうと考えている。パンフレットは英語、中国語、韓国語の3か国語対応をしている。

【友寄委員】恩納村は多言語対応をしているので、参考にすると良い。

【仲間委員】上里副会長から、自然と歴史の調和という言葉が出たが、素晴らしい表現である。嘉数高台と浦添グスクの激戦の死角として残った場所である。首里金城町の石畳と同じように、目地が残った石畳である。目地とは、石畳道を築造する際の工区の境目のことである。工区ごとに石工職人グループが工事を行うため、その境目は線が引けるように目地が通っている。また、中頭方西海道の赤皿ガーは伝承があるが、普天満参詣道の当山ガーには伝承がない。当山ガーについてガイドをする際には、水は残っていないが、小規模できれいな3段の石積が残っていることを案内していきたい。当山橋については、会長の意見の通り、これまでもたくさんの越流が起きてきていると思うが、現代の洪水は昔のものとは異なる。流域面積が広い割に昔より川幅が狭くなっている。雨が降ると突然水が

押し寄せるようになっている。これを念頭に置いた解決策を検討したほうが良いだろう。中頭方西海道は、北橋付近の説明板向かいあたりに、常に水が流れている箇所があり危険である。南側の隣地で最近工事が行われていたが、史跡の隣地や近接地で工事がある際には、地元住民に協力をしてもらい、モニタリングできるような仕組みもあると良いのではないか。

④閉会のあいさつ

【事務局】皆さんお疲れ様でした。追加で指摘等あれば、随時事務局までお知らせいただきたい。計画の策定は来年度となる。引き続き協力をお願いしたい。

(3) 第3回中頭方西海道及び普天満参詣道整備委員会議事録

日時	2022年10月14日(金) 13:30~15:30	
場所	浦添市役所行政棟 7階 702会議室	
参加者	委員	上原静、上里隆史、比嘉正一、仲間孝藏 (欠席) 友寄孝
	指導・助言	上地博(沖縄県教育庁文化財課 記念物班主幹) 新垣力(沖縄県教育庁文化財課 記念物班主任専門員)
	事務局	高江洲教育部長、慶田文化財課長 (史跡整備係) 安和係長、比嘉技査、仁王主任 (文化財係) 渡久地係長 (受託者 (株)国建) 大城、上机

①開会のあいさつ

【事務局】これより令和3年度第2回史跡中頭方西海道及び普天満参詣道整備委員会をはじめます。

(教育長挨拶代読、会長挨拶)

②議事

(事務局 資料1、2の説明)

【上原会長】説明のあった資料について、確認事項や意見等はあるか。

【上里副会長】資料2 p123 赤皿ガー斜面の舗装について。発掘調査で石敷がなく、土の斜面が本来の形だが、3つの工法のうち、石粉風舗装(脱色アスファルト)のように安全面を重視するのか、石粉舗装(コーラル敷)のように景観性を重視するのか、市としての方針を伺いたい。また転落防止柵についても同様に方針を伺いたい。

【事務局】文化財課としては、復元という観点や維持管理の観点等総合的に、石粉風舗装(脱色アスファルト)のスロープが適切と考えている。転落防止柵は、景観的な観点からロープ柵が良いと考えている。既存のロープ柵を延長する考えである。

【上原会長】現時点では工法を決定するというわけではなく、考え方を示すまでの段階である。

スロープ部分に何らかの舗装を行う方針を示す形でとどめる。ただし、表については、順序を変更すること。文化財の整備基本計画であるため、歴史性、安全性、経済性の順序がふさわしい。また、石粉舗装（コーラル敷）のメンテナンス性について、「補修頻度は最も多くなる。」という表現も修正すること。この表現では、いかにも良くない工法であるように読み取れる。「定期的な補修を要する。」等とすると良いだろう。転落防止柵については実施設計にて具体的に示すこととなる。個人的には、斜路部分は転落の注意喚起を行う程度でもよいかと考えている。一方取水面周辺については、説明をうけたり、景観を眺めたりする際に人のたまりができるため、柵が必要になる。そのため、柵を設置すべき箇所の検討も追記が必要である。

【上里副会長】資料2 p119 赤皿ガー取水面周辺の石敷きについて、覆土保存の継続か露出復元かの検討とあるが、地下遺構があるならば、本来の姿で露出させるべきである。

【上原会長】土砂を撤去し、石敷きをみせるべきである。また、石敷きの上に土が堆積していたように、井戸のなかにも土砂が堆積している可能性がある。井戸の浄化を行い、本来の姿を取り戻すことが重要だろう。

【事務局】資料2 p119 と p120 の露出復元に関する表現の統一も図る。

【仲間委員】井戸の中には土砂も入っているだろうが、植物の根も入り込んでいるだろう。定期的な清掃を行うと良い。

【上原会長】当山橋の越流対策については、意見はあるか。資料2 p146 に当山橋の立面図があるが、スケールの併記が必要である。本来は立面図中に年間単位で水位がどの程度になったかを示したい。年間に頻繁な越流でなければ、大規模な工事は行わないような方向性でも良いかもしれない。四国を中心として、県外には沈下橋という橋がある。河川の増水時には水没する前提で作られている橋であり、壊れた場合はしっかり修繕するという方向性を行っている。当山橋もそういう橋として考える必要もあるかもしれない。その場合、増水時の安全管理（交通制限等）はしっかりする必要はある。増水時には水没する橋としての見せ方があっても良いかもしれない。金城町石畳道は周辺が民家だが、ハブが多い、車両を通したいとの話もかつてはあったが、不便な部分を含めて文化財と共存する生活もある。そういう視点を入れて石橋は見た方がいいのではないかな。

【上原会長】資料2 p136 当山の石畳道南側入口付近のコンクリート舗装について、舗装下に遺構があるならば、覆土ではなく復元してはどうか。

【事務局】コンクリート舗装は、畑の利用者の車両乗り入れに使用するために、市で敷設したものである。畑の地権者から同意を得られた場合、覆土か復元かで文化財課のなかでの整備の検討をする。本来の姿を見せる方法を提案したい。急斜面の石畳なので、転倒の恐れがあるので、階段も含めて検討したい。

【県】資料2 p139 地形復元について。指定時には現状の地形であったため、復元という表現は馴染まないのではないかな。松の植栽のための盛土としてはどうか。

【上原会長】資料2 p132、151 照明施設について、それを管理する施設も視野に入れる必要がある。自然光（太陽光）を使用するという考え方もあるかもしれない。

【上里副会長】資料2 p141 マツの植栽間隔について。宜野湾松並木は記録から逆算して4

mと推察している。これは等間隔の植栽を前提としているが、実際は地形等により、間隔は異なるかもしれない。リュウキュウマツの植え方の決まりなどがあったかもしれない。戦前の記録（ウイルソンがみた沖縄等）から、追加で情報収集ができるかもしれない。便宜上、等間隔と設定して植栽しても良いかもしれないが、復元とするのであれば、このような考え方もあり得るだろう。

【事務局】松の成長・生育の考え方で、樹木の間隔は現在としてはどうなっているか。比嘉委員の意見を伺いたい。

【比嘉委員】現場にあわせて3 mか4 mとしている。成長がどの程度になるかをみてスパンを決めた方がいい。街路樹を植えているところを参考にしては。植えるときには、浦添大公園内でも松くい虫で枯れてしまっているのので、メンテナンスを含めて計画にいった方がいい。

【上原会長】景観を復元する上で、往時の文献や写真、文化財事例などを調査した方がいい。

【県】文字の修正について指摘したい。委員会後、まとめて事務局に伝える。

③閉会のあいさつ

【事務局】皆さんお疲れ様でした。追加で指摘等あれば、随時事務局までお知らせいただきたい。次回第4回委員会は1月20日（金）を予定している。時間は現時点では未定である。よろしくお願いします。

④委員会後指摘事項

【県】

- ・中間報告書 p1 「世界遺産『首里城跡』」との記載について、世界遺産は首里城だけではないので修正したほうがよい。
- ・資料2 p107 「中頭方西海道及び普天満参詣道は、浦添市に所在する貴重な文化財として、」との記載について、宜野湾市にも所在しているので、貴重な理由を説明したほうがよい。
- ・資料2 p119 他 「覆土」の表現について、別の整備委員会で好ましくない表現との指摘があったため、見直した方がよい。

(4) 第4回中頭方西海道及び普天満参詣道整備委員会議事録

日時	2023年1月19日(木) 9:30~11:30	
場所	浦添市役所議会棟1階 102、103 会議室	
参加者	委員	上原静、上里隆史、友寄孝、比嘉正一、仲間孝藏
	指導・助言	小野友記子(文化庁文化資源活用課 文化財調査官) 上地博(沖縄県教育庁文化財課 記念物班主幹) 新垣力(沖縄県教育庁文化財課 記念物班主任専門員)
	事務局	當間教育長、慶田文化財課長 (史跡整備係)安和係長、仁王主任、我喜屋主事 (受託者 株国建)大城、上机

①開会のあいさつ

【事務局】これより令和4年度第4回史跡中頭方西海道及び普天満参詣道整備委員会をはじめます。

(教育長挨拶、会長挨拶)

②議事

(事務局 資料1、2の説明)

【上原会長】説明のあった資料について、確認事項や意見等はあるか。

【上原会長】資料全体を通して、図・写真のキャプションが上にある。キャプションが下にある資料に見慣れているため、やや違和感がある。統一されているからよいが、下部への移動も検討されると良い。

【友寄委員】資料2 p131 舗装路の工法について。石畳風舗装に可能性があれば、そちらを検討してもらいたい。表面流水があるのであれば、石粉や、透水性でも厳しい可能性がある。石畳風舗装とし、排水については横に側溝を設けて処理できると良いだろう。

【上里副会長】石畳補装を採用する場合は、急こう配である点も考慮し、足元が滑らないような配慮も必要になるだろう。

【上原会長】文化財であるため、工法については往時の舗装方法も考慮しなくてはならない。細かい点は今後の基本設計等で検討していくこととなるだろう。

【上原会長】資料2 p150 リュウキュウマツの植栽間隔について。古写真でみる形は参考という形とし、整備を行う際は、その理屈をしっかりとめておく必要がある。また、植栽を行う前に地形等の環境整備を行っていきたいということである。

【上原会長】資料2 p143 表中最下段「石畳道の埋戻し保存の継続または露出復元の検討」の表現に違和感がある。「埋め戻し」というより現状維持の方がよいのだろう。また、現状維持か露出復元かは引き続きの検討とはなるが、半分は埋めて、半分は露出という考え方もあるように感じている。

【上原会長】本計画が策定されるとすぐに事業が実施されるか。それとも整備委員会に諮りながら進めるのか。

- 【事務局】工事に入る前に事務局案を整備委員会に諮り、了承を得てから進める。年に1度程度の頻度で整備委員会は今後も実施していく予定である。
- 【上原会長】資料2 p177 整備スケジュール表について。実線、破線の凡例を示すこと、またその空白期間についても記述が必要かもしれない。
- 【事務局】実線で表記している、すぐに進める項目については、洗掘対策等、遺構保存のための緊急措置をイメージしている。これらは、急を要するメンテナンス項目として、一般財源で予算化している。破線は、補助金活用等を視野に入れており、今後調整が必要な項目である。
- 【比嘉委員】資料2 p150 リュウキュウマツについて。古写真からはランダムな印象を受けるが、これは日照等の条件の違いにより、成長に差が出たからかもしれない。生育不足や倒木等の箇所には、後々追加で植えた可能性もあるのではないか。
- 【仲間委員】経塚～安波茶橋を通る道のことについて、大正5年の琉球新報に、「変化極まり無き沿道の風光と翠緑滴る並松」とその風景が記されている。(仲間委員より資料提供)ガイドの立場からすると、そういう風景を説明できる方法ができないかを感じる。当山は緑と石畳が調和しているという説明が上里委員からあった。そういうことがわかる、感じることができるものがあると良い。赤皿ガーについては、拝みの対象が近年になってからのものといわれているが、本当なのか。経塚は屋敷集落であるため、その開拓者が拝んでいたのか、国王との関係から拝んでいたか、検証してもらいたい。当山石畳の南側入口については、地権者調整が必要なのはわかる。車両進入路としては利用されていないようなので、露出復元を主軸に検討を進めてもらいたい。
- 【事務局】当山石畳の南側入口について、近郊の方にヒアリングを行い調整していきたい。
- 【上原会長】赤皿ガーの拝みの評価も、新しい見解とを感じる。当山石畳の南側入口についても、石畳がすり減った部分を見せるなど、見せ方も検討する必要があるだろう。
- 【上里副会長】仲間委員から意見のあった、街道を表現した文章について。そういった文章を収集し、現地で案内板に紹介する方法もあるのではないか。豊見城市の真玉橋の戦前の姿を3D再現する取組に携わったことがあるが、そこでも、建築家伊東忠太の評価キーワードをいれている。案内板に、過去の文献で評価された風景のキーワードを盛り込み、来訪者が往時の風景を想像できるような工夫も必要ではないか。
- 【上原会長】3Dについて、本史跡でも検討できるかもしれない。スマートフォンをかざすと、かつての風景が重なってみえるような仕組みもあり得るだろう。
- 【仲間委員】植栽は盛土をしてから植栽とあるが、経塚の碑部分に、盛土しているところがあるがそのイメージか。
- 【事務局】資料2 p150、151のような、戦前写真の土手のイメージである。
- 【上原会長】土手をつくるのはマツの生育上どのような影響があるか。
- 【比嘉委員】マツは水捌けがよいのを好むので、よいと思う。
- 【県】資料2 p131 赤皿ガーへの道筋の舗装について。発掘調査結果から、事務局は石敷きがあったように検討しているが、その後の文章でアスファルトの可能性について触れている。これは一貫性を欠くため、表現上削除したほうがよいだろう。また、平成17年度に、

北部（今帰仁）、中部、浦添～首里、南城市というブロックをつくって、県全域で歴史の道のウォーキング大会を行ったことがある。浦添市以外にも恩納村、中城村の歴史の道も史跡指定されており、再度、こういう大会を開いて道について周知させることも想定できる。そういう意識をもって整備したほうがいいと個人的に考えている。

【上原会長】道は市町村を越えてつながっており、関係機関ともいっしょに取り組むべきである。その際は、県が主体となることもあるだろう。

【上原会長】マツ並木について、リュウキュウマツと共に植栽されたと想定される植物はあるか。

【比嘉委員】リュウキュウマツ単独と考えた方が良いだろう。

【事務局】大公園のなかで自生する植物で、マツと調和するものを伺いたい。

【比嘉委員】シャリンバイであれば馴染むだろう。

【事務局】安波茶橋側は、平成17年にマツ植樹したが、マツクイムシにやられたものもある。これらは撤去する予定だが、他の植栽も想定されるか。

【友寄委員】混植方法も考えられる。他の種類の植物とマツを一緒に植え、マツが枯れてももう一方の種が景観を保つ手法である。マツ自体は植え直す必要があるが、新しいマツが定着し、ある程度の大きさになるまでの間も景観を損なわない。仮に等間隔でマツを植樹しても、このような理由から、結果的にランダムになっていった可能性もある。

【上原会長】植栽管理についても、追記が必要である。現場あわせという考え方もあるだろう。そういう表現を行ってはどうか。

【上里副会長】マツ以外の植生は、ウイルソンの街道に植えられている植物としてリュウゼツランがあった気がする。街道の植生に注目して景観を復元する方法もあるのでは。ウイルソンは植物をメインにして撮影しているので、参考になる。様々な街道の植生に注意してみていくことができるはず。

【事務局】当山橋の越流について、看過できない状況だと事務局では認識している。引き続き県の河川課と協議することになる。県の文化財課とともに、どういった形で越流を緩和できるかを検討したい。

【上原会長】これは悩ましい問題である。県外・海外の類似事例を収集した上で、県へ調整するしかないかもしれない。

【文化庁】整備計画として、今後10年の計画だと思う。歴史の道の景観と風景が残されている。その保存と整備が進むことで、公開活用の側面がブラッシュアップされるだろう。以下、指摘事項を示す。

①資料2 p131 赤皿ガーの園路の仕様について。技術的な側面と遺構の真実性の側面の決着をみていない状況段階と考えられる。基本計画のなかで、ひとつの方向性を示した方がよいのではないか。転落防止柵の仕様についても同様である。遺跡の真実性を考える場合は、転落防止柵をいれる時点で区別されていると考えられる。

②資料2 p140、161 照明計画について。つける、つけないの方向性を示した方が良い。

③資料2 p143 当山の石畳道南側入口の露出か否かについて。方向性を示した方が良い。可能であれば物理的に影響する、露出の場合の園路設定、歩く場合の検討などがあるた

め、検討してほしい。また、整備イメージ図もそれとリンクしていなくてはならない。

④AR についての委員意見があったが、全国的にも行っており、その展開も考えられる。実現可能性を含んであれば、計画にないといけないため、一文書いていると良いだろう。AR はイニシャルだけではなくランニングコストも含めた実現可能性を検討しなくてはならない。安くあげる場合、アナログ AR と呼んでいるが、透明のクリアファイルに、透かして画像を印刷しておき、現地で透かして見られるような投影方法もある。

⑤資料 2 p148 植栽についての地形整備根拠に米軍地図が掲載されている。土塁状の高まりは、米軍地図を根拠とするならば、それ以外の箇所は根拠がない状態なので、根拠を詰める必要があるだろう。また、植栽は植えて満足するだけでなく、維持することが重要であり、植栽管理の位置づけも必要である。

⑥サインは、サイン計画を示して、サインプロットする方向がよい。国指定史跡の標柱をたてる方向で示す。

【上原会長】一部は実施設計での検討課題として残してきた。赤皿ガーは、遺構調査の結果、往時の姿にふさわしい形として進める。安全柵について、カーの周辺のみでもよいと考えている。当山の石畳道南側入口は、見せる方向性としてはどうか。サインは位置図を検討してはどうか。

【事務局】指摘事項を反映した計画書案を早めに取りまとめ、書面会議で調整する。

③閉会のあいさつ

【事務局】皆さんお疲れ様でした。追加で指摘等あれば、随時事務局までお知らせいただきたい。

史跡中頭方西海道及び普天満参詣道整備基本計画書

発行年: 令和5年3月

発行: 浦添市教育委員会 教育部 文化財課

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

(TEL)098-876-1234(代表)

史跡中頭方西海道及び普天満参詣道
整備基本計画書

令和5（2023）年3月 浦添市教育委員会